

斑鳩町地域防災計画

令和7年度改訂

令和8年3月

斑鳩町防災会議

目 次

第1編 総 則.....	1
第1章 計画の基本方針.....	3
第1節 目 的.....	3
第2節 計画の位置づけ.....	3
第3節 計画の基本方針.....	3
第2章 計画の目標.....	5
第1節 災害に強いまちづくりの推進.....	5
第2節 災害に備えた体制の確立.....	6
第3節 住民の防災行動力の向上.....	7
第4節 災害への適切な対応.....	8
第1 役割の明確化.....	8
第2 町地域防災計画と防災体制の充実.....	8
第3 事業の推進.....	8
第4 迅速かつ柔軟な対応.....	8
第5 法令の遵守.....	8
第5節 多様な視点を取り入れた防災対策.....	8
第3章 町域の概況.....	9
第1節 自然的条件.....	10
第1 地勢.....	10
第2 河川・水路.....	10
第3 地形・地質.....	10
第4 気象.....	12
第2節 社会的条件.....	13
第1 人口.....	13
第2 交通網.....	13

第3章	土地利用状況	13
第4章	災害の想定	15
第1節	想定災害	15
第1項	地震災害	15
第2項	風水害	16
第3項	土砂災害	16
第4項	その他災害	16
第2節	地震被害想定	17
第1項	被害想定	17
第2項	南海トラフ地震防災対策推進地域の指定	18
第3節	風水害の危険性	19
第1項	風水害の概要	19
第2項	過去の被害状況	19
第5章	防災関係機関の業務の大綱	21
第1節	地方公共団体の業務	21
第1項	斑鳩町	21
第2項	奈良県広域消防組合	22
第3項	奈良県広域水道企業団	22
第4項	奈良県	22
第2節	指定地方行政機関、指定公共機関等の業務	24
第1項	指定地方行政機関	24
第2項	陸上自衛隊第4施設団	27
第3項	指定公共機関及び指定地方公共機関	27
第4項	公共的団体・機関	28
第6章	住民、事業所の基本的責務	31
第1節	住民の役割	31
第1項	個人の役割	31
第2項	自主防災組織の役割	31
第2節	事業所の役割	32
第1項	災害予防対策	32

第2	地域への貢献	32
第3	応急対策活動への協力	32
第7章	計画の運用	33
第1節	計画の修正	33
第2節	計画の運用	33
第2編	災害予防対策	35
第1章	災害に強いまちづくり	37
第1節	まちの防災機能強化	37
第1	市街地の整備	37
第2	都市基盤施設の整備	38
第3	土木構造物の耐震対策	39
第4	ライフライン施設の災害対応力の強化	41
第5	社会資本の老朽化対策	43
第6	公共用地等の有効活用	43
第7	地籍調査の実施	43
第8	盛土等に伴う災害の防止	43
第2節	建築物等の安全対策の推進	44
第1	建築物等の耐震対策	44
第2	建築物等の防火・安全化対策	45
第3節	文化財の保護対策	47
第1	文化財の防災対策	47
第2	国宝重要文化財等の火災予防対策	47
第3	国宝重要文化財等の現況	48
第4節	風水害予防対策の推進	49
第1	河川・水路の改修	49
第2	水害防止対策	50
第3	農地・ため池防災対策	52
第4	風害防止対策	53
第5	防災知識の普及	53
第6	体制整備	54

第5節	地盤災害予防対策の推進	55
第1	土石流対策	55
第2	急傾斜地崩壊対策	55
第3	土砂災害（特別）警戒区域等における総合的な土砂災害防止対策	56
第4	大規模土砂災害防止対策	58
第5	山地災害対策	58
第6	宅地防災対策	59
第7	液状化対策	60
第6節	危険物等災害予防対策の推進	61
第1	危険物施設災害予防対策	61
第2	ガス災害予防対策	62
第3	火薬類災害予防対策	62
第4	毒物・劇物災害予防対策	62
第5	危険物等の輸送災害対策	62
第7節	廃棄物処理対策の推進	63
第8節	火葬場等の確保	64
第9節	原子力災害対策の推進	65

第2章 災害に備えた防災体制の確立 67

第1節	総合的防災体制の整備	67
第1	関係機関等との連携体制の整備	67
第2	防災訓練の実施	68
第3	人材の育成・確保	71
第4	防災中枢機能等の確保・充実	71
第5	地域防災拠点の整備・充実	72
第6	防災用資機材等の確保	73
第7	複合災害防止体制の整備	74
第8	防災に関する調査研究の推進	74
第2節	情報収集伝達体制の整備	75
第1	情報収集伝達体制の強化	75
第2	非常通信体制の強化	76
第3	緊急地震速報の活用	76
第4	通信手段の整備	76
第5	災害広報体制の整備	78
第6	安否確認及び支援情報等の提供体制の整備	79
第7	災害情報共有化の推進	79

第3節	火災予防対策の推進	80
第1	建築物等の火災予防	80
第2	林野火災予防対策	82
第4節	消防・救助・救急体制の整備	84
第1	消防力の充実	84
第2	救急・救助体制の充実	85
第3	応援体制の充実	86
第5節	応急医療体制の整備	87
第1	初期医療体制の整備	87
第2	後方医療体制の充実	88
第3	医療品等の確保	88
第4	医療情報の収集・伝達体制	88
第5	患者等搬送体制の確保	89
第6	災害医療に関する知識の普及啓発	89
第7	広域的救護活動の調整	89
第6節	防疫体制の整備	90
第7節	緊急輸送体制の整備	91
第1	陸上輸送体制の整備	91
第2	航空輸送体制の整備	93
第3	交通混乱の防止対策	94
第4	事業者との協力体制の整備	94
第8節	避難受入体制の確立	95
第1	指定緊急避難場所、避難路の選定	95
第2	指定緊急避難場所、避難路の安全性の向上	97
第3	指定避難所の選定、整備	97
第4	避難誘導体制の整備	105
第5	主要な施設における避難計画	107
第9節	孤立集落対策	109
第10節	二次災害防止体制の整備	111
第1	応急危険度判定制度の整備	111
第11節	受援体制の整備	112
第1	防災関係機関の相互応援体制の整備	112
第2	応援受入体制の整備	112
第3	災害対策基本法による応援	112
第4	ボランティア等の活動体制	113
第12節	緊急物資確保供給体制の整備	114
第1	県、町、住民の役割分担	114
第2	飲料水の確保	115
第3	食料及び生活必需品の確保	116

第4	住民における備蓄の推進	117
第5	県への報告	118
第6	食料等の備蓄率の向上	118
第13節	ライフライン確保体制の整備	119
第1	上水道（奈良県広域水道企業団）	119
第2	下水道（町、県）	120
第3	電力	121
第4	ガス	121
第5	電信電話	121
第6	ライフライン共同収容施設等	121
第7	放送施設	121
第8	住宅（町、県）	121
第14節	交通確保体制の整備	123
第1	鉄道施設	123
第2	道路施設（町、県、奈良国道事務所）	124
第15節	防災営農対策の推進	125
第1	指導体制の確立	125
第2	営農技術の確立及び普及	125
第3	畜産対策	125
第16節	地震防災緊急事業五箇年計画の推進	126

第3章 地域防災力の向上..... 129

第1節	防災意識の高揚	129
第1	住民に対する防災知識の普及啓発	129
第2	町職員に対する防災教育	131
第3	防災上重要な施設の管理者等の防災教育	132
第4	学校等における防災教育	132
第5	防火管理者の教育	134
第6	災害教訓の伝承	135
第7	企業防災の推進	135
第8	外国人に対する防災教育等の実施	136
第2節	自主防災体制の整備	137
第1	自主防災組織の育成	137
第2	事業所による自主防災体制の整備	139
第3	救助・初期消火活動の支援	140
第4	事業者や住民等との連携	140
第5	企業防災の促進	140

第6	地区防災計画の策定	141
第3節	要配慮者の安全確保	142
第1	福祉のまちづくりの推進	142
第2	在宅で介護・援助が必要な者への対策	142
第3	避難行動要支援者名簿の作成	143
第4	地域における支援体制のネットワークづくり	146
第5	社会福祉施設等における対策	147
第6	独居老人対策	149
第7	外国人・観光客への対策	149
第8	防災訓練、教育の実施	150
第9	要配慮者等向け生活用品・食料等の準備	150
第10	情報伝達体制の整備	151
第4節	帰宅困難者対策	152
第1	定義	152
第2	普及啓発	152
第3	帰宅困難者の支援体制	153
第5節	ボランティア活動環境整備・連携体制の強化	154
第1	ボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくり	154
第2	受入体制の整備	154
第3	人材の育成	155
第4	活動支援体制の整備	155
第3編	地震災害応急対策	157
第1章	初動期の応急活動	159
第1節	組織体制	159
第1	地震時の組織動員の概要	159
第2	斑鳩町防災会議	159
第3	活動体制の確立	159
第4	地震災害警戒体制	160
第5	災害対策本部の設置	161
第6	現地災害対策本部の設置	167
第7	初動体制による活動（災害対策本部設置までの対応）	167
第2節	参集体制	169
第1	参集基準	169

第2	配備方法	169
第3	福利厚生	171
第3節	情報の収集・伝達	172
第1	地震情報等の収集・伝達	172
第2	情報の収集・伝達系統	179
第3	被害状況の把握	180
第4	避難及び応急対策の実施状況の把握	185
第5	被害状況等の集約・整理等	186
第6	県及び国への報告	187
第7	通信手段の確保	189
第8	被災者の安否情報	190
第4節	災害広報・広聴対策	192
第1	災害広報	192
第2	全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達	194
第3	報道機関への情報提供等	194
第4	広聴活動の実施	195
第5節	応援の要請・受入れ及び支援体制の整備	196
第1	行政機関への応援の要請・受入れ	196
第2	消防活動に係る応援の要請・受入れ	198
第3	職員の派遣要請・受入れ	200
第4	民間との協力	201
第5	ヘリコプターの派遣要請及び受入計画	203
第6	支援体制の整備	204
第6節	自衛隊に対する災害派遣の要請依頼・受入れ	205
第1	自衛隊に対する災害派遣要請	205
第2	災害派遣部隊の受入れ	207
第3	派遣部隊の撤収要請	208
第7節	消火・救助・救急活動	209
第1	奈良県広域消防組合	209
第2	斑鳩町消防団	212
第3	救助・救急活動	212
第4	県警察	213
第5	行方不明者の捜索	214
第6	自主防災組織	214
第8節	医療救護活動	215
第1	医療情報の収集・提供活動	215
第2	医療対策	215
第3	後方医療対策	216
第4	医薬品等の調達・確保	217

第5	精神障害者対策及びメンタルヘルス対策	218
第6	保健師等による健康管理	218
第7	在宅難病患者に関する活動	218
第9節	応急避難	219
第1	避難指示等の実施	219
第2	警戒区域の設定	222
第3	避難	223
第4	避難所の開設等	225
第10節	二次災害の防止	226
第1	公共土木施設等	226
第2	建築物	229
第3	被災宅地危険度判定	230
第4	危険物等（危険物施設、高圧ガス、火薬類貯蔵所、毒物劇物施設）	230
第5	放射性物質（放射性同位元素に係る施設等）	232
第11節	緊急輸送活動・交通規制	233
第1	緊急輸送の範囲	233
第2	被害状況の把握	233
第3	陸上輸送	234
第4	航空輸送	236
第5	交通規制等	237
第12節	避難所の開設・運営	241
第1	避難所の開設	241
第2	避難所の管理・運営	243
第3	避難所の閉鎖及び縮小	248
第4	在宅避難者等への支援	248
第5	車中泊避難者への対応	248
第6	広域一時滞在	249
第2章	応急復旧期の活動	251
第1節	災害救助法の適用	251
第1	災害救助法の適用基準	251
第2	滅失世帯の算定基準	251
第3	災害救助法の適用申請	252
第4	救助の実施	252
第5	救助の応援	253
第6	救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	253
第7	救助実施状況の報告	253

第2節	緊急物資の供給	254
第1	物資の備蓄に関する県、町、住民の役割分担	254
第2	物資の調達・供給状況の報告等	254
第3	給水活動	254
第4	食料の供給	255
第5	生活必需品の供給	256
第3節	保健衛生活動	258
第1	防疫活動	258
第2	食品衛生管理	259
第3	保健維持活動	259
第4	環境保全対策	260
第5	家庭動物（ペット）の受入対策	261
第4節	要配慮者等の支援対策	262
第1	要配慮者の被災状況の把握等	262
第2	被災した要配慮者への支援活動	263
第3	外国人・観光客・帰宅困難者支援	265
第5節	ライフラインの確保	267
第1	被害状況の報告	267
第2	上水道施設（奈良県広域水道企業団）	267
第3	下水道施設（町、県）	267
第4	電力供給施設	268
第5	ガス供給施設	268
第6	電信電話施設	268
第7	鉄道施設	268
第6節	建築物・住宅応急対策	269
第1	住居障害物の除去	269
第2	被災住宅の応急修理	269
第3	被災家屋の解体	270
第4	応急仮設住宅の建設	271
第5	公営住宅等への一時入居	271
第6	民間賃貸住宅の借上げ	272
第7	住宅に関する相談窓口の設置等	272
第8	家屋の被害認定調査	272
第7節	農林関係応急対策	273
第1	農業用施設	273
第2	農作物	273
第3	畜産	273
第4	林産物	273

第8節	応急教育等	274
第1	児童、生徒等の安全確保	274
第2	緊急措置	275
第3	校園の応急対策	276
第4	応急教育の実施	276
第5	就学援助等	278
第6	給食の応急措置	278
第9節	文化財の応急対策	279
第1	災害発生のお知らせ	279
第2	被害状況の調査	279
第3	被害の拡大防止と緊急措置	279
第4	文化財の復旧	280
第10節	廃棄物の処理	281
第1	し尿処理	281
第2	ごみ処理	282
第3	がれき処理	283
第4	死亡動物対策	285
第5	廃棄物処理施設の復旧	285
第11節	遺体の捜索・処理及び埋火葬	286
第1	初期活動	286
第2	遺体の捜索	286
第3	遺体の処理	286
第4	遺体の埋火葬	288
第5	大規模災害発生時の県及び市町村等の連携	288
第12節	自発的支援の受入れ	289
第1	ボランティアの受入れ	289
第2	義援金・救援物資の受入れ及び配分	290
第3	海外からの支援の受入れ	291
第13節	社会秩序の維持	293
第1	警備活動	293
第2	住民への呼びかけ	293
第3	物価の安定及び物資の安定供給	293
第4編	地震災害復旧・復興対策	295
第1章	生活の安定	297

第1節	公共施設等の復旧・復興	297
第1	災害復旧・復興事業計画の作成	297
第2	災害復旧・復興事業計画の種類	297
第3	事業実施に伴う国の財政援助等	298
第4	留意事項	298
第2節	り災証明の発行	299
第1	被災者台帳の作成	299
第2	り災証明書の発行	299
第3節	激甚災害の指定	300
第1	激甚災害に関する調査	300
第2	激甚法に定める事業	300
第4節	被災者の生活確保	302
第1	災害弔慰金等の支給	302
第2	災害援護資金・生活資金等の貸付	303
第3	町税等の減免・徴収猶予等	303
第4	住宅の確保	304
第5節	中小企業の復興支援	306
第1	資金需要の調査	306
第2	中小企業者に対する支援制度の周知	306
第6節	農林業関係者の復興支援	306
第1	資金需要の調査	306
第2	農林業関係者に対する支援制度の周知	306
第2章	復旧・復興の基本方針	307
第1	災害復旧・復興方針の策定	307
第2	災害復旧・復興計画の策定	307
第3	復旧・復興対策体制の整備	308
第4	特定大規模災害からの復興	308
第5編	南海トラフ地震に関する防災対策推進計画	309
第1章	総 則	311

第1節	推進計画の目的	311
第2節	計画の基本方針	311
第3節	防災関係機関の業務の大綱	313
第1	地方公共団体の業務	313
第2	指定地方行政機関、指定公共機関等の業務	313
第2章	南海トラフ地震臨時情報	314
第1	地震の時間差発生による災害の拡大防止	314
第2	南海トラフ地震臨時情報の発表	314
第3	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項	316
第4	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項	317
第5	関係機関がとるべき措置	317
第3章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	319
第1	奈良県地震防災緊急事業五箇年計画	319
第2	その他	319
第4章	防災訓練計画等	320
第1	防災訓練計画	320
第2	公共施設における防災対策の充実	320
第5章	地震防災上必要な防災知識の普及計画	321
第1	町職員に対する防災知識の普及	321
第2	住民に対する防災知識の普及	321
第3	学校教育における地震防災上必要な防災知識の普及計画	322
第4	防災上重要な施設管理者に対する防災知識の普及	322
第6章	地域防災力の向上に関する計画	323

第1	自主防災組織の災害対応能力の向上	323
第2	事業所等の災害対応能力の向上	323

第7章 広域かつ甚大な被害への備え..... 324

第1	建築物の耐震性の確保	324
第3	長周期地震動対策	325
第4	斜面崩壊、液状化対策	325
第5	時間差発生による災害の拡大防止	325
第6	相談窓口の設置	325
第7	帰宅困難者対策	326
第8	文化財保護対策	326

第6編 風水害応急対策..... 327

第1章 災害警戒期の活動..... 329

第1節	気象予警報等の収集・伝達	329
第1	情報の収集	329
第2	情報の伝達系統	339
第2節	組織体制	343
第1	斑鳩町防災会議	343
第2	活動体制の確立	343
第3	風水害等警戒体制	344
第4	災害対策本部の設置	344
第5	現地災害対策本部の設置	351
第6	初動体制による活動（災害対策本部設置までの対応）	351
第3節	動員体制	353
第1	動員人員	353
第2	動員方法	354
第3	福利厚生	357
第4節	警戒活動	358
第1	水防活動	358
第2	土砂災害警戒活動	358
第3	ライフライン・交通等警戒活動	359

第5節	応急避難	361
第1	高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保	361
第2	高齢者等避難の指示	362
第3	避難指示等	363
第4	警戒区域の設定	369
第5	避難	370
第6	避難所の開設等	371
第2章	災害発生後の活動	374
第1節	情報の収集・伝達	374
第1	気象予警報等の収集・伝達	374
第2	情報の収集・伝達系統	374
第3	被害状況の把握	375
第4	避難及び応急対策の実施状況の把握	380
第5	被害状況等の集約・整理等	381
第6	県及び国への報告	381
第7	通信手段の確保	387
第8	被災者の安否情報	388
第2節	災害広報・広聴対策	390
第3節	応援の要請・受入れ及び支援体制の整備	390
第4節	自衛隊に対する災害派遣の要請依頼・受入れ	390
第5節	消火・救助・救急活動	390
第6節	医療救護活動	390
第7節	二次災害の防止対策	390
第8節	緊急輸送活動・交通規制	390
第9節	避難所の開設・運営	390
第3章	災害復旧期の活動	392
第1節	災害救助法の適用	392
第2節	緊急物資の供給	392
第3節	保健衛生活動	392
第4節	要配慮者等の支援対策	392
第5節	ライフラインの確保	392
第6節	建築物・住宅応急対策	392

第7節	農林関係応急対策	392
第8節	応急教育等	393
第9節	文化財の応急対策	393
第10節	廃棄物の処理	393
第11節	遺体の収容・処理及び埋火葬	393
第12節	自発的支援の受入れ	393
第13節	社会秩序の維持	393

第7編 その他災害応急対策..... 394

第1章 大規模火災..... 396

第1節	警戒活動	396
第1	火災警報	396
第2	火災発生状況の把握	396
第3	住民への周知	396
第2節	応急対策	397
第1	林野火災応急対策	397
第2	密集市街地等その他火災応急対策	399
第3	人命救助活動	401
第4	消防活動に係る応援の要請・受入れ	401

第2章 突発重大事故等..... 404

第1節	突発重大事故等の種類	404
第1	航空機墜落事故	404
第2	旅客列車の衝突転覆事故	404
第3	大規模な自動車事故	404
第2節	応急対策	405
第1	連絡体制	405
第2	応急対策の実施	405
第3節	原子力災害応急対策	406
第1	広報・相談活動の実施	406
第2	県外からの避難者の受入れ	406

第8編	風水害等災害復旧・復興対策.....	408
第1章	生活の安定.....	410
第1節	公共施設等の復旧.....	410
第2節	り災証明の発行.....	410
第3節	激甚災害の指定.....	410
第4節	被災者の生活確保.....	410
第5節	中小企業の復興支援.....	410
第6節	農林業関係者の復興支援.....	410
第2章	復旧・復興の基本方針.....	412
第1節	災害復旧・復興方針の策定.....	412
第2節	災害復旧・復興計画の策定.....	412
第3節	体制の整備.....	412

第1編 総則

第1章 計画の基本方針

第1節 目 的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づいて、斑鳩町（以下「町」という。）の町域における災害に対処するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関し斑鳩町防災会議が定める計画であって、町と町域内の公共的団体（以下「関係機関」という。）等が処理すべき事務又は業務の大綱を定めることによって、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、町域及び住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共福祉の確保に資することを目的とする。

第2節 計画の位置づけ

この計画は、国が定める防災基本計画に基づき、指定地方行政機関、指定公共機関等が定める防災業務計画、奈良県が定める地域防災計画など各種計画と整合を図りつつ、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき知事が実施する災害救助事務を包含する計画であり、町域内で発生するおそれがある災害に備えた防災対策の基本方針を示す総合的計画である。

第3節 計画の基本方針

- 東日本大震災の経験を踏まえ、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であり、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、防災機関がとるべき災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本的事項等を中心に定めるものであり、これに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努める。
- より厳しい事態を想定した対策を講じる。
- 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせた予防対策を推進する。
- いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、公助として、防災関係機関がそれぞれ果たすべき役割を的確に実施していく必要がある。あわせて、住民一人ひとりが防災に対する意識を高め、自らの命、安全、財産等を自ら守る「自助」、住民等の協働による組織・団体が積極的に地域を守る「共助」、公的機関が援助等を行う「公助」の理念に基づいた社会の構築を推進する。
- 企業・組織の事業継続や供給網の管理、保険制度や相互支援の取組等を通じて、災害リスクに

したたかな市場の構築を推進する。

- 迅速かつ正確な情報収集・伝達・共有を可能とする平時からの備え・訓練を行い、的確に状況を把握・想定し、適時に判断・対応できるようにする。
- 被災者のニーズの変化や多様性に柔軟かつ機敏に対応する。
- 被災地域の特性を踏まえ、よりよい地域社会をめざした復旧・復興対策を推進する。
- 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により防災力の向上を図るため、防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者、避難支援等関係者などの参画を拡大し、男女共同参画や性的マイノリティその他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する。なお、避難支援等関係者とは、一人で避難することのできない高齢者や障害者と日常から関わる者で、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織、地域に根差した幅広い団体等のことをいう。
- 令和2年における新型コロナウイルス感染症流行の経験を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。
- 複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化すること）に備えた対策を推進する。

第2章 計画の目標

今後、起こり得る災害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行うとともに、一つの災害が他の災害を誘発し全体としての災害を大きくすることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じる。

第1節 災害に強いまちづくりの推進

- 近い将来に極めて高い確率で発生するとされている南海トラフ巨大地震や直下型地震、大規模風水害などに対して、平成7年1月の阪神・淡路大震災や平成23年3月の東日本大震災、平成28年4月の熊本地震、令和6年1月の能登半島地震など近年発生した大規模災害を教訓とし、防災対策の充実・強化が求められている。
- 町をはじめ関係機関は、市街地の耐震化・不燃化、都市基盤施設の防災機能の強化、防災空間の確保など都市の防災機能の強化を図り、災害に強い安全なまちづくりを計画的に推進する。
- 町は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。
- 災害の発生を防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小限に抑える「減災」の考え方を防災の基本とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視しながら、様々な対策を組み合わせる必要がある。そこで、自然災害対策においては、防ぎよ施設によるハード対策で人命財産を守ることに加えて、ハード対策の水準を上回るような最大クラスの自然現象に対しては、住民の生命を守ることを最優先として、避難対策や住民への啓発等のソフト対策とハード対策を組み合わせた「多重防ぎよ」で対応する。さらに、企業・組織の事業継続や供給網の管理、保険制度や相互支援の取組等を通じて、災害リスクに対応できる社会基盤の構築を推進する。

第2節 災害に備えた体制の確立

○町をはじめ関係機関は、迅速かつ正確な情報の収集・伝達・共有及び総合的な防災対策を推進するため、平時から防災に係る組織体制の整備・充実を図るとともに、災害時の災害対策活動を迅速かつ的確に実施できる組織体制、職員の配備体制及び参集体制を災害規模に応じて整備する。

○町は、自らの対処能力が不足した場合、県、防災関係機関、他の地方公共団体からの支援や、NPO、ボランティア、企業・団体等の協力を得ながら十分に対応できるよう、連絡先の共有の徹底等の実効性の確保に基づく体制整備に努めるとともに、広域的な応援・受援体制の強化・充実を図る。

○町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、退職者の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。

○町の防災関係機関は、他の関係機関と連携のうえ、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）について、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

○町は、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応にあたる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

○町及び防災関係機関は、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の推進を図る。デジタル化にあたっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努める。

また、限られた人員でも効率的に、激甚化・頻発化する災害に対応できるようにするため、災害時の情報収集、孤立地域対策、避難所の環境改善といった様々な場面においてデジタル等新技術の活用を推進する。この際、ドローンや衛星通信を活用したインターネット機器や、高付加価値コンテナの活用による被災地支援など、災害対応上有効と認められるデジタル等新技術の活用場面や効果的な活用方法について、前向きかつ幅広く検討を進めるとともに、実災害時に適切に活用できるよう、平時から職員の操作能力の向上や新技術を保有する関係団体・民間事業者等との連携強化を図る。

○町は、平時から、被災者支援のしくみを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援のしくみの整備等に努める。

第3節 住民の防災行動力の向上

- 住民自らが「自らの地域と自らの命は自らが守る」という防災の原点に立ち、平時から被害の軽減を図るための措置や食料の備蓄等を自発的に行わなければならないことを理解してもらうため、町をはじめ関係機関が行う防災対策には限界があることを示し、地域の防災情報の提供や防災知識の普及による住民の防災意識の高揚を図る。
- 住民が自らの命と生活を守れるような力をつけることを後押しするとともに、住民主体の組織・団体等が積極的に地域を守れるような社会を構築する。
- 大規模災害発生直後は、行政の対応能力には限界があり、被害を軽減するには地域の助け合いである共助が重要であることから、住民は、自主防災組織を結成し、自分の住む地域を守るための取組を積極的に進めていく。
- 町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

第4節 災害への適切な対応

第1 役割の明確化

災害時における町及び関係機関・住民・事業所の防災上の役割を明確にし、その周知徹底を図ることによって災害に備える。

第2 町地域防災計画と防災体制の充実

町及び関係機関は、この計画をより現状に即したものとするため常に検討を加え、各種災害に対応した総合的な防災体制の確立及び連携の強化を図る。

第3 事業の推進

災害に強い安全なまちづくりを総合的に推進するため、避難場所・避難路の整備、消防施設の整備、学校等の耐震化、防災行政無線の整備等については、地震防災緊急事業五箇年計画に基づき整備を進める。

第4 迅速かつ柔軟な対応

被災者ニーズの変化や多様性に柔軟かつ機敏に対応するとともに、地域特性を踏まえたより良い復旧・復興対策を行う。

第5 法令の遵守

災害対策基本法や斑鳩町災害対策本部条例など関係法令を遵守し、災害に対する的確な対処を推進する。

第5節 多様な視点を取り入れた防災対策

要配慮者など支援を必要とする人、年齢・性別・障害の有無、地域特性など多様な視点を取り入れた防災を推進するとともに、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者等の参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する。

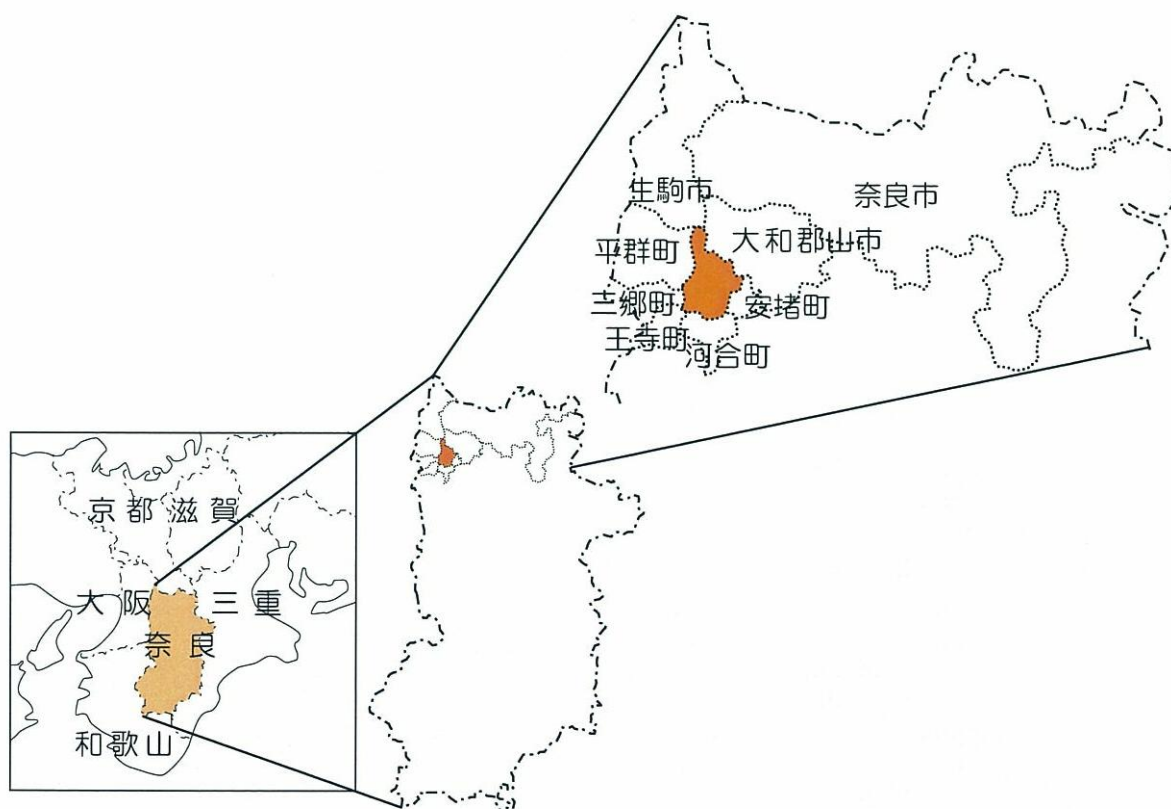
第3章 町域の概況

斑鳩町は、奈良県西北部に位置し、大和平野の西北端から南へ広がる、東西4.4km・南北6.4kmのまちで、中心部は北緯34度36分、東経135度44分に位置している。

人 口	27, 587人※		
面 積	14. 27km ²		
地 勢	位置	東経 135° 44′ 北緯34° 36′	
	範囲	東西 4. 4km 南北6. 4km	
	海拔	北部丘陵地域200～300m 南部平地帯48m前後	

※令和2年国勢調査

■位置図



第1節 自然的条件

第1 地勢

斑鳩町は、大和平野の西北端から矢田丘陵の南端にわたって位置する。古くは法隆寺を中心に古代、中世に集落が形成され、農業地域として発展し、昭和30年代後半からは、高度成長期を契機として都市化が進み大阪のベッドタウンとして発展してきた。

第2 河川・水路

河川は7本の1級河川があり、町の南端を大和川が東から西に流れ、富雄川とその支流の秋葉川、三代川とその支流のイツボ川及び服部川、竜田川が大和川に注ぐ。河川改修はコンクリートブロックによる護岸整備が進められているが、未改修部分が多く残っている。

第3 地形・地質

1 地形

斑鳩町の地形は低地、緩扇状地、台地・丘陵地に大別できる。

(1) 低地

町域の約2割を占める低地は、大和川沿いの奈良盆地中央部氾濫原と生駒谷の谷底平野である。奈良盆地中央部氾濫原は、大和川の氾濫原であり、奈良盆地全体からみて当町域は、最低部に属し標高は40m以下である。生駒谷は竜田川が丘陵地・段丘を開析する樹枝状の谷に沿う狭く細長い沖積平坦地である。両河川の流路沿いには自然堤防状の微高地や旧河道が見られ、流路の変化や洪水時の堆積作用を示唆している。ただし、竜田川沿いの旧河道は人工的な瀬替えによるものである。古くから自然堤防に限り住居として、その他は主に水田として利用されていた。

しかし、近年の都市化に伴い広範囲にわたって低地の盛土、ため池の埋立てにより住宅地・工業用地として利用されている。

(2) 緩扇状地

町域の約4割を占める緩扇状地は、丘陵地・低地間の富雄川緩傾斜扇状地である。この緩扇状地は、大和郡山市の市街地西部の丘陵末端付近を扇頂に旧富雄川によって形成され、奈良盆地中央部氾濫原との間に微妙な傾斜の変換をしめしている。法隆寺駅から服部、小吉田付近ではその境界は比較的明瞭である。この緩扇状地にも自然堤防状の微高地や旧河道が見られ、流路の変化や洪水時の堆積作用を示唆している。また、矢田丘陵南縁部には法隆寺をのせる低位段丘が発達し、竜田川沿いで比高10m程度をしめしている。これは、松尾山断層ないしは大和川断層帯の断層活動に関連して変位したものと考えられる。

近年の都市化に伴って緩扇状地は、住宅地、工業用地として利用されているが、低位段丘部分では比較的人工改変は少ない。

(3) 台地・丘陵地

町域の約4割を占める台地・丘陵地は、生駒谷と矢田丘陵である。生駒谷は、生駒山地東斜面と矢田丘陵の西縁を限る断層崖にはさまれた南北に長い構造谷地形で、大阪層群よりなる小起伏丘陵地と竜田川及び天野川の谷底平野から構成される。本町域の生駒谷は、竜田川ネオポリス付近で丘陵地を刻んで峨瀬と呼ばれるV字型の峡谷をなし、下流の龍田西付近で段丘状を呈している。

矢田丘陵は、富雄川と生駒谷に挟まれた南北に連なる起伏量100～200mの大起伏丘陵地であり、主稜線付近に小起伏の準平原が発達していることが地形的特徴である。この準平原の一部には僅かに礫層の大阪層群下部層がみられることから第四紀以降の地殻変動（六甲変動）で隆起したと考えられる。また、丘陵地を北東－南西方向に通る松野山断層によって周辺部は切断され、小起伏丘陵になっている。

ここでも都市化に伴い小起伏丘陵で住宅団地、ゴルフ場の造成が行われている。特に生駒谷は住宅地として造成され、元地形は三室山の一部が残る程度である。

2 地質

(1) 低地・緩扇状地（沖積層）

低地・緩扇状地の地質は沖積層の礫・砂・泥である。この地域の層厚は3m程度で堆積物は未固結～半固結で細・中粒砂～シルト～粘土の互層からなり、比較的泥質である。泥がち堆積物は大和平野に広く分布し、旧河川の自然堤防外の滞水域で形成されたとみられる。シルトないし泥がちであるが、砂層・泥炭層を挟む。

この泥炭層は深度0.5m～10m以上に分布し、薄いところで0.1m、最も厚いところで2mに達する。現在は地下水位面下にあるが、地下水位の低下によっては本層が収縮し、地盤沈下や差別沈下のおそれがある。構成年代は、基盤の大阪層群に弥生時代の遺構が分布することから、この地域の沖積層は弥生時代以降のものである。

(2) 台地（大阪層群相当層）

台地の地質は、大阪層群相当層である佐保累層とよばれる。佐保累層は粘土・砂の互層よりなるが、最下部は藤原層群に由来する凝灰質泥岩の小円礫が多く、上部へ移るにつれて砂・粘土の互層に変わるが連続性に乏しい。本層は大阪層群Ma1に対比されている海成粘土層とピンク火山灰に対比される火山灰層をはさむことから大阪層群下部と考えられ、構成年代は第四紀更新世又は第三紀鮮新世である。また、この地域の大阪層群は沖積層底部に伏在し亜炭と称する草炭層が発掘されている。

(3) 丘陵地（領家複合岩類）

丘陵地の地質は領家複合岩類である。領家複合岩類は、花崗岩類、閃緑岩類、片麻岩類によって構成されており、その大部分は花崗岩類によって占められる。この地域の領家複合岩類は花崗岩と密接に関係して表れる片麻状構造ないし線状構造を示す片麻岩類で占められる。片麻岩類は、花崗岩より多少風化しやすい傾向を持ち、松尾山西方に風化により生じた荒地（バットランド）がみられる。

これらの火成岩類・変成岩類の形成時期は明確でないが、構成年代は古生代末から白亜紀

にかけてのある時期とみなされている。

また、丘陵主稜線付近に小起伏面が発達し、僅かに礫層の大阪層群下部層がみられる。

資料1-1-1 地形区分図

第4 気象

気候は一般的に温和で、降水量も比較的少ないという奈良盆地の特色を示し、気温は年平均15～16℃であり、1～2月は寒く日最低気温が0℃を下回る日が半数ほどみられる。降水量は年間1,400mm弱であり、月別では梅雨期の6月、台風期の9月に多く、7月には低気圧を伴った豪雨もみられる。

第2節 社会的条件

第1 人口

本町の人口は、令和2年の国勢調査では、人口27,587人、世帯数10,891世帯で、一世帯あたり人口は2.5人、人口密度は1,933.2人/km²である。

昭和22年斑鳩町誕生当時10,870人であった人口は、昭和35年頃から大規模な団地造成が始まったことにより昭和55年頃まで急激に増え続け、平成12年まで微増傾向で推移していたが、その後は微減傾向で推移している。

総人口における65歳以上の人口は昭和50年に8.2%に達し、以来高齢化は急速に進み、令和2年では30.4% (8,393人)の比率を占めている。

第2 交通網

本町では国道25号、168号の2本の国道と県道が広域的幹線として町と周辺地域を結び、町道が町内を結んでいる。また、鉄道ではJR関西本線が大阪、奈良と連絡し、町内にはJR法隆寺駅がある。

第3 土地利用状況

本町は樹林地、農地、市街地のバランスがよくとれた状況となっている。樹林地は原則として保全され、農地も市街化調整区域にあるものは保全されている。また、法隆寺が世界文化遺産に指定され、観光地周辺の整備が行われている。

市街地では斑鳩の里にふさわしい都市景観の形成に努めている。

このように歴史的環境や田園地域としての伝統と住宅都市としての機能を合わせもった個性あるまちづくりが進められている。

第4章 災害の想定

計画の作成にあたっては、町における地勢、地盤・地質特性、気象等の自然的条件に加え、人口、土地利用の現況等の社会的条件及び過去に発生した各種災害を勘案し、町において発生するおそれがある災害を想定し、これを基礎とした。

第1節 想定災害

第1 地震災害

1 想定地震

県が平成16年10月に公表した「第2次奈良県地震被害想定調査報告書」では、8つの内陸型地震と5パターンの海溝型地震が想定されている。

2 想定時期

地震の想定時期は下記のとおりとし、各被害想定項目についての最悪の事態を想定している。

予測時期：冬早朝5時（全被害）

冬夕刻6時（火災被害）

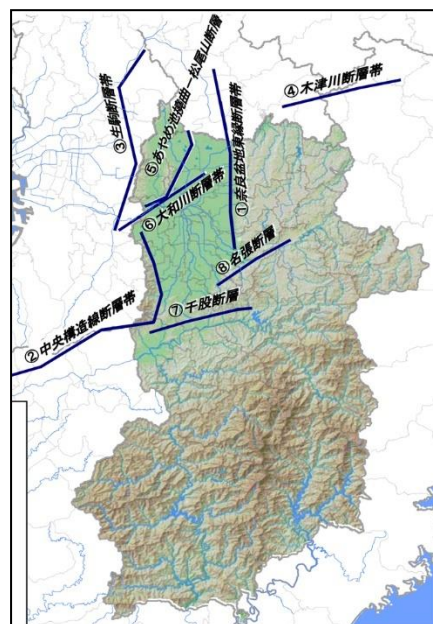
風 速：10m/秒（火災被害）

■内陸型地震（8断層）

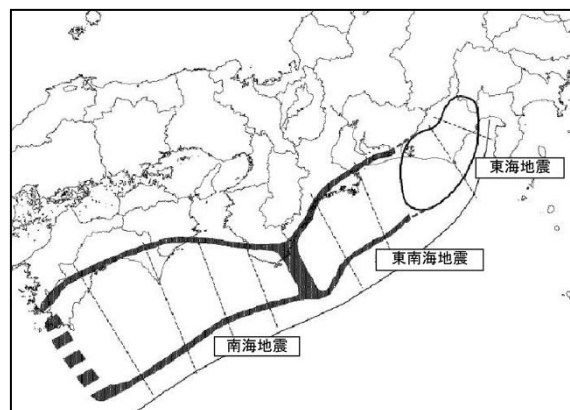
対象地震	断層の長さ (km)	想定 マグニチュード
①奈良盆地東縁断層帯	35	7.5
②中央構造線断層帯	74	8.0
③生駒断層帯	38	7.5
④木津川断層帯	31	7.3
⑤あやめ池撓曲-松尾山断層	20	7.0
⑥大和川断層帯	22	7.1
⑦千股断層	22	7.1
⑧名張断層	18	6.9

■海溝型地震（5パターン）

対象地震	想定 マグニチュード
①東南海・南海地震同時発生	8.6
②東南海地震	8.2
③南海地震	8.6
④東海・東南海地震同時発生	8.3
⑤東海・東南海・南海地震同時発生	8.7



■内陸型地震の起震断層位置図



■海溝型地震の想定震源域位置図

資料1-1-2 斑鳩町の地震環境

第2 風水害

本町における風水害の主要な要因としては、梅雨期と台風期の豪雨、また近年は、局所的・突発的な豪雨や竜巻など予測困難な気象現象なども挙げられる。

水害には、地区の降水の排水が悪いため冠水する内水災害と、河川などの堤防が決壊して発生する外水災害がある。

第3 土砂災害

本町では土砂災害防止法（土砂災害（特別）警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）に基づく土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流）や山地災害危険地区に指定されている箇所があり、豪雨等により災害が発生する可能性がある。なお、土砂災害（特別）警戒区域（地すべり）はない。

■山地災害危険地区（令和7年2月現在）

種 別	箇所数
山腹崩壊危険地区	9箇所
地すべり危険地区	0箇所
崩壊土砂流出危険地区	4箇所
計	13箇所

■土砂災害（特別）警戒区域（令和7年10月現在）

種 別	箇所数
土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）	8箇所
土砂災害警戒区域（土石流）	16箇所
計	24箇所
土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）	8箇所
土砂災害特別警戒区域（土石流）	14箇所
計	22箇所

資料2-1-8 山地災害危険地区
資料2-1-9 土砂災害（特別）警戒区域

第4 その他災害

- 1 密集市街地等における大規模火災
- 2 危険物の爆発等による災害
- 3 航空機、鉄道、道路等による災害

第2節 地震被害想定

第1 被害想定

本町に及ぼす地震による被害は次のように想定される。

		内陸型								海溝型					
		① 奈良盆地東縁断層帯	② 中央構造線断層帯	③ 生駒断層帯	④ 木津川断層帯	⑤ あやめ池撓曲―松尾山断層	⑥ 大和川断層帯	⑦ 千股断層	⑧ 名張断層	① 東南海・南海地震同時発生	② 東南海地震	③ 南海地震	④ 東海・東南海地震同時発生	⑤ 東海・東南海・南海地震同時発生	
最大震度		7	7	7	6強	7	7	6強	6強	5強	5強	5強	5強	5強	
死者	人	146	152	161	51	157	156	53	52	0	0	0	0	0	
	%	0.5	0.5	0.6	0.2	0.5	0.5	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
負傷者	人	360	372	384	424	376	376	417	420	6	1	1	1	6	
	%	1.3	1.3	1.3	1.5	1.3	1.3	1.5	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
住家全壊	棟	3,302	3,438	3,563	1,053	3,552	3,559	1,081	1,067	14	3	3	3	14	
	%	23.9	24.9	25.8	7.6	25.7	25.8	7.8	7.7	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	
住家半壊	棟	1,995	1,988	1,937	2,125	1,947	1,946	2,174	2,133	12	3	3	3	12	
	%	14.4	14.4	14.0	15.4	14.1	14.1	15.7	15.4	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	
焼失棟数	棟	414	443	456	367	443	443	385	365	0	0	0	0	0	
	%	3.0	3.2	3.3	2.7	3.2	3.2	2.8	2.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
避難人口 (一週間後)	人	9,236	9,233	9,243	6,667	9,238	9,242	6,139	6,080	62	15	15	15	62	
	%	32.3	32.3	32.4	23.3	32.3	32.4	21.5	21.3	0.2	0.1	0.1	0.1	0.2	
断水(直後)	世帯	9,344	9,344	9,344	5,517	9,344	9,344	5,658	5,589	1,559	2	148	2	1,559	
	%	100.0	100.0	100.0	59.0	100.0	100.0	60.6	59.8	16.7	0.0	1.6	0.0	16.7	
停電(直後)	世帯	9,400	9,400	9,400	9,400	9,400	9,400	9,400	9,400	350	75	75	75	350	
	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	3.7	0.8	0.8	0.8	3.7	
都市ガス供給 支障(直後)	戸	2,110	2,110	2,110	2,110	2,110	2,110	2,110	2,110	97	21	21	21	97	
	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	4.6	1.0	1.0	1.0	4.6	
液状化	PL値=0	%	46.3	46.3	46.3	46.3	46.3	46.3	46.3	78.4	78.4	78.4	78.4	78.4	
	0超5以下	%	0.5	0.5	0.5	42.7	0.5	0.5	51.8	48.2	6.9	19.7	19.7	6.9	
	5超10以下	%	32.6	44.0	15.1	11.0	25.7	15.1	0.5	4.1	9.6	0.9	0.9	9.6	
	10超15以下	%	19.3	7.8	36.7	0.0	26.1	36.7	1.4	1.4	4.1	0.9	0.9	0.9	4.1
	15超	%	1.4	1.4	1.4	0.0	1.4	1.4	0.0	0.0	0.9	0.0	0.0	0.0	0.9

※人口総数はH12国勢調査(28,566人)より

※建築総棟数はH14固定資産台帳(13,814棟)より

※断水の総数は、H12国勢調査の一般世帯数(9,344世帯)より

※停電の総数は、H12国勢調査の総世帯数(9,400世帯)より

※都市ガスの総数は、都市ガス供給戸数(2,110戸：H15.4.1現在)より

※冬早朝5時(全被害)、冬夕刻6時(火災被害)

第2 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定

南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成14年7月に南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が制定され、同法第3条第1項の規定に基づき、本町は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された。

【参考】南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等及び被害想定

南海トラフの巨大地震については、内閣府に平成23年8月に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」（以下、モデル検討会）において、科学的知見に基づき、南海トラフの巨大地震対策を検討する際に想定すべき最大クラスの地震・津波の検討を進め、平成24年3月31日に第一次報告として、震度分布・津波高（50mメッシュ）の推計結果を取りまとめている。

モデル検討会では、第二次報告として、10mメッシュによる津波高及び浸水域等の推計結果を取りまとめた。

一方、中央防災会議防災対策推進検討会議のもとに平成24年4月に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」（以下、対策検討WG）において、南海トラフ巨大地震を対象として具体的な対策を進め、特に津波対策を中心として実行できる対策を速やかに強化していくことが重要との認識の下、当面取り組むべき対策等を取りまとめた中間報告を7月19日に策定した。

また、対策検討WGでは、並行して被害想定手法等について検討を進め、第一次報告として、建物被害・人的被害等の推計結果が取りまとめられている。

■最大クラスの地震・津波

- 平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震で得られたデータを含め、現時点の最新の科学的知見に基づき、発生し得る最大クラスの地震・津波を推計したものである。
- この「最大クラスの地震・津波」は、現在のデータの集積状況と研究レベルでは、その発生時期を予測することはできないが、その発生頻度は極めて低いものである。

■最大震度

- 震度は、市町村別に示されており、斑鳩町では最大震度6強とされている。

■被害想定

- 被害想定では、時間帯3シーン（冬・深夜、夏・昼、冬・夕）と平均風速と風速8m/sの2ケースを設定し、合計6ケースで推計している。
- その推計結果は、都府県別に示されており、奈良県で最大となるケースの死者数、負傷者数、全壊棟数は以下のようなものである。
- 死者数：約1,700人（冬・深夜、風速8m/s）
- 負傷者数：約18,000人（冬・深夜、風速8m/s）
- 全壊棟数：約47,000棟（冬・夕方、風速8m/s）

第3節 風水害の危険性

第1 風水害の概要

大和川流域は歴史的にみても数多くの水害が起きてきた地域である。これまで斑鳩町に大きな被害をもたらした風水害は、台風、梅雨前線及び台風崩れの低気圧に伴う暴風雨、集中豪雨によるものが多い。

町域の大和川、富雄川、竜田川は天井川で、特に大和川は町側の右岸堤防が低くたびたび氾濫したと考えられるが、近年、国土交通省及び県の管理河川になり改修が進み外水氾濫の危険性は少なくなった。一方、町域には旧河道、後背低地などの一般面より低い土地が見られ集中豪雨等によりこれらの低地で内水が排水しきれず、家屋の浸水、田畑の冠水を及ぼすことがある。

第2 過去の被害状況

斑鳩町の主な風水害として、昭和24年ヘスター台風、昭和27年集中豪雨、昭和43年集中豪雨、昭和57年の台風10号・低気圧があるが、近年被害の大きかったのは昭和57年の災害である。

台風10号の影響で8月1日0時頃から雨が降り始め、夕方をピークに2日未明に降り止んだものの、同日夜半頃から再び台風9号崩れの低気圧により降り始め3日12時頃まで続いた。この降雨により、台風10号の降雨に追い打ちをかけるかたちになり、町内各地で内水氾濫、西里で山崩れなどの被害が発生した。斑鳩町では1日19時30分に災害対策本部が設置された。この災害で14地区1,270世帯5,080人が避難場所5か所に避難した。

また、平成12年7月4日には、高安地域において富雄川右岸にて越水し、高安西団地周辺が床上浸水した。

資料1-1-3 水害履歴図

第5章 防災関係機関の業務の大綱

町及び関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、次にあげる事務又は業務について、総合的かつ計画的に防災対策を実施することによって、災害に対する危機管理機能の向上に努める。

斑鳩町にかかる防災に関し、本町、奈良県広域消防組合、県、県警察、自衛隊、本町地域管轄の指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他公共的団体の処理すべき事務又は業務大綱は、おおむね次のとおりである。

第1節 地方公共団体の業務

第1 斑鳩町

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
斑 鳩 町	1. 防災会議に関する事務 2. 気象予警報等の伝達 3. 防災知識の普及 4. 地域住民による自主防災組織等の育成及び防災資機材の整備 5. 防災訓練・避難訓練の実施 6. 防災活動体制・通信体制の整備 7. 消防力・消防水利等の整備 8. 救急・救助体制の整備 9. 危険物施設等の災害予防 10. 公共建築物・公共施設の強化 11. 都市の防災構造の強化 12. 避難計画の作成及び避難所等の整備 13. ボランティア活動支援の環境の整備 14. 要配慮者の安全確保体制の整備 15. 食料、飲料水、生活必需品の備蓄 16. 防疫予防体制の整備 17. 廃棄物処理体制の整備 18. 火葬場等の確保体制の整備	1. 災害対策本部に関する事務 2. 災害対策要員の動員 3. 早期災害情報・被害状況等の報告 4. ヘリコプターの受入準備 5. 災害広報 6. 消防、救急救助、水防等の応急措置 7. 被災者の救出・救難・救助等 8. ボランティアの活動支援 9. 要配慮者の福祉的処遇 10. 避難の指示 11. 避難所の設置・運営 12. 災害時における交通・輸送の確保 13. 食料、飲料水、生活必需品の供給 14. 危険物施設の応急対策 15. 防疫等応急保健衛生対策 16. 遺体の搜索、火葬等 17. 廃棄物の処理及び清掃 18. 災害時における文教対策 19. 復旧資材の確保 20. 被災施設の応急対策 21. 義援金の募集活動の支援	1. 被災施設の復旧 2. 義援金の配分の支援 3. その他法令及び町地域防災計画に基づく復旧・復興対策の実施

第2 奈良県広域消防組合

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
奈良県広域 消防組合	1. 消防に関する施設・組織の 整備及び訓練 2. 災害危険箇所の警戒巡視 3. 消防思想の普及	1. 消防、水防、その他の応急対策 2. 被災者の救難、救助、その他 の保護 3. 災害に関する情報の収集及 び伝達 4. 消防団の指揮、指導	

第3 奈良県広域水道企業団

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
奈良県広域 水道企業団	1. 水道施設の防災対策	1. 水道の被害情報の収集及び町 への報告連絡 2. 災害時における水道水の供給 確保	1. 水道施設の応 急給水及び応急 復旧の実施

第4 奈良県

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
奈良県警察本部 (西和警察署)	1. 危険箇所等の実態把握と基 礎資料の整備 2. 災害警備に必要な装備・資 機材の整備充実 3. 道路実態の把握と交通規制 の策定 4. 防災訓練の実施 5. 災害に関する住民等に対す る啓発及び広報活動	1. 被害の実態把握 2. 被災者の救助救護及び被害 の拡大防止 3. 行方不明者の搜索 4. 危険区域内の居住者、滞在 者その他の者に対する避難 の指示及び誘導 5. 死体の調査等及び検視 6. 緊急交通路の確保等被災地 及びその周辺の交通規制 7. 被災地、避難場所等におけ る犯罪の予防検挙 8. 広報活動 9. 関係機関の行う災害復旧活 動に対する救助活動	1. 交通情報の収 集・伝達及び交 通規制 2. 交通信号施設 等の復旧 3. 防災関係機関 の行う災害復旧 活動に対する救 助活動
奈 良 県 (郡山土木事務所)	1. 防災に関する組織の整備・ 改善 2. 防災に関する知識の普及・ 教育及び訓練の実施 3. 都市整備、治水、砂防、治 山等災害に強い県土づくり の推進 4. 災害危険箇所の災害防止対 策 5. 防災に関する施設・設備の 整備、点検 6. 災害応急対策又は復旧に必 要な物資・資材の備蓄、整備、 点検 7. 県防災行政通信ネットワー クの整備、運用、点検 8. 消防防災ヘリコプターの運 用、点検	1. 被害規模の早期把握、情報 の迅速な収集・伝達及びその ための通信手段の確保 2. 活動体制の確立、他機関との 連携による市町村応援態勢の 確立 3. 災害救助法の運用 4. 消火・水防等の応急措置活動 5. 被災者の救助・救急及び医 療措置の実施 6. 保健衛生、廃棄物処理に関 する措置 7. 緊急輸送体制の確保 8. 緊急物資の調達・供給 9. 災害を受けた児童、生徒の 応急教育 10. 施設、設備の応急復旧 11. 県民への広報活動	1. 被災地域の復 旧・復興の基本 方針の決定と事 業の計画的推進 2. 民生の安定化 策の実施 3. 公共施設の早 期復旧等、災害 復旧対策の実施 4. その他法令及 び奈良県地域防 災計画に基づく 災害復旧・復興 対策の実施 5. 義援金の受入・ 配分等に関する 計画

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
	9. 国、他都道府県、防災関係機関との相互連携体制の整備 10. 自主防災組織等の育成支援 11. ボランティア活動の環境整備 12. 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善 13. 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成の実施 14. その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害予防の実施	12. ボランティア、義援物資の適切な受入 13. その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害応急対策の実施	
(郡山保健所)	1. 初期医療救護体制の整備 2. 後方医療体制の整備 3. 医薬品等の確保体制の整備 4. 精神障害者、在宅難病患者対策等の体制整備 5. 防疫予防体制の整備	1. 医療ボランティアに関する こと 2. 防疫等応急保健衛生対策 3. その他医療衛生に関する こと	1. 被災医療、保健衛生施設の復旧

第2節 指定地方行政機関、指定公共機関等の業務

第1 指定地方行政機関

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
近畿管区警察局	1. 近畿管内広域緊急援助隊の合同警備訓練の実施 2. 管内各府県警察に対する災害対策の指導・調整	1. 警察災害派遣隊の派遣に関する調整 2. 他管区警察局との連携 3. 関係機関との協力 4. 情報の収集及び連絡 5. 警察通信の運用	
近畿総合通信局	1. 災害時に備えての電気通信施設の高度化、整備の促進及び電波の監理 2. 非常通信協議会の指導育成 3. 情報伝達手段の多様化・多重化の促進	1. 災害時における通信手段の確保 2. 災害対策用移動通信機器等の貸出し	
近畿財務局 奈良財務事務所			1. 災害復旧事業費査定の立会 2. 金融機関に対する緊急措置の指導要請 3. 地方公共団体に対する単独災害復旧事業費（起債分）の審査及び災害融資 4. 地方公共団体に対する災害短期資金（財政融資資金）の融資 5. 国有財産の無償貸付等に関すること
近畿厚生局		1. 救援等に係る情報の収集及び提供	
奈良労働局	1. 工場、事業場における産業災害防止の指導監督	1. 災害応急対策に要する労務の確保に関すること	1. 職業の斡旋 2. 雇用保険料の納期の延長に関すること 3. 雇用給付金の支給等に関すること
近畿農政局	1. 農地、農業用施設等の災害防止事業の指導及び助成 2. 農作物等の防災管理指導	1. 土地改良機械の緊急貸付 2. 農業関係被害情報の収集報告 3. 農作物等の病虫害の防除指導 4. 食料品、飼料、種もみ等の安定供給対策	1. 各種現地調査団の派遣 2. 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業の指導及び助成 3. 被害農林漁業者

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
			等に対する災害融資に関する対策
近畿中国森林管理局	1. 国有保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備 2. 治山施設による災害予防	災害対策用復旧用材の供給	国有林における崩壊地、地すべり防止施設等の災害復旧
近畿経済産業局		1. 災害対策用物資の調達に関する情報の収集及び伝達 2. 電力・ガスの供給の確保 3. 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達	1. 生活必需品、復旧資材等の調達に関する情報の収集及び伝達 2. 被災中小企業の事業再開に関する相談・支援 3. 電力・ガスの復旧支援
中部近畿産業保安監督部 近畿支部	1. 電気、ガス等ライフラインの保安に関する事業者等の指導監督 2. 高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類並びに石油コンビナート施設の保安に係る業務の指導監督 3. 鉱山の保安に関する業務の指導監督	1. 災害時における事故状況の収集・把握及び関係機関への連絡 2. 電気、ガス、高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類並びに石油コンビナート施設の保安の確保 3. 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止についての保安の確保	1. 電気、ガス、高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類並びに石油コンビナート施設に係る被災事業者への復旧対策支援 2. 被災鉱山への復旧対策支援
近畿地方整備局	1. 国管理の公共土木施設の整備と防災管理に関すること 2. 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること 3. 国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること 4. 指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること	1. 国管理道路の災害時における道路通行規制及び道路交通の確保に関すること 2. 国管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること 3. 災害対応の応援	1. 国管理の公共土木施設の復旧に関すること
近畿運輸局	1. 所管する交通施設及び設備の整備についての指導	1. 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 2. 災害時における交通機関利用者への情報の提供 3. 災害時における旅客輸送確保にかかる代替輸送・迂回輸送等実施のための調整 4. 災害時における貨物輸送確保にかかる貨物輸送事業者に対する協力要請 5. 特に必要があると認める場合の輸送命令	
大阪航空局 八尾空港事務所	1. 航空機を使用した防災訓練の調整及び指導	1. 災害時における航空機による捜索救難の調整指導及び関係者への情報伝達 2. 災害時における緊急空輸のための八尾空港使用調整	

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
近畿地方測量部	1. 地理空間情報の提供 2. 地理情報システムの活用支援 3. 防災地理情報の整備	1. 地理空間情報・防災関連情報の把握及び提供	1. 復旧測量等の実施及び支援
奈良地方気象台	1. 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 2. 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発	1. 災害発生後における注意報・警報・土砂災害警戒情報の暫定基準の適用 2. 災害時の応急活動を支援するため、災害時気象支援資料の提供及び解説（職員の派遣等）	1. 被災地域への支援情報の提供
近畿地方環境事務所			1. 廃棄物処理施設等の被害状況、瓦礫等の廃棄物の発生量の情報収集及び災害査定業務に関すること 2. 特に必要な場合の、有害物質等の発生状況等の情報収集及び関係機関との連絡・調整 3. 被災者からの家庭動物（ペット）に関する相談窓口の設置、関係団体との連携によるトレーラーハウスの設置による飼育スペースの確保等
近畿管区行政評価局 （奈良行政監視行政相談センター）			1. 被災者への生活支援情報の提供 2. 専用電話を備えた相談窓口の開設 3. 特別行政相談所の開設

第2 陸上自衛隊第4施設団

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
陸上自衛隊 第4施設団	1. 災害派遣の計画及び準備 (1) 防災関係資料(災害派遣に必要な情報)の収集 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 災害派遣計画に基づく訓練の実施 2. 防災訓練等への参加	1. 被害状況の把握 2. 避難の援助 3. 遭難者等の搜索救助 4. 水防活動 5. 消防活動 6. 道路又は水路の啓開 7. 応急医療・救護・防疫 8. 人員及び物資の緊急輸送 9. 給食及び給水 10. 救援物資の無償貸与又は譲与 11. 危険物の保安及び除去 等	1. 災害復旧対策の支援

第3 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
日本郵便株式会社 (竜田郵便局)		1. 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付 2. 被災者が差し出す郵便物の料金免除 3. 被災者あて救助用郵便物の料金免除 4. 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄付金の配分	
西日本旅客鉄道株式会社	1. 鉄道施設の保全と整備	1. 災害時における緊急鉄道輸送の確保 2. 鉄道施設の災害応急対策	1. 被災鉄道施設の復旧
NTT西日本株式会社 (奈良支店)	1. 電気通信設備の保全と整備	1. 電気通信設備の応急対策 2. 災害時における非常緊急通信の調整	1. 被災電気通信設備の災害復旧
日本赤十字社 (奈良県支部)	1. 医療救護班の派遣準備 2. 被災者に対する救援物資の備蓄 3. 血液製剤の確保及び供給体制の整備	1. 災害時における医療救護 2. 避難所での生活環境の整備及び心のケア 3. 防災ボランティアの派遣 4. 血液製剤の確保及び供給 5. 救援物資の配分	1. 義援金の受入・配分の連絡調整
日本放送協会 (奈良放送局)	1. 放送施設の保全と整備 2. 気象予警報等の放送	1. 気象情報等及び災害情報の放送 2. 災害時における広報活動 3. 放送施設の応急対策	1. 被災放送施設の復旧
大阪ガス株式会社 大阪ガスネットワーク株式会社 (北東部事業部)	1. ガス供給施設の保全と防災管理	1. ガス供給施設の応急対策 2. 災害時における供給対策	1. 被災ガス供給施設の復旧
日本通運株式会社 (奈良事業所)		1. 災害時における緊急陸上輸送の協力	1. 復旧資材の輸送
関西電力送配電株式会社 (奈良本部)	1. 電力施設の保全	1. 災害時における電力供給対策 2. 電力施設の応急対策	1. 被災電力施設の復旧
奈良交通株式会社	1. 輸送施設の保全と整備	1. 災害時における交通輸送の確保	1. 被災輸送施設等の復旧

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
		2. 輸送施設等の災害応急対策	
各土地改良区	1. 土地改良区が管理している水門・水路・ため池等土地改良施設の保全及び防災管理	1. 土地改良区が管理している農業用施設の被害調査	1. 土地改良区が管理している被災農業用施設の復旧
テレビ放送局	1. 放送施設の保全と防災管理 2. 気象予警報等の放送	1. 気象情報等及び災害情報の放送 2. 災害時における広報活動 3. 放送施設の応急対策	1. 被災放送施設の復旧
新聞社	1. 住民に対する防災知識の普及 2. 住民に対する予警報等の周知徹底	1. 住民に対する災害情報及び災害応急対策等の報道	
一般社団法人 奈良県医師会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及 3. 医療救護班（JMAT）の編成及び派遣体制の整備	1. 災害時における医療の確保及び医療救護班（JMAT）の派遣	1. 医療機関の早期復旧 2. 避難所の医療救護及び保健衛生の確保
一般社団法人 奈良県病院協会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及 3. 医療救護班の編成及び派遣体制の整備	1. 災害時における医療の確保及び医療救護班の派遣	1. 医療機関の早期復旧
一般社団法人 奈良県薬剤師会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及	1. 医療救護所における服薬指導 2. 医薬品集積所における医薬品の管理等	
一般社団法人 奈良県歯科医師会	1. 歯型による身元確認等の研修 2. 歯科医療救護班（JDAT）の編成及び派遣体制の整備	1. 災害時における歯科医療の確保及び医療救護班（JDAT）の派遣 2. 身元確認班の派遣 3. 口腔ケア物資の供給	1. 避難所への口腔ケア班の派遣による肺炎予防活動 2. 歯科医療機関の早期復旧
公益社団法人 奈良県栄養士会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及 3. 災害時栄養支援チームの編成及び派遣体制の整備	1. 災害時栄養支援チームの派遣 2. 被災者に対する栄養・食事相談 3. 特殊栄養食品等の提供	
公益社団法人 奈良県看護協会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及	1. 災害支援ナースの派遣要請 2. 災害支援ナースの派遣調整	
一般社団法人 奈良県LPガス協会	1. LPガスによる災害の防止	1. LPガスによる災害の応急対策	1. LPガスの災害復旧
公益社団法人 奈良県トラック協会		1. 緊急物資の輸送 2. 緊急輸送車両の確保	

第4 公共的団体・機関

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
報道機関	1. 住民に対する防災知識の普及 2. 住民に対する予警報等の周知徹底	1. 住民に対する災害情報及び災害応急対策等の報道	
農業協同組合 森林組合	共同利用施設の整備	1. 共同利用施設の災害応急対策	1. 被災共同利用施設の復旧

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
		2. 農林業生産資材及び農林家生活資材の確保斡旋 3. 県市町村が行う被災状況調査及びその応急対策についての協力 4. 農作物・林産物の被害応急対策の指導	2. 被災組合員に対する融資又は斡旋
斑鳩町安堵町 医師会 斑鳩町歯科医師会		1. 災害時における医療の確保及び負傷病者の医療・助産救護	
病院等	1. 災害時における診療機能維持のための施設・設備の整備 2. 防災訓練	1. 災害時における医療の確保及び負傷者の医療・助産救護	1. 病院機能の早期復旧
町社会福祉協議会	1. 関係機関との連携 2. 町災害ボランティアセンターの設置・運営訓練	1. 町災害ボランティアセンターの設置・運営	1. 災害援護資金に関すること
金融機関			1. 被災事業者に対する資金融資その他緊急措置 2. 預貯金の中途解約、払出事務の簡便化など特例措置
学校法人	1. 避難施設の整備 2. 避難訓練	1. 災害時における応急教育対策	1. 被災施設の復旧
商工会議所 商工会		1. 物価安定についての協力 2. 救助用物資・復旧資材の確保・協力斡旋	1. 商工業者への融資斡旋実施 2. 災害時における中央資金源の導入
自治会 自主防災組織		1. 災害時における応急救援対策	
土地改良区 水利組合	1. 水門・水路・ため池等土地改良施設の保全及び防災管理	1. 農地、農業用施設の被害調査	1. 被災農地、農業用施設の復旧
斑鳩町 建設業協会等		1. 災害応急対策の協力	1. 災害復旧の協力
奈良県葬祭業 協同組合 及び 全日本葬祭業 協同組合連合会		1. 災害時等における棺及び葬祭用品の提供	
一般社団法人 全国霊柩自動車協会		1. 災害時等における遺体の搬送	
奈良県旅館・ホテル 生活衛生同業組合		1. 災害時の要配慮者の宿泊受入れ 2. 災害時の帰宅等困難者への支援	
公益社団法人 奈良県獣医師会		1. 災害時の被災動物の救護 2. 災害時の被災動物飼養者への支援	

第6章 住民、事業所の基本的責務

大規模な災害が発生した場合、町及び関係機関も被災している中で、その総力を結集して住民の生命、身体及び財産を守るため災害応急対策を実施するが、迅速な初動体制をとることは難しく、その対応能力には限界がある。過去の大震災においても、隣り近所の住民、企業による消火・救助等の助け合いが行われ、延焼防止や多くの命が助かっている。このような教訓から、防災対策にあたっては、地域の防災力向上が不可欠である。

したがって、住民及び事業所は、災害対策基本法第7条「住民等の責務」に基づき積極的に防災に寄与するように努める。

第1節 住民の役割

地域の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加するなど防災に寄与するように努める。

第1 個人の役割

1 自己管理

「自らの命は自らで守る」という防災の原点に立ち、災害に備えて食料等の備蓄や建物の補強、家具の転倒防止措置等を住民自らが行うとともに、防災に関する講演会等への積極的な参加、防災についての家族での話し合い、災害時の対処法の習得、安否確認の方法や避難所・避難ルートの確認などを行い、被害の拡大防止に努める。

2 住民としての役割認識

住民は、「自らの安全は自らが守る」のが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平時より災害時に対する備えを心がける。

3 応急対策活動への協力

正確な情報の把握及び伝達、出火の防止措置及び初期消火、負傷者の救助及び救護、要配慮者への支援、適切な避難、避難所の自主運営など応急対策活動を積極的に行うとともに、町及び県が行う防災に関する事業及び災害発生時の救援・救助活動に協力する。

第2 自主防災組織の役割

1 自主防災体制の確立

大規模災害発生直後の行政の対応能力には限界があり、被害を軽減するには地域の助け合いである共助が大きな力となる。このため、「自らの地域は自らで守る」という連帯感を持ち、地域住民が協力して消火、救助活動できる地域の実情に即した防災体制の確立を図る。

2 応急対策活動への協力

町及び県が行う防災に関する事業及び災害発生時の救援・救助活動に協力する。

第2節 事業所の役割

事業所内の管理体制を強化するとともに、地域住民の一員であることを自覚し、地域の防災対策に協力する。

第1 災害予防対策

防火管理体制を強化するとともに、各種の災害に備え計画的な防災体制を充実し、事業所内の従業員、利用者等の安全を確保する。また、建築物の耐震性向上、施設及び設備等の安全管理、防災訓練の実施や従業員への防災知識の普及、防災資機材や飲料水、食料及び生活必需品の備蓄を図る。さらに、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(Business Continuity Plan、以下「BCP」という。)の作成に努める。

第2 地域への貢献

事業活動にあたっては、地域の一員であることを自覚し、災害に強いまちづくり及び災害に強い人づくりのため、地域の防災活動に積極的に協力する。

第3 応急対策活動への協力

民間事業者は、災害時に果たす役割を十分認識し、事業継続上の取組を継続的に実施するとともに、町が実施する防災に関する施策への協力に努める。

第7章 計画の運用

第1節 計画の修正

町防災会議は、この計画を現状に即したものにするため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認める場合は、これを修正する。

修正の手順については次のとおりである。

- （1）修正を必要とする町及び関係機関は、修正すべき内容及び資料を町に提出する。
- （2）町は、提出された内容及び資料を取りまとめ、防災計画修正原案を作成する。
- （3）防災会議は、防災計画修正原案を審議する。
- （4）災害対策基本法第42条第3項の規定に基づき、計画の修正について県へ報告する。
- （5）県への報告に対し助言又は勧告があった場合は、防災会議を開催し、防災計画を修正する。
- （6）災害対策基本法第42条第3項の規定に基づき、防災計画修正の要旨を公表する。

第2節 計画の運用

この計画に基づく施策推進にあたっては、2015年9月の国連サミットで採択された、国際社会が一丸となって2030年までに達成すべき持続可能な開発目標（SDGs）の観点を踏まえながら、取り組んでいく。特に、目標11「住み続けられるまちづくりを」、13「気候変動に具体的な対策を」及び17「パートナーシップで目標を達成しよう」をめざした取組を推進する。



町及び関係機関は、この計画の遂行にあたって、それぞれの責務が果たせるよう、平時から、図上訓練、実践的訓練等によって本計画の習熟に努めるとともに、住民への周知を図るため広報・啓発活動に努める。また、必要に応じて細部の活動計画を作成し、その具体的推進に努める。

第2編 災害予防対策

第1章 災害に強いまちづくり

第1節 まちの防災機能強化

町をはじめ関係機関は、災害時の安全性を確保するため、市街地の整備や都市基盤施設の整備、土木構造物の耐震対策の実施、ライフライン施設の災害対応力の強化、社会資本の老朽化対策、公共用地の有効活用などによって都市防災機能の強化を図り、被害を最小限に食い止められるような災害に強いまちづくりを推進する。さらに、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努める。

《担当部・機関》

総務部・都市建設部・県・関係機関

第1 市街地の整備

1 市街地の整備

(1) 面的整備

町は、災害に強いまちづくりを促進するため、老朽木造住宅が密集し、道路・公園等の防災関連施設が整っていない地域などについては、住民の理解と協力を得ながら、面的市街地整備事業を推進し、地域の環境保全や防災性の向上を図る。

また、既成市街地及びその周辺の地域において、無秩序な市街化の防止、良好な住宅用地の供給、都市基盤施設の整備、生活環境の整備改善とあわせて、都市災害の防止を図るため、土地地区画整理事業の推進に努める。

(2) 防災ブロックの強化

都市の防災性強化を図るため、市街地状況を考慮しつつ、必要に応じて都市防災構造化推進事業等を活用し、道路、河川など延焼遮断帯をネットワーク上に配置した市街地のブロック化に努める。

各防災ブロック内においては、防災活動の拠点及び住民の避難場所の体系的な整備を進める。

(3) 延焼防止

良好な都市景観の形成とあわせて、防災上の観点から、建築物の壁面後退、垣又は柵の構造制限等の地区計画や緑地協定を定め、敷地内空間の確保や民有緑地の保全・確保に努める。

(4) 空き家等の状況の確認

二次災害の防止等のため、平時より災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。

(5) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置の活用

町、県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

2 建築物の不燃化の促進

(1) 防火地域等の指定

地震時などにおける、市街地の火災拡大を防止するため、商業系地域、幹線道路沿道で土地の高度利用を図るべき地域及び防災上不燃化を推進する必要がある地域、密集市街地については、都市計画の見直し時期に、可能な限り防火地域、準防火地域の指定を拡大し、都市の耐火・不燃化の促進を図る。

(2) 密集市街地の整備

「密集市街地地区における防災街区の整備の促進に関する法律」等の適用、住宅地区改良事業等の各種住環境整備事業の推進により、道路・公園等の都市基盤施設の整備や住環境の改善を図るとともに、建築物の不燃化・耐震化を推進する。

また、町は、地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導體制の整備、地域における初期消火意識の共有等に努める。

資料2-1-1 防火地域・準防火地域の指定状況

第2 都市基盤施設の整備

公園・緑地、道路、河川等の都市基盤施設は、災害時における避難場所、避難路及び火災の延焼防止のためのオープンスペースとして機能するとともに、応急救助活動、応急物資集積の基地として、また、ヘリポートとしても活用できる重要な施設である。

このため、町及び関係機関はこれらの都市基盤施設の効果的整備に努め、防災空間の確保を図る。また、町及び関係機関は、公園、道路、河川等の都市基盤施設に、災害対策において有効な防災機能の整備を進める。

1 公園・緑地、広場等の整備

(1) 都市公園等の整備

災害時における避難場所の確保、火災の延焼防止、各種災害応急・復旧・復興活動の円滑な実施を図るため、都市公園等の体系的な整備を推進する。

このため、一時避難場所となる学校グラウンド、都市公園及び緊急避難の場所となる身近な街区公園等をその配置や規模等の検討を行いながら整備する。

(2) 緑地・広場等の整備・保全

火災による延焼防止を図るため、道路、公園・緑地、広場等のオープンスペースの整備を推進するとともに、並木、工場等の大規模施設の周辺緑地、生産緑地、農地、林地の保全に努め、延焼遮断効果の向上を図る。

(3) 防災機能の整備・充実

災害時、避難所としての利用が予想される建築物及び周辺の危険な箇所の点検を実施し、必要な対策を講じるとともに、避難所・避難路として機能できるよう、緊急度の高い箇所から整備を図る。

また、避難場所となる都市公園等では、災害応急対策に必要となる施設（広場、トイレ、放送設備、備蓄倉庫、耐震性貯水槽等）の整備を進める。

2 道路・緑道の整備

道路・緑道は、災害時における避難路として、また、緊急通行車両の通行を確保すべき緊急交通路、大規模火災時の延焼遮断帯として重要な機能を有しているため、その機能充実及び耐震性の強化等整備に努める。

(1) 避難路、緊急交通路及び延焼遮断帯等の機能を果たす広幅員の幹線道路や区画街路の整備として、都市計画道路やいかるがパークウェイ等の整備を推進する。

(2) 避難路、一時避難場所、広域避難場所及び主要幹線道路を結ぶ交通路のネットワーク化、街路で囲まれた市街地の防火区画化を図るため、都市計画道路の整備を推進する。

また、異常気象時に地域が孤立することなく、日常生活機能を確保できるよう、地域の拠点（行政機関、交通・物流拠点、医療福祉施設等）間を結ぶ主要な道路や代替路がない道路等についての安全性、信頼性を高める。

さらに、多重性、代替性の確保が可能となるよう体系的な道路網の整備を図る。

(3) 避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存幹線道路等について歩道の拡幅、耐火性能の高い樹種による緑化や無電柱化、不法占有物件の除去を推進するとともに、沿道建築物の不燃化、工場等の大規模沿道施設の緑化を促進する。消防活動困難区域の解消に資する道路の整備を推進する。

資料2-1-2 都市計画道路の整備状況

3 河川の整備

災害時に一時集合場所や防災拠点となり、延焼防止の緩衝帯としての役割も有する河川空間の整備促進に努める。

また、河岸の河川空間が避難路や延焼遮断機能を有するよう、大和川、富雄川、竜田川への緑の配置を促進するほか、災害時には河川・水路の流水が消防水利や生活用水として活用できるよう、適所に階段護岸等を導入するなど、親水性が高い護岸整備等を推進する。

さらに、河川管理者は、震災により損害を受けた河川構造物や河川管理施設を速やかに応急修理できるように、災害復旧資機材の備蓄に努める。

第3 土木構造物の耐震対策

町及び関係機関をはじめ、土木構造物の管理者は、自ら管理する構造物について、次の方針で耐震対策を進める。

1 基本的考え方

(1) 施設構造物の耐震対策にあたっては、

ア 供用期間中に1～2度発生する確率を持つ一般的な地震動

イ 発生確率は低い直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動を考慮の対象とする。

(2) 施設構造物は、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障が生じることなく、高レベルの地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とし、町の地域的特性や地盤特性、施設構造物の重要度に即しつつ、緊急性の高い箇所から耐震対策を実施する。

(3) 防災性の向上にあたっては、個々の施設構造物の耐震性の強化のほか、代替性や多重性をもたせるなど都市防災システム全体系としての機能確保に努める。

(4) 埋立地、旧河川敷等の軟弱地盤に設置された構造物については、液状化対策にも十分配慮する。

2 道路施設

地震によって崩壊等が予想される盛土箇所、法面、擁壁等を調査し、緊急性の高い危険な箇所から必要な対策を講じるとともに、道路橋・高架道路等の耐震対策を実施する。特に緊急交通路の管理者は、耐震診断に基づいて補強計画を策定し、耐震性の強化を図る。

一般橋梁、横断歩道橋等については、定期的に点検を実施し、緊急性の高い危険な箇所から必要な対策を講じる。

街路灯、道路標識、街路樹等の道路付帯施設については、強風及び地震に対する防災性能の向上を図るために緊急性の高い箇所から必要な対策を講じる。

なお、これら道路、橋梁、道路付帯施設では、緊急輸送道路に指定された路線について、特に重点的な耐震性の強化に努める。

また、道路の冠水を防止するため、アンダーパス部等の排水施設及び排水設備の補修等を推進する。

3 鉄軌道施設

駅舎、橋梁、盛土部等の点検を行い、耐震対策を実施する。

4 河川・水路

河川・水路による災害を防止するため、国や県と協力して堤防、護岸等の河川構造物を調査し、緊急性の高い危険な箇所から必要な対策を講じるとともに、河川構造物や河川管理施設等の耐震性の向上に努める。

5 ため池施設

ため池による災害を防止するため、老朽化が予想される防災重点農業用ため池の堤防等の劣化状況や耐震性を調査し、緊急性の高い危険な箇所から必要な対策を講じるとともに、構造物の耐震性を向上するよう、ため池管理者に対して啓発指導を行う。また、国・県の補助等による補強事業の推進を図る。

6 土砂災害防止施設

急傾斜地崩壊防止施設及び土石流防止施設等については、耐震対策が図られるよう県に要請する。

第4 ライフライン施設の災害対応力の強化

ライフライン等に関わる事業者は、地震、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平時から施設・設備の強化と保全に努めるとともに、迅速かつ的確な応急復旧を行うための防災体制を整備する。

1 上水道（町、県）

災害による断水、減水を防止するため、上水道施設の強化と保全に努める。

（1）水道施設設備の強化

- ア 水道施設については、「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」（日本水道協会）等に基づき、各種災害に耐える十分な強度の確保に努める。
- イ 浄水施設等の拠点施設については、構造物、機械設備及び場内管路の耐震化を図るとともに、管路には町域の地質調査を参考に、耐震性の高い管材料や伸縮可とう性継手等を導入し、耐震管路網の整備に努める。
- ウ 管路の多重化・ループ化及び施設や水源の分散化等による補完機能の強化を進める。
- エ 常時監視及び巡回点検を実施し、各施設の維持保全に努める。
- オ 施設（管路）の老朽度に応じ、老朽管対策事業などに積極的に取り組み、更新、予備施設の整備等を計画的に進める。

（2）水道の安定供給

- ア 自己水源の確保・増強とともに、県営水道からの安定受水の確保に努める。
- イ 浄水場等の施設更新にあたっては、浄水場貯水能力の増強を検討する。
- ウ 導水・送水及び配水幹線の各段階における異なる系統間との相互連絡、隣接市町村間等との協定締結による相互連絡を検討する。

2 下水道（町、県）

災害による下水道施設の機能の低下、停止を防止するため、下水道施設の強化と保全に努める。

（1）下水道施設の耐震化

施設の新設、増設にあたっては、耐震性を考慮した設計を行うとともに、耐震性向上のため新たに開発された工法や資機材等も積極的に取り入れ、より耐震性のある施設とする。
また、すでに稼働している施設については、震災時の耐震状況を把握し、耐震化の強化を図る。

（2）施設の点検・整備

異常気象に備え自家発電、予備機器の整備点検を定期的実施し、施設の漏水、腐食箇所等の補修点検を徹底する。

また、定期的にマンホール等の地上より異常の有無を調査するとともに、計画的に管路内の異常の有無を調査する。

さらに、雨天時の流入量が増大することから、不明水の究明も継続的に進める。

3 電力供給施設

電力供給事業者は、災害による被害を最小限に抑え、電力の安定供給を図るため、防災業務計画を策定し、実施する。

4 ガス供給施設

ガス供給事業者は、ガス施設において、災害発生 of 未然防止はもちろんのこと、災害が発生した場合にも、その被害を最小限に抑えるため、また震災発生地域でのガスによる二次災害防止と非被災地域におけるガス供給確保を目的として、平時から防災施設及びガス工作物の設置、維持管理、防災に関する教育訓練及び防災知識の普及等の総合的な災害予防対策を推進する。

5 電信電話

電信電話事業者は、災害・重大災害が発生した場合に電気通信設備の被害を未然に防止するため、災害に強く信頼性の高い通信設備の構築及び災害対策機器類の配備など電気通信設備等の防災に関する災害業務計画を策定し、実施する。

また、災害が発生し又は発生のおそれがある場合に重要通信を疎通させるため、関係法令に定める地域及び災害実績等を参考とし、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し、実施する。

6 共同溝・電線共同溝の整備

二次災害の防止、ライフラインの安全性及び信頼性の確保、都市防災及び災害に強いまちづくりという観点から、他の道路管理者及びライフライン事業者と協力して共同溝・電線共同溝の整備を計画的に推進する。

7 放送施設

放送事業者は、災害に強い施設の構築、非常用放送設備及び連絡通信手段の確保を積極的に推進する。

また、大規模災害を想定した防災計画に基づく災害対策の円滑かつ適切な実施に向けて、放送設備の保守点検を定期的 to 実施する。

8 鉄道施設

(1) 防災施設の維持・改良等

鉄道事業者は、災害時、乗客など利用者の安全を確保し、鉄道関連施設の被害軽減を図るため、関連規定等に準拠した予防計画を策定し、実施する。

(2) 耐震性の向上

鉄道事業者は、阪神・淡路大震災後、国土交通省からの「鉄道新設構造物の耐震設計に係る当面の措置」に基づき新設構造物の設計を行うとともに、「既存の鉄道構造物に係る耐震補強の緊急措置」に基づき、緊急耐震補強計画を作成し、補強工事を進める。

第5 社会資本の老朽化対策

町は、老朽化した道路や公園・緑地などの都市基盤施設やライフライン施設、町庁舎や、病院、学校等の公共施設などの社会資本については、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

第6 公共用地等の有効活用

町は、避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地等の有効活用を図る。

第7 地籍調査の実施

町は、地籍調査を実施することにより、災害が発生した場合にも土地の境界を正確に復元することができ、復旧活動に迅速に取り組むことが可能となる。

第8 盛土等に伴う災害の防止

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行う。

また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行う。

第2節 建築物等の安全対策の推進

町、県及び関係機関は、所管施設について、地震及び大火災による建築物被害の防止及び軽減を図るため、建物の点検整備を強化し、耐震・耐火性を保つよう対応する。特に、公立教育施設、庁舎、会館等の公共建築物について耐震化・不燃化を推進する。

また、民間の建築物についても、耐震化・不燃化の促進を図るとともに、その重要度に応じて防災対策の周知徹底を図り、安全性の指導に努める。

《担当部・機関》

関係各部署・奈良県広域消防組合・県・関係機関

第1 建築物等の耐震対策

町、県及び関係機関は、地震による建築物の被害を最小限にとどめるため、昭和56年（1981年）以前に建設された建築物で、地震に対する安全性に係る建築基準法の規定に適合しない建築物、いわゆる新耐震基準施行以前の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するとともに、それ以後に建設された建築物においても、防災上の重要度に応じて耐震性の向上を図る。

また、町及び施設管理者は、行政関連施設、学校、駅等不特定多数の者が使用する施設など応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、耐震性の確保に特に配慮する。

1 公共建築物の耐震診断・耐震改修の促進

（1）町有建築物等の耐震診断・耐震改修の方針

町有建築物等の耐震診断・耐震改修については、耐震改修促進法の趣旨、官庁施設の総合耐震診断・耐震改修基準及び防災上の観点から民間建築物の模範となるよう、率先して計画的に推進するものとし、災害時に重要な機能を果たすべき建築物、不特定多数の者が利用する建築物について耐震診断・耐震改修を実施する。

（2）国、県等の所有する建築物の耐震診断・耐震改修の概要

国、県等の所有する建築物等については、平成7年度から耐震診断が実施され、必要に応じて補強等の整備が実施されている。

（3）非構造部材の耐震対策

町の所有又は管理に係る公共建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策を推進するよう努める。

2 民間建築物の耐震診断・耐震改修の促進

特定建築物（一定規模以上の病院等多数の人が利用する建築物）、災害時に重要な機能を果たすべき建築物（避難経路及び緊急輸送道路沿いの建築物など）、特に古い木造住宅等の所有者に、建築物の耐震化の促進の周知に努め、必要に応じ、所有者が行う耐震診断等に対する助

成に努め、診断・改修の促進を図る。また、既存建築物の天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策の促進に努める。

3 被災建築物応急危険度判定実施体制の整備

(1) 実施体制の整備

災害後の判定活動を速やかに実施できるよう、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会を通じて、応急危険度判定の要請に即応できる体制（連絡網の構築、資機材の備蓄等）を建築関係団体等を含めて構築し、相互支援体制及び実施体制の整備についてさらなる改善を図る。また、同協議会が実施する研修会等により、相互支援体制及び実施体制の円滑化を図る。

(2) 応急危険度判定制度の普及・啓発

建築関係団体と協力し、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及・啓発に努める。

4 地震時の建築物の総合的な安全対策

(1) 屋根瓦や窓ガラス等の落下防止など、宅地の安全対策について普及啓発に努める。

(2) ブロック塀・石塀等の倒壊防止などの安全対策について普及啓発に努める。

(3) 家具等の転倒防止などの安全対策について普及啓発に努める。

5 コンピュータの安全対策

町が自ら保有する重要な情報システムについての耐震補強、機器の落下倒壊の防止及び各種データの安全な場所での保管など必要な安全対策の実施に努める。

特に、データ及びコンピュータシステムのバックアップ体制に万全を期する。

第2 建築物等の防火・安全化対策

県は、建築物の安全性を確保し、住民の生命を保護するため、建築物の敷地、構造及び設備等について、建築基準法等に基づく指導・助言を行うとともに、防災知識の普及や福祉対策を実施し、建築物などの安全対策を推進する。

1 災害予防の知識普及

町は、必要に応じて、関係機関と連携のうえ、ポスターや印刷物の配布、広報紙の活用、講習会の開催等によって、住民に対し建築物に関する防火対策、液状化対策等の災害予防の知識の普及に努める。

2 建築物の安全対策

施設管理者は、建築物における天井材など非構造部材の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀及び家具の転倒防止、エレベーターにおける閉じ込め防止等に努める。

3 建築物等の福祉対策

町は、必要に応じて、関係機関と連携のうえ、建築物等の福祉的整備を図る。

4 工事現場災害防止対策

落下物に対する防護、土留め工事、建方工事の崩壊防止等、工事現場の危害防止について関係機関の指導により安全確保を図る。

5 屋外広告物等の落下防止

地震によって落下事故等が生じるおそれがある屋外広告物については、関係機関との連携のもとに、設置者に対して改善措置を講じるよう指導する。

6 空き家等の状況確認及び対策の推進

町は、平時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。

また、大規模災害時の空き家の倒壊による道路の閉塞などを防止するため、県等と連携して空き家の活用や除却を進めるとともに、空き家所有者への意識啓発や相談体制の整備等、大規模災害に備えた空き家対策を推進する。

第3節 文化財の保護対策

文化財は貴重な国民的財産であることを十分に認識し、災害に対して、保存及び被害軽減のための対策を行うとともに、良好な状況のもとに文化財を維持管理するよう努める。

《担当部・機関》

都市建設部庶務班・関係機関

第1 文化財の防災対策

文化財を所蔵する建造物の周辺を火気使用の制限区域に指定し、住民、見学者等に対し周知を図るため標識等の設置を進めるなどの対策を講じるとともに、初期消火・自衛体制の確立、防災関係機関及び地域住民との連携の強化などにより、防災体制の確立を図る。

1 文化財保護対策

- (1) 文化財を所蔵する建造物における消火用設備の定期点検と整備
- (2) 避雷設備などの防災設備の設置又は改修の促進
- (3) 文化庁が策定した「文化財建造物等の地震における安全性確保に関する指針」「重要文化財（建造物）耐震診断指針」に即した耐震性能の確保と防火対策の強化
- (4) 文化財の保存施設の整備・充実及び警備体制の充実
- (5) 災害に備えた周辺の環境整備
- (6) 保存修理による建造物の性能維持
- (7) ビデオ・写真・図面など各種手法を用いた現状の記録
- (8) 消防署と連携した防災設備の定期的な点検及び指導の実施

2 文化財防災意識の普及と啓発

文化財保護強調週間、保護月間、防火デー等の行事を通じて所有者、住民、見学者等に対して、文化財防災意識の高揚を図るための啓発活動に努める。

第2 国宝重要文化財等の火災予防対策

1 防火指導

国宝重要文化財等建造物については、毎年1月23日から1月29日まで実施の文化財防火運動に伴い、関係者及び住民に対して文化財の愛護思想の高揚と火災予防の啓発を図る。

2 文化財の管理

町内の文化財指定社寺等を対象として、その建造物の内部及び周辺を喫煙、たき火等の制限区域に指定し、住民に告示するとともに各所に掲示板の掲出を行い、文化財のある場所若しくはその周辺における喫煙、たき火その他の裸火の使用禁止、又は当該場所若しくはその周辺への火災予防上危険な物品の持込み禁止を周知徹底する。

第3 国宝重要文化財等の現況

町内の国宝重要文化財等の数を資料編に示す。

資料2-1-3 指定・登録文化財一覧表、資料2-1-4 文化財の状況、資料2-1-5 指定・登録文化財地図

第4節 風水害予防対策の推進

町・県及び関係機関は、台風、集中豪雨、地震に伴う水防施設の崩壊、河川・水路、ため池の洪水等による災害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施する。その場合、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにするとともに、環境や景観へも配慮する。

また、台風等による風害を未然に防ぐため、計画的な風害予防対策を実施する。

《担当部・機関》

都市建設部・国土交通省・県・関係機関

第1 河川・水路の改修

町内を流れる河川は、大和川、富雄川、秋葉川、三代川、イツボ川、服部川、竜田川であり、国が管轄するものは大和川、県が管轄するものは富雄川、秋葉川、三代川、イツボ川、服部川、竜田川である。各河川管理者は、連携、協力しながら、洪水、浸水等の水害予防対策を実施する。

1 水害の防止

- (1) 国・県とともに、大和川水系の全体計画に基づいた改修整備を促進し、都市化による雨水流出量の増大に対処する。
- (2) 町内河川の河道改修を促進するとともに、流域での保水・遊水機能を向上するため、防災調節池、治水緑地、多目的遊水地などの整備を促進する。
- (3) 町が管理する水路の改修や雨水貯留施設の整備を進める。
- (4) 町は、雨期前に水路の重点箇所の点検、浚渫、清掃を実施するとともに、国及び県、土地改良区及び水利組合に対し、河川施設の点検整備や構造物等へ引掛かった浮遊物等の除去を要請する。

2 水防施設等の点検・整備

(1) 河川施設等の点検・整備

氾濫防止と治水機能維持のため、各河川管理者は、水防施設の点検・整備を行う。

(2) 雨量計・量水標の点検・整備

各河川管理者等は、観測に障害が発生しないよう、定期的に機器を点検・整備するとともに、必要に応じて観測機器を増設する。

(3) 地震発生時の点検・整備

地震の発生により、河川管理施設、砂防施設等が破壊し、二次災害としての水害の発生が予想される。このため、河川管理施設等の管理者は、耐震点検基準等により、各施設の耐震度を点検し、緊急性の高い箇所から計画的な補強等の対策により耐震性の確保に努める。

特に、地震による影響として、奈良盆地部で液状化が発生する可能性があり、液状化の危

険区間の整理を行い、計画的に河川施設の補強等を進める。

また、水害情報の観測における雨量・水位観測局との通信に無線による回線機能を付加し情報伝達経路の二重化を図るなど、地震災害においても確実な水害情報が得られるよう河川情報基盤の整備を進める。

3 水防倉庫・資機材の点検・整備

各河川管理者等は、応急対策活動に支障がないよう、鍵の管理、倉庫内の整理、資機材の調達を行うとともに、必要に応じて倉庫の増設や資機材の見直しをする。

4 気象及び河川情報システムの活用

広域的な雨量情報や河川水位情報の迅速な収集伝達を図るため、気象及び河川情報システム等を導入し、その活用に努める。

資料2-1-6 水防区域、資料2-1-7 水防倉庫一覧

第2 水害防止対策

町は、国又は県が行う水位情報及び浸水想定区域の公表に基づき、洪水に対する備えと洪水時の迅速かつ的確な情報伝達・避難体制の整備を行う。

1 水防警報等の発表

- (1) 水防管理者は、水防警報が発せられ、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき又は水防上必要があると認めたときに、水防団及び消防機関を出動又は出動準備させる。
- (2) 避難判断（特別警戒）水位に達し、報道機関等を通じて住民等にその旨が通知された際に、住民等が迅速に避難できるよう、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保について、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、日頃から情報伝達方法等の周知徹底を図る。

2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

- (1) 町域に水防法による浸水想定区域の指定がある場合、町地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに次に掲げる事項について定め、ハザードマップ等により住民への周知徹底を図る。

ア 洪水予報等の伝達方法

- (ア) 広報車
- (イ) 防災行政無線
- (ウ) 電話
- (エ) 防災情報メール等

イ 避難所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

- (ア) 浸水の際に想定される水深及び浸水想定区域が指定された地域の特性等を踏まえて指定した洪水時の避難所について、周知を図る。
- (イ) 避難経路については、基本的には住民各自の判断に任せるが、避難行動が安全に行えるうちに避難が完了するよう避難指示等を発令する。

また、地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の避難が円滑になされるよう配慮し、集団避難が行えるよう自治会や自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進する。

ウ 浸水想定区域内の主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合にあっては、施設の名称、所在地及び当該施設への洪水予報等の伝達方法。

（２）町は、上記ウにより町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設等の所有者又は管理者が作成した避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するとともに、利用者の円滑かつ迅速な避難を図るために必要な助言等を行う。

3 地下空間における浸水防止対策

地下駐車場及びビルの地下施設など地下空間を有する施設の管理者は、防水板・防火扉の整備、出入口のマウンドアップ、土のうの常備等の浸水防止対策に努めるとともに、利用者の避難誘導體制を整備する。

4 道路施設対策

道路管理者は、道路施設について、施設点検等により状況を把握する。防災対策を必要とする施設については、緊急を要するもの等から逐次防災対策を進めるとともに、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努める。

また、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。

5 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所については、町は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定する。

6 水害リスクの開示

町は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、わかりやすい水害リスクの開示に努める。

また、町は、県の情報等を活用し、水害の発生に備えたタイムライン及び想定される最大規模の降雨を対象としたハザードマップを策定する。

なお、タイムライン策定にあたっては、避難所開設における感染症対策に要する時間を考慮する。

7 水防訓練、避難訓練の実施

指定水防管理団体（水防上公共の安全に重大な関係のある市町村を奈良県知事が指定したもの）である町は、毎年1回以上なるべく出水期前に、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図る。

また、洪水ハザードマップを活用し、安全な避難ルートの確認等、自主防災組織などの避難訓練の充実を図る。

8 水防協力団体、水防活動要員の育成

水防管理団体は、（1）水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力、（2）水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供、（3）水防に関する情報又は資料の収集、提供、（4）水防に関する調査研究、（5）水防に関する知識の普及、啓発、など 業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、申請により水防協力団体として指定することができる。これら水防協力団体など、自主的な水防活動への協力を行う団体の育成に努める。

9 内水浸水想定区域図の作成

町は、大雨が降った際に都市下水路や排水路から水があふれて起こる「内水氾濫」の範囲と水深を示すことにより、住民が水害に備え、安全な避難行動を取れるように情報提供するため、内水浸水想定区域図を作成する。

第3 農地・ため池防災対策

町、県、土地改良区、水利組合などのため池管理者は、水路の氾濫、ため池の決壊等による農地の湛水被害を防止するため、農業用排水路の整備、ため池堤防の強化等に努める。

1 農地関係湛水防除

農業用排水路、排水施設の整備を進める。

2 老朽ため池

（1）ため池整備事業の実施

ため池の決壊による災害を防止するため、老朽ため池の改修、防災重点農業用ため池を中心に、改修補強工事を実施する。

（2）ため池の防災対策等推進事業の実施

堤体が決壊した場合、下流の家屋、公共施設等への被害が予想されるため池について、堤体の安全性に対する耐震調査やため池ハザードマップを公表しており、引き続き、ため池防災対策等推進事業を実施する。

（3）防災減災対策の啓蒙・普及活動の実施

ため池の破損、決壊による災害を未然に防止するため、地震・豪雨耐性評価を実施し、管理者等に対して、日常の管理・点検実施の周知徹底や防災情報連絡体制の整備等の指導を行う。

第4 風害防止対策

公共施設の管理者及び民間施設の管理者並びに住民は、その管理施設、樹木、路上占有物（公告、看板、工事用建築資材等）及び周辺に存置している物品等で倒壊、落下飛散するおそれのある物に対して、崩壊の危険防止の措置並びに警戒管理に努める。

第5 防災知識の普及

町、防災関係機関等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

町は、地域の防災力を高めていくため、気候変動の影響も踏まえつつ、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味やとるべき行動を直感的に理解できるような取組を推進する。

町は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

町は、国、関係公共機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

浸水想定区域、指定緊急避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するよう努める。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域、家屋の倒壊等が想定される区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクを正しく理解し、住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として自宅の安全な場所や親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努める。

第6 体制整備

水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、県、町、河川管理者、水防管理者に加え、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。

第5節 地盤災害予防対策の推進

町、県及び関係機関は、地盤災害等を未然に防止するため、危険な箇所における対策工事等のハード対策と警戒避難体制の整備等のソフト対策の両方を推進する。

《担当部・機関》

都市建設部・県・関係機関

第1 土石流対策

町域の土石流による災害を防止するため、溪流の地形、土質、植生などの特性からその危険性の現況を把握し、かつ砂防指定地との関連性をも考慮して、緊急性の高いところから順次必要な防止対策を実施するよう県に要請する。

1 土石流対策の推進

- (1) 土石流などの土砂流出による災害を未然に防止し、下流への土砂流出を抑制するため、県に対し、砂防事業の推進を要請する。
- (2) 県に対し、砂防指定地における一定の行為の禁止・制限が徹底されるよう要請する。

2 住民への周知

山鳴りなどの異常現象が住民によって早期に発見されるよう、町は県と協力して、指定溪流や前兆現象の周知に努める。

3 パトロールの実施

町は、県と連携して定期的なパトロールの実施に努め、被害を受けやすい箇所等の実態を調査、把握する。

4 警戒避難体制の整備

町は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

- (1) 住民からの異常現象発見時等の通報連絡体制の充実・強化を図る。
- (2) 大雨等の異常な自然現象、異常現象等の通報を受けた場合など、土砂災害の危険が増大した場合において、迅速かつ的確な避難指示等が実施できるよう、住民への伝達体制の整備を図る。

第2 急傾斜地崩壊対策

町域の急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、崩壊危険のある自然斜面並びに人工斜面の現況を把握し、急傾斜地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適当な場合、緊急性の高いところから順次必要な防止対策を実施するよう県に要請する（ただし、自然斜面に限る。）。

1 急傾斜地崩壊防止対策の推進

- (1) 急傾斜地におけるがけ崩れを未然に防止し、法面の崩壊を抑止するため、県に対し、実態調査及び対策事業の推進を要請していく。
- (2) 県に対し、急傾斜地崩壊危険区域において、がけ地の崩壊を助長又は誘発する原因となる行為の禁止・制限が徹底されるよう要請する。

2 住民への周知

がけへの亀裂が生じる等の異常現象が住民によって早期に発見されるよう、町は県と協力して、指定箇所・指定区域、前兆現象の周知に努める。

3 パトロールの実施

町は、県と連携して定期的なパトロールの実施に努め、被害を受けやすい箇所等の実態を調査、把握する。

4 警戒避難体制の整備

町は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

- (1) 指定区域内における警戒避難計画を定め、被害の軽減に努める。
- (2) 住民からの異常現象発見時等の通報連絡体制の充実・強化を図る。
- (3) 大雨、地震等の異常な自然現象、異常現象等の通報を受けた場合など、土砂災害の危険が増大した場合において、迅速かつ的確な避難指示等がなされるよう、住民への伝達体制の整備を図る。

第3 土砂災害（特別）警戒区域等における総合的な土砂災害防止対策

都市化の進展に伴い、住宅開発が周辺山地部に及んでおり、また近年、集中豪雨も頻発していることから、土砂災害の危険は以前より増加傾向にある。こうしたことから、県により従来より実施されている施設整備等のハード対策だけでなく、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、危険な箇所の住民への周知、警戒避難体制の整備等のソフト対策を推進し、人命・財産を守ることに努める。

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

県は、土砂災害により被害のおそれのある地域の地形、地質、降水及び土地利用状況等についての基礎調査を行い、町長の意見を聴きながら、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行う。

2 指定区域内での開発規制

県又は町は、土砂災害特別警戒区域においては、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為について制限するとともに、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。

3 警戒避難体制の整備

町は、土砂災害防止法に基づき、地域防災計画において当該区域ごとに土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について定め、住民の周知を図る。

なお、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項として、以下の項目について地域防災計画に記載することなどにより、住民に対し周知するように努める。

(1) 情報の収集及び伝達体制

雨量情報、土砂災害警戒情報、住民からの前兆現象や近隣の災害情報等についての情報の収集及び伝達体制を構築する。

(2) 土砂災害警戒区域等の周知

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の周知。

(3) 適切な避難単位の設定

土砂災害警戒区域を基本としつつ、隣接する土砂災害警戒区域の重複等も考慮し、住民への効率的な情報伝達の観点から、町内会、自治会、自主防災組織等の単位も勘案するなど、地域の実情に合わせて設定する。

(4) 避難指示等の発令・解除の基準

土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示等を発令することを基本とするなど、土砂災害警戒メッシュ情報や国・県等からの助言活用等を行う。

(5) 安全な避難場所・避難経路の確保

避難場所の開設、運営体制、避難場所開設状況の伝達体制や土砂災害に対して指定されている安全な避難場所を確保し、住民へ周知する。

(6) 要配慮者への支援

要配慮者に対する情報の伝達体制や避難行動要支援者情報の共有方法を構築する。

(7) 防災意識の向上

防災訓練、住民説明会、防災教育の実施など住民の防災意識の向上を図る。

4 土砂災害警戒情報等の発表

(1) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる町を特定して警戒を呼びかける情報で、奈良県と奈良地方気象台から共同で発表される。町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(2) 気象庁ホームページ

気象庁は、常時、土砂災害警戒情報を補足するための情報として次の情報を公表している。

- ア 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）
- イ 大雨に関する気象情報

（3）奈良県災害リスク情報システム

県は、常時、土砂災害警戒情報を補足するための情報として次の情報を公表している。

- ア 土砂災害危険度情報（土砂災害警戒判定メッシュ1km）
- イ 雨量現況図
- ウ 大雨に関する気象情報

5 土砂災害警戒区域等の周知と防災意識の啓発

町は、土砂災害警戒区域等並びに指定緊急避難場所、指定避難所等を記載したハザードマップの配布等により周知を行うとともに、土砂災害防止に関する知識の周知、防災意識の普及・啓発に努める。

6 要配慮者に対する防災体制の確立

- （1）要配慮者は、自力で避難することが一般的に困難であることから、早めの避難が必要となるため、町は、土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難に関する情報などを、要配慮者関連施設や在宅要配慮者に提供するための情報の伝達方法を定めるとともに警戒避難体制の確立を支援する。
- （2）土砂災害（特別）警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の災害時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施する。
- （3）町は、土砂災害（特別）警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が作成した避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するとともに、利用者の円滑かつ迅速な避難を図るために必要な助言等を行う。

第4 大規模土砂災害防止対策

県が推進する大規模土砂災害防止対策に協力するよう努める。

1 土砂災害防止法に基づく緊急調査の体制整備

町は、県が土砂災害防止法に基づく緊急調査の体制整備を推進するとともに町と連携して情報伝達体制等を構築する場合には、協力するよう努める。

2 監視・警戒・避難のシステムづくり

県が大規模崩壊監視警戒システム等を活用した大規模崩壊の検知と情報伝達体制を整備する場合には、協力するよう努める。

第5 山地災害対策

本町には、山地災害危険地区（山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりにより災害が、現に発生し又は発生する危険のある森林で、その危害が人家又は公共施設に直接及ぶおそれのある地域）がある。

1 山地災害対策の推進

- (1) 土砂の流出や崩壊を未然に防止するため、県に対し、実態調査及び治山事業の推進を要請する。
- (2) 保安林において、一定の行為の制限が徹底されるよう、県に対して要請する。

2 住民への周知

町は県と連携して、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出を防止するため、山地災害危険地区の周知に努める。

資料2-1-8 山地災害危険地区

第6 宅地防災対策

近年の豪雨災害の教訓を踏まえ、町及び県は、より一層「宅地造成及び特定盛土等規制法」並びに「都市計画法」の適切な運用に努め、宅地の安全性の向上を図るとともに、大規模な宅地災害が発生した場合に、被災宅地危険度判定制度を活用し、被災状況の迅速かつ的確な把握を行い、二次災害を軽減、防止し、住民の安全確保を図る。

なお、本町は、全域が宅地造成等工事規制区域（宅地造成及び特定盛土等規制法第10条）に指定されている。

1 造成行為の指導

- (1) 宅地造成に関する技術基準に適合するよう、開発事業者に対する指導や必要に応じた監督処分を県に対して要請する。
- (2) 町は、県と協力して、宅地造成や開発行為は、許可申請時の計画内容を充分審査し、安全な宅地となるよう事業者に対して指導に努める。

2 開発許可の適正指導

本町には都市計画区域が指定されており、都市計画法に基づく開発許可制度の適用を受けており、開発行為に対する適正な指導を県に対して要請する。

3 被災宅地危険度判定制度

- (1) 県が行う応急危険度判定講習会に、受講資格のある職員を受講させ、職員の判定士の養成・登録を推進する。
- (2) 応急危険度判定に必要なマニュアル、備品等の整備に努めるとともに、県から派遣された応急危険度判定士の受入体制の整備を図る。
- (3) 災害後の判定活動を速やかに実施できるよう、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会を通じて、被災市町村からの危険度判定の要請に即応できる体制（連絡網の構築、資機材の備蓄等）を構築し、県内の相互支援体制及び実施体制の整備についてさらなる改善を進める。また、同協議会が実施する研修会等により、相互支援体制及び実施体制の円滑化を図る。
- (4) 住民に対して制度の趣旨について理解が得られるよう普及・啓発に努める。

4 宅地防災パトロールの実施

災害発生のおそれがある場合は、土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地の崩壊）に接する宅地を重点的にパトロールし、必要に応じて応急措置を講じるなど、災害発生を未然に防止するよう努める。

また、梅雨期及び台風期には宅地造成工事現場等の宅地防災パトロールを強化し、危険な箇所への応急工事の勧告又は改善命令を行うなど宅地災害の発生防止に努める。

5 危険宅地の解消

（１）危険宅地の解消

町は、県と協力して、土砂流出、擁壁崩壊等の危険宅地を発見した場合は、所有者等への改善勧告の実施や移転の要請など、危険宅地の解消に努める。

（２）災害危険住宅の移転計画

町は必要に応じて、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律に基づく集団移転促進事業計画を策定する。

第7 液状化対策

大和川流域等の砂地盤では、震度5以上の地震により液状化発生の可能性があることから、公共施設等の液状化対策を推進するとともに、住民及び事業者への知識の普及に努める。

1 公共施設等における液状化対策

道路・橋梁等の公共施設や上下水道施設等のライフラインについては、その機能の維持や早期復旧が、住民の生活や地域全体の復旧にも大きく影響するものであり、地盤の改良や施設の耐震化の推進など、液状化しにくい、又は液状化に強い施設づくりを推進する。

また、地盤の液状化現象により、水道管からの漏水などライフライン施設の被害が発生した際の迅速な応急復旧のための体制整備に努める。

2 液状化に関する知識の普及

「第2次奈良県地震被害想定調査」等を活用し、液状化しやすい地域を住民にわかりやすく広報・周知するとともに、液状化対策となる各種工法等の情報を収集・公表することにより、液状化による被害の軽減を図る。

第6節 危険物等災害予防対策の推進

消防組合は、消防法をはじめ関係法令の周知徹底、規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚に努める。

《担当部・機関》

総務部・奈良県広域消防組合・県・関係機関

第1 危険物施設災害予防対策

危険物施設等は地震動や液状化によって、その施設が損傷し、危険物の飛散・漏洩・爆発・火災等によって、広範囲にわたる被害をもたらすおそれがあることから、保安体制の強化を図る。

1 保安教育の実施

危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者及び危険物施設保安員等に対し、保安管理の向上を図るため、消防機関と連携し講習会、研修会等の保安教育を実施する。

2 県、消防機関が実施する対策

- (1) 関係機関は、危険物施設及び貯蔵されている危険物の種類、数量の把握を徹底する。
- (2) 関係機関は、立入検査等を実施し関係法令を遵守させる。
- (3) 関係機関は、危険物施設の設置又は変更の許可にあたって、地震による影響を十分考慮した位置及び構造とするよう指導する。
- (4) 関係機関は、既設の危険物施設について、施設の管理者に対し地震発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じ改修、改造、移転等の指導、助言を行い、耐震性の向上を図る。
- (5) 関係機関は、危険物関係職員及び施設関係者に対して関係法令及び災害防除の具体的方法について視聴覚教育を含む的確な教育を行う。
- (6) 消防機関は、化学消防自動車等の整備に努め、化学消防力の強化を図る。

3 施設管理者の防災対策

- (1) 危険物取扱事業所は、次のとおり自主防災体制を整備する。
 - ① 防災資機材の整備及び化学消火剤の備蓄
 - ② 自主的な防災組織の結成
 - ③ 保安教育の充実
 - ④ 防災訓練の実施
- (2) 危険物取扱事業所は、施設の基準や定期点検の規定を遵守するとともに、設置地盤の状況を調査し耐震性の強化に努める。

また、大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民に対する安全を図るため防火壁、防風林、防火地帯等の設置を検討する。

第2 ガス災害予防対策

高圧ガス・L Pガス事業者等は、地震等に起因し発生するガス爆発等の一次災害を防止し、さらに公共の安全を確保するため、「高圧ガス保安法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」及び「ガス事業法」に基づき、次の保安対策の計画及び実施に努める。

1 ガス事業者が実施する保安対策

- (1) 高圧ガス設備の架台、支持脚等を補強するとともに、緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等保安設備の日常点検を強化し、機能を正常に維持する。
- (2) L Pガス漏洩による事故・災害を未然に防止するため、一般消費者等に対してガス漏れ警報器、自動ガス遮断装置、耐震ガス遮断装置等安全機器の設置を推進するとともに、災害時の対処方法等について周知徹底をする。
- (3) L Pガス販売事業者は、その貯蔵施設内のL Pガス容器の収納あるいは移動の際、転倒転落防止に常に留意し、同施設等におけるL Pガス漏出事象発生防止を徹底する。
- (4) 一般社団法人奈良県L Pガス協会の支部を単位とする地域防災活動組織の充実を図り、災害時の応援体制を強化するとともに、防災資機材の確実な備え付け等整備の充実強化に努める。また、管轄消防機関、警察署及び防災関係機関への応援協力体制を充実強化する。
- (5) 従事者の保安教育を徹底し、資質の向上と緊急時対応能力の増進に努める。

2 事業者への指導・啓発

関係法令による規制、保安のための指導、各種講習会・研修会の実施など、適切な災害予防対策が講じられるよう、県が実施する指導・啓発活動等に協力する。

第3 火薬類災害予防対策

施設管理者等は、認可を受けた危害予防規程の遵守はもちろん、自主保安体制を強化し、設備については定期自主検査を実施するなど、点検・整備の励行に努める。

また、保安教育計画を作成し、従業者に対し保安教育を実施する。

現在、斑鳩町には火薬類関係施設はない。

第4 毒物・劇物災害予防対策

施設管理者が実施する対策

- (1) 施設の管理・点検等の強化を図る。
- (2) 保健所等関係機関への届出体制を確立する。
- (3) 除毒作業に必要な中和剤を備蓄する。
- (4) 従事者に対し教育・訓練を実施する。

第5 危険物等の輸送災害対策

危険物、高圧ガス等を運搬、輸送する場合には、転倒・転落防止、標識灯の表示、消火器等の備え付けなど種々の規制を遵守させる。

第7節 廃棄物処理対策の推進

災害時、排出ごみ等を速やかに処理できるよう平時より維持管理のための点検や体制づくり等の対策を推進する。

《担当部・機関》

総務部・住民生活部

1 災害廃棄物処理計画による体制整備

災害時に排出される廃棄物の処理に備え、広域的な相互支援を視野に入れて、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力の在り方等について、斑鳩町災害廃棄物処理計画の見直しを行い、県との連携による処理体制の構築に努める。

2 相互支援体制の構築

「奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定（平成24年8月1日締結）」（以下「相互支援協定」という。）に基づき、災害発生時に、県又は町からの支援要請に可能な限り応じるため、県が調整する相互支援体制（施設・人員等）の整備に協力するとともに、関係する施設等が最大限の処理能力を発揮できるよう平時から必要な整備・維持管理に努める。

3 廃棄物処理体制の整備等

（1）廃棄物等処理業者との連携

災害時に発生する廃棄物等を円滑かつ適切に処理できるよう、平時より廃棄物等の処理を委託している民間業者等と連携しながら、廃棄物等の処理体制の確保に努める。

（2）施設の整備

ごみ積替え施設、リサイクル施設等の計画的な整備、及び耐震化や不燃堅牢化を推進するとともに、災害時に円滑な稼働が損なわれることなく処理能力を最大限に発揮できるよう、平時から施設設備の整備点検等に努める。また、停電時の非常用自家発電設備及び断水時の機器冷却水、設備の稼働が不能となった場合の代替設備の確保に努める。

（3）収集運搬車両や必要な資機材等の確保、廃棄物の仮置場、仮設トイレ等の確保

災害時における一般廃棄物の収集車両の確保及び収集体制の整備に努めるとともに、生活ごみ及び瓦礫等の一時保管場所の確保に努める。

また、仮設トイレ及びその管理に必要な薬剤等の備蓄、調達等の体制整備に努める。

第8節 火葬場等の確保

災害時の火葬を円滑に実施できる体制等を整備する。

《担当部・機関》

住民生活部

1 火葬データベースの整備

県及び町は、葬祭業者等を把握し、火葬データベースを整備する。

2 応援協力体制の確立

葬祭業者等との連携・協力体制、近隣市町村間及び近隣府県間の応援体制の整備を推進する。

第9節 原子力災害対策の推進

本町は、国の原子力災害対策指針が示す、原子力発電所からおおむね30km圏内の「原子力災害が発生した場合にその影響が及ぶ可能性がある区域（原子力災害対策重点区域）」には位置しないが、福井県など、原子力発電所立地県からの避難者の受入れについて、積極的に協力していく。

《担当部・機関》

総務部・県・関係機関

1 情報の収集及び連絡体制の整備

原子力発電所事故による原子力災害の正確な情報を、住民等に対して確実かつ速やかに伝達できる広報体制の整備を図るとともに、住民等からの原子力発電所事故による原子力災害に関する相談、問い合わせに対し、迅速かつ円滑に対応できる相談体制を整備する。

なお、体制については、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他の要配慮者及び一時滞在者に十分に配慮し、整備を図る。

2 県外からの避難者の受入れ

県から、又は原発立地市町村等から直接、避難者の受入体制の整備について要請があれば、可能な限り要請に応じ、避難所の提供等について検討を行う。

第2章 災害に備えた防災体制の確立

第1節 総合的防災体制の整備

町及び関係機関は、災害時に災害対策本部を速やかに設置できるよう、その設置場所や手順をあらかじめ定めるとともに、職員の動員・配備・任務等をあらかじめ明確に定め、それぞれの責務を的確に遂行するために必要な活動体制を整備する。

また、平時から資機材等の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や、防災訓練の実施などを通じ、関係機関と相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。

《担当部・機関》

各部局・関係機関

第1 関係機関等との連携体制の整備

1 関係機関・民間団体等との連携体制

関係機関、防災上重要な施設の管理者、その他民間の災害応急対策組織は、法令、防災基本計画、防災業務計画、奈良県地域防災計画及び斑鳩町地域防災計画の定めるところにより、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策の円滑かつ的確な実施のために必要な組織の整備、改善を図るとともに、町及び各組織間の連携及び協力体制を確立する。

また、関係機関相互の情報の共有化を図るとともに、それぞれが有する被災・復旧情報、観測情報等を迅速かつ的確に収集する体制の整備を図る。

2 奈良県との連携

町は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整える。

また、災害の状況に応じ設置される県現地災害対策本部との連携、連絡体制の充実を図る。

3 自治体相互の応援体制の確立

近隣自治体や斑鳩町と同時被災の可能性が低い遠方の自治体との防災協定を締結し、災害時の応急対策及び復旧・復興対策を適切に実施するための体制確立を図る。

本町では、大阪府太子町、兵庫県太子町、長野県飯島町、和歌山県上富田町、滋賀県愛荘町、京都府与謝野町、三重県伊賀市と災害時等相互応援協定を締結しており、応援を受けた場合の宿泊場所、執務場所、駐車場等についてあらかじめ計画作成をしておくものとし、必要な事務手続き等がスムーズに行えるように定期的に訓練を実施する。

また、災害時に備えて、他の自治体等からの支援部隊の受入場所の選定、業務継続計画を踏まえた受援内容をあらかじめ定める（受援計画）とともに、円滑な受入・受援のために、平時から相互交流を深める。

【災害時等相互応援協定市町村】

協定市町村名	大阪府太子町、兵庫県太子町、長野県飯島町、和歌山県上富田町、滋賀県愛荘町、京都府与謝野町、三重県伊賀市

4 自衛隊との連携体制

大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平時から連絡体制の強化や派遣の要請手続きの明確化など、自衛隊との連携体制の整備に努める。

5 緊急消防援助隊の受入体制の整備

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国内で発生した地震等の大規模災害時における消防活動をより効果的に実施するため設置された「緊急消防援助隊」については、消防庁が定める緊急消防援助隊基本計画に基づき「緊急消防援助隊」との連携及び受入体制の整備に努める。

6 民間事業所等との災害時応援体制の整備

災害時における民間事業所等との多種多様な協力体制を整備するとともに、民間事業所等に対して、災害時、地域貢献が可能な分野での自主的な協力体制を構築するよう求める。

資料2-1-11 災害時等における防災協定等の一覧

第2 防災訓練の実施

1 本町の災害特性を考慮した訓練の実施

地域防災計画等の習熟、連携体制の強化、住民の防災意識の向上及び災害発生時の防災体制の万全を期することを目的として、地域住民、障害者や外国人などの要配慮者、要配慮者を支援する者など多くの住民参加、学校、自主防災組織、民間事業者、ボランティア団体など地域に関係する多様な主体との連携を図りながら、総合防災訓練、広域訓練、その他の防災訓練の実施に努める。防災訓練の実施に際しては、災害対応に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。あわせて、医療コンテナやトイレコンテナなど高付加価値コンテナやデジタル等新技術の活用など、災害対応上有効と認められるものの効果的な活用方法について訓練を通じて検討を進める。

(1) 応急対策体制の確認、評価等

防災訓練を通じて、各関係機関の組織体制の確認、評価等を実施し、危機管理体制の実効性について検証するとともに、各関係機関相互協力の円滑化を図る。

(2) 住民の防災意識の高揚

住民一人ひとりが防災訓練に際して、日常及び災害時に「自らが何をすべきか」を考え、危機（自然災害、事故等）に対して十分な準備を講じることができるよう、実践的な訓練により防災意識の高揚を図るとともに、災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

(3) 要配慮者等の配慮

要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域で支援する体制の整備とともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に立った配慮が十分行われるよう努める。

(4) 感染症対策への配慮

感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した訓練を積極的に実施する。

2 実施する訓練内容

(1) 防災総合訓練

関係機関が有機的な連携を保ちつつ、災害応急対策等が円滑に実施できるよう、防災関係機関及び地元自主防災組織と共に住民の参加を得て、避難救助訓練、組織動員訓練、消防訓練、ライフライン対応訓練、緊急輸送訓練、炊き出し訓練、緊急地震速報対応等の各種訓練項目を総合した防災訓練を実施する。

(2) 広域訓練

市町村間の連携体制強化のため、相互応援協定締結市町村や近隣市町村と合同で広域的な防災訓練を実施する。

(3) 地域防災訓練（住民、事業所等）

ア 住民

防災意識の高揚を図るため、自治会や自主防災組織、事業所等の協力のもと、地域の実情にあった校区别防災訓練を実施する。

実施にあたっては、訓練の目的を明らかにし、第2次奈良県地震被害想定調査報告書等を参考に各種大規模災害を想定するとともに、より実践的な内容とするため、実施時間や交通規制など様々な条件設定を行い、参加者が自ら判断し、行動できる訓練とする。

その際、自主防災組織が中心となった地域防災活動となるように努めるとともに、要配慮者を地域で支援する体制が整備されるよう努める。また、老若男女、障害の有無、妊婦など被災者の立場によってニーズが違うことを認識し、多様な視点に十分配慮するよう努める。

また、訓練実施後には事後評価を行い、計画や体制等についての課題を明らかにし、適宜その改善を行う。

地域防災訓練では、特に「住民避難」に重点を置き、要配慮者の参加を含めた多くの住民の参加が得られるよう配慮し、以下のような訓練を実施する。

① 安全な避難ルートの確認等のための避難訓練

（要配慮者の避難支援訓練を含む）

② 避難所開設・運営訓練

（要配慮者の避難所でのニーズや、性別や個人の特性に応じたニーズの違い等に配慮することに加え、家庭動物（ペット）の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める）

③ 安否確認訓練

(例：平時から各地区において、災害時の集合場所を決めておき、全員の安否を確認した上で避難所に集団避難し、町等に報告する)

④ 緊急地震速報が発表された場合取るべき行動、避難指示等の避難情報の持つ意味など防災知識を得るため等の研修会等

⑤ 情報収集・伝達訓練

(例：避難指示等が発令された場合の情報収集手段、伝達経路を確認する)

イ 防火管理者

学校、病院、駅、工場、事務所、興行場、百貨店、旅館・ホテル等の諸施設における消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難訓練等を毎年定期的の実施し、実効性のある消防計画及び自営消防体制の確保等に努める。

(4) その他の防災訓練

町及び関係機関は単独又は共同して、下記の防災訓練を実施する。

ア 組織動員訓練

勤務時間内外において職員の動員、配備を迅速に行うため、情報の伝達、連絡、非常参集について訓練を実施する。

イ 非常通信訓練

平常通信から非常通信への迅速な切換え、有線途絶時における無線通信機器の取扱操作、非常連絡先や通信内容の確認などについて訓練を実施する。また、特定の職員以外でも通信機器の基本的な操作ができるよう定期的に通信訓練を実施することを通じて平時からの連携体制を構築する。

ウ 水防訓練

水防活動の円滑な実施を図るため、関係機関と協力しつつ、水位雨量観測、水防団等の動員、水防資機材等の輸送、水防工法の修得、避難など斑鳩町水防計画（水防法(昭和24年法律第193号)第25条に基づき策定）に記載された訓練を実施する。

エ 消防訓練

現有消防力の合理的運営及び的確な消防活動に万全を期し、災害状況に応じた消防技術の習熟を図ることを目的として、非常招集、通信連絡、火災防ぎょ技術、救助等の訓練を実施する。

また、広域災害に対応するため、奈良県下をはじめ近隣府県及び全国消防機関との合同訓練に参画する。

オ 警備訓練

県警察（西和警察署）、自治会、自主防災組織等の協力を得て、犯罪防止を重点とした警備について訓練を実施する。

カ 避難救助訓練

関係機関、自主防災組織等住民の協力を得て、避難指示等及び誘導、救出・救助、応急医療について訓練を実施する。さらに、避難行動要支援者、負傷者、要配慮者等の救助についても訓練を実施する。

キ 図上訓練

想定被害への対応を検討するとともに、組織動員体制、災害予防対策及び災害応急対策を検証するため図上訓練を実施する。

(5) 訓練の検証

町は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図る。また、職員の教育訓練により救助・救急機能の強化を図り、訓練成果を取りまとめ、訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第3 人材の育成・確保

防災体制の強化とあわせて、災害時における適正な判断力を養い、防災活動を的確に遂行できるよう、職員への防災教育の充実に努めるとともに、関係機関にも職員の防災教育の実施を促す。

1 職員の防災教育

町職員の防災意識の高揚を図るため、防災知識、個人の役割分担等に関する研修を実施し、町職員の防災意識の高揚を図るとともに、専門的知見を有する職員の確保・育成に努める。

- (1) 災害時における災害対策本部の一員としての立場と心構え
- (2) 災害対策活動の概要
- (3) 災害時の役割の分担
- (4) 災害時の指揮系統の確立
- (5) その他必要な事項

2 災害応急活動体制の検討

災害時において迅速かつ的確な災害応急対策が行えるよう、防災訓練時における諸問題、地域防災計画の改訂等を踏まえ、「斑鳩町職員初動マニュアル」の見直しを図り、災害応急活動体制の強化に努める。

3 人材の確保

町は、応急対策全般への対応力を高めるため、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるようなしくみを平時から構築する。

また、自衛隊等の国の機関の退職者を含む行政機関の退職者の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材の確保方策を整える。

第4 防災中枢機能等の確保・充実

防災中枢拠点が被災した場合でも、速やかに体制を整え、対策を実行できるよう、防災中枢機能等の確保・充実を図る。

1 業務継続計画（BCP）の策定

大規模災害時に本町の災害対策業務及び通常業務の機能停止・低下を最小限に抑えるためBCPを策定する。

2 防災中枢施設等の整備

大規模災害時には、町庁舎など防災中枢拠点の被災も想定されることから、次の事項について対策を講じ、防災中枢機能の確保に努める。

(1) 町庁舎

町庁舎の立地場所、耐震性、通信基盤の点検・整備を推進する。

(2) 代替施設の確保

庁舎が被災した際、災害対策本部の運営に支障をきたさないよう、以下の対策を講じる。

ア 災害対策本部等の代替施設の確保（耐震性、標高の確認）

イ 代替施設が使用不可の場合の候補施設の選定（耐震性、標高の確認）

ウ 移転の判断、代替施設の決定、移転手段の確保に必要な手続き等について事前に定めておく。

(3) 電源・機材・備蓄の確保

防災中枢機能を維持するため、機器類・備品・備蓄等の整備・拡充を図るとともに、中長期の停電に備えた非常用電源設備（自家発電設備、外部給電可能な電動車、再生可能エネルギーの活用等）の確保等の整備を図る。

(4) データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制の強化

復旧に必要な各種データを整備、保管するとともに、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制の構築、耐震補強、落下転倒の防止を図る。

(5) 災害応急対策活動に従事する町職員用物資の備蓄

大規模な災害時には、災害応急対策活動に従事する町職員の食料、水等の物資が確保でなくなることが想定されることから、町の災害応急対策活動を維持するため災害応急対策活動に従事する町職員用の物資の備蓄を推進する。

3 人材の育成

多数の職員が被災した際、少ない職員でも災害対策本部を機能させることができるよう、人材の育成に努める。

第5 地域防災拠点の整備・充実

災害時に住民や行政などの防災活動の拠点となるよう、地域防災拠点の整備を推進する。

1 地域防災拠点

斑鳩町立の施設であること、体育館のある施設であること、受入可能人数の多い施設であることを基本として小学校（3箇所）、中学校（2箇所）、中央体育館（1箇所）、生き生きプラザ斑鳩及びいかるがホールを地域防災拠点と位置づける。

【地域防災拠点一覧】

施設名	所在地	電話番号	備考
斑鳩西小学校	神南2-4-25	74-3051	
斑鳩小学校	法隆寺南1-13-46	74-1201	
斑鳩東小学校	法隆寺南2-11-5	74-1501	
斑鳩中学校	龍田北1-20-1	74-1301	
斑鳩南中学校	目安北3-1-77	74-5800	
斑鳩中央体育館	龍田南1-1-61	75-3100	
いかるがホール	興留10丁目6-43	75-7743	
生き生きプラザ斑鳩	小吉田1丁目12-35	70-1000	

2 防災機能の充実

災害時の地域防災拠点となる各施設と災害対策本部との連絡体制を強化するため、通信設備の充実に努めるとともに、防災用資機材の整備、非常用食料等の備蓄、消防水利の整備、給水・貯水施設の整備、自家発電施設、厨房施設など、防災機能の充実を図る。

3 後方支援活動との連携強化

都市公園については、原則、災害時に応援部隊の受入れ及び活動拠点として位置づけるとともに、物資輸送拠点として災害活動用ヘリポートでもある斑鳩小学校グラウンドを位置づけ、連絡機能の整備を図る。

第6 防災用資機材等の確保

応急対策及び応急復旧を、迅速かつ的確に実施するため、必要な人材、装備、資機材等の確保、整備に努める。

1 人材、装備、資機材の確保

町は、自主防災組織等コミュニティ単位での防災用資機材等の充実に努めるとともに、近隣自治体や関係団体等との協定締結を推進し、災害発生時における技術者や資機材等の確保に努める。

また、大規模事故災害等に対応できるよう、消火薬剤等の備蓄を推進するとともに、被害の状況に応じて消毒を施行するため、必要な防疫用薬剤等の確保に努める。

2 資機材の点検

災害応急対策に万全を期するため、保有する車両、水防資材、救助用資機材等の定期的な点検・整備、補充交換を行う。

3 備蓄の拡大及び分散備蓄の推進

資機材等の物資を迅速に搬送できるように、備蓄の拡大と分散備蓄について推進する。

また、物資・燃料の供給協定を拡大し、民間流通備蓄のさらなる活用を図る。

4 外部給電可能なEV車等の導入及び活用

公用車等への外部給電可能なEV車等の導入を計画的に推進し、災害時には避難所等の運営に必要な電源として活用する。

第7 複合災害防止体制の整備

複合災害による被害の深刻化を防ぐため、複合災害に対する備えの充実を図る。

1 複合災害防止体制の整備

- (1) 町は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実する。
- (2) 町は、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定める。
- (3) 町は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第8 防災に関する調査研究の推進

災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策を推進するため、災害要因及び被害想定の調査研究を実施するとともに、円滑な災害復興が行えるよう、まちづくりの研究を推進する。

1 被害想定の調査研究

町は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定、防災体制等について調査研究を継続的に実施する。

2 災害復興のまちづくりの研究

地震災害や大規模市街地火災によって、木造密集市街地が壊滅的な被害を受けた場合、被災後の市街地の復興が円滑に進められるよう、あらかじめ木造密集市街地の整備の在り方、整備手法、土地利用計画などについて住民の意見を聴取しながら検討が進められる体制づくりに努める。

第2節 情報収集伝達体制の整備

町、県及び関係機関は、災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行われるよう、平時から通信施設等の整備拡充、通信網の多重化など、情報収集伝達体制の確立に努める。また、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、気象予警報の伝達体制の整備に努める。

《担当部・機関》

各部局・奈良県広域消防組合・県・関係機関

第1 情報収集伝達体制の強化

災害発生時間にかかわらず、災害応急活動が迅速かつ的確に実施できる情報収集伝達体制の整備を図る。

また、防災関係機関との連携により、職員常駐体制又は代替的な体制の整備に努める。

さらに、災害の未然防止や被害を最小限に抑えるため、気象、地象等の観測体制の整備・充実を図る。

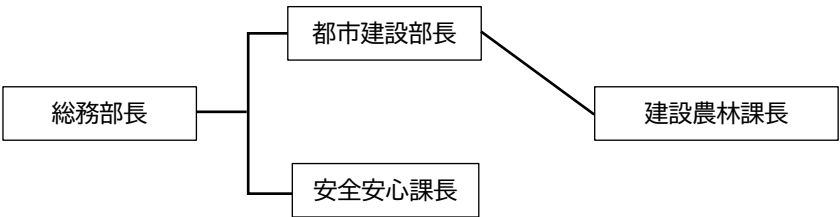
1 勤務時間内の情報伝達体制

県から伝達される防災情報を、総務部が受理し、必要な情報は庁内放送等によって職員に伝達するとともに、教育委員会、消防団幹部、自治会長に電話等で伝達し、教育委員会は学校へ、自治会長は住民に伝達する。

2 勤務時間外の情報伝達体制

勤務時間外において県から防災情報の連絡があった場合、又は災害発見者からの通報があったときは、当直者は次のところへ連絡する。

(1) 予報の場合



(2) 警報の場合

町長、副町長、教育長、会計管理者、総務部長、住民生活部長、住民生活部次長、都市建設部長、教育次長、消防団長、議会事務局長、各課長

3 情報収集体制

(1) 町は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができるしくみの構築に努める。

- (2) 国、県及び町は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ、航空機、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

第2 非常通信体制の強化

自営の通信施設を保有する機関は、個々の通信体制の充実強化に努めるとともに、電波法第74条第1項に規定する通信及びその他非常時において用いられる通信の円滑な運用を図るため、各機関相互の協力による非常通信体制の整備、充実に努める。

また、災害時の非常通信の円滑かつ効率的な運用を図るため、各機関相互の連携による通信訓練を実施し、平時より非常通信の習熟に努める。

第3 緊急地震速報の活用

災害時、被害を最小限に抑えるため、気象庁が発表する緊急地震速報を効果的に活用する。

1 伝達体制及び通信設備等の充実

緊急地震速報を迅速に伝達するため、その伝達体制及び通信設備等の整備・充実に努める。

2 緊急地震速報の習熟

緊急地震速報の利用方法等を定めるマニュアルを整備するなど、緊急地震速報に関する知識の習熟を図る。

3 普及啓発等

緊急地震速報は、その特性や限界を理解した上で利用することにより、減災効果をより発揮し、混乱や事故などを防ぐことが期待される。よって、町は、緊急地震速報を受けたときの住民の適切な対応行動を含め、緊急地震速報に関する知識の普及啓発に努める。

また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図る。

第4 通信手段の整備

災害発生時の情報体制を確保するため、平時から、通信手段の整備を図るとともに、通信設備や機器の保守点検、耐災害性の向上等に努める。

また、機器操作及び通信要領の習熟を目的とした情報伝達訓練等を定期的の実施するとともに、特定の職員以外でも通信機器の基本的な操作ができるように努める。

1 通信系の確保

- (1) 災害に関する情報連絡等について、有線電話・無線設備の機能を常時維持するため、保守管理を徹底し整備を行うとともに、災害に備え機器の転倒防止、予備電源の確保を図る。
- (2) 非常用電源設備の高度化に努める。
- (3) 全国瞬時警報システム（J－ALERT）、緊急情報ネットワークシステム（Em－Net）と防災行政無線を接続すること等により、災害情報を瞬時に伝達するシステムの構

築に努める。

- (4) 災害情報共有システム（L－A L E R T）等を通じて、災害対策本部設置状況、避難指示等発令情報、避難所開設情報を、県防災情報システムに入力することで、これらの情報を住民へ速やかに周知する。

また、町は、災害情報共有システム（L－A L E R T）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

- (5) 衛星通信によるインターネット機器の整備・確保に努める。

2 通信手段の多様化

無線放送、携帯電話、衛星携帯電話、エリアメールなど多様な通信手段の整備充実を図り、非常時の職員への連絡体制の強化に努めるとともに、情報収集の機動力の向上を図る。

また、被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等により収集し、迅速かつ的確に災害対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。

3 無線通信施設の整備・拡充

災害時における情報の収集・伝達を迅速かつ的確に行うために、無線通信施設の整備・拡充及び伝達体制の整備を行う。

(1) 防災行政無線整備

情報連絡体制の充実に向けて、防災行政無線の整備推進に努める。

ア 同報系システムの整備に努める。

イ 移動系システムについては、現在は携帯52台を維持する。

ウ 避難所用携帯20台

(2) 防災関係機関の無線通信施設の整備充実

消防組合や警察署、N T T西日本株式会社等の防災関係機関は、災害時における情報の収集・連絡活動を迅速かつ的確に行うため、無線通信施設の整備充実に努めるとともに、通信施設の被災を想定し、通信の途絶防止対策及び復旧対策の強化、確立を図るとともに、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用を努める。

また、町及び防災関係機関は、防災相互通信用無線の整備及び増強等により、災害時の相互通信体制の強化に努める。

(3) 多重無線通信システム

有線途絶時の情報連絡のため、及び災害現場からの静止画像等を通信するため、多重無線通信システムの整備を検討する。

(4) 無線従事者の養成

防災行政無線局等の運用を円滑に実施するため、無線従事者を養成し、その適正配置に努める。

4 災害時優先電話の整備

町の加入電話が災害時優先措置されるようNTT西日本株式会社に申請し、災害時優先電話の整備を推進する。

5 災害時用公衆電話（事前設置）の整備

災害時に、指定避難所等からの情報伝達手段として、NTT西日本株式会社が設置する災害時優先電話の機能を有した災害時用公衆電話（事前設置）の整備を進める。

第5 災害広報体制の整備

1 住民への情報提供体制

報道機関を通じた情報提供、防災スピーカー（同報系防災行政無線）や広報車による広報等の体制を確立するとともに、インターネット、防災情報メール、緊急速報メール（エリアメール）、SNS、全国瞬時警報システム（Jアラート）等による情報提供を検討する。

町は、避難所となる公民館、集会所、学校との通信手段の整備を図るとともに、要配慮者、孤立化のおそれのある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者など情報入手が困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できる体制の整備に努める。

また、携帯電話等を活用した情報伝達手段の多様化・多重化を図るとともに、情報入手が困難な被災者等※に対しても確実に情報伝達できる体制の整備に努めるとともに、安否情報システム（消防庁）が効果的・効率的に活用されるよう、住民への普及啓発活動に努める。

※要配慮者、孤立化のおそれのある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者など。

2 住民への広報手段の周知

- （１）災害時はテレビ、ラジオ、インターネット、防災情報メール等で情報の入手に努めるよう周知徹底を図る。
- （２）あらかじめ、町役場、駅、避難所等の災害時情報拠点を設定し、住民に平時から周知するとともに、災害情報、生活関連情報などを掲示板等で広報する方法を定めておく。
- （３）町は、NTT西日本株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスのしくみや利用方法等の周知に努める。

3 災害時の広聴体制の整備

住民等から寄せられる被害情報や災害応急対策状況に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、電話相談窓口の設置などの広聴体制の整備に努める。

4 災害広報・広聴責任者の選任

災害時の情報一元化を図るため、広報・広聴担当課長若しくはこれらのあらかじめ指名する職員が災害広報・広聴責任者に選任され、次の業務を遂行する。

- （１）災害発生後の時間経過に応じた提供すべき情報の整理
- （２）要配慮者に配慮した多様できめ細かな広報手段の確保

(3) 広報文案の事前準備

- ア 地震の震源・規模・余震・気象・水位等の状況
- イ 住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ
- ウ 出火防止及び初期消火の呼びかけ
- エ 要配慮者への支援呼びかけ
- オ 災害応急活動の窓口及び実施状況

第6 安否確認及び支援情報等の提供体制の整備

災害発生後、町外へ避難した者については、「全国避難者情報システム※（総務省）」を活用し、所在地を把握する。（避難者自身が避難先市町村へ所在地情報を提供する。）

また、町外へ避難した者を含め、安否確認情報や支援・サービス情報を容易かつ確実に収集伝達できる体制の整備及びシステムの構築を検討する。

さらに、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有するしくみの円滑な運用・強化を図る。

※避難者から避難先の市町村へ任意に提出された、避難者の所在地等の情報を避難元の県や市町村へ提供し、当該情報に基づき、避難元の県や市町村が避難者への情報提供等を行うシステム

第7 災害情報共有化の推進

平時のみならず災害時においても、情報を各部で共有することによって、災害応急対策を迅速かつ的確に実施できるよう、地図情報システム構築の推進を検討する。

第3節 火災予防対策の推進

町及び消防機関は、火災の発生を防止するとともに、地震等に伴う市街地大火、林野火災等に対し、延焼の拡大を防止するため、出火防止と初期消火の徹底、事業所をはじめとする防火管理体制の強化を図り、あわせて地域住民に対し消火器や地震発生時の火気の取扱い等の啓発活動の推進と自主防災組織の育成に努める。

また、火災による被害を最小限にとどめるため、消防力の充実に努める。

《担当部・機関》

総務部・奈良県広域消防組合

第1 建築物等の火災予防

住宅、事業所等からの出火防止及び初期消火の徹底を図る。

1 指導

(1) 予防査察

消防機関は次により防火対象物の防火管理及び消防用設備の維持管理状況の査察、指導を行う。

ア 予防査察の方法

消防機関は、学校、病院等、消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物について、消防設備、火気使用器具等の位置、構造及び管理の状況を関係法令、条例に基づいて検査するとともに、地震時における転落、落下物等による出火危険についても十分考慮し、火災予防上必要があると認める場合、又は、火災が発生すれば人命に危険があると認められる場合には、その所有者、管理者等に対し必要な改善等を行わせる。

イ 予防査察の実施

(ア) 消防機関は、管内の全防火対象物に対し、年間を通じ定期的に予防査察を実施し、常に防火対象物の状況を把握する。

(イ) 消防機関は、防火対象物の種類に応じ、出荷危険時期等を考慮し通常の予防査察の他に緊急予防査察、特別予防査察を実施する。

(2) 関係者に対する指導

防火管理者に対し、消防計画の作成、消火、通報及び避難の訓練の実施等について指導する。

(3) 法令違反に対する措置

査察の結果、消防関係法令に違反し、かつ、是正されない事項について諸法令にてらしあわせて警告、命令又は告発等違反処理を行い早期是正を図る。

2 啓発

- (1) 春秋に全国一斉に実施される火災予防運動により、住民に対し防火意識の啓発を図る。
- (2) 震災時に多発が予想される出火危険を排除するため、火災予防条例により耐震安全装置付火気使用設備器具の普及を図る。
- (3) 町内一般住宅に対し、防火診断を実施するとともに、住民に対し、出火防止や火気の手扱いなど防災知識の啓発、消火器具等の普及、住宅用防災機器の設置を推進する。

また、地震発生時の火気使用器具の手扱い及び初期消火の方法について指導を行い、出火防止と初期消火の徹底を図る。

- (4) 起震車の利用促進を図り、出火防止の体験実習を行う。
- (5) 住民に対する講演会、映画会、初期消火訓練等の実施に努める。
- (6) 住宅における住宅用火災警報器の設置を促進する。
- (7) 事業所における防火管理知識、消防用設備の維持管理等防火管理体制の強化を図るため、防火管理者及び危険物取扱者、消防設備士等一般関係者に対する講習会、説明会、研究会等を開催し防火意識の向上を図る。

また、自衛消防組織による訓練を実施して、事業所の防災機能強化、消防訓練を推進し、初期消火体制の充実を図る。

3 消防組織の連携強化

大規模火災等に対処するため、消防組織法第21条の規定により隣接市町相互間の連携の強化を図る。

協定名	締結年月日	協 定 都 市	内 容
中 南 和	昭和61. 4. 1	中南和地区各消防本部（中和広域消防組合・五條市・桜井市・香芝広陵消防組合・西葛城消防組合・吉野広域行政組合・宇陀広域消防組合・中吉野広域消防組合）	火 災 救 急
奈 良 県 消 防 広 域	平成 8. 5. 7	奈良県下 13消防本部	火 災 救 急

※奈良県下11消防本部で、平成26年4月に奈良県広域消防組合が設立した。

4 消防力・消防水利等の整備

- (1) 消防団の強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実に努めるとともに、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層や女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。
- (2) 地域住民が発災直後において、円滑に初期消火を行うための、大規模地震など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、可搬式小型動力ポンプ、ホース格納箱等の消防設備の整備に努める。
- (3) 災害時の消火栓の使用不能、防火水槽の破損等に対処するため、貯水槽等の計画的な整備を進めるとともに、農業用水、プール、井戸等の自然水利の確保に努め、水利の多元化を推進する。

第2 林野火災予防対策

1 林野火災に強い地域づくり

(1) 林道、森林の整備

林道管理者は、消防用車両等の通行に支障がないよう、消火活動の円滑な実施のための林道の適正な維持管理に努める。

また、森林整備においては、防火樹帯の整備及び防火線の布設に努めるとともに、固定防火線と併用又は単独に防火樹を植栽した林帯の整備に努める。

(2) 監視体制の強化

町は、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化する。

また、気象状況等が、火災予防上危険であると認められるときは、火災警報に関する警報を発令するとともに、打鐘、サイレン等の消防信号、広報車による巡回広報、防災無線など各種手法を活用し、地区住民及び入山者への周知徹底を図る。

(3) 林野所有（管理）者等への指導

ア 防火線、防火樹帯の整備

町は、林野所有（管理）者に対して、防火線、防火樹帯の整備及び造林地における防火樹の導入促進に努めるよう指導する。

イ 防火用水の確保

町は、林野所有（管理）者に対して、自然水利の活用等による防火用水の確保に努めるよう指導する。

ウ 森林等への火入れの制限

町は、火入れの許可条件等について、事前に消防機関及び森林管理事務所等の関係機関と十分に協議する。

また、火入れの場所が隣接市町村に近接する場合は、事前にその市町村に通知する。

エ 火の使用制限

町は、気象条件に応じて入山者等に火を使用しないよう指導するとともに、必要に応じて、一定区域内のたき火、喫煙など火の使用制限を実施する。

オ 火気使用施設に対する指導

消防機関は、森林内及び周辺の火気を使用する施設の管理者に対して、必要に応じて査察を実施し、施設の改善等の指導を行う。

(4) 防災知識の普及

入山者、地域住民及び林業関係者に対し、広報宣伝、学校教育、講習会の開催などによる山火事予防運動等の機会やSNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により森林愛護及び防火思想の普及・啓発の徹底を図る。

(5) 林野火災に対する警戒の強化

ア 町及び県は、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れや

たき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行う。また、町は、許可した火入れの情報等を消防機関に共有する。

イ 町及び県は、乾燥や強風等の気象状況に応じた的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行う。

2 活動体制の整備

(1) 消防体制

町及び消防機関は、当該地域の地勢、植生及び気象条件等を考慮し、林野火災に即応できる組織の確立、出動計画の策定を行う。また、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行う。

(2) 広域相互応援体制

町、県及び消防機関は、県内外の消防機関との広域的な応援体制及び警察、自衛隊、その他関係機関との協力体制を整備し、林野火災発生時に効果的な消防活動が実施できるよう努める。

(3) 消防資機材の整備

町、県及び消防機関は、林野火災に対する消火活動に適した消火資機材の整備・充実を図るとともに、熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備を促進する。

(4) 林野火災消防訓練の実施

県、町、消防機関及び防災関係機関は、林野火災発生時の相互協力体制を確立し、林野火災に関する知識の習得及び林野火災防ぎょ技術の向上を図るための実践的かつ効果的な訓練実施に努める。

3 消防水利の確保

町及び消防機関は、防火水槽等を整備するとともに、川、池等の自然水利や砂防ダム等水源として利用できる施設を把握し、林野火災発生時の消防水利の確保に努める。

第4節 消防・救助・救急体制の整備

《担当部・機関》

総務部・奈良県広域消防組合

第1 消防力の充実

大規模火災などに備えて、消防力の充実に努める。

1 消防施設の充実

「消防力の整備指針」（平成12年1月20日消防庁告示第1号）に基づき、消防署所を配置し、消防車両などの消防施設情報を活用した情報収集体制、通信機能の強化を図るための消防設備など、総合的消防力の増強充実に努める。また、消防庁舎の耐震化の促進に努める。

（1）消防機動力の増強

情報収集伝達能力の強化のための通信設備、消防車両等の資機材の整備に努める。

（2）消防署、消防団、ポンプ自動車等の整備

消防に関する都市等級調査を実施し、市街地内の潜在的な出火延焼危険の実体を把握し、消防署、消防団を合理的に配置するとともに、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車等の消防設備の充実に努める。

2 消防水利の整備

消火栓の使用不能や防火水槽の破損等に対応するため、耐震性貯水槽等の計画的な整備を進めるとともに、プールや河川等の利用を含め、地域の実情に応じた消防水利の多元化を推進し、消防水利の確保を図る。

また、「消防水利の基準」（昭和39年12月10日消防庁告示第7号）に基づき、消火栓を適正に配置する。

さらに、遠距離大量送水システム等の消防水利を有効活用するための消防施設・設備の整備に努める。

資料2-2-1 消防力の現況、資料2-2-2 消防水利の現況

3 活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動を実施するための初動体制、情報収集・伝達体制、通信運用体制、火災防ぎょ体制、救助・救急体制、応援部隊の受援体制、後方支援体制等の整備に努めるとともに、これら活動体制のルール化を図る。

4 自衛消防組織の充実

一定規模を有する事業所において設置が義務付けられている自衛消防組織（消防法第8条の2の5）に対して、防火管理を計画的、組織的に推進できるよう指導・助言する。

5 消防団の活性化

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

(1) 体制整備

若手リーダーの育成、女性や青年層等の消防団活動への積極的な参加及び入団の促進、消防団協力事業所表示制度の活用など被雇用者団員の活動環境の整備、処遇の改善、機能別分団員（大規模災害や予防広報等特定の活動を実施する分団員）の確保などによって、組織の強化に努める。

町は、団員確保に向けた啓発や資機材の整備等、消防団の充実強化に努める。また、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。

(2) 消防施設・装備の強化

消防団詰め所やポンプ器具庫の確保・耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線等の防災資機材の充実強化を図る。

(3) 教育訓練体制の充実

消防団員の防災に関する知識の高度化及び技能の向上を図るため、教育訓練の実施など教育訓練体制を充実する。

(4) 他の組織との連携

常備消防や自主防災組織との連携を強化し、組織の機能充実、効率的・効果的な活動の実施を図る。また、団員を雇用している事業所の理解と協力を得るための取組、事業所の防災活動との連携のための取組を強化する。さらに将来を見据えた住民ニーズや地域の実情を踏まえつつ、地域コミュニティにおいて消防団の果たすべき役割を検討する。

(5) 消防団員数の確保

消防団が、要員動員力等の特性を発揮するため、各地域の実情に応じた適正な団員数の確保を図る。また、就業構造の変化等に対応し、サラリーマン団員の活動環境の整備を図る。

資料2-2-3 斑鳩町消防団の現況

第2 救急・救助体制の充実

1 資機材の整備

住民の防災活動の用に供するため、エンジンカッター、チェーンソー、ジャッキその他救助活動に必要な資機材の整備を促進する。

また、自らが保有する救助用資機材だけでは不足する場合に備えて、民間団体の重機等の提供が受けられるよう協力体制を整備する。

2 住民への知識普及

住民に対して心肺蘇生法などの応急手当に関する知識・技能の普及に努める。

第3 応援体制の充実

消防相互応援協定締結の消防機関との連携体制を強化するほか、受入体制の整備に努める。
また、大規模災害発生に備え、近隣及び遠方の自治体相互の応援協定の締結を推進する。

第5節 応急医療体制の整備

町及び県は、災害時に迅速かつ的確な医療が行えるよう、医療関係機関と連携しながら、医療情報の収集伝達体制、医療救護班の整備、災害医療の拠点の確保、医薬品の確保等を図り、災害時の医療体制を整備するとともに、これら活動体制のルール化を図る。

《担当部・機関》

住民生活部・奈良県広域消防組合・郡山保健所

第1 初期医療体制の整備

町域の医療機関と協力し、災害時に通常の医療体制では対応できない多数の患者が発生した場合や、医療機関の被害によって被災地域に医療の空白が生じた場合に、適切な医療が実施できるよう、現地医療体制を平時から整備するとともに、消防、医療機関及び医療機関相互の連絡体制を整備する。

また、応急救護所（災害発生直後の短期間、災害現場付近に設置する救護所）及び医療救護所（災害発生直後から中長期にわたって避難所等に併設される救護所）では、被災者のトリアージ（治療の優先順位の決定）や搬送前の応急処置、軽傷者の治療を行う。

さらに、災害の種類や時間経過に伴い量的・質的に変化する医療ニーズに対応し、医師の専門性を生かした医療救護を行う。

1 災害医療情報の収集伝達体制の整備

県の救急医療情報システムを災害時に活用できるよう支援するとともに、迅速かつ的確な情報の収集伝達ができる通信手段や情報収集システムの整備に努める。

2 医師会等との協力体制の確立

一時に多数の傷病者が発生したり、交通が混乱して患者の搬送ができない場合に対応するため、斑鳩町安堵町医師会等と常に協力体制を形成しておくなど、確実な現地医療体制を整備する。

また、県及び医療関係機関等に対して派遣を要請した保健医療福祉活動チーム（医療救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等）や医療ボランティア等の円滑な受入れ及び医療救護所への配置調整が行える体制と窓口を整備する。

3 医療救護班の整備

斑鳩町安堵町医師会、斑鳩町歯科医師会の協力を得て、医療救護班の編成数や構成、派遣基準や派遣方法等について計画作成を推進する。

なお、医療救護班の構成は、医師1名、看護師2名及び事務職員1名を標準とし、適宜薬剤師を加える。また、歯科医療救護班（JDAT）は、歯科医師1名、歯科衛生士2名及び事務職員1名を標準とする。

4 医療救護所の設置

災害発生直後から主に軽症患者に対する医療や被災住民等の健康管理が行えるよう、避難所となる小中学校や高等学校など医療救護所設置予定場所をあらかじめ指定しておく。

なお、医療機関を指定する場合は、開設者と調整する。

第2 後方医療体制の充実

町域における災害医療の拠点となる医療機関等と連携を図り、多数の傷病者の受入力を確保するとともに、医療資源を十分に活用した後方医療体制の整備に努める。

1 後方医療体制

医療救護所等で対応できない重症、重篤患者の二次、三次医療を提供するため、被災を免れたすべての医療機関で後方医療活動を実施する。なお、災害が甚大であればあるほど、医療機関は後方医療活動を優先する。

2 協力病院の拡充

奈良県災害拠点病院を中心に、多数の傷病者発生に対応できるよう、協力病院の拡充を推進する。

資料2-2-4 町内医療受入施設

第3 医療品等の確保

医療関係機関及び関連業者の協力を得て、医療用資機材、医薬品等の確保体制を整備する。

1 医療用資機材の確保体制の整備

災害の発生後、緊急に必要な医療用資機材等の備蓄を推進する。また、斑鳩町安堵町医師会・斑鳩町歯科医師会や関連業者との協力によって医療用資機材の調達体制の整備を図る。

2 医薬品等の確保供給体制の整備

拠点病院を中心に災害発生後3日程度の間に必要とする医療品等の備蓄を推進するとともに、平時から奈良県薬剤師会や関連業者との協力体制の整備に努める。また、災害用医薬品及び血液製剤等を迅速に供給するため、県との連携を図り、調達体制の整備を図る。

第4 医療情報の収集・伝達体制

災害時に円滑な医療活動を行うため、奈良県及び斑鳩町安堵町医師会・斑鳩町歯科医師会等と相互に連携し、医療機関の被害状況や空床状況の把握など、医療情報の収集・伝達体制の整備を図る。

1 医療情報の収集・伝達体制の整備

- (1) 町、県及び医療機関は、災害時の連絡、調整窓口や情報内容、情報収集伝達方法及び役割分担を定める。
- (2) 町は、各医療機関が有する情報収集伝達手段が麻痺した場合においても、医療機関の被害状況や医療情報が収集伝達できる体制を整備する。

- (3) 県が整備する広域災害・救急医療情報システムを有効活用し、広域的な医療情報の収集に努める。
- (4) 町及び医療機関は、災害時の情報伝達手段（災害時優先電話回線等）を確保する。

第5 患者等搬送体制の確保

災害時における患者、医療救護班、医薬品及び医療用資機材等の迅速かつ適切な搬送のため、搬送手段の確保と搬送体制の整備を図る。

1 患者

- (1) 広域搬送が可能な患者は、できるだけ早く被災地域外の医療機関へ搬送し、治療を施す。
- (2) 県及び医療機関と連携しつつ、広域災害・救急医療情報システム等の活用により、特定の医療機関に患者が集中しないよう適切な搬送体制を整備する。
- (3) 医療機関を地域別、機能別に体系化し、重傷度や緊急度に応じた適切な患者の搬送を行う。

2 医療救護班、医薬品等の搬送

町及び医療関係機関は、医療救護所等における医療救護活動を行うため、医療救護班及び医薬品等の搬送体制を整備する。

3 広域搬送拠点

- (1) 町は、広域後方医療施設への傷病者の搬送にあたり、広域搬送拠点として使用することが適当な大規模な空き地等をあらかじめ抽出するなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。
- (2) これらの搬送拠点では、県や独立行政法人国立病院機構など広域後方医療関係機関と協力しつつ、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ（治療の優先順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備を、あらかじめ整備するよう努める。

第6 災害医療に関する知識の普及啓発

1 住民等

救急蘇生法、止血法、骨折の手当法、トリアージ（治療の優先順位の決定）の意義、メンタルヘルスなど災害時の医療的措置に関する知識の普及啓発に努める。

2 医療関係者

医療機関等は、災害時を想定した訓練を実施し、職員への災害医療に関する教育を実施するように努める。

第7 広域的救護活動の調整

災害時における医療スタッフの受入れ及び医療資機材等の応援要請がスムーズに進み、協力病院をはじめ、斑鳩町安堵町医師会・斑鳩町歯科医師会等との連携した医療活動が実施できるよう、平時から地域の実情に応じた医療体制づくりを推進する。

第6節 防疫体制の整備

町、県及び関係機関は、災害時の防疫に備えた体制を整備する。

《担当部・機関》

総務部・住民生活部・県・関係機関

1 防疫実施組織の設置

町は、防疫実施のため数人からなる防疫班を編成する。

2 防疫・保健衛生用資機材等の整備

町は、災害防疫に備えるべき物品については、あらかじめ計画をたて整備を図る。

3 職員の訓練

町は、平時から防疫知識及び作業の習熟を図るとともに、災害時を想定した防疫訓練を実施する。

第7節 緊急輸送体制の整備

災害発生時に救助・救急、医療、消火及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める。

《担当部・機関》

総務部・都市建設部・県・西和警察署・関係機関

第1 陸上輸送体制の整備

災害応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送道路及び緊急交通路の指定や効率的な陸上輸送を行うための事前対応に努める。

1 緊急輸送道路の指定

災害発生時の救急、消防、緊急物資・道路復旧資機材の搬出、災害復旧活動の支援等のため、必要最小限通行を確保する路線として、道路管理者と関係機関が協議のうえ指定する。

(1) 県指定の緊急輸送道路

県が指定している町に係る緊急輸送道路は次のとおりである。

機能区分	道路種別	路線名称	区間
第1次	一般国道（指定区間）	国道25号	町域全線
	一般国道（指定区間外）	国道168号	町域全線
第2次	主要地方道	大和高田斑鳩線	町域全線
	一般県道	天理斑鳩線	町域全線
		信貴山線	町域全線

(2) 町の緊急輸送道路

関係機関と協議のうえ、緊急輸送道路と災害時用臨時ヘリポート、町内の備蓄倉庫、物資輸送拠点、緊急医療機関、避難所等を連絡する道路を町の緊急輸送道路として選定する。

資料2-2-5 緊急輸送路指定図

2 緊急交通路の指定

災害対策基本法第76条第1項に基づき、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため一般車両の通行を規制し、緊急通行車両のみ通行を可能とする路線（区間）として、交通管理者（公安委員会）が指定するものであり、町に係る緊急交通路は以下のとおりである。

道路種別	路線名称	区間
一般国道（指定区間）	国道25号	町域全線
一般国道（指定区間外）	国道168号	町域全線

3 緊急輸送道路及び緊急交通路の周知

緊急輸送道路及び緊急交通路について、住民、事業所等への周知徹底を図る。

4 緊急通行車両の確認申出

災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用される町所有の車両について、県公安委員会に災害発生前に確認申出を行う。

輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けられることについて、周知及び普及を図る。

公安委員会は、災害応急対策活動を円滑に推進するため、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両として使用される車両であることの確認について確認申出を受理し、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについて、「緊急通行車両確認証明書」を交付する。

(1) 確認申出の対象車両

次のア及びイのいずれにも該当する車両が確認申出の対象車両となる。

ア 災害時において、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両で次の事項を行う車両

- (ア) 特別警報・警報の発表及び伝達並びに避難指示等に関する事項
- (イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (ウ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- (エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (オ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- (キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (ク) 緊急輸送の確保に関する事項
- (ケ) その他災害の発生を防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関する事項

イ 指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両

(2) 確認申出の申請手続き

ア 申請者

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者

イ 申請先

確認申出を行う車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は奈良県警察本部交通規制課

ウ 申請書類等

(ア) 緊急通行車両確認申出書

(イ) 添付書類

- a 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し
- b 災害応急対策を実施するための車両として使用されることを確かめるに足りる書類
- c 指定行政機関等の車両であることを確かめるに足りる書類

(ウ)指定行政機関等が所有する車両以外の車両にあつては、契約を疎明する書類（貸借契約書、業務委託契約書等）

(3) 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

審査の結果、緊急通行車両と認められるものについて、「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」を申請者に交付する。

(4) 災害発生時の措置

ア 令和5年9月1日以降に「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」の交付を受けている車両

緊急通行車両確認証明書及び標章を車両前面の見えやすい場所に掲示する。

イ 令和5年8月31日以前に事前届出済証の交付を受けている車両

奈良県警察本部交通規制課又は最寄りの警察署若しくは交通検問所に「緊急通行車両等事前届出済証」を提示し、「緊急通行車両等確認証明書」及び「標章」の交付を受ける。

(5) 発災前確認手続きの普及等

町及び地方行政機関は、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための確認手続きを発災前に行うことができる旨周知を行うとともに、自らも発災前の手続きを積極的に行うなど、その普及を図る。

5 輸送環境の整備

町は、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進する。

6 備品等の整備

通行禁止等を示す看板、カラーコーンなど必要な備品の整備に努める。

7 道路障害物除去対策の検討

- (1) 障害物を除去する道路の優先順位及び障害物除去方法の検討を推進する。
- (2) 関係機関や道路管理者と、災害時のための対処方法の協議に努める。
- (3) 建設用重機を所有する民間団体や業者等との協定締結を推進するなど、災害時の協力体制の確立に努める。

第2 航空輸送体制の整備

県等の関係機関の協力による災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等に、ヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、災害活動用緊急ヘリポートの整備や選定に努める。

資料2-2-6 災害活動用ヘリポート

第3 交通混乱の防止対策

1 震災時の応急点検体制の整備

道路管理者は、平時から緊急交通路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報収集体制や応急点検体制の整備に努める。

2 災害時避難の在り方の周知徹底

災害時の避難にあたっては、車両を使用してはならない旨を広報等によって周知徹底に努める。

3 交通規制・管制体制の整備

道路管理者は、災害時における道路施設の破損・欠壊等交通が危険であり、応急復旧を必要とする場合に、道路法に基づく通行規制を実施するために必要な体制を整備する。

また、交通安全施設の整備など県公安委員会及び県警察（西和警察署）が行う交通規制・管制体制の整備に協力する。

第4 事業者との協力体制の整備

災害時の人員、応急資機材等の輸送等を迅速かつ効率的に行えるよう、民間事業者と緊急時の輸送協力体制について協定締結等の整備を行う。

- （1）物流システムのノウハウ、輸送拠点となる施設を有する民間企業の協力を得ることにより、物資の管理・輸送体制を確保する。
- （2）効率のよい物流体制実現のために発災直後から物流専門家が現地で調整を行うことが有効である。
- （3）災害時において、物資の輸送等に必要な燃料を確保するため、民間企業及び団体との協定締結に努める。

第8節 避難受入体制の確立

災害から住民を安全に避難させるため、避難場所、避難路、避難所を選定し、住民に周知するなどの体制の整備に努めるとともに、避難所機能の充実を図る。

《担当部・機関》

総務部・住民生活部・都市建設部・教育委員会

第1 指定緊急避難場所、避難路の選定

災害発生時に、安全かつ円滑に避難させるための避難場所、避難路を選定するとともに、広報紙やホームページ、ハザードマップ等による住民への周知に努める。

1 指定緊急避難場所

(1) 一時避難場所

火災発生時や余震等の二次災害に備えて、住民が一時的に自主避難できる学校グラウンド、公園等を一時避難場所として選定する。

(2) 広域避難場所

火災の延焼拡大等の危険性が発生した場合に安全に到達できる避難路と連絡でき、輻射熱、熱気流に対し有効な遮断ができる広さを有し、火災や爆発等の危険性のない空地为広域避難場所として選定する。町域では河川敷公園（竜田川緑地、大和川第1緑地）が挙げられる。

想定される避難者1人あたりの避難有効面積は、おおむね1㎡以上とする。

(3) 指定基準

町長は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物（ペット）の受入方法等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

指定にあたっては次の事項に留意する。

ア 避難のための立退きを行った居住者等又は被災者（以下「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。

イ 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

ウ 洪水浸水想定区域や、土砂災害警戒区域等内にある建物は、原則として指定しないこととする。町は、県と連携し、特に土砂災害特別警戒区域内にある指定避難所については、安全な区域への移転等を前提とし、できない場合は、ハード対策による安全確保を検討する。

エ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。

オ 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について基準に適合するものであること。

（４）指定にあたっての注意事項

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

（５）県への通知

町長は、指定避難所を指定したときは、その旨を、知事に通知するとともに、公示しなければならない。

（６）指定の取消

町長は、当該指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなつたと認めるときは、指定を取り消す。その際、知事に通知するとともに、公示しなければならない。

（７）住民への周知

ア 避難場所から避難所への円滑な移動を図るため、普段から住民に対して制度の趣旨と避難場所等の所在地情報の周知徹底を行うようにする。

イ 避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等へ広報紙、掲示板、パンフレット等により、指定避難所の場所の周知徹底に努める。特に、避難場所と避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

資料2-2-7 公園・緑地・子供の広場、資料2-2-8 学校グラウンド

2 避難路

避難路は、落下物・倒壊物、火災・爆発、浸水による危険など、避難にあつての障害のおそれが少なく、水利の確保が比較的容易な道路及び緑道とするとともに、次の事項に留意して避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

また、通行障害発生時の代替道路についても考慮する。

- （１）避難路は、原則として一時避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じる道路とする。
- （２）避難路は、可能な限り余震等による沿道建築物からの落下物や倒壊、がけ崩れなど二次災害の危険がない道路とする。
- （３）避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。
- （４）避難路となる道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

第2 指定緊急避難場所、避難路の安全性の向上

町は、関係機関と協力し、一時避難場所、広域避難場所及び避難路を要配慮者など多様な人々に配慮して整備するとともに、消防水利の確保など総合的に安全性の向上を図る。

1 一時避難場所

- (1) 周辺の緑化の促進
- (2) 複数の進入口の整備
- (3) 避難場所標識等による住民への周知
- (4) 耐震性の確保
- (5) 近隣居住者を加えた鍵の分散管理

2 広域避難場所

- (1) 非常電源付きの照明設備・放送施設の整備
- (2) 周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- (3) 複数の進入口の整備
- (4) 避難場所標識の設置

3 避難路

- (1) 周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- (2) 落下・倒壊物対策の推進
- (3) 誘導標識、誘導灯の設置
- (4) 段差解消、誘導ブロックの設置等
- (5) 高齢者や障害者等に配慮した避難路・設備の整備

資料2-2-10 指定緊急避難所一覧及び位置図

第3 指定避難所の選定、整備

町は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失によって避難を必要とする住民を受入れし、救護・復旧等の活動を行うための拠点ともなる避難所を選定、整備するとともに、広報紙やホームページ、ハザードマップ等による住民への周知に努める。

1 避難所の指定

(1) 指定基準

避難所を以下の点に留意して選定する。

- ア 町が必要に応じ避難所として開設できる場所
- イ 避難者1人あたりの必要面積を十分確保できる場所
- ウ 大規模ながけ崩れや浸水などの危険のない場所
- エ 主要道路、鉄道、河川など避難が困難な施設の横断をできるだけ避けた場所
- オ 大火災時の輻射熱を考慮し、避難者の安全を確保できる十分な広さを有する場所
- カ 付近に大量の危険物等が貯蔵されていない場所
- キ 状況に応じて、他の避難所に移動が可能な場所

- ク 速やかに、避難者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有する場所
- ケ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所
- コ 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について基準に適合する場所

（２）指定にあたっての注意事項

避難所を指定しようとするときは、当該避難所の管理者（斑鳩町を除く。）の同意を得なければならない。

また、町は、指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。

さらに、平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物（ペット）の受入方法等について、住民への周知徹底を図る。

（３）県への通知

町長は、避難所を指定したときは、その旨を、知事に通知するとともに、公示しなければならない。

（４）指定の取り消し

当該避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなつたと認めるときは、指定を取り消す。その際、その旨を、知事に通知するとともに、公示しなければならない。

2 多様な施設の利用

（１）県有施設・民間施設の利用

地震等の大規模災害による多数の避難生活者の発生に備え、町所管施設以外の公共施設及び民間施設の管理者との協議を行うなど、指定避難所以外の避難受入施設の確保に努める。

（２）隣接市町村等における受入体制の検討

避難所の不足に備えて、隣接市町村等との間で災害発生時における避難者の受入れ等に関する検討を事前に行っておく。

（３）その他施設の利用

国の施設や個人の住宅も指定避難所の対象として検討する。

3 避難所の施設・設備の整備

（１）トイレのバリアフリー化等

町は、要配慮者をはじめ誰もが健康を維持できる環境で避難生活を送れるよう、当該指定避難所におけるトイレのバリアフリー化等の整備を図る。

(2) 耐震化・不燃化の促進

災害発生時に避難所として機能するよう、また、避難者の安全が確保できるよう、施設の耐震化・不燃化を促進する。耐震性、耐火性の確保に加え、非構造部材についても耐震対策を図るとともに、耐震性がない又は耐震性が明らかでない施設については、代替施設を検討する。

特につり天井については、東日本大震災において落下による被害が相次いだため、撤去も含めた速やかな落下防止対策に努める。

(3) 家庭動物（ペット）のための避難スペース確保

町は、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物（ペット）のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

(4) 設備の充実による避難施設としての機能強化

- ア 給水タンク
- イ 非常用電源（電気自動車の活用を含む。）、自家発電機
- ウ ガス設備
- エ 衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等複数の通信手段
- オ 換気や空調、照明の設備
- カ シャワールームやスロープ、多目的トイレ等、要配慮者等をはじめ誰にでも対応できるバリアフリー化された衛生設備
- キ 食料、飲料水、生活用品
- ク マスクや手指消毒液
- ケ 冷房・暖房器具
- コ マッチ、プロパンガス、固形燃料等の燃料
- サ 簡易トイレ、携帯トイレ
- シ パーティション
- ス 紙おむつ、口腔ケア用品等、要配慮者等をはじめ誰にでも対応できるその他物資の備蓄
- セ 段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド
- ソ 毛布
- タ 入浴設備、洗濯設備

(5) 要配慮者や女性及び性的マイノリティを考慮した避難施設・設備の整備

- ア 紙おむつ等の介護用品
- イ 口腔ケア用品（歯ブラシ、歯磨剤等）
- ウ 高齢者や食物アレルギーを持つ人に対応した食事
- エ 生理用品
- オ 粉ミルク、おむつ等の乳幼児用品
- カ 家庭動物（ペット）の飼養及び管理に関する用品

(6) その他の必要設備・機器等の整備

- ア 避難所での生活に必要なトイレや炊事場等の設備、日常生活用具等備品、救助・救護用資機材等の整備に努めるとともに、災害関連情報及び生活関連情報の収集に必要な通信設備・機器（テレビ、ラジオ等）の整備を推進する。
- イ 中長期の停電に対応できる非常用電源設備（自家発電設備、外部給電可能な電動車、再生可能エネルギーの活用等）を確保するとともに、設置場所の検討、稼働持続時間の把握と燃料確保体制の整備に努める。
- ウ 高齢者や障害者、女性など多様な人々に配慮した施設（バリアフリー等）・設備（多目的トイレ、簡易ベッド等）の整備を推進する。
- エ 町は、避難所として選定した公共施設などでは、備蓄のためのスペースや外部との連絡に必要な通信手段の整備等を進める。
- オ 衛生面に配慮したマスクや手指消毒液の整備に努める。
- カ プライバシーの確保に配慮したパーテーション等の整備に努める。

(7) 生活水の確保

避難所での生活用水等を確保するため、避難所となる小学校及び中学校においては、既存プールの改修、新設工事にあわせ耐震強化に努める。

(8) 避難所の鍵の分散管理

鍵の分散によるリスク回避のため、指定避難所の鍵を近隣に居住する者複数名に管理させるなどして、迅速・確実な避難所開設をめざすように努める。

県は、町が行う指定避難所整備について、その取組を支援する。

(9) 生活環境の整備

町は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。

また、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努める。

4 避難所の管理・運営体制の整備

(1) 避難所運営マニュアルの作成

奈良県避難所運営マニュアルを参考に、「斑鳩町避難所運営マニュアル」を作成し、施設管理者、自主防災組織など地域住民との協力体制のもと、避難所の管理・運営体制を整備する。また町は、感染症の発生を踏まえ、手洗いやマスクの着用、避難者の過密抑制など、感染症対策の観点を取り入れたマニュアルの見直しや拡充に努める。

- ア 避難所の管理者不在時の開設体制
- イ 避難所を管理するための責任者の派遣
- ウ 災害対策本部との連絡体制
- エ 自主防災組織、施設管理者との協力体制
- オ 避難所の運営担当者割当等の避難所管理運営方法
- カ 要配慮者への対応
- キ 女性への配慮
- ク 避難所の家庭動物（ペット）対策
- ケ 避難者への給水、給食、日用必需品等の支給方法
- コ 大規模災害時の避難所の状況想定
- サ 関係機関の役割
- シ 様式
- ス その他必要事項

（２）避難所としての学校施設利用計画の策定

町は、指定避難所である学校施設について、地域住民の円滑な誘導や避難所となる学校施設の効果的な活用のため、学校と連携し学校施設利用計画の策定に努める。また、作成した計画は避難所運営マニュアルとも調整し、マニュアル内へ位置づけるよう努める。

（３）住民等による避難所の自主運営に向けた運営体制の周知

町は、指定避難所の運営に関して、避難者主体による自主的な指定避難所の管理運営がなされるよう、自主運営の考え方や同行避難する家庭動物（ペット）の受入方法について周知を行い、災害時の円滑な自主運営体制の確立を図る。地域による指定避難所の自主運営の考え方について周知を行い、災害時の円滑な自主運営体制の確立を図る。

また、避難所における正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配付、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努める。

なお、町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

（４）避難所開設・運営訓練の実施

地域の自主防災組織や住民等と協力し、避難所運営マニュアル及び地域の災害リスクに基づいた定期的な避難所開設・運営訓練を夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施し、実際の災害に備える。

この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、避難者や同行避難動物における熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

(5) 女性や性的マイノリティの多様な視点の取り入れ、プライバシーの確保

町は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

町は、住民主体の避難所運営組織と連携し、避難所の設営や運営において、女性をはじめとする多様な視点を幅広く取り入れて、誰もが最低限健康を維持できる環境づくりを目的とし、設備面の改善や住民への意識啓発等の対応を進める。

町は、すべての避難者が安心して過ごせるよう、避難所におけるプライバシーの確保のため、間仕切りカーテン等を確保する。また、警察と連携し、盗難や性暴力等の犯罪抑止対策に努める。

(6) 感染症対策の強化

感染症対策のため、平時から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、関係機関が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

(7) 医療的ケア

避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努め、特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努め、県の研修会開催などを通じて、福祉避難所の充実・強化に向けた県の支援を受ける。

(8) ホームレスの受入れ

指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受入れる方策について定めるよう努める。

(9) 避難情報の把握

町は、感染症予防等により避難所以外への多様な避難形態が発生することを踏まえ、住民の安否や必要な支援についての情報を把握・確認する体制の構築に努める。

また、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

町は、事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、避難所での支援を円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

(10) デジタル技術を活用した被災者支援

町は、被災者の生活再建に必要な災証明書の迅速かつ効率的な発行も含め、被災者のニーズに応じたきめ細かな支援を実施できるよう、マイナンバーカードを使用したシステムや専用アプリの活用による避難者の把握・管理などのデジタル技術を活用した取組について、国の動向も踏まえつつ、導入に向けた調査・研究に努める。

町は、指定避難所以外への避難者の人数や必要物資等の把握が可能となる「分散避難システム」等を活用し、指定避難所以外への避難者に対しても、迅速な支援を行うことができる体制の構築に努める。また、地域における防災訓練や研修の場などを通じ、住民に対して「分散避難システム」を広く周知し、災害時における活用を推進する。加えて、国が構築している「クラウド型被災者支援システム」など、被災者支援に資するシステムの調査・研究に努める。

5 避難所生活長期化に対応した環境整備

高齢者や障害者、男女のニーズの違いや性的マイノリティ、子どもなど多様な視点に配慮しながら、避難所生活が長期化した場合の空調、洋式トイレ等にも配慮した環境整備を図る。

- (1) 水道や下水道が復旧しない場合、し尿処理ができない場合などの衛生対策を推進する。
- (2) 停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた施設の機能維持のため、非常用電源設備を整備・強化する。
- (3) 避難者が避難所で亡くなることのないように、二次被害の防止対策を推進する。
- (4) 持病の悪化や感染症の拡大を防ぐため、被災者の健康管理、衛生管理体制を整備する。
また、感染症患者が発生した場合の対応を含め、必要な場合には、ホテル、旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。
- (5) 高齢者や障害者、女性、子どもなどに配慮するため、医療・保健・福祉など多様な専門職の視点を取り入れる。
- (6) 女性や子育てに配慮した施設・設備の整備に努める。
 - ア 乳幼児のいる家庭専用部屋の設置
 - イ 女性用物干し場の設置
 - ウ トイレ・更衣室以外の女性専用スペースの設置等
- (7) 避難所、不在住宅等の防犯対策を推進する。
- (8) 避難所運営訓練を実施し、訓練より明らかになった課題等について対策を講じる。
- (9) 福祉関係者等の協力のもと、介護・ケア等の支援を充実させる。

6 福祉避難所

町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定

して公示する。

町は、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整のうえ、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

7 避難所の公表

避難所の安全性や整備状況について把握し、毎年住民に公表するようにする。

県は、町の避難所の状況把握に資するよう、確認項目を列挙したリストを作るなどして、町の取組を支援する。

8 在宅避難者等への支援体制の整備

ア 町は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで被災者等（同行避難動物を含む。）を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

イ 町は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等（飼養する家庭動物（ペット）を含む。）が発生する場合や、避難所のみで被災者等（同行避難動物を含む。）を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に、在宅避難者等が食料・物資及び必要な情報や支援・サービスを確実に受け取ることでできるよう、在宅避難者等の支援のための拠点を設置することなど、支援体制の整備及び支援方策を検討するよう努める。

ウ 新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から県と連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努める。

9 車中泊避難者の支援

町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うにあたっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

町は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者及び同行避難動物数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行い、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

10 広域避難及び広域一時滞在

町及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

資料2-2-9 指定避難所一覧及び位置図

第4 避難誘導体制の整備

災害発生時に、安全かつ円滑に避難させるための体制を整備する。

特に、人間の認知特性（災害リスクが高まっても正常の範囲の事象として歪んで認知する傾向など）を踏まえた上で、住民が災害の危険性を「わがこと」としてとらえ、「自らの命は自らが守る」といった意識を持ち避難行動を起こせるよう支援する。

1 案内標識等の設置

町ではすでに指定緊急避難場所、避難路等に案内標識、誘導標識等を設置して、平時から住民への周知を図っており、今後も引き続き設備の点検・整備、住民への周知を推進する。

2 避難誘導体制

- (1) 災害事象の特性など収集できる情報を踏まえつつ、国が策定した「避難情報の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を参考としながら、避難すべき区域や判断基準、伝達方法等を明確にした「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成し、住民への周知に努める。
また、町は躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割分担を明確にするタイムラインを作成するなど、全庁を挙げた体制の構築に努める。
- (2) 高齢者、障害者等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平時より要配慮者に関する情報の把握に努める。関係者との情報の共有については、避難行動要支援者の情報提供の同意の有無を尊重しながら、共有に努める。また、要配慮者への対応を強化するため、情報伝達体制及び避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図る。
- (3) 避難行動要支援者名簿を作成し、避難行動要支援者の情報把握、町・支援者・関係機関の間での情報共有、避難誘導及び安否確認の支援体制を整備するように努める。
- (4) 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定める。
- (5) 学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すとともに、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

- (6) 避難指示等の発令時の伝達にあたっては、住民等が危険の切迫性を認識できるように警戒レベルを用いるなど、避難行動を促す伝達方法の構築に努める。
- (7) 避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難指示等の発令に努める。そのために、平時から地域の災害リスクの特性を把握し、地形や避難者数の多寡など、地域の災害特性に応じて避難指示等を発令できるよう準備する。

3 住民への情報伝達手段の確保

発災時には通信施設の被災等により、想定していた情報提供手段が利用できないおそれがあることから、町は、確実に住民に情報が伝達できるよう、以下に挙げるような可能な限り多様な情報伝達手段を適切に組み合わせた周知に努める。

その際は、要配慮者等の特性等に応じた適切な配慮を行うとともに、防災関係機関、福祉関係機関等でも連携を行うことが必要である。

- (1) 町防災行政無線（同報系）（屋外拡声器、戸別受信機）
- (2) 災害情報共有システム（Lアラート）
- (3) 緊急速報メール、防災情報メール、エリアメール
- (4) SNS
- (5) 広報車、消防団による広報
- (6) 電話、ファクシミリ
- (7) 消防団、自主防災組織、近隣住民等による直接的な声かけ（早期避難・個別巡回等）

4 住民への周知及び啓発

- (1) 災害時の迅速な住民避難につながるよう、災害に関する情報を自らが積極的に収集して早めに避難することの重要性や、雨の際は山や川、田畑や用水路等に近づかないことを住民に対し啓発する。
- (2) ひとりで2階に上がれない・玄関を出られない避難行動要支援者については、親族や近隣住民等の助けが必要であるため、一人ひとりに合った避難行動の在り方を定められるよう、町、消防団、自主防災組織等の連携体制の強化に努める。
- (3) 避難は必ずしも避難場所や避難所へ行くことだけを指すものではなく、場合によっては避難場所等へ行くことがかえって危険となる場合もあることに留意し、町は、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努め、適切に周知する。
- (4) 町は、避難指示等を発令したが、被害が生じなかった場合にも、その理由、状況等を住民に周知する。

5 屋内での待避等の安全確保措置

(1) 屋内での待避等の安全確保措置

避難情報が発令された場合の安全確保措置避難行動としては、安全な場所に移動する「立退き避難」が基本であるものの、洪水等に対しては、ハザードマップ等を確認し、自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと、浸水しない居室があること、一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できることなどの条件を満たしていると住民等自身が判断する場合は、「屋内安全確保」を行うことができることについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。

なお、住民への周知にあたっては、災害が発生・切迫し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまった場合、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等するよう促す「緊急安全確保」が発令されることがあるが、これは避難し遅れた住民がとるべき次善の行動であり、必ずしも身の安全を確保できるとは限らないことから、そのような状況に至る前の警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示が発令されたタイミングで避難すべきことを強調しておく。

(2) 県知事への報告

町は、(1)の規定により避難指示等、若しくは立退き先を指示し、又は(1)の規定により屋内での待避等の安全確保措置を指示した時は、速やかに、その旨県知事に報告しなければならない。

6 指定行政機関の長等による助言

町は、避難指示等、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、避難指示等に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、助言を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事は、所掌事務に関し、必要な助言をする。

第5 主要な施設における避難計画

1 防災上重要な施設

学校、病院、福祉施設など防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、避難訓練を行い避難の万全を期する。

(1) 学校

- ア 一時避難の場所及び避難経路
- イ 誘導及びその指示伝達の方法
- ウ 児童・生徒等を集団で避難させる場所の選定及び受入施設の確保
- エ 避難後の教育・保健・衛生・給食等の実施方法

(2) 病院

- ア 他の医療機関など、患者等を集団で避難させる受入施設の確保
- イ 移送方法
- ウ 治療・保健・衛生・給食等の実施方法

(3) 福祉施設

- ア 一時避難の場所及び避難経路
- イ 誘導及びその指示伝達の方法
- ウ 入居者等を集団で避難させる場所の選定及び受入施設の確保
- エ 保健・衛生・給食等の実施方法

2 不特定多数が利用する施設

劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

第9節 孤立集落対策

災害時、孤立する可能性のある集落の実態を把握し、事前対策を講じるとともに、救援対策の充実、孤立時の自立性、持続性を高める。

住民は、防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、孤立に備えて、最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水及び生活必需品の備蓄に努める。

《担当部・機関》

総務部・住民生活部・県・関係機関

町は、災害時には停電により生活に支障が出るとともに、被害状況を把握する方法がなくなることに加え、灯油やLPガス等を利用して発電できる機器の設置を検討しておくとともに、集落が孤立した際の住民の食料や生活必需品の確保のため、食料、飲料水及び生活必需品の備蓄を行い、住民に対して食料等の備蓄を呼びかける。また、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、必要に応じて国の支援を受け、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。

町は、孤立した集落の住民から救助要請があった場合に備え、孤立可能性のある集落を表示した地図を作成する等して、消防、警察、自衛隊とともに住民の救援・救助体制の整備に努める。

1 通信の確保

情報通信体制を確保し、集落や住民から町への通信を確実なものとしておく。

- (1) 集落の孤立を想定した通信設備の運用
- (2) 通信設備障害時におけるバックアップ体制の整備
- (3) 集落と町間の通信確保
- (4) 集落への情報発信

2 集落体制の強化

孤立可能性のある集落においては、備蓄の推進等により地域防災力の強化に努める。

また、高齢者など要配慮者にも配慮した防災体制の整備に努める。

- (1) 自主防災組織の充実・強化
- (2) 要配慮者に配慮した避難体制の強化
- (3) 備蓄の整備・拡充
- (4) 建築物や公共施設の耐震化・安全化

3 孤立集落における輸送体制

孤立集落のニーズ等を的確に収集するよう努めるとともに、物資供給や救助のための輸送体制の整備に努める。

- (1) 孤立集落の被災状況や住民ニーズなどの的確な情報収集
- (2) ヘリコプターの有効活用

- (3) 孤立集落における自主防災組織や消防団員の有効活用
- (4) 集団避難への適切な対応

第10節 二次災害防止体制の整備

町及び県は、地震災害後の二次災害発生を防ぐため、建築・砂防関係団体と協力し、地震により被災した建築物、地盤等の不安定な地域の危険度を判定するための制度を整備する。

《担当部・機関》

総務部・都市建設部・県・関係機関

第1 応急危険度判定制度の整備

住民の安全確保を図るため、県及び建築関係団体が行う、地震によって被災した建築物・宅地等の危険度判定制度の整備に協力する。

1 被災建築物応急危険度判定士・被災宅地危険度判定士の養成、登録

県が行う応急危険度判定講習会に、受講資格のある職員を受講させ、職員の判定士の養成・登録を推進する。

2 実施体制の整備

応急危険度判定に必要なマニュアル、備品等の整備に努めるとともに、県から派遣された応急危険度判定士の受入体制の整備を図る。

3 制度の普及啓発

県及び建築関係団体と協力して、応急危険度判定制度の趣旨について住民の理解が得られるよう、広報紙等を通じて普及啓発に努める。

第11節 受援体制の整備

災害が発生し、町だけでは救援措置等の実施が困難な場合に、他市町村、県及び防災関係機関からの支援を迅速かつ円滑に受けることができるよう整備する。

《担当部・機関》

各部局・関係機関

第1 防災関係機関の相互応援体制の整備

- (1) 災害時に迅速かつ適切な支援ができるよう、県と県内全市町村の間に締結した「災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定書」により連携の強化を図り、全県的な相互応援体制を整備し、実効性の確保に留意する。
- (2) 友好都市など個別につながりのある市町村との関係を強化し、災害時の相互の連携協力を確認しておく。
- (3) 被災情報の整理、支援物資の管理・輸送など民間事業者へ委託可能な災害対策に係る業務について、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結するよう努める。

第2 応援受入体制の整備

- (1) あらかじめ災害時に要請する応援業務（人の派遣、物資の供給、避難所の運営等）や庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者について整理しておく。
- (2) 迅速、円滑に応援が受けられるように各応援機関の執務スペース、宿泊場所、物資、資機材の集積場所、応援職員等に対して紹介できる、旅館、公共施設の空きスペース、車両の駐車スペース、ヘリポート等を確保し、活用可能な施設等のリスト化に努める。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

第3 災害対策基本法による応援

- (1) 町長は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならないこととされている。
- (2) 町長は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、知事に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をすることができる。この場合において、応援を求められ、災害応急対策の実施を要請された知事は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

- (3) 町長は、上段の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知する。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、都道府県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。
- (4) 知事は、町の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、町長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。

第4 ボランティア等の活動体制

第2編第3章第5節「ボランティア活動環境備・連携体制の強化」に準じる。

第12節 緊急物資確保供給体制の整備

災害による住家の全壊、全焼、浸水、流失等により、水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して、必要な物資を供給するため、外部支援の時期や孤立のおそれがある地域など地域特性等を踏まえながら「食料品等の物資の調達及び供給計画」を策定し、その計画に基づき確保体制の整備に努める。

また、住民は「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、最低3日間、推奨1週間分の食料及び飲料水と最低限の生活用品等を非常時に速やかに持ち出しができる状態で準備するよう努める。

《担当部・機関》

総務部・住民生活部・都市建設部・県・関係機関

第1 県、町、住民の役割分担

1 住民の役割

住民は、食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めなければならない。

また、東日本大震災の経験から、交通及び物流ネットワークの寸断により、支援物資がすぐに行きわたらない可能性もあることから、防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水及び生活必需品を備蓄するよう努める。特に食物アレルギー等の食事に関して配慮が必要な住民は、平時から1週間分の分量を自ら確保するように努める。この分量を確保するためにローリングストック法※等によりストックが可能な食料及び生活必需品を備蓄し、日常生活の中で、継続して備蓄できるように努める。

※ローリングストック法とは、備蓄用の特別な食料を確保しておくのではなく、普段食べている食料を古いものから順に使い、食料を循環させる方法

また、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についてもあわせて準備するよう努める。

2 町の役割

町は被災した住民や一時的滞在者に対して物資を供給するために、物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づき地域に即した方法等により調達及び供給を行うための環境整備に努める。特に災害発生時に、被災した住民へ物資を円滑に供給するために、民間の施設やノウハウを活用できるよう整備に努める。

町は、災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の物資について、年に1回、広く住民に公表する。また、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保をめざすよう努め、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子ども、家庭動物（ペット）にも配慮する。

大規模災害の発生時の飲料水、食料、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等、災害発生後直ちに必要な物資の確保は各地域の防災責任主体である町があたるものとし、個人の物資確保及び災害発生後の救助に必要な資機材の分散備蓄等の支援を行う。

また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとし、例えば、ライフラインが断絶された場合においても水等を使用せずに授乳できる乳幼児用液体ミルクの確保に努めるとともに、子育て世代の方などが乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。

そのため、町は、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って災害発生後緊急に必要な物資の備蓄及び調達並びに供給体制の整備充実に努めるとともに、備蓄にあたっては、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努める。

3 県の役割

県は、被災住民に供給する生活必需品や新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）対策に必要な物資等及び町の実情を受けて必要となる物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努めるとともに、町における計画策定にかかる助言を行い、町の補完として備蓄体制を整備する。特に災害発生時に、被災した町へ物資を円滑に供給するために、協定等に基づき倉庫協会等の民間の施設及び物流事業者等のノウハウを活用する。

第2 飲料水の確保

災害発生後3日間は、被災者1人あたり1日3リットル以上の飲料水供給を確保できるよう、給水拠点、応急給水用資機材等の整備・充実に努めるとともに、応急給水を実施する体制の整備を図る。

1 給水拠点、応急給水用資機材等の整備・充実

- (1) 町内の配水池を災害時の給水拠点として整備を図る。
- (2) 広域避難場所への飲料水用耐震性貯水槽の設置及び学校等への耐震性プールの建設を推進する。
- (3) ろ水器の配備及び給水車の増強を図る。
- (4) 応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄を充実する。
- (5) パック水・缶詰水の備蓄を図るよう努める。

2 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、震災対策用貯水施設と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備や、自然水（川、ため池等の水）プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給する等代替水源の確保に努める。

なお、これらの水源は平時からリスト化に取り組むよう努める。

3 応急給水体制の整備

- (1) 給水拠点における応急給水及び給水車による応急給水体制の整備を図る。
- (2) 被災の状況に応じて町内各所の消火栓を活用した応急給水を実施する体制の整備を図る。
- (3) 県との相互協力のもと、県水道震災対策本部体制を整備する。

第3 食料及び生活必需品の確保

重要物資の備蓄に努めるとともに、その他の物資の確保体制を整備する。また、調達物資の品目については、要配慮者、女性、こどもへの配慮に加え、家庭動物（ペット）同行避難者にも配慮するよう努める。

1 重要物資の備蓄

- (1) アルファ米、乾パンなど
それぞれを要給食者の1食分を備蓄する。
- (2) 高齢者用食、粉ミルク、哺乳ビン
それぞれ高齢者用食1食分、粉ミルクを1日分以上、哺乳ビンは必要量を備蓄する。
- (3) 毛布
避難者のうち高齢者、年少者等配慮を要する者の必要量を備蓄する。
- (4) 衛生用品(おむつ、生理用品等)
それぞれ1日分を備蓄する。なお、おむつについては高齢者用にも配慮する。
- (5) 仮設トイレ
それぞれ必要量を備蓄及び調達により確保する。
- (6) ペットフード
それぞれを要給食者の1食分を備蓄する。

2 その他の物資の確保

長期にわたる避難生活を想定し、備蓄物資の他に必要な物資を確保する。なお、確保する物資は次のとおりである。

- (1) 精米、即席麺などの主食
- (2) 野菜、漬物、菓子類などの副食
- (3) 被服（肌着等）
- (4) 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）
- (5) 光熱用品（LPガス、LPガス用品、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）
- (6) 日用品（石鹸、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ等）
- (7) 医薬品等（常備薬、救急セット）
- (8) 要配慮高齢者、障害者等用介護機器、補装具、日常生活用具等（車椅子、トイレ、盲人用つえ、補聴器、点字器等）
- (9) 棺桶、遺体袋

(10) その他必要物資

3 備蓄・供給体制の整備

迅速に備蓄物資を輸送、提供するため、危険因子の分散という観点から分散備蓄などの体制整備に努めるとともに、関係機関や民間事業者との協定締結等により物資の確保を図る。

- (1) できる限り避難所及びその周辺での備蓄倉庫の確保
- (2) 備蓄物資の点検及び更新
- (3) 定期的な流通在庫量調査の実施と保管場所の管理
- (4) 救援物資集積拠点の選定

ア 災害時に物資の受入れ、一時保管及び各地域への配送を効果的かつ効率的に行うため、救援物資集積拠点を選定する。

イ 国の新物資システム（B-P L o）を活用し、あらかじめ救援物資集積拠点の登録に努め、国、県との情報共有を図る。また、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、必要に応じて国の支援を受け、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。

(5) 供給体制の整備

町の備蓄物資や各自治体、企業等からの支援物資を迅速かつ円滑に指定場所等に搬送できるよう、ニーズの把握、物資集積拠点や搬送方法、搬送ルートなどの物資供給体制のしくみを次の事項を踏まえて整備する。

ア 発災直後で被災者のニーズが把握できない段階にあっては、被災者のニーズ把握を待たずに、当面必要とされる物資を短時間で効率的に供給（プッシュシステム）する。また、最低限の必要物資が行き渡った後には、順次、被災者のニーズに応じた物資を供給（プルシステム）する。

イ 物資集積拠点から避難所への配送は、地域に詳しい宅配事業者を活用するのが効果的である。

ウ 必要なものが的確に出荷元に情報伝達されないと、物資集積拠点に滞留在庫が大量に生じることとなる。

エ 義援物資について

- (ア) 必要な物資、不要な物資についての情報を明確に発信する。
- (イ) ダンボール箱への混載は避け、中身の明示を周知する。
- (ウ) 町は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

オ 医薬品の仕分けのため、物資集積拠点への薬剤師の配置に努める。

(6) 事業者との協定締結による備蓄の確保

第4 住民における備蓄の推進

最低限の水（1日1人あたり3リットル）と最低3日間、推奨1週間分の食料、衣類等は、避難に際しての非常持ち出し品として用意するよう周知する。

1 飲料水

水質等に注意しながら、最低3日間、推奨1週間分の飲料水を備蓄する。

2 食料

家族一人及び家庭動物（ペット）一匹あたり最低3日間、推奨1週間分の保存食を平時から備蓄する。特に、主食については、米が調理不可能な場合も想定して、乾パンや缶詰など調理不要な食料も用意する。また、持病のある家庭動物（ペット）には食事療法食を用意する。備蓄食料は、賞味期限等に注意し、定期的に入れ替えを行う。

3 生活用水

洗濯やトイレ等に使用される生活用水として、日頃から浴槽や貯水槽等に貯水するよう努める。

また、井戸のある家庭では、生活用水として活用できるよう維持管理に努める。

4 非常持出し品

非常時の持出し品として、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等を準備し、保管場所を決めておくとともに、期限等に注意し、定期的に入れ替えを行う。

第5 県への報告

災害発生時において、県が適切な物資の供給及び支援を行うため、町は、平時から調達物資の品目・数量・集積場所・民間との災害時応援協定の締結状況及び担当部署を少なくとも年1回、県に報告する。

第6 食料等の備蓄率の向上

住民による食料等の備蓄率は、防災意識向上及び町による備蓄啓発活動により向上が見込まれるが、町は積極的に災害時の物資確保に努める。

町は災害時に必要とされる多様な物資を現物備蓄だけでなく、流通業者との協定等、災害時に有効と考えられる物資確保手段を積極的に確保する。

第13節 ライフライン確保体制の整備

災害が発生した場合に、応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、平時から防災体制の整備に努める。

また、ライフラインに関わる事業者は、災害時の対応について広報活動を実施し、利用者の意識の向上を図る。

《担当部・機関》

都市建設部・県・関係機関

第1 上水道（奈良県広域水道企業団）

災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況の迅速かつ的確な把握及び円滑な応急復旧を実施するため、あらかじめ損傷度が高いと予想される施設の把握に努めるとともに、復旧活動のための体制を整備する。
- (2) 応急復旧活動マニュアル等を整備するとともに、管路図等の管理体制を整備する。なお、管路図等の保管は交通の便利な場所に適宜分散する。
- (3) 給水車・給水タンク等給水機材の保有状況、支援可能人員等給水に必要なデータを整備する。
- (4) 水道事業者等は、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努める。また、発災後に迅速に復旧できるよう、上水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所を定めておくなど、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて迅速速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

2 災害対策用資機材の整備点検

- (1) 被災した上水道施設を迅速に応急復旧できるよう、必要な応急復旧用資機材等の備蓄を推進するとともに、調達体制の整備に努める。なお、資機材等の保管は交通の便利な場所に適宜分散する。
- (2) 給水車等の保有資機材の点検に努める。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知及び防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力体制の整備

- (1) 災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結に努める

など、協力体制を整備する。

- (2) 震災時に迅速な応急復旧活動等に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を実施するため、県及び近隣市町村は相互に協力する。
- (3) 府県間等の応援協定及び日本水道協会等を利用した広域応援体制を確保する。

5 水道施設の耐震化

水道事業者等は、取水施設・浄水場・配水池・主要管路等重要度の高い基幹施設等について、施設の新設・拡張・改良とあわせて計画的に耐震化を図る。

また、老朽管路の更新は、耐震性の高い管材料、伸縮可とう継手の採用等に努めるものとし、あわせて基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化、配水ブロック（緊急遮断弁の設置）による被害区域の限定化等の事故時対策を進める。

第2 下水道（町、県）

災害時における被害の拡大防止、衛生的生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況の迅速かつ的確な把握及び円滑な応急復旧を実施するため、あらかじめ損傷度が高いと予想される施設の把握に努めるとともに、復旧活動のための体制を整備する。
- (2) 下水道事業継続計画（BCP）等を整備するとともに、施設管理図書等の整備・分散保管を図る。
- (3) 下水道台帳を整備し、下水道台帳の電子化とバックアップを図る。

2 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知及び防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

3 協力体制の整備

- (1) 災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結に努めるなど、協力体制を整備する。
- (2) 県と協力して「下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ」に基づく近畿2府7県の支援体制の整備をはじめ、国、他の地方公共団体等との相互支援要請体制を推進する。

4 下水道施設の耐震化

施設の新設、増設にあたっては、「下水道施設地震対策指針と解説」に基づき耐震性を考慮した設計を行うとともに、新たに、耐震性向上のため開発される資機材、工法なども積極的に取り入れ、より耐震性のある施設とする。

すでに稼働している施設については、震災時に必要最低限の処理ができるよう施設の耐震化を図るとともに、老朽化した施設の更新にあたっては、耐震性を考慮する。

第3 電力

電力供給事業者は、災害時による設備被害を軽減し、安定した電力供給確保を図るための電力設備の整備・強化とそれに関連する防災対策について定める。

第4 ガス

ガス事業者は、ガス施設における災害発生の未然防止はもちろんのこと、発生時の災害の被害を最小限とするために、また震災発生地域でのガスによる二次災害防止と非被災地域におけるガス供給確保を目的として、ガスの供給に係わる設備、体制及び運用についての総合的な災害予防対策を推進する。

第5 電信電話

電信電話事業者は、地震災害等が発生した場合に電気通信サービスを確保するため、関係法令に定める地域及び災害実績等を参考とし、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し、実施する。

第6 ライフライン共同収容施設等

災害時における水道、ガス、電気、電話等のライフラインの安全性、信頼性を確保するため、当面都市部において、幹線共同溝、電線共同溝の計画的な整備を推進する。

第7 放送施設

放送事業者は、大規模災害を想定した防災計画に基づく災害対策の円滑かつ適切な実施に向けて、災害訓練等を定期的に実施する。

第8 住宅（町、県）

1 応急仮設住宅の供給体制の整備

町及び県は、あらかじめ都市公園、公共空地等から災害に対する安全性に配慮した応急仮設住宅建設候補地を選定するとともに、一般社団法人プレハブ建築協会など関係団体と連携し、災害時における応急仮設住宅の設置が円滑に実施できる体制の整備に努める。

また、被災状況等に応じて市町村を跨いだ避難者にも柔軟に対応できるよう、県が主導して進める応急仮設住宅の設置可能戸数等の市町村間の連携について協力する。

さらに、要配慮者など多様な視点に配慮した住宅の仕様について検討する。

2 応急仮設住宅の設置

町及び県は、応急仮設住宅の設置について、住宅被害想定に基づき必要戸数の想定を検討する。

3 公営住宅の空き家状況の把握

町及び県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅等の空き家状況を把握し、災害時に迅速に提供できる体制の整備に努める。

また、避難が長期間に及ぶ可能性もあるなか、被災者の本格的な生活再建を支援する観点か

ら、本来入居者として入居できるようなしくみの構築に努め、あわせて金銭的な負担が生活再建の妨げとならないよう特に家賃負担の軽減への配慮を行う。

4 民間賃貸住宅

町及び県は、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定める。

第14節 交通確保体制の整備

鉄道及び道路施設の管理者は、災害発生時においても安全かつ円滑な交通を確保するため、平時から体制を整備するよう努める。

《担当部・機関》

都市建設部・県・関係機関

第1 鉄道施設

鉄道施設は、列車運転の安全確保のため必要な線路諸施設の実態を把握するとともに、周囲の諸条件を調査し、異常時においても常に健全な状態を維持できるよう諸設備の整備を行うとともに、災害の発生するおそれのある場合の警戒体制をあらかじめ策定しておく。

1 計画の内容

防災施設の維持、改良はおおむね次の事項について計画する。

- (1) 橋梁の維持、補修及び改良強化
- (2) 河川改良に伴う橋梁改良
- (3) 法面、土留の維持、補修及び改良強化
- (4) トンネルの維持、補修及び改良強化
- (5) 鉄道林（防備林）の造成及び落石防止設備の強化
- (6) 建物等の維持、修繕
- (7) 通信設備の維持、補修
- (8) 空頭不足による橋げた衝撃防止及び自動車転落事故防止の推進
- (9) 線路周辺の環境条件の変化による災害防止の推進
- (10) その他防災上必要なもの

2 実施計画

(1) 施設・設備の安全性の確保

鉄道施設の点検整備は、定期的にすべての構造物に対する点検を実施するとともに、安全性のチェック及び環境条件の変化等による危険な箇所の早期発見に努め、必要に応じて随時精密な検査を行い、必要な措置を講ずる。

(2) 施設・設備の耐震性の確保

国土交通省の通達（近運技第81号平成13年6月12日及び近運鉄技第66号平成23年8月3日等）に基づき、耐震構造への改良を計画的に実施する。

(3) 関係機関との連携

部内外との機関及び協力会社との連絡を密にし、連携をとる。

3 地震発生時の運転規則

駅に設置した地震計により、以下に示す運転規制を実施する。

(1) 地震計が40ガル以上80ガル未満を示したとき

規制区間内を初列車は15 k m / h 以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常がないことが確認されたのち、次列車は45 k m / h 以下で運転を行い、次列車により規制区間内に異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行う。

(2) 地震計が80ガル以上を示したとき

規制区間内を走行中の列車は停止するものとし、規制区間内には列車を進入させないこととする。この場合、震度4以下のときは、15 k m / h 以下で最寄り駅に到着後、運転を見合わせる。

その後、保守担当区所長の報告により異常を認められなかったときは、初列車は30 k m / h 以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行う。

第2 道路施設（町、県、奈良国道事務所）

道路施設管理者は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を整備するとともに、災害発生直後の被害状況調査及び安全点検を行うための人材の確保等の応急点検体制の整備に努める。

また、道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、平時より道路管理者、医療機関及び消防機関など関係機関相互の連携強化を図る。

なお、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合に、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うことができるよう関係機関が相互に連携し、支援体制の構築に努める。

第15節 防災営農対策の推進

町及び関係機関は、災害による農作物等の被害の減少を図る防災営農を推進するため、防災営農技術の浸透に努める。

《担当部・機関》

都市建設部・県・関係機関

第1 指導体制の確立

防災営農技術等を農家へ迅速に伝達し、防災営農を推進するため、町、奈良県農業協同組合の営農指導職員、農家の指導体制を確立するとともに、関係機関及び団体との連携を図り、防災営農技術の浸透に努める。

第2 営農技術の確立及び普及

防災営農技術の確立を図るとともに、地域ごとに広報活動を行い、農地及び農業用施設の防災営農技術の普及に努める。

第3 畜産対策

家畜伝染病の予防については、平素から畜産農家にその指導を行うとともに、国の防疫方針に基づく県の指示に従い、これに協力してまん延防止に万全を期する。

第16節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

地震による災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策特別措置法に定める地震防災上緊急に整備すべき施設等について、県が作成する地震防災緊急事業五箇年計画に基づき事業を推進する。

《担当部・機関》

関係各部署

第6次地震防災緊急事業五箇年計画の概要は次のとおりである。

1 計画作成者

奈良県

2 計画年度

令和3～令和7年度

3 事業の実施

町は地震防災緊急事業五箇年計画に基づき地震防災緊急事業を計画的に執行する。

4 地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例

地震防災対策特別措置法第4条により、国の負担又は補助の特例が定められている。

5 対象事業

町の地域防災計画に定める事項のうち、主務大臣の定める基準に適合する次の施設等の整備等である。

- (1) 耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプその他の政令で定める消防用施設の整備で地方公共団体が実施するもの
- (2) へき地における公立の診療所であって政令で定めるものの改築
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する乳児院、障害児入所施設若しくは児童心理治療施設、生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する救護施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム又は障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（同条第7項に規定する生活介護又は同条第13項に規定する自立訓練を行うものに限る。）のうち、木造の施設の改築
- (4) 公立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部の校舎、屋内運動場又は寄宿舎で、地震による倒壊の危険性が高いもののうち、やむを得ない理由により補強が困難なものの改築
- (5) 公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の校舎又は屋内運動場で、木造以外のものの補強（次項に掲げるものを除く。）

- (6) 公立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部の校舎、屋内運動場又は寄宿舎で、地震による倒壊の危険性が高いものの補強
- (7) 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の政令で定める施設又は設備の整備で地方公共団体が実施するもの
- (8) 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の政令で定める施設又は設備の整備で地方公共団体が実施するもの
- (9) 地震災害時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫の施設の整備で地方公共団体が実施するもの
- (10) 負傷者を一時的に受入及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な政令で定める設備又は資機材の整備で地方公共団体が実施するもの

第3章 地域防災力の向上

第1節 防災意識の高揚

防災諸活動の成果をあげるため、住民に対し防災知識の普及啓発に努めるとともに、防災教育を実施し、防災意識の高揚を図る。これらの実施にあたっては、要配慮者の地域における支援体制、被災時の男女ニーズの相違など多様な視点を踏まえる。

《担当部・機関》

総務部・住民生活部・教育委員会・奈良県広域消防組合

第1 住民に対する防災知識の普及啓発

災害から、住民の生命、身体、財産を守るためには、町による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが災害について関心を持ち、「自らの生命は自ら守る」ことが必要であるため、住民が、平時から災害に対する備えを心がけ、災害時には自発的な防災活動を行えるよう、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信し、教育機関のみならず、公民館等の社会教育施設の活用など、多様な主体が関わり合う地域コミュニティの中で防災知識の普及啓発に努める。

1 普及啓発の内容

(1) 災害の知識

- ア 災害の態様や危険性
- イ 各関係機関の防災体制及び講じる内容
- ウ 住民、事業者それぞれの役割
- エ 地域の災害危険箇所（早期の立ち退き避難が必要な区域など）
- オ 過去の主な災害事例及びその教訓
- カ 気象知識
- キ 頻発化・激甚化する災害環境における自助・共助の重要性
- ク 自分自身を助ける一番の基本は自宅であり、災害時に、自宅で、家族で、自分たちが過ごせる環境づくりを考えることが重要な自助の一つであること
- ケ 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動、避難に関する情報の意味や早めの避難行動の重要性についての知識、広域避難の考え方
- コ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- サ 指定緊急避難場所、指定避難所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認

シ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の
再建に資する行動

(2) 災害への備え

- ア 最低3日間、推奨1週間分の飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー及び生活必需品の備蓄（アレルギー対応食や常備薬、口腔ケア用品などを含む。）
- イ 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ウ 各個人にとって最も重要なもの（常備薬、コンタクトレンズ、インシュリン、医療器具等）の準備
- エ 家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の安全対策
- オ 避難場所、避難所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難先、避難経路及び家族との連絡方法等の確認
- カ 気象予警報等の種類と対策
- キ 自主防災組織活動、防災訓練などへの参加
- ク 避難指示等の発令基準、緊急地震速報の受信及び対応など避難に関する知識、警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動、避難に関する情報の意味や早めの避難行動の重要性についての知識、広域避難の考え方
- ケ 自動車へのこまめな満タン給油
- コ 飼い主による家庭動物（ペット）との同行避難や指定避難所等での飼養及び管理についての準備
- サ 生活再建に向けた事前の備え（水害保険・共済等への加入 等）
- シ 山間部や河川の沿岸など、地域の特性に応じて発生可能性が高い複合災害リスクととるべき行動
- ス 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

(3) 災害時の行動

- ア 様々な条件下（屋内、屋外、自動車運転中）における身の安全の確保方法
- イ 初期消火、救助、応急手当の方法
- ウ 情報の入手方法
- エ 緊急地震速報発生時の具体的な行動
- オ 自家用車の使用自粛等の注意事項
- カ 要配慮者への支援
- キ 避難生活に関する知識
- ク 家庭内の連絡体制・方法
- ケ 指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底

2 普及啓発の方法

(1) 広報媒体等による啓発

住民に対して、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、広報紙やパンフレット、広報車、ラジオ、テレビ、新聞、インターネットなど各種広報媒体、ハザードマップ等を活用し、防災知識の普及啓発に努める。

また、外国語版や点字版のパンフレット、字幕・手話通訳の挿入したビデオの活用等、多様な人に配慮したきめ細かな啓発に努める。

被災者等への的確に情報伝達するため、平時から情報通信関係機関との連携に努める。

(2) 活動等を通じた啓発

- ア 講習会・講演会、防災展等の開催
- イ 映画、スライド上映会の開催や媒体の貸出し
- ウ 住民参加型防災訓練の実施
- エ 地域社会活動の促進・活用
- オ 防災器具・災害写真等の展示や貸出し
- カ 起震車を活用した地震体験による防災意識の高揚

第2 町職員に対する防災教育

町及び防災関係機関は、その所属職員に対して、災害時における適正な判断力を養い、防災活動を適確に遂行できるよう、講習会、研修会等の実施及び防災知識の手引書等を配布して、防災知識の普及徹底を図る。

1 実施時期

防災関係機関と協力し防災週間や組織改編が行われた場合等、必要に応じて実施する。

2 実施方法

防災教育は、災害時における適正な判断力を養い、防災活動を的確に遂行できるよう、以下の手段等により実施する。

- ア 講習会、研修会等の実施
- イ 防災知識の手引書や災害応急マニュアル等の配布
- ウ 防災関係機関が行う講習会、講演会への派遣

3 実施内容

防災教育の内容は、主に以下のとおりとする。

- ア 地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制
- イ 各自の任務分担
- ウ 災害時の参集方法
- エ 過去の災害事例及び災害発生原因とその特性
- オ 防災関係法令の運用
- カ その他必要な事項

第3 防災上重要な施設の管理者等の防災教育

県等と協力し、防災上重要な施設の管理者等に対し防災教育を実施して、防災知識の普及啓発を図る。また、防災上重要な施設の管理者は、防災関係機関と協力して防災訓練、安全講習会等を通じて職員の防災意識の高揚を図り、出火防止、初期消火、避難誘導等の災害時における的確な行動力を培い、自主防災体制の整備を図る。

第4 学校等における防災教育

防災意識の高揚を図るため、町は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実及び消防団員や防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

また、町は、学校において、外部の専門家や保護者等の協力のもと、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

1 防災教育のねらい

- (1) 自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようにする。
- (2) 地震、台風等の発生時に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができるようにする。
- (3) 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。また、発達段階に応じた系統的な指導が必要となることから、次に掲げる各校種の目標により児童生徒等の発達の段階を考慮し指導する。

2 各校種の目標

(1) 幼稚園段階における目標

安全に生活し、緊急時に教職員や保護者の指示に従い、落ち着いて素早く行動できる。

(2) 小学校段階における目標

日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとともに、他の人々の安全にも気配りができる。

(3) 中学校段階における目標

日常の備えや的確な判断のもと主体的に行動するとともに、地域の防災活動や、災害時の助け合いの大切さを理解し、進んで活動できる。

なお、障害のある児童生徒等については、各校種の目標のほかに、障害の状態、発達の段階、特性及び地域の実態に応じて、危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりすることができるようにする。

3 防災教育の内容

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにするため、次に掲げる内容について展開する。

- (1) 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- (2) 地震発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- (3) 風水害、落雷等の気象災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- (4) 放射線の理解と原子力災害発生時の安全な行動の仕方
- (5) 避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方
- (6) ハザードマップ等の災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解
- (7) 地域の防災活動や災害時の支援活動への理解と積極的な参加・協力

学校内においては、防災委員会や職員会議を通して、教職員の防災に対する意識の高揚を図る。とりわけ、災害発生時の児童生徒に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等、防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図るとともに、災害発生時における児童生徒の心のケアを適切に行うことができるよう、教職員に対し定期的に研修を実施する。

4 防災教育の方法

- (1) 防災週間等における訓練の実施
- (2) 防災をテーマにした図画、作文の作成
- (3) 教育用防災副読本、ビデオの活用
- (4) 特別活動等を利用した教育の推進

5 防災教育に関する指導計画の作成

防災教育に関する指導計画は、防災教育を学校教育活動全体を通じて組織的、計画的に推進するための基本計画である。したがって、防災教育の基本的な目標、各学年の指導の重点、各教科、道徳、総合的な学習の時間（探究）、特別活動（学級〈ホームルーム〉活動及び学校行事）などの指導内容、指導の時期、配当時間数、安全管理との関連、地域の関係機関との連携などの概要について明確にした上で、項目ごとに整理するなど全教職員の共通理解を図って作成する。

また、防災教育に関する指導計画を作成する際には、次に掲げる内容について配慮する。

- (1) 防災教育は、地震など共通に指導すべき内容と学校が所在する地域の自然や社会の特性、実情等に応じて必要な指導内容等について検討し、家庭、地域社会との密接な連携を図りながら進める必要がある。
- (2) 学習指導要領等における防災教育に関連する指導内容を整理し、課外指導等も含め各教科等の学習を関連づけるなどして、教育活動全体を通じて適切に行えるようにする。
- (3) 防災教育に関する指導計画は、系統的・計画的な指導を行うための計画であるが、年度途中で新しく生じたり、緊急を要したりする問題の出現も考えられ、必要に応じて弾力性を持たせることが必要である。
- (4) 避難訓練の計画を立てるにあたっては、学校等の立地条件や校舎の構造等に十分考慮し、火災、地震、土砂災害など多様な災害を想定する。実施の時期や回数は、年間を通して季節や社会的行事等との関連及び地域の実態を考慮して決定する。その際、休憩時間、清掃時間など災害の発生時間に変化を持たせ、児童生徒等が様々な場所にいる場合にも自らの判断で安全に対処できるよう配慮する。また、学級（ホームルーム）活動との連携を図り、

事前・事後の指導を行い、自然災害の種類やその発生メカニズム、種類や災害の規模によって起こる危険や避難の方法について理解させるとともに、訓練の反省事項についてもよく指導し、訓練の効果が高められるように配慮する。なお、避難訓練の実施に際しては、地域の消防署や警察署、自治体の防災担当部局と連携して、計画実施に努めることが重要である。

- (5) 防災教育の授業を実施するにあたっては、児童生徒等が興味関心を持って積極的に学習に取り組めるよう、防災関係機関等で作成した指導資料や副読本、視聴覚教材等を活用する。その際、コンピューターや情報ネットワークを活用するなど指導方法の多様化にも努める。
- (6) 児童生徒等が体験を通して勤労の尊さや社会に奉仕する精神を培うことができるよう、日頃から地域社会と連携したボランティア活動に関する学習の場を設定できるよう検討する。
- (7) 障害のある児童生徒等について、個々の障害の状況等に応じた指導内容や指導方法を工夫する必要がある。特別支援学級を設置している学校、通常の学級に障害のある児童生徒等が在籍している学校においては、特別支援学校等の助言等を活用する。また、特別支援学校等においては、地域や学校の実態に応じて、地域の関係機関や高等学校等と連携しながら避難訓練を行うなど地域と一体となった防災教育を検討する。
- (8) 防災教育の推進にあたっては、家庭、地域と連携した実践的な防災教育の実施について検討する。その際、地域の関係機関、自主防災組織などとの情報交換及び協議を行うなど、計画の作成及び実践が円滑に行われるようにする。
- (9) 学校は、保護者参観等の機会をとらえ、防災に関する講演会を開催したり、児童生徒等を地域行事（地域で行われる防災訓練など）に参加するように促したり、日頃から「開かれた学校づくり」に努める。
- (10) 教職員の防災に関する意識を啓発し、防災教育に関する指導力の向上を図るため、防災教育・防災管理に関する教職員の研修を定期的に計画し実施する。
- (11) 学校は、防災教育の評価を多面的に行うため、教職員による評価に加え、「災害に適切に対応する能力は身に付いたか」等に関して児童生徒等による自己評価を実施する。また、外部評価の導入も積極的に検討すべきであり、その方法としては保護者や地域住民等による評価をはじめ、学校や関係機関で構成する地域学校安全委員会等を活用する。

6 教職員に対する防災研修

町教育委員会は、教職員の防災に係る知識を習得させるための研修を定期的実施する。また、学校内においては防災委員会や職員会議を通して、教職員の防災に対する意識を高揚するとともに、災害発生時の児童生徒等に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

第5 防火管理者の教育

防災知識の普及啓発を図るため、防火管理者に対する防災教育の実施を促進する。また、防火管理者は、防災関係機関と連携を図りつつ、職員の防災意識の高揚、災害時の適正な判断力と的確な行動力の養成、自主防災体制の整備に努める。

第6 災害教訓の伝承

町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

住民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努める。

【防災の日及び防災週間等】

・ 防災とボランティア週間	1月15日～1月21日
・ 防災とボランティアの日	1月17日
・ 文化財防火週間	1月23日～1月29日
・ 文化財防火デー	1月26日
・ 奈良県文化財防火週間	1月26日を含む7日間
・ 春季全国火災予防運動期間	3月1日～3月7日
・ 建築物防災週間	3月1日～3月7日、8月30日～9月5日
・ 水防月間	5月1日～5月31日
・ がけ崩れ防災週間	6月1日～6月7日
・ 土砂災害防止月間	6月1日～6月30日
・ 危険物安全週間	6月第2週
・ AEDの日	7月1日
・ 奈良県地震防災の日	7月9日
・ 奈良県地震防災週間	前号に掲げる日を含む知事が定める期間
・ 奈良県水害防災の日	8月1日から8月3日まで
・ 奈良県水害防災週間	前号に掲げる日を含む知事が定める期間
・ 道路防災週間	8月25日～8月31日
・ 防災週間	8月30日～9月5日
・ 防災の日	9月1日
・ 奈良県土砂災害防災の日	9月3日及び9月4日
・ 奈良県土砂災害防災週間	前号に掲げる日を含む知事が定める期間
・ 救急の日	9月9日
・ 救急医療週間	9月9日を含む1週間
・ 国際防災の日	10月の第2水曜日
・ 秋季全国火災予防運動期間	11月9日～11月15日

第7 企業防災の推進

町は、企業の防災意識の向上を図るとともに、企業の防災力向上の促進を図る。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

第8 外国人に対する防災教育等の実施

町は、地域内で生活する外国人の災害時の安全性を確保するため、外国人に対する防災教育・訓練及び災害時の情報提供等を徹底する。

このため、英語をはじめとする外国語の防災パンフレットあるいはビデオの作成、外国人を対象とした防災訓練の実施、防災標識等への外国語の付記及び災害時の外国語による広報等の対策を推進する。

第2節 自主防災体制の整備

住民及び事業所による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割をふまえ、地域単位及び事業所単位における自主防災体制の整備に努める。

また、町及び関係機関は、自主防災組織を構成する者に対し防災に関する教育訓練を受ける機会を与え、これらの取組に対して適切な支援、助言及び指導を行い、住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の育成を図る。また、町は消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

《担当部・機関》

総務部・奈良県広域消防組合・関係機関

第1 自主防災組織の育成

地域コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の育成に努めるとともに、町長は、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織の充実を図り、資機材の支援、技術的指導に努める。

1 自主防災組織の結成促進

住民相互の助け合いの精神による自主的な防災活動の推進を図るため、町内会や自治会等を単位とした自主防災組織の結成を促進する。その際、女性・高齢者・学生・事業者など多様な人材の参画に努める。

2 各種組織の活用

女性防火クラブなど防災・防火に関する組織のほか、婦人会、日赤奉仕団等の住民の各種組織における自主的な防災活動の促進を図る。

3 自主防災組織の活動

住民は、平時から災害に対する備えを心がけるとともに、自主防災組織等の活動に積極的に参加し、防災に寄与するよう努める。また、活動がより効率的に行われるよう、町や奈良県広域消防組合と協議のうえ、規約、防災計画、中長期の活動目標を定める。なお、任務分担（情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班等）をあらかじめ設定するよう努める。

（1）防災計画

自主防災組織は、災害予防及び減災に向けて的確に活動できるよう、あらかじめ下記事項を記載した防災計画を定める。

- ア 地域及びその周辺の危険が予想される箇所の点検及びその状況と対策に関すること。
- イ 地域住民の役割分担に関すること。
- ウ 防災訓練の時期、内容等及び町が実施する訓練への積極的な参加に関すること。
- エ 防災関係機関、組織本部、各班及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換に関すること。
- オ 出火防止、消火に関する役割、消火剤その他資機材の配置場所等の周知徹底、点検整備

に関すること。

カ 避難場所、避難道路、避難の伝達、誘導方法、避難時の携行物資に関すること。

キ 負傷者の救出、搬送方法、医療救護所の開設に関すること。

ク 救助用資機材の配置場所及び点検整備に関すること。

ケ タイムラインの作成に関すること。

コ その他自主的な防災に関すること。

(2) 平時の活動

平時は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域防災力の要として、以下のような様々な活動を通じて、「災害に強い地域づくり」に自主的に取り組む。

ア 各防災に関する知識の向上（学習会においての奈良県で起こり得る地震の種類についての周知、災害時行動マニュアルの作成等）

イ 防災関係機関・隣接する自主防災組織等との連絡

ウ 地域における危険な箇所の把握（土砂災害警戒区域等の現状確認、石塀やブロック塀等倒れやすいものの点検等）

エ 地域における消防水利の確認（消火栓の位置確認と保守点検、井戸・ため池・川などの把握と現状確認等）

オ 家庭における防火・防災等予防上の措置（防災用品の確保、家具等の転倒防止、耐震診断等）

カ 地域における情報収集・伝達体制の確認（平時よりの情報伝達経路の構築と、その経路を用いての模擬情報による訓練等）

キ 避難行動要支援者の把握（要配慮者とそれを支援する人の名簿やマップの作成等）

ク 避難路・避難場所、医療救護施設の確認（ワークショップにおける地域の防災マップの作成を通じた安全な避難方法と経路の検討、避難所の設備の点検等）

ケ 防災用資機材の整備、管理（バール・のこぎり・ジャッキの整備・発電機の動作確認・消火器の点検等）

コ 防災訓練の実施及び行政等が実施する訓練への参加（初期消火訓練、救出・救護訓練、避難所生活体験等）

サ 自主防災組織のリーダー・サブリーダーの発掘と育成（消防署・消防団・民間企業・行政などのOBの活用、女性の積極的な登用、行政などが開催するリーダー養成研修への参加、地域住民の防災士の資格取得促進等）

シ 地域全体の防災意識向上の促進（PTAや民生委員・児童委員をはじめ、地域の様々な団体と防災についての話し合う機会づくり、住民同士の勉強会の開催等）

(3) 災害時の活動

ア 出火防止と初期消火による延焼の阻止

イ 負傷者の救出・救助、応急手当、医療救護施設・医療救護所への搬送

ウ 避難行動要支援者等を含む地域住民の安否確認

エ 正しい情報の収集、伝達

オ 避難誘導、早期に自主避難が可能な場合はその勧誘

- カ 避難行動要支援者等に対する避難支援
- キ 避難所の運営、避難生活の指導
- ク 給食・給水、備蓄・救援物資の運搬・配分
- ケ 災害ボランティア受入れの調整、被害が大きい近隣地域への応援

4 自主防災組織への支援・育成

地域住民による自主防災組織が自発的に行う消火・救助・救護活動に必要な資機材の支援や技術的指導等の組織育成に努める。

(1) 資機材の支援

自主防災組織の活動に必要な資機材の支援に努める。

(2) 技術的指導等の組織育成

町及び関係機関は、自主防災組織のリーダー研修、防火・防災講習会、防災訓練、応急手当訓練等の実施による防災活動の技術的指導、助言を行い、組織の育成に努める。

- ア 自主防災組織率向上対策計画の作成
- イ 防災及び救命救急に関する講演会、講習会、研修会等の実施
- ウ 自主防災組織が主体となり実施する防災訓練等の指導・支援
- エ 活動拠点施設の整備
- オ 各コミュニティへの個別指導・助言
- カ 自主防災組織同士のネットワーク構築及び推進の支援（相互に情報交換できるしくみづくり）等
- キ 自主防災に関する啓発資料の作成
- ク 自主防災に関する情報の提供

第2 事業所による自主防災体制の整備

企業は、災害時に企業が果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力など重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。

(1) 防災対策の内容

- ア 防災訓練の実施
- イ 従業員の防災教育（防災計画、防災マニュアルの研修など）
- ウ 情報の収集・伝達体制の確立、通信の多重性確保
- エ 建築物の耐震化、屋内の震災対策（火災予防、オフィス家具等の転倒防止など）
- オ 防災計画、防災マニュアル（初動・安否確認）、事業継続計画（BCP）等の作成
- カ 企業情報の確保（サーバ等転倒防止、情報の定期的なバックアップ等）
- キ 自主的な防災組織の編成

- ク 避難対策の確立
- ケ 応急救護等の対策
- コ 従業員の帰宅困難対策
- サ 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
- シ 地域の自主防災組織との連携、防災訓練等への参加、防災活動への協力
- ス 要配慮者対策

(2) 事業所への啓発

県及び町は、経済団体と連携して、事業所における自主防災体制の整備について指導・助言等を行う。

- ア 広報紙等を活用した啓発
- イ 危険物施設等における災害予防規定の策定及び自衛消防組織の活動等に必要な指導・助言
- ウ 消防法に規定する予防査察等の機会を活用した指導・助言
- エ 事業継続計画（BCP）策定に必要な情報提供

第3 救助・初期消火活動の支援

地域住民による自主防災組織が自発的に行う人命救助活動を支援するため、防災教育や訓練を実施するとともに、小学校、中学校、消防団詰所など必要な場所に救助・救急用資機材を配置する。

また、初期消火活動に活用できるよう、地域の実情に応じて消火用資機材の配置を推進し、消火訓練の機会を増やす。

第4 事業者や住民等との連携

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、地域防災計画において公共的団体又は民間の団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担等に関する基本的な方針を位置づけることなどによる災害応急対策又は災害復旧に係る事業者等との連携強化を図るとともに、町地域防災計画への地区防災計画の位置づけなどによる町と地区居住者等との連携強化を図る。

第5 企業防災の促進

1 事業所等の役割

事業者は、被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務をどのように継続させるかについて事前に計画を定めておく必要がある。

このため、事業者はそのマネジメントのための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、従業員の安否確認体制の整備、必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画の策定、燃料・電力など重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保、計画の点検・見直し等を実施するなど、防災活動の推進に努める。

2 町の役割

町は、事業者の事業継続計画（BCP）の策定や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等とも協力し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行う。

また、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組を支援する。

第6 地区防災計画の策定

1 地区防災計画の策定

地区防災計画は、地区居住者等（一定の地区の居住者及び事業者）が行う自発的な防災活動に関する計画であり、町地域防災計画に基づく防災活動と地区防災計画に基づく防災活動とが連携して、共助の強化により地区の防災力を向上させることを目的として策定するよう努める。

2 地区防災計画の策定支援

町は、自主防災組織が、それぞれの組織において災害を予防し、災害による被害を軽減するため、効率的な活動ができるよう、あらかじめ以下の事項を記載した地区防災計画を定めるよう支援する。

- ア 地域及びその周辺の危険が予想される箇所の点検及びその状況と対策に関すること。
- イ 地域住民の任務分担及び連絡に関すること。
- ウ 防災訓練の時期、内容等及び町が行う訓練への積極的な参加に関すること。
- エ 防災関係機関、組織本部、各班及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換に関すること。
- オ 出火防止、消火に関する役割、消火剤その他資機材の配置場所等の周知徹底、点検整備に関すること。
- カ 避難場所、避難経路、避難の伝達、誘導方法、避難時の携行物資に関すること。
- キ 負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設に関すること。
- ク 要配慮者、特に避難行動要支援者の避難支援に関すること。
- ケ 救助用資機材の配置場所及び点検整備に関すること。
- コ その他自主的な防災に関すること。

3 地区防災計画素案の本計画への記載

町は、地区防災計画素案の提案を受けた場合、町防災会議において、その必要があると認めるときは、本計画に当該地区防災計画を定める（災害対策基本法第42条の2）

地区防災計画の内容や計画提案の手続き等については、「地区防災計画ガイドライン」（平成26年3月、内閣府）を参考とする。

第3節 要配慮者の安全確保

「要配慮者」とは、災害の危険を察知したり、救助を申請したり、災害に対する情報を理解したり、災害にどう対応すべきかについて、何らかのハンディを負っている人たちが該当する。具体的には、一人暮らしや寝たきり等の高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、妊産婦、乳幼児・児童、外国人等である。

また、「避難行動要支援者」とは、災害対策基本法（第49条の10）により、町に居住する「要配慮者」のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者であり、その名簿作成が義務づけられている。

《担当部・機関》

住民生活部・関係機関

第1 福祉のまちづくりの推進

要配慮者に配慮したまちづくりを推進するため、地域社会・環境の整備を図る。

- (1) 避難行動要支援者等の安否確認や避難誘導、避難所での支援を円滑に実施するために、町域内の社会福祉施設、民間福祉団体、町社会福祉協議会、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員等の相互の連携に努め、地域ぐるみの支援体制づくりを推進する。
- (2) 公共施設の整備・改善を推進し、住民の積極的な社会参加の促進及び地域住民相互間のコミュニティ強化を推進する。
- (3) 民間施設についても、住民、企業、関係機関との連携を図り、都市環境の整備にあわせた防災環境の整備促進を図る。

第2 在宅で介護・援助が必要な者への対策

(1) 対象者の範囲と支援方法

ア 対象者の範囲

災害から自らを守るために、必要な情報の把握や安全な場所に避難するなど、適切な避難行動等をとるのに支援を要する人々

イ 支援方法

- (ア) 避難支援等関係者は、平時から、災害時を想定しながら要配慮者の見守り活動を行う。
特に、自主防災防犯組織等は、要配慮者が、地域の活動にできるかぎり積極的に参加するなど、避難支援を円滑に受けられる関係づくりの援助を行う。
- (イ) 町は、要配慮者及びその家族等が、災害に関する情報の収集や知識の習得に努めるための情報を提供する。
- (ウ) 町は、要配慮者が安心して避難生活を送れるよう、避難所（福祉スペース）及び福祉避難所の整備や支援体制の充実を図る。

(2) 防災についての指導と啓発

広報等により要配慮者を始めとして、家族、地域住民に対する啓発を行う。

ア 要配慮者及びその家族に対する指導

(ア) 日常的に防災に対する理解を深め、日頃から安全に関する対策を講じること。

(イ) 災害発生時には近隣の協力が得られるよう日常的に協力要請すること。

(ウ) 地域において防災訓練等が実施される場合は、積極的に協力すること。

イ 地域住民に対する指導

(ア) 自治会等において、地域住民の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平時から整備すること。

(イ) 災害発生時には対象者の安全確保に協力すること。

(ウ) 地域の防災訓練等に要配慮者及びその家族が参加するよう働きかけること。

第3 避難行動要支援者名簿の作成

1 避難行動要支援者名簿の作成

町は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難行動要支援者の把握に努め、その避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成する。

なお、名簿の作成や活用にあたっては、以下に留意し行うほか、デジタル技術を活用するよう検討する。

(1) 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者の安否確認や情報提供、避難誘導等を行う組織・団体等をいう。

町関係部署、消防、警察、斑鳩町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会、消防団、自主防災組織等

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

ア 要介護認定者

介護保険法に基づく要介護3以上の認定を受けた者（要介護3～5）

イ 身体障害者

身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳1・2級の第1種の交付を受けた者

ウ 知的障害者

奈良県療育手帳制度実施要綱に基づく療育手帳A1・A2の交付を受けた者

エ 精神障害者

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた者

オ 障害者総合支援法による町の障害福祉サービス等を受けている難病患者

カ 上記以外に自らが避難することが困難で、町長が特に認める者

(3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

町は、災害時に迅速かつ効率的に避難誘導・安全確認等ができるよう、法第49条の10第1項で義務づけられた避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を整備するため、同法の規定に基づき必要な情報を収集して名簿作成及び定期的更新を行う。

また、名簿には避難行動要支援者に関する以下の情報について、避難行動要支援者名簿に記載する。

入手方法については、町関係部署で把握している情報の集約に努めるとともに、町で把握できていない情報については、県等に対し情報提供を求め必要な情報の取得に努める。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 電話番号、その他の連絡先

カ 避難支援等を必要とする事由（障害、要介護、難病、療育の種別、等級等）

キ 避難支援等関係者への情報提供に関する同意の有無

ク 上記以外に避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

なお、名簿情報の収集・更新にあたっては、民生委員・児童委員や自治会役員など地域住民の協力を得て行う場合も多いことから、地域コミュニティの活性化を図るなど、避難行動要支援者が安心して地域住民に情報提供できる雰囲気づくりが大切である。

町は、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施を図るため、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など、避難支援等に携わる関係者に対し、本人の同意がある場合に、あらかじめ名簿情報を提供する。

また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図り、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に留意するとともに、名簿情報の漏洩防止等必要な措置を講じる。

(4) 名簿の更新に関する事項

ア 1年1回更新

イ 登録事項に変更が生じた場合は、届出によりその内容を変更する。

ウ 名簿登録者が死亡、町外転出、及び名簿登録の要件に該当しなくなった場合は、登録を抹消する。

(5) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置

町は、避難行動要支援者名簿について適正な情報管理を行うため、総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

ア 名簿を外部に提供する際には、秘密の保持、施錠のある保管場所での管理、名簿複製の禁止等を明記した「提供等に関する覚書」を交わす措置を講ずる。

イ 名簿を外部に提供する際には、避難行動要支援者に対する支援活動以外には、一切利用しない旨を明記した受領書の提出を求める。

(6) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

避難指示等の判断・伝達マニュアルにより、要配慮者の円滑な避難を考慮した措置を講ずる。

2 個別避難計画の作成

(1) 町は、個別避難計画について、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災時等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、情報の適切な管理に努めるとともに、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要配慮者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努める。なお、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

また、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平時より、災害の危険性等の地域の特性や事情を踏まえつつ、優先度の高い避難行動要支援者から、個別避難計画の作成を進める。

(2) 名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、避難支援者、避難所、避難方法など具体的な打合せを行いながら、一人ひとりの状況をふまえた個別避難計画を作成する。

(3) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から避難支援等に携わる関係者への情報提供、関係者間の事前協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

(4) 町は、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など、避難支援等に携わる関係者に対し、本人の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図り、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に留意するとともに、個別避難計画情報の漏洩防止等必要な措置を講ずる。

3 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の個人情報保護に留意した上で、避難支援等関係者等との連携を図るとともに、避難行動要支援者名簿の登録情報等を活用して必要に応じて共有化に努める。

作成した名簿は、次に掲げる状況ごとに、避難支援等関係者に対してその名簿情報を共有する。

(1) 平時

同意者名簿のうち、避難支援等関係者が実施する避難支援に資する必要な限度の情報

(2) 災害発生時若しくは災害が発生するおそれがある場合

同意者名簿及び未同意者名簿のうち、避難支援等関係者が実施する避難支援に資する必要

な限度の情報

第4 地域における支援体制のネットワークづくり

1 防災指導・啓発

広報等によって要配慮者をはじめとして、家族、地域住民に対して指導・啓発を行う。

(1) 要配慮者及びその家族に対する指導・啓発

ア 日常的に防災に対する理解を深め、日頃から対策を講じておく。

イ 災害発生時には近隣の協力が得られるよう、日頃から近所づきあいを深めるなど関係性を構築する。

ウ 地域において防災訓練等が実施される場合は、積極的に参加する。

(2) 地域住民に対する指導・啓発

ア 自治会等において、本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しつつ、地域内の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平素から整備する。

イ 災害発生時には要配慮者の安全確保に協力する。

ウ 地域防災訓練等に要配慮者及びその家族が参加するよう働きかける。

2 情報連絡手段等の整備

(1) 情報伝達方法

災害発生時に、情報入手が困難な要配慮者に対する情報伝達手段の整備を推進するとともに、要配慮者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難の伝達を行う。

なお、情報伝達については、過去の災害において、特に要配慮者には災害時に情報が伝達されにくかったという状況があったため、災害用伝言ダイヤル「171」や携帯電話による災害用伝言サービスや遠隔手話通訳サービスの活用を図るほか、情報提供の方法について、点字、録音、文字情報等の工夫を図ることが求められる。

ア 高齢者や障害者等にもわかりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝達する。

イ 同じ障害であっても、必要とする情報を選択して伝達する。

ウ 高齢者や障害者にあった、必要な情報を選択して伝達する。

(2) 情報伝達手段

要配慮者に対して、緊急時に情報を知らせてもらえる人、安否を確認してくれる人など、情報を得る手段を確保しておくよう周知しておくことが大切であるとともに、平時から要配慮者に関わりのある当事者団体や介護保険事業者等のネットワーク等の活用を含め、多様な伝達ルートを確保しておくことが望まれる。

さらに、日本語理解が充分でない外国人については、情報弱者になりやすいため、災害情報の提供についてはできるだけ多言語で行うなど、日頃から通訳者の確保に努めておくことが理想である。しかし、短時間に情報を多言語に翻訳して情報提供するのが困難な場合には、「ピクトグラム（図記号）」や「やさしい日本語」で伝える方法もある。

このように、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

3 避難支援等関係者等の安全確保

避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であるため、町は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮するよう努める。

4 安全機器の普及促進

災害発生時に、介護支援を必要とする対象者への防火指導とあわせて、簡易型の警報設備、スプリンクラー設備等安全機器の普及促進に努める。

5 福祉避難所対策

(1) 福祉避難所の整備

ア 必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制が整えられた社会福祉施設等を「福祉避難所」として指定するように努めるとともに、受入可能人数や受入条件等を明確にして、施設側と事前協定を結ぶ。

イ 福祉避難所となる施設においては、国の「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等も参照し、福祉避難所の量的確保にも努めるとともに、耐震化、福祉仕様のトイレ、スロープ、手すり等の整備及び仮設スロープの確保等のバリアフリー化や要配慮者が使うことが想定される物資（紙おむつ、ストーマ用装具、粉ミルク等）の備蓄を行う。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

ウ 福祉避難所等へ手話通訳、要約筆記、介護を行う一般ボランティア等の派遣ができるよう、平時から町社会福祉協議会等との連携に努める。

エ 他の地方公共団体からの広域的な応援派遣の受入体制を整備する。

オ 町は、要配慮者が必要な生活支援や相談が受けられるなど、安心して生活できる体制が整えられ、滞在するために必要な居室が確保された社会福祉施設や旅館・ホテル等を福祉避難所として指定する必要がある。平時において、あらかじめ受入可能人数や受入条件等を明確にして、施設側と協定を結んでおくことが求められる。

(2) 転送体制の整備

ア 入所可能な社会福祉施設を把握する。

イ 災害発生時の受入れについて、協力を依頼する。

第5 社会福祉施設等における対策

災害発生時における入所者及び通所者の安全確保のため、防災マニュアルの策定、防災訓練の実施、地域社会との連携体制の整備推進等の対策を講じる。

町は、要配慮者利用施設が災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するなど、災害に対する安全性の向上を図るとともに、災害時に社会福祉施設等において、一定程度の要介護者等

を受入れ可能となるように体制整備を図る。

また、災害時における社会福祉施設等との情報収集、伝達体制の確立に努める。

町は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。

町は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報のしくみの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。

1 防災マニュアルの策定

災害発生時の職員の任務分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者等への緊急連絡、地域との連携等を網羅した綿密な防災マニュアルを各施設ごとに策定する。

2 防災訓練の実施

災害発生時に円滑に消火、避難等が実施できるよう、各施設ごとに定期的に防災訓練を実施する。

3 施設等の安全対策

災害発生時に施設自体が倒壊したり、火災が発生したりすることのないよう、施設及び付属する危険物を常時点検する。

また、火気の取扱いについては十分留意するとともに、日頃から安全点検を行う。

4 緊急連絡先の整備

災害発生時には保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行う。

5 地域社会との連携

社会福祉施設の入所者及び通所者の避難等については、日頃から施設と地域社会との連携を密にし、災害発生時には地域住民の協力が得られる体制づくりを推進する。

6 緊急受入体制の整備

災害時に緊急に施設での保護を必要とする者の一時的受入体制を整備する。

7 二次避難の検討

町は、二次避難を行うべき場合やその対象者を整理し、被災者を受入れ可能な旅館等の確保に努める。また、バスなど被災者の移送手段を確保し、二次避難についての被災者の意向を把握するよう努める。

さらに、被災者の希望を踏まえた旅館等のマッチング、旅館等への移送、二次避難先での継続的な支援等についても検討する。

第6 独居老人対策

1 緊急通報システム等の整備

町は、災害時における独居老人等の安全確保を図るため、緊急通報システムの整備、拡充を図る。

2 防災知識の普及・啓発

町は、独居老人等に対して、災害時における的確な対応能力を高めるため防災知識の普及・啓発に努める。

3 防災知識の普及、啓発と地域援助体制の確立

- (1) 在宅のお年寄り、障害者等については、防災訓練への積極的な参加を呼びかけ、災害に関する基礎的知識等の理解を高めるように努める。
- (2) 自治会等（自主防災組織）は当該地域で援助すべき世帯等を明確にしておき、訓練の際には要配慮者対策を重点項目として設定する。

第7 外国人・観光客への対策

言葉に不自由、日本語が十分に理解できない又は地理に不案内な外国人、観光客等が安心して行動できるような環境づくりに努める。

1 防災情報の提供

外国人が安心して避難所で過ごすことができるよう、災害に関する情報や食料・トイレ等避難生活に関する基本的な情報について、多言語や「やさしい日本語」に対応した例文やピクトグラムによる案内板をあらかじめ作成し、避難所運営マニュアル等に記載する。

災害時に外国人が迅速に避難できるよう、町及び県は、日頃から防災パンフレットやホームページ、SNSを活用し、多言語や「やさしい日本語」により、指定避難所の周知に努める。

町では避難所一覧についてすでに配布済みである。

2 案内標識

- (1) 避難場所・避難路・避難所の案内標識の設置にあたっては、日本語標記にあわせて、外国語でも標記することとし、標記する言語について検討する。町では日本語・英語標記で案内標識をすでに設置している。
- (2) 宿泊施設及び観光地にその近くの避難所を掲示するように協力要請する。

3 地域社会との連携

- (1) 地域での支援体制づくりに努める。
- (2) 避難所等に通訳を行う一般ボランティアが派遣できるよう、平時から町社会福祉協議会との連携に努める。
- (3) 宿泊施設及び観光地の責任者は、従業員に対して避難誘導やパニック防止等の指導・訓練を実施するよう努める。
- (4) 緊急放送に向けた指導
宿泊施設及び観光地において、災害等の場合の拡声器による緊急放送を行うこととし、外

国語でもこれを行うよう指導する。

(5) 外国人旅行者向け情報提供手段・方法の確立

情報提供の際に活用する多言語コミュニケーションツールの整備（コミュニケーションカード、ピクトグラム、音声データ等）や、災害情報提供ポータルサイト「Safetytips for travelers」及びスマートフォン用アプリ「Safety tips」を活用するためのシステムの整備（ポータルサイトのリンクの確認、利用可能なパソコンやスマートフォンのリストアップ、アプリのダウンロードなど）を行う。また、住民登録時等を活用した防災情報の情報発信ツールの在留外国人への周知や、防災情報の伝達が困難な外国人に対する取組の推進など、災害発生時における外国人の避難支援等が適切に行われるよう努める。

※「Safety tips」は、日本国内における緊急地震速報等を英語で通知するプッシュ型情報発信アプリケーション。このアプリを観光・宿泊施設運営者や在住外国人・近隣住民が自らの端末にダウンロードし、アプリを通じて外国人旅行者に必要な情報を提供することが考えられる。

(6) 通訳ボランティアの確保

災害発生時に各拠点の避難所に通訳ボランティアが派遣できるよう、事前に国際交流団体等と協力体制を確立し、通訳ボランティアの確保に努める。

(7) 防災訓練の際には、外国人の積極的な参加を呼びかける。

(8) 外国人・観光客に対する避難所の確保

大規模な災害時において、多くの外国人や観光客が滞在するおそれのある駅や奈良公園などの施設管理者と連携を確保しておく。

第8 防災訓練、教育の実施

地域住民に対し、要配慮者等の支援に関する知識や情報を周知するためには、地域住民、自主防災組織、地元の警察・消防・医療機関・障害者団体（又は関係団体）等と要配慮者が合同で、実際に救出訓練や避難訓練を行い、防災訓練を体験する場を提供することが求められる。また、防災訓練には要配慮者等の参加を呼びかけるとともに、専門家・支援団体・当事者本人を講師にして、障害の特性に応じた支援方法を住民が習得するように取り組むことも大切である。

さらに、可能であれば、地域の社会福祉施設等が行う防災訓練に地域住民や自主防災組織等が参加し、災害時の相互応援協定を締結するなど、地域での協力体制づくりを進めることも望まれる。

第9 要配慮者等向け生活用品・食料等の準備

町において備蓄物資を検討する場合、食料品については、最近の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、乾パンなど画一的なものにならないよう、要配慮者等に配慮した食料品の現物備蓄を検討する必要がある。

また、特に外国人などで、宗教上あるいは嗜好上の理由で食べられないもの、食べることを好まないものがある場合を想定し、備蓄する食料に配慮する。

現物備蓄が困難な場合は、民間企業等との間に協定を結ぶなどにより、調達体制の整備を図るとともに、紙おむつやストーマ用装具、歯ブラシや歯磨剤等の口腔ケア用品など要配慮者をはじめとするすべての避難者に必要な生活用品等についても確保を図る。

ただし、アレルギー対応食や常備薬などの特殊ニーズについては、要配慮者にできるだけ自分で用意するように求めることも必要である。なお、大災害時には輸送ルートの遮断等により、物資がすぐに届かないおそれがある点にも留意が必要である。

第10 情報伝達体制の整備

- (1) 地方公共団体は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。
- (2) 地方公共団体は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報のしぐみの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。

第4節 帰宅困難者対策

大規模地震等により交通機能が停止した場合、速やかに帰宅できない帰宅困難者が発生することが予想されるため、これら帰宅困難者に対する情報の提供や徒歩帰宅支援等について、コンビニエンスストア等との協定を踏まえた取組を強めるとともに、民間企業や団体等と連携を図りながら、一層の対策の推進に努める。

第1 定義

地震、大規模水害や台風等の発生により、通勤、通学、買い物、観光等で外出し、交通機関の途絶等により自宅への帰宅が困難になる者。

《担当部・機関》

総務部

第2 普及啓発

大規模水害や台風等の発生時に、大量の帰宅困難者が徒歩等により一斉帰宅を開始した場合には、救急・救命活動、救助活動、消火活動、緊急輸送等緊急車両の通行の妨げになる可能性があり、応急活動に支障をきたすことが懸念されるとともに、帰宅困難者自身にも危険が及ぶおそれがある。

このため、町は、関西広域連合や隣接府県・市町村等と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、各主体に対し以下の内容の啓発を行う。

- (1) 住民に対し、地震、大規模水害や台風等の発生時には徒歩での帰宅が避けられなくなる
こと、そのための携帯ラジオや地図等の準備など日頃からの備え、家族との安否確認方法
(災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板Web171、メール等の利用)や災害時帰宅支援ステーションについて啓発を行う。
- (2) 企業等に対して、従業員等を一定期間事業所内にとどめておくためのルールづくりや、
そのための水、食料、毛布などの備蓄啓発を行う。その際、従業員の安否確認手段の確保
や、出勤時間帯や帰宅時間帯に発災した場合など、発災時間帯別の従業員の対応について
も定めることを働きかける。
- (3) 客施設や公共交通機関に対して、地震発生時における利用者の安全確保計画の作成や、
施設の安全確保対策の啓発を行う。
- (4) 台風等の襲来に備えて交通事業者が行う「計画運休」について、利用者の安全確保のため
に計画運休が行われることや、計画運休が行われる際には、状況によっては交通事業者
間の振替輸送が行われない場合もあることなどについて、町は、交通事業者等と連携し、
社会的理解の醸成に努める。

第3 帰宅困難者の支援体制

- (1) 幹線道路沿いに帰宅支援施設等を配備し、水、食料、トイレ、情報等の提供が行えるように努める。その際、コンビニエンスストア及びガソリンスタンド等の民間事業者の協力を求める。
- (2) 一時避難場所等の一時滞在施設に関する情報、鉄道等の運行や復旧情報等を迅速に提供できるよう、ホームページやエリアメール、緊急速報メール等の活用や駅や交番における張り紙、放送機関からの放送等により迅速に提供できる体制を整備する。その際、発災時には情報伝達手段が限られることから、多様な情報伝達手段の確保に努める。
- (3) 所管する施設や関係施設を指定するなどして、帰宅困難者のための一時滞在施設の確保に努める。その際、民間事業者にも協力を求めるよう努める。
- (4) 本町には多数の観光客が訪れることから、国内遠隔地や外国からの観光客の避難場所確保や輸送対策等の体制づくりを行う。

また、外国人に対する情報の提供に万全を期するため、通訳者や通訳ボランティアの確保を図る。

第5節 ボランティア活動環境整備・連携体制の強化

県、日本赤十字社奈良県支部、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関と相互に連携し、県ボランティア・NPO活動情報提供システム等を活用しながら、災害発生時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図るとともに、平時からNPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携体制を強化する。

《担当部・機関》

総務部・住民生活部・県・関係機関

第1 ボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくり

町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、町及び県の社会福祉協議会、日本赤十字社奈良県支部並びに各種ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、住民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行う。

町は、災害時における官民連携体制の強化を図るため、町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、相互に協定を締結するなどにより、あらかじめ明確化しておくよう努める。

町及び県は、行政、社会福祉協議会、ボランティア団体・NPO等が連携し、平時の登録、研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

第2 受入体制の整備

災害発生時にボランティアの受入れを円滑に実施するため、平時からボランティア活動推進機関と連携を図り、受入体制の整備に努める。

1 受入窓口の整備

災害発生時にボランティア活動を行おうとするボランティアの受入れ・活動の調整を行う窓口の運営について、平時から町社会福祉協議会と連絡調整を行う。

また、町内のボランティア組織等への協力依頼に努める。

2 事前登録への協力

町社会福祉協議会との連携のもと、災害発生時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、県が行う事前登録に関する協力を努める。

第3 人材の育成

ボランティア活動を行う人材を育成するため、ボランティアコーディネーター等の養成に努めるとともに、ボランティア活動に対する住民の意識の高揚を図る。

1 ボランティアコーディネーター等の養成

県、日本赤十字社奈良県支部、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関と平時から相互に連携して、ボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネーターの養成、ボランティア活動のリーダーの養成に努める。

2 意識の高揚

災害とボランティアの日（1月17日）及び災害とボランティア週間（1月15日から21日まで）の諸行事を通じ、ボランティア活動に対する住民の意識の高揚を図る。

また、子どもの頃から福祉や社会貢献について関心を持ち、理解を深めるように、福祉体験学習など福祉教育を推進する。

第4 活動支援体制の整備

災害発生時に迅速なボランティア活動が行えるよう、ボランティア団体等が相互に連携し活動できるようネットワーク化を支援するとともに、活動拠点、必要な資機材の提供などボランティアが活動しやすい環境整備に努める。

また、ボランティア活動に伴う事故等に備えたボランティア活動保険への加入など、活動上の安全確保を行う。

第3編 地震災害応急対策

第1章 初動期の応急活動

第1節 組織体制

町は、町域内に地震が発生した場合、迅速かつ的確に災害応急対策を実施するため、発生震度に応じた組織動員体制をとる。

《担当部・機関》

各部・関係機関

第1 地震時の組織動員の概要

町域で震度4を観測した場合、又は南海トラフ地震臨時情報が発表されたときの組織体制については、地震災害警戒体制とし、災害情報の収集など災害応急対策を実施する。

また、町域で震度5弱以上を観測した場合、町長は自らを本部長として、「斑鳩町災害対策本部」を自動的に設置して職員の動員配備を行い、活動体制を確立する。

職員は、休日や夜間等の勤務時間外であっても、発生した震度に応じて参集指令を待つことなく、自主的に所属の勤務場所若しくはあらかじめ指定された場所に自主参集する。

第2 斑鳩町防災会議

防災会議は、斑鳩町防災会議条例（昭和37年9月27日条例第11号、改正平成26年12月17日条例17号）に基づき設置される組織で、町長を会長とし、地域防災計画の作成と実施、災害時における情報の収集及び関係機関の実施する災害応急対策の連絡調整等を行う。

資料3-1-1 斑鳩町防災会議条例、資料3-1-2 斑鳩町防災会議委員

第3 活動体制の確立

地震が発生した場合、震度を速やかに把握するとともに、発生震度に応じた活動体制をとる。

1 震度の判定

震度は気象庁が発表する斑鳩町の震度（斑鳩町の震度が発表されない場合は近隣市町村の震度）及び県防災情報システムによる震度情報による。

勤務時間外においては、職員が自らテレビ・ラジオ等によって上記の震度情報を収集する。

2 活動体制

(1) 発生した震度に応じて災害対策の活動組織・参集体制を決定する。

体制	動員区分	設置基準	配備内容
警戒体制 地震災害	地震災害 警戒配備	町域で震度4を観測した場合	災害対策関係部課の職員をもって、災害応急活動及び情報収集連絡活動等が円滑に実施できる体制とする。 事態の状況に応じて速やかに高次の体制に移行し得る体制とする。
災害対策本部	1号動員	1. 町域で震度5弱・5強を観測した場合 2. 町長が必要と認めたとき	各班の必要最小限の所要人員をもって災害に対する警戒態勢をとり、あわせて小災害が発生した場合に対処し得る体制とする。
	2号動員	1. 町域で震度6弱以上を観測した場合 2. 町長が必要と認めたとき	各班の全員をもって相当規模以上の災害が発生した場合、直ちに完全な活動を行うことができる体制とする。

■参考：奈良県

動員区分	A動員	B動員	C動員
動員基準	県内で震度5強を観測した場合	県内で震度6弱を観測した場合	県内で震度6強を観測した場合
動員規模	全職員の約1/5 約1,300人体制 ＋警察部約2,800人 総計約4,100人体制	全職員の約1/3 約2,100人体制 ＋警察部約2,800人 総計約4,900人体制	全職員 約6,500人体制 ＋警察部約2,800人 総計約9,300人体制

第4 地震災害警戒体制

町長は、次の設置基準に該当する場合、副本部長又は総務部長を指揮者とする地震災害警戒体制をとるものとし、災害対策本部に準じた体制によって災害応急対策活動を実施する。

1 設置基準

(1) 町域で震度4を観測した場合（自動設置）

2 廃止基準

- (1) 町長が、災害応急対策の必要がないと認めた場合、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めた場合
- (2) 調査の結果、災害対策本部を設置して災害応急対策を実施する方が望ましいと町長が認めた場合

3 組織及び運営

(1) 地震災害警戒体制の組織

ア 地震災害警戒体制の組織体制は、指揮者を副本部長又は総務部長として各対策部、班で構成する。なお、対策部、班は、動員配備指令に応じて構成する。

イ 副本部長又は総務部長は、災害対策活動のうえで必要な場合、前項アで構成される者のほか、関係職員を配置させることができる。

(2) 事務分掌

災害対策本部の事務分掌に準じる。

(3) 地震災害警戒体制会議

副本部長及び各対策部の部長で構成する地震災害警戒体制会議を必要に応じて開催し、災害応急対策に関する事項について協議し、災害応急対策活動実施の指令を行う。また、必要に応じて本部長が会議に出席する。

ア 協議事項

- (ア) 災害応急対策に関すること。
- (イ) 各対策部間調整事項に関すること。
- (ウ) 動員・配備体制に関すること。
- (エ) 県及び関係機関との連絡調整に関すること。

イ 会議の招集

副本部長又は総務部長が必要に応じて招集する。

4 設置及び廃止の通知

副本部長又は総務部長は、地震災害警戒体制をとった場合又は廃止した場合は、各部に通知するとともに、必要に応じて知事、関係機関等にその旨を通知する。

第5 災害対策本部の設置

町長は次の設置基準に該当する場合に災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

1 設置基準

- (1) 町域で震度5弱以上を観測した場合（自動設置）
- (2) その他、町長が必要と認めた場合

2 廃止基準

- (1) 本部長が、町域において災害応急対策がおおむね完了したと認めた場合
- (2) 調査の結果、町域に大きな被害がないと本部長が認めた場合。なお、この場合は、必要に応じて被害状況に即した体制（地震災害警戒配備体制や状況に応じた動員配備）に移行する。

3 組織及び運営

(1) 組織

災害対策本部の組織、運営については、別に定める災害対策本部組織及び事務分掌に基づく。

(2) 本部会議

災害対策本部会議は災害応急対策に関する重要事項について検討し、実施の指令を行うため、本部長が必要に応じて招集する。ただし、本部長は、極めて緊急を要し災害対策本部会議を招集するいとまがない場合は、副本部長又は一部の本部員との協議をもってこれに代える。

ア 構成員

災害対策本部会議の構成員は、次のとおりである。

職 名	構 成 員
本 部 長	町長
副 本 部 長	副町長、教育長
本 部 員	総務部長、住民生活部長、住民生活部次長、都市建設部長、会計管理者、教育次長、消防団長

イ 協議事項

- (ア) 災害予防、災害応急対策に関すること。
- (イ) 情報の収集分析、伝達に関すること。
- (ウ) 動員・配備体制に関すること。
- (エ) 災害対策本部の閉鎖に関すること。
- (オ) 各対策部間調整事項に関すること。
- (カ) 住民への避難指示等及び警戒区域の設定に関すること。
- (キ) 県及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (ク) 自衛隊災害派遣要請に関すること。
- (ケ) 他の市町村への応援要請に関すること。
- (コ) 災害救助法の適用要請に関すること。
- (サ) 激甚災害の指定の要請に関すること。
- (シ) 災害復旧に関すること。
- (ス) その他災害応急対策の実施及び調整に関すること。

ウ 災害対策本部の庶務

本部の庶務は総務部総務班が行う。

エ 決定事項の通知

本部会議等の決定事項のうち必要と認める事項は、その都度、各関係機関に通知する。

また、職員に周知を要するものについては、庁内放送等により速やかに周知徹底を図るとともに、総務部総務班は各部相互間の連絡調整を迅速に行う。

4 設置及び廃止の通知

町長が災害対策本部を設置又は廃止した場合、総務部総務班は、各部、知事、関係機関、防災会議構成員、報道機関に連絡するとともに、情報財政班は住民等にその旨を通知する。

5 災害対策本部の設置場所

本部は、町役場会議室に設置する。ただし、当該施設が使用不可能と判断される場合、又は災害の規模その他の状況により応急対策の推進を図るため必要がある場合は、町長の判断によりその他の町施設に設置する。この場合、各部、知事、関係機関、防災会議委員、報道機関等に電話等によって周知徹底を図る。

災害対策本部を設置する場合、総務部総務班は、直ちに設置される場所の安全を点検し、必要な機器等を配置する。

6 標識等

- (1) 災害対策本部が設置された場合、町役場正面玄関及び本部の入口等に「斑鳩町災害対策本部」の標識を掲示する。
- (2) 本部長、副本部長、部長、班長、その他本部の職員は、災害時において非常活動に従事するときは、別段の定めがある場合のほか、別図（資料編 資料3-1-4参照）の規格による腕章を着用する。
- (3) 災害時において災害活動に使用する本部の自動車には別図（資料編 資料3-1-4参照）の規格による標旗をつける。

7 職務・権限の代行

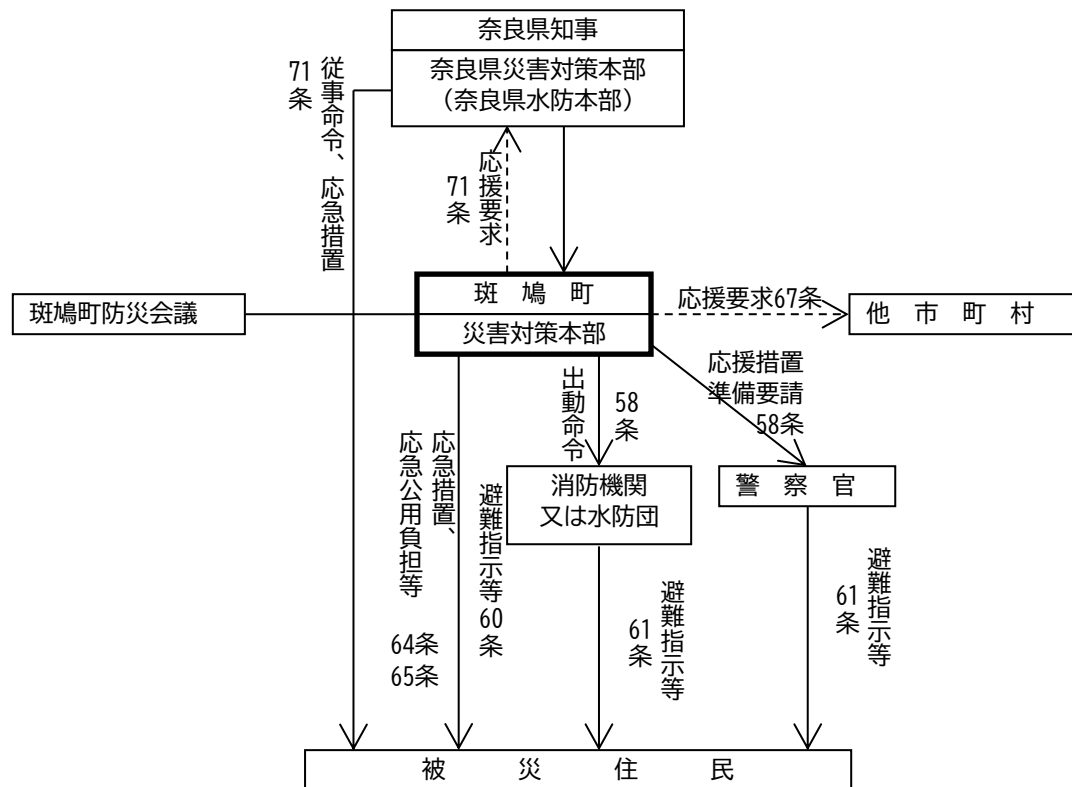
- (1) 災害対策本部の本部長は町長があたり、町長が何らかの事情により不在の場合には、副町長の順位で代行する。
- (2) 本部員（各部長）及び班長の代行は、各部においてあらかじめ指名した副本部長、副班長が行う。

8 対策の実施

各部は、それぞれの組織を整備し、本部の決定に基づき災害応急対策活動を実施する。

9 県との連携

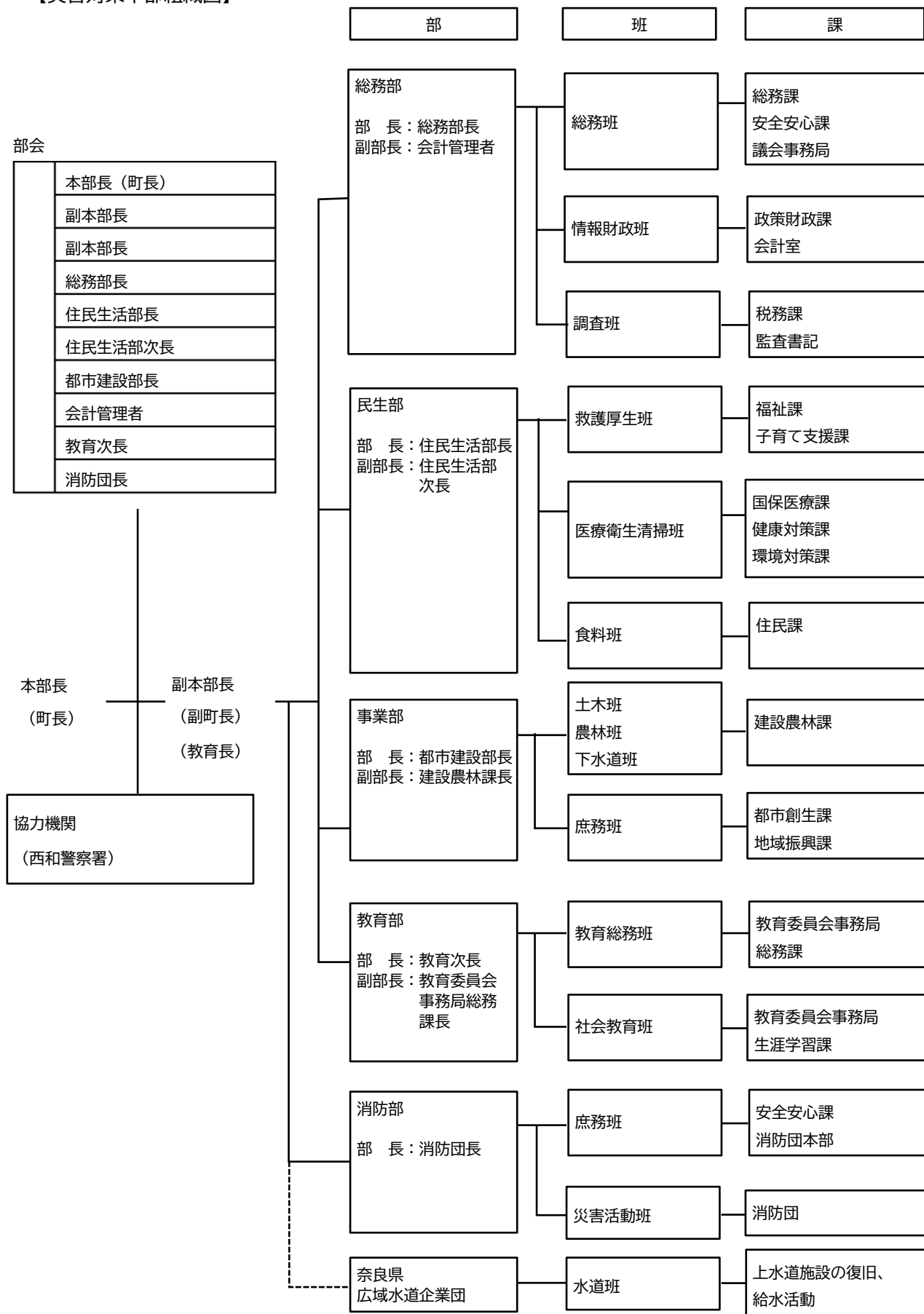
県が現地災害対策本部を設置した場合は、この組織と連携を図ることとし、職員を連絡要員として派遣する。



※条番号はすべて災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の条文を表す。

資料3-1-3 斑鳩町災害対策本部条例、資料3-1-4 標識等

【災害対策本部組織図】



【各部の事務分掌】

部	班	所 掌 事 務
総 務 部 部 長：総務部長 副部長：会計管理者	総 務 班 班 長：安全安心課長 副班長：総務課長 副班長：議会事務局長	1. 所管に関すること。 2. 災害対策本部の庶務に関すること。 3. 各部班及び関係機関との連絡並びに統制に関すること。 4. 本部職員の非常招集に関すること。 5. 自衛隊の派遣要請に関すること。 6. 無線の管理運営に関すること。 7. 議会との連絡調整に関すること。 8. 緊急輸送車両の確保に関すること。
	情報財政班 班 長：政策財政課長 副班長：政策財政課長補佐	1. 所管に関すること。 2. 災害状況の集計及び報告に関すること。 3. 災害写真その他広報活動に必要な資料収集に関すること。 4. 災害状況の伝達、報知に関すること。 5. その他広報、情報に必要な活動に関すること。 6. 災害予算及び災害時の資金運用に関すること。 7. 災害に伴う財政計画に関すること。 8. 中小企業者等の被災状況の把握と融資に関すること。
	調 査 班 班 長：税務課長 副班長：税務課長補佐	1. 所管に関すること。 2. 被災証明書の発行に関すること。 3. 陳情、要望事項の取りまとめに関すること。 4. 人的被害、住家等の被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。
民 生 部 部 長：住民生活部長 副部長：住民生活部次長	救護厚生班 班 長：福祉課長 副班長：子育て支援課長	1. 所管に関すること。 2. 災害救助の企画、実施に関すること。 3. 災害救助法の手続き及び救助に関すること。 4. 救援物資の受入れ及び配分輸送に関すること。 5. 保育所園児の避難及び救護に関すること。 6. 協力救護関係機関、救援隊との連絡調整に関すること。 7. 被災者受入施設の応急建築に関すること。
	医療衛生清掃班 班 長：国保医療課長 副班長：環境対策課長 副班長：健康対策課長	1. 所管に関すること。 2. 衛生清掃及び医療計画の立案、実施に関すること。 3. 悪疫流行防止のための予防接種、浸水家屋の消毒、感染症患者保菌者の検査に関すること。 4. 廃棄物の処理に関すること。
	食 料 班 班 長：住民課長 副班長：住民課長補佐	1. 所管に関すること。 2. 救助用主食及び副食の供給に関すること。

部	班	所 掌 事 務
		3. 本部職員及び派遣職員の給食に関する こと。 4. 生活必需品、日用品等の斡旋に関する こと。 5. 本部及び部内各班との連絡調整に関する こと。
事業部 部長：都市建設部長 副部長：建設農林課長	土木班、農林班 下水道班 班 長：建設農林課長 副班長：建設農林課長補佐	1. 所管に関する こと。 2. 土木施設災害状況取りまとめ及び報告に関する こと。 3. 道路、橋梁、河川等の被害応急復旧に関する こと。 4. 応急復旧資材の調達に関する こと。 5. 農林産業物、施設の被害調査及び対策に関する こと。 6. 下水道施設の被害調査及び報告に関する こと。 7. 下水道施設の災害復旧及び資器材調達に関する こと。
	庶務班 班 長：都市創生課長 副班長：地域振興課長	1. 所管に関する こと。 2. 災害状況の把握及び判定並びに、立退き指示の立案及び発信、その他本部長が特に認める事項の伝達に関する こと。 3. 都市施設の災害対策及び被害調査に関する こと。 4. 文化財の被害状況調査及び報告に関する こと。 5. 本部及び部内各班との連絡調整に関する こと。
教育部 部長：教育次長 副部長：教育委員会事務局 総務課長	教育総務班 班 長：教育委員会事務局 総務課長 副班長：教育委員会事務局 総務課長補佐	1. 所管に関する こと。 2. 教育施設の被害状況調査及び報告に関する こと。 3. 教育全般にわたる災害対策の企画調整に関する こと。 4. 応急教育の実施に関する こと。 5. 園児、児童及び生徒の避難並びに救護に関する こと。 6. 教材、学用品の調達に関する こと。 7. 学校給食と食料班の調整に関する こと。 8. 本部及び部内の連絡調整に関する こと。
	社会教育班 班 長：教育委員会事務局 生涯学習課長 副班長：教育委員会事務局 生涯学習課長補佐	1. 所管に関する こと。 2. 社会教育施設の被害状況調査及び報告に関する こと。 3. 災害活動に協力する婦人会等の連絡調整に関する こと。 4. 社会教育施設に関する対策本部の指示による避難所指定の調整対応に関する こと。 5. 社会教育、体育施設の応急修理に関する こと。

部	班	所 掌 事 務
消 防 部 部 長：消防団長	庶 務 班	1. 所管に関すること。 2. 消防団員の非常招集に関すること。 3. 現場における人員配置及び指揮に関すること。 4. 本部及び部内各班との連絡調整に関すること。
	災害活動班	1. 所管に関すること。 2. 災害現場における消火、水防、救助活動に関すること。 3. 避難者の誘導その他人命救助に関すること。 4. その他災害防止、鎮圧及び警備に関すること。

第6 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害応急対策を局地的又は特定地域を重点的に実施する必要がある場合、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、本部長が指示する業務内容に応じて必要な人材を確保し、弾力的に構成する。

第7 初動体制による活動（災害対策本部設置までの対応）

勤務時間外の災害発生直後から災害対策本部が設置できるまでの間、町は災害対策本部に準じた体制で初期活動を開始する。

1 参集職員

(1) 参集時

ア 参集職員による参集途上での被害状況の収集

「参集途上における被害状況報告書」に記入

イ 人命救助

(2) 参集後

ア 参集人員の確認・調整

イ 災害対策本部設置の準備

ウ 通信手段の確保

(ア) 防災無線の管理

(イ) 災害時優先電話の管理

エ 職員からの被害状況等の収集・集約

オ 住民・団体からの情報収集・集約

カ 車両の確保

キ 県・自衛隊・その他防災関係機関との連絡

ク 重傷者搬送先病院の確保、その他医療救護活動のための準備

ケ 緊急輸送ルートの確保、その他交通規制のための準備

コ 活動の記録

サ その他、副本部長及び総務部長の指示事項

2 各施設（小学校等）

（1）施設の被害状況の把握・報告

（2）避難所開設の準備（状況把握・報告）

3 奈良県広域消防組合・斑鳩町消防団

人命救助・火災処理（消防水利確保）

4 奈良県広域水道企業団

飲料水確保のための施設応急措置

資料3-1-5 参集途上における被害状況報告書

第2節 参集体制

迅速かつ的確に災害応急対策が実施できるよう、発生した震度に応じて職員は参集する。

《担当部・機関》

各部・関係機関

第1 参集基準

職員の参集配備の基準は次のとおりである。

- (1) 町域で震度6弱以上を観測した場合は2号動員の職員（全職員）が参集する。
- (2) 町域で震度5弱以上を観測した場合、1号動員の職員が参集する。
- (3) 町域で震度4を観測した場合、地震災害警戒配備の職員が参集する。
- (4) その他の場合は、町長の判断する配備体制とする。

第2 配備方法

1 勤務時間内の配備方法

(1) 連絡体制

各対策部への連絡は、総務部総務班が庁内放送によって行う。

(2) 活動体制への移行

連絡を受けた場合、平時の勤務体制から各班を編成して直ちに災害応急活動体制に切り替える。

2 勤務時間外の参集方法

職員は自らテレビ・ラジオ等によって地震情報を収集し、参集基準に定める震度の地震を確認した場合は、参集配備該当職員（震度6弱以上の場合は、全職員）は、連絡がなくとも直ちに参集する。

なお、交通途絶時であっても自転車、徒歩等により可能な限り参集する。

3 参集状況の報告及び連絡

- (1) すべての職員は参集後、所属班長に参集を報告する。
- (2) 各班長は、参集職員の氏名、参集時刻、参集免除者等の班員参集状況を対策部長に報告する。
- (3) 各対策部長は、各班ごとの参集状況を総務部総務班へ報告する。
- (4) 総務部総務班は、防災活動を実施するため職員を配備した場合は、その状況を速やかに県に報告する。

4 連絡責任者

連絡責任者（各班長）は、所属班と斑鳩町災害対策本部との連絡にあたる。

5 過渡的措置

各対策部長は、勤務時間外の過渡的措置として非常時の配備体制に移行した場合、職員の参集状況に応じて順次応急的な班編成を行い、正規の班編成と異なる体制をもって緊急の応急対策活動を実施する。

6 人員の確保

(1) 地震災害警戒配備及び1号動員の配備の場合

各部長は、各部の防災活動遂行において、現状の人員で対応しがたいと判断される場合には、部内で配備人員を増員し、その旨を総務部総務班へ報告する。

(2) 2号動員の配備の場合

各部長は、各部の防災活動遂行において、部内の人員で対応しがたいと判断される場合には、応援を総務部長に要請する。この場合、総務部長は速やかに可能な範囲内において、応援要員の派遣を行う。

7 平常業務の機能確保

2号動員体制下では、地震発生からの時間経過とともに、平常業務の機能を確保していく必要があるため、これらの業務機能確保については、総務部長と協議のうえ、住民サービス部門等から平常業務を確保していく。

8 災害時における職員の服務

(1) 職員は、この計画の定めるところにより、上司の指揮に従って防災活動に従事しなければならない。

(2) 職員は、出動指令が出されたときはもちろん、災害が発生し、又は発生するおそれのあることを知った場合は、配備区分に従い速やかに所定の勤務場所に参集しなければならない。

9 参集対象から除外する職員

次に掲げるいずれかに該当する職員は、地震発生直後の動員対象から除外する。これに該当する職員は、速やかに所属班長に連絡し、以後の指示を受ける。ただし、参集を妨げる事態が収束でき次第、直ちに参集しなければならない。

(1) 公務のため管外出張中の場合

(2) 職員自身が地震発生時に療養中又は災害の発生によって傷病の程度が重傷である場合

(3) 親族に死亡者又は重傷の傷病者が発生し、当該職員が付き添う必要がある場合

(4) 自宅から火災が発生し、又は周辺で火災が発生し、延焼するおそれがある場合

(5) 同居する家族に高齢者、障害者、乳幼児等があり、当該職員の介護や保護がなければ、その者の最低限の生活が維持できない場合

(6) 当該職員が居住する自宅が全壊、全焼した場合

(7) その他事情により特に所属班長がやむを得ないと認めた場合

【標準動員表】

部	班 名	動員区分	地震災害警戒体制	災害対策本部	
			地震災害警戒配備	1号動員	2号動員
総務部	総務班		4	全 員	全 員
	情報財政班		2	全 員	〃
	調査班		2	係長以上の職員	〃
民生部	救護厚生班		2	係長以上の職員	〃
	医療衛生清掃班		2	係長以上の職員	〃
	食料班		2	係長以上の職員	〃
事業部	土木班・農林班		必要に応じた体制を整える	全 員	〃
	庶務班		必要に応じた体制を整える	全 員	〃
	下水道班		2	係長以上の職員	〃
教育部	教育総務班		2	係長以上の職員	〃
	社会教育班		2	係長以上の職員	〃
消防部	庶務班		8	8	〃
	災害活動班			必要に応じた体制を整える	〃

第3 福利厚生

総務部長は、災害対策の第一線で勤務する職員の体力・知力・判断力持続のため、健康管理、勤務条件等を考慮し、活動の長期化に対処するとともに、他の市町村の職員等の受入れに際し、福利厚生の充実を図る。

1 宿泊及び仮眠施設等の確保

災害対策活動従事者の宿泊及び一時的な仮眠施設を公共施設、公営住宅の利用、民間宿泊施設等の随時借り上げによって確保・調整に努める。

2 食料等の調達

民生部食料班は災害対策活動従事者への食料等を協定業者等から調達する。なお、配送については、被災者への救護物資及び給食等の配送とあわせ、輸送の合理化を図る。

3 勤務状況の把握・管理

災害対策活動従事者の勤務時間の把握・管理に努め、各対策部の実情に即し適宜要員の交替等を行う。

第3節 情報の収集・伝達

地震発生後、県及び関係機関との連携協力のもと、直ちに防災行政無線や県土砂災害・防災情報シスム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集並びに伝達活動を行う。

《担当部・機関》

総務部情報財政班・総務部調査班・各部・関係機関

第1 地震情報等の収集・伝達

1 地震に関する情報

(1) 地震に関する情報の種類

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地域の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村ごとの観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
各地の震度に関する情報 （注1）	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から10分後程度で1回発表）

地震情報の種類	発表基準	内 容
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表（注1）。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

（注1）国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表している。

（2）地震に関する情報の通知基準

気象庁は、次の基準により、地震発生日時、震源の位置、規模及び地域震度、市町村震度（震度観測点のある市町村の区域において観測された最大の震度）を発表する。又、震度5弱以上と予想されるが震度データを入手していない震度観測点のある市町村名も発表することとなっている。また、通信回線の障害・不通時は、地震に関する情報をテレビ・ラジオから入手するよう努める。

〔奈良地方気象台〕

ア 県内で震度1以上を観測したとき「震源・震度に関する情報」を、県に通知する。

イ その他、地震に関する情報を発表することが、公衆の利便を増進すると認められるとき

（3）地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために奈良地方気象台が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内 容
地震解説資料（速報版）※	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・奈良県で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、奈良県の情報等、及び地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料（全国詳細版・地域詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報・注意報発表時 ・（担当地域で）震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。 ・地震解説資料（全国詳細版） 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域詳細版） 地震解説資料（全国詳細版）発表

解説資料等の種類	発表基準	内 容
		以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある）。
奈良県の地震	・ 定期（毎月初旬から中旬）	地震防災に係る活動を支援するために、毎月の奈良県の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

（４）東海地震に関連する情報

大規模地震対策特別措置法第3条第1項に規定する地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）に係る大規模な地震の発生のおそれについて、気象庁は次の情報を発表する。

ア 東海地震に関連する調査情報（臨時）

観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表する情報。防災対応は特になし。

イ 東海地震に関連する調査情報（定例）

毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会で評価した調査結果を発表。防災対応は特になし。

ウ 東海地震注意情報

観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報。

エ 東海地震予知情報

東海地震の発生のおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報。

奈良地方気象台は、気象庁より受けたこれらの情報を県に通報する。

（５）南海トラフ地震に関連する情報

ア 「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表。

イ 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記。

ウ 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表。

詳細は次表のとおり。

「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります。

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から 5～30分程度	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から 最短で2時間程度	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内^{※1}において、モーメントマグニチュード^{※4}7.0以上の地震^{※3}が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く。） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km 程度までの範囲

※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている

2 情報の受理、伝達

(1) 各機関の受理、伝達

気象庁からの地震情報は、オンラインで県へ送られる。

県からは、県防災行政無線等により、町、広域消防組合、関係機関へ情報が送られる。

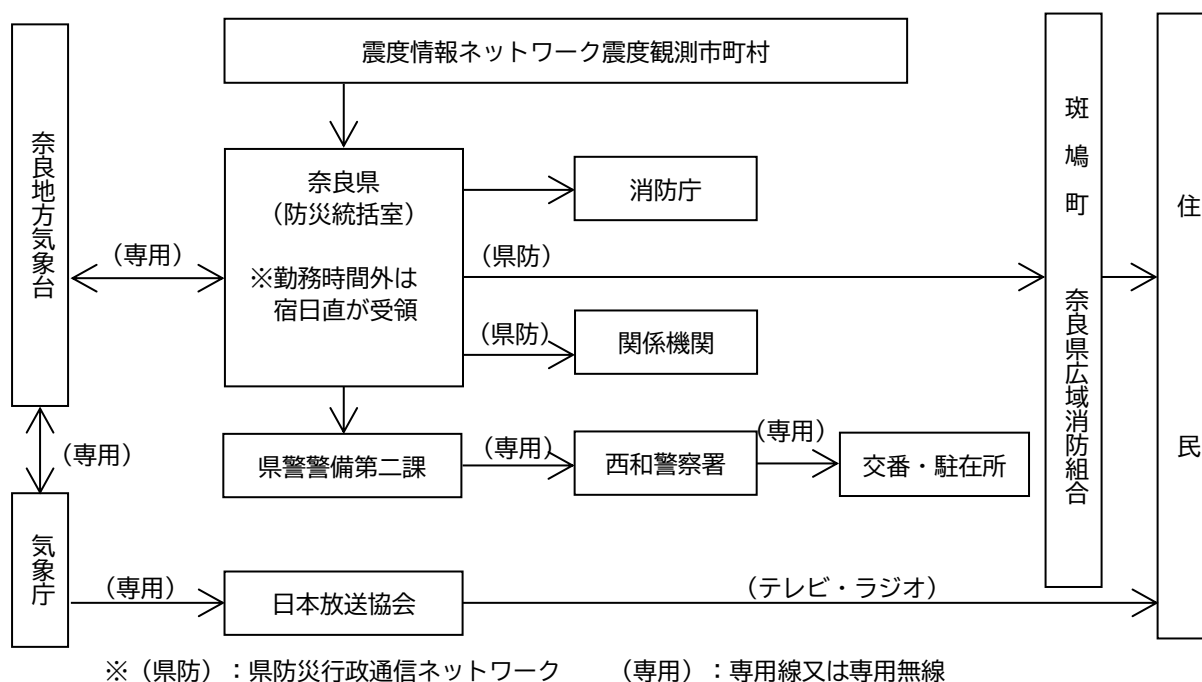
町その他防災関係機関は、緊急地震速報の受信体制の整備とともに町防災行政無線等により、迅速に住民等へ情報を伝達するよう努める。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

(2) 伝達系統図

地震に対する情報の伝達系統は次頁のとおりとする。

県防災統括室では、この震度情報を震度1以上で奈良地方気象台に通知する。また、震度3以上で県内市町村及び消防本部に、震度4以上で消防庁、県警警備第二課及び陸上自衛隊第4施設団に通知する。

【地震情報等の関係機関への伝達経路】



3 気象庁による震度階級関連解説表

(1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値である。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではない。

(2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響される。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがある。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によっ

て揺れの強さが異なる。

- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なる。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もある。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではない。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものであり、今後、定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更される。

人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度 階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。		
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。		
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。
エレベーターの停止		地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。	

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

4 火災情報

- (1) 火災発生時の通報は、通常の場合、住民からの119番通報による。
- (2) 電話不通時は、住民から各消防署等への通報による。

5 異常現象の発見及び通報

- (1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに町又は警察署に通報する。
- (2) 町長は、異常現象の通報を受けた場合、県及び関係機関に通報し、状況に応じて警戒区域等の設定、又は関係機関に警戒区域等の設定を要請する。

【異常現象の種類と内容】

異常現象の種類	内 容
水 象	河川、ため池等の異常水位、堤防等の水もれ
地 象	がけ崩れ、地割れ等
そ の 他	ガス・石油等の流出

第2 情報の収集・伝達系統

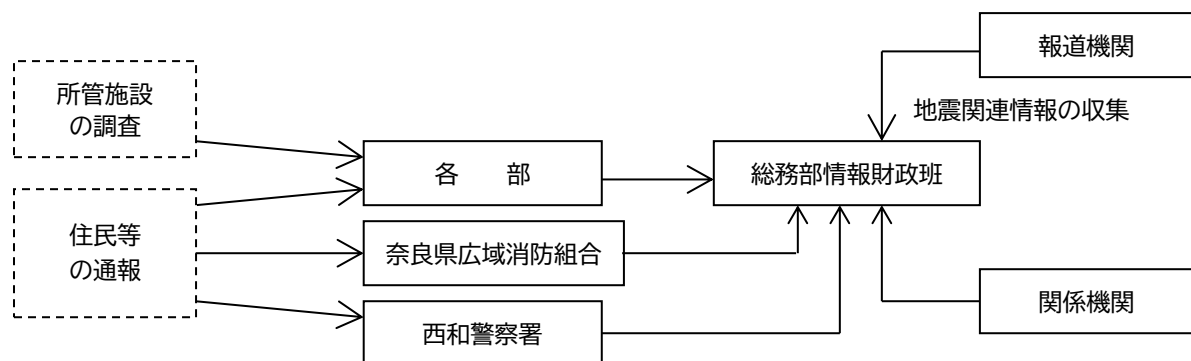
災害発生時の情報連絡体制を最優先で確立させるため、町及び防災関係機関は、通信連絡体制を統括するとともに、収集した情報を、有効かつ適切に利用できるよう、各部及び関係機関相互の迅速かつ的確な伝達系統を確保する。

1 情報の収集・伝達手段

- (1) 防災行政無線
- (2) 無線放送、電話、携帯電話、ファクシミリ、緊急速報メール、防災情報メール、インターネット、SNS等の通信手段
- (3) バイク、自転車を用いた伝令

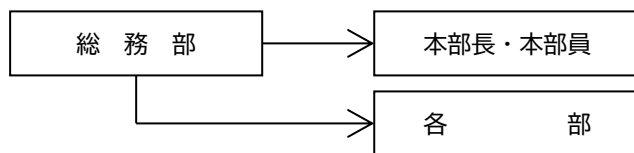
2 情報収集・伝達系統

(1) 情報収集系統

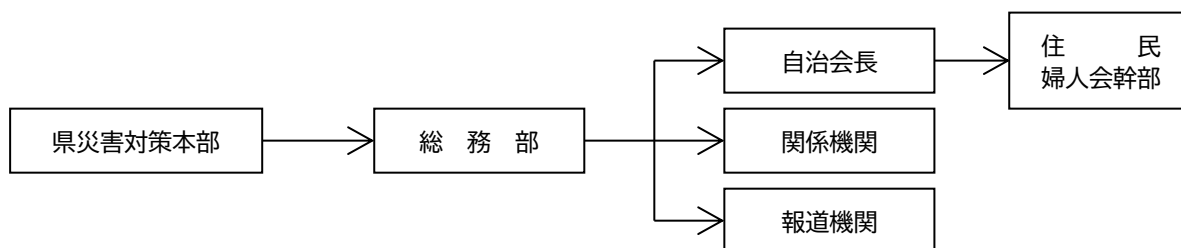


(2) 情報伝達系統

ア 庁内伝達系統



イ 住民及び関係機関との伝達系統



第3 被害状況の把握

迅速かつ的確な応急対策活動の実施に必要な被害概況について、地震発生後、なるべく早期に把握するとともに、関係機関、住民等の協力を得て、詳細な被害状況を把握する。なお、要配慮者の被害状況については特に配慮する。また、被害状況に対して執られた措置に関する情報も把握する。

その際、町の対応力のみでは十分な災害対策を講じることができない災害である場合は、県が他機関への応援要請等を検討するため、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意する。

1 被害概況の把握

(1) 実施担当

自己の班に属さない被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、速やかに総務部調査班に報告する。

また、地震が発生した場合において、町職員は参集途上において可能な限り被害状況を把握し、異常があった場合には、参集後速やかに総務部調査班に報告する。

(2) 被害概況の把握

次の情報により、被害のある地域、被害の規模等の把握に努める。

- ア 消防機関への通報状況
- イ 警察署からの情報（通報状況等）
- ウ 防災関係機関からの情報
- エ 自主防災組織、住民等からの情報
- オ 各出先機関及び災害現地に派遣した職員からの情報
- カ 庁舎周辺の状況
- キ その他

(3) 把握する内容

- ア 人的被害の発生状況
- イ 建物被害の発生状況
- ウ 火災・土砂災害等の二次災害の発生状況、危険性
- エ 避難の状況、住民の動向
- オ 道路交通の状況
- カ ライフラインの被害状況、供給等の停止状況
- キ その他災害の拡大防止措置上必要な状況

(4) 把握の手段

- ア 防災行政無線を用いる。
- イ 電話、携帯電話、ファクシミリ等を用いる。
- ウ 町が所有する車両の乗り合い利用、職員のバイク・自転車の借り上げ、徒歩等によって行う。

(5) 被害状況把握の注意事項

- ア 被害状況等の把握にあたっては、関係機関相互の連絡を密にし、脱漏、重複のないよう十分留意し、正確を期すこと。
- イ 被害世帯数については、現地調査のほか、住民登録と照合するなど、的確を期すること。
- ウ 要配慮者の被害状況の把握には特に配慮し、「斑鳩町要配慮者支援プラン」に従い実施すること。

2 被害概況の集約

総務部調査班は、各部各班からの報告に基づき、被害概況を随時取りまとめる。
取りまとめる被害概況は、次のとおりである。

(1) 人的被害

死者、行方不明者、負傷者の状況

(2) 建物被害

全壊・半壊、一部損壊、全焼・半焼、非住家、ブロック塀等の状況

(3) 公共土木施設等の被害

- ア 道路、橋梁の状況
- イ 河川、水路、ため池の状況
- ウ 土石流、地すべり、急傾斜地等の状況
- エ 道路交通、公共交通機関の状況
- オ ライフラインの状況
- カ 文教施設、清掃施設の状況

(4) その他

- ア 消火・人命救助活動の状況
- イ 医療活動の状況
- ウ 避難指示等、警戒区域の設定の状況
- エ その他必要な情報

資料3-1-6 応急被災状況報告書

3 詳細被害状況の把握

各部各班は、自己の班に属する被害状況を把握する。なお、自己の班に属さない被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、速やかに総務部調査班へ報告する。

また、被害状況を専門的に把握するために必要と認められる場合は、部内で調整のうえ、他班の協力によって調査を行う。

把握する内容及び実施担当は、次のとおりである。

把握する内容		実施担当
人 的 被 害	死者、行方不明者の状況	総務部調査班
	負傷者の状況	総務部調査班
住 家 被 害	全壊(全焼)・大規模半壊・半壊(半焼)・一部損壊等の状況	総務部調査班
	応急危険度判定	事業部庶務班
非住家被害	公共建物(官公署庁舎、公民館等)	各所管部
	その他(倉庫、土蔵、車庫、納屋)	各所管部
そ の 他 被 害	田畑の被害状況	事業部農林班
	文教施設の被害状況	教育部教育総務班
	医療機関の被害状況	民生部医療衛生清掃班
	道路、橋梁の被害状況	事業部土木班
	河川、水路、ため池の被害状況	事業部土木班
	土石流、地すべり、急傾斜地等の被害状況	事業部土木班
	下水道施設の被害状況	事業部下水道班
	ごみ処理施設等の被害状況	民生部医療衛生清掃班
	ブロック塀の被害状況	—
	電気、ガス、電話、鉄道の被害状況	事業部庶務班

4 り災状況、被害金額の把握

詳細被害状況に基づき、り災状況と被害金額を把握する。

把握する内容と実施担当は、次のとおりである。

把握する内容		実施担当
り 災 状 況	り災世帯数、り災者数	総務部調査班
被 害 金 額	公共文教施設の被害金額	教育部教育総務班・社会教育班
	農業施設の被害金額	事業部農林班
	その他公共施設の被害金額	各所管部
	農林、商工の被害金額	事業部農林班

【被害状況等報告基準】

被 害 項 目		報 告 基 準
人 的 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体は確認できないが死亡したことが確実なもの。
	行 方 不 明 者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。
	負 傷 者 (重 傷 者) (軽 傷 者)	災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みのもの。 なお、重軽傷者の別が把握できない場合は、とりあえず負傷者として報告する。あわせて、負傷した高齢者や障害者等は再掲する。
住 家 被 害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	主屋のほかに小さい附属建物（物置、便所、風呂場等）が棟を異にして建てられている場合はそれぞれ一棟とみなす。
	世 帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
	全 壊 (全 焼) (全 流 失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。
	大 規 模 半 壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表しその住家の損害割合が40%以上50%未満に達した程度のもの。
	中 規 模 半 壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもの。
	半 壊 (半 焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。
	準 半 壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。
	一 部 損 壊	準半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごくちいさなものは除く。
	床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木などの堆積により一時的に居住することができないもの。
	床 下 浸 水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
非 住 家 被 害	非 住 家	住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないもので、全壊、半壊程度の被害をうけたもの。 ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。なお、官公署、病院、公民館、神社、仏閣は非住家とする。
	公 共 建 物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

被 害 項 目				報 告 基 準
その他被害	被災畑害の	流失		耕地が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能となったもの。
		冠水		植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	文教施設			小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。
	道 路			道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。 なお、「道路決壊」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。
	橋 梁			道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。 なお、「橋梁流失」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道の橋梁が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害とする。
	河 川			河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 なお、「堤防決壊」とは、河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいはため池の堤防が決裂し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	砂 防			砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清 掃 施 設			ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄 道 不 通			電車等の通行が不能となった程度の被害とする。
	被 害 船 舶			ろ、かいのみをもって運転する船以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電 話			災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電 気			災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水 道			上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガ ス			一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブ ロ ッ ク 塀			倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
り 災 者	り 災 世 帯			災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り 災 者			り災世帯の構成員とする。
火 災 発 生				地震の場合のみ報告する。
被害金額	公 立 文 教 施 設			公立の文教施設とする。
	農 林 水 産 業 施 設			農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公 共 土 木 施 設			公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道及び公園とする。
	そ の 他 の 公 共 施 設			公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	農 産 被 害			農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。

被害項目	報告基準
林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具とする。

第4 避難及び応急対策の実施状況の把握

その後の応急対策の方針を決めるため、時間の経過とともに変化する避難及び応急対策の実施状況をなるべく詳細に把握する。

1 避難状況の把握

各実施担当は、避難状況を把握し総務部情報財政班に報告する。

把握する内容と管理責任者は、次のとおりである。

把握する内容			管理責任者
避難状況	避難場所、避難所の状況	斑鳩小学校	学校長
		斑鳩西小学校	学校長
		斑鳩東小学校	学校長
		斑鳩中学校	学校長
		斑鳩南中学校	学校長
		斑鳩幼稚園	園長
		レイモンド斑鳩こども園	園長
		斑鳩東幼稚園	園長
		たつた保育園	所長
		あわ保育園	所長
		斑鳩中央体育館	生涯学習課長
		斑鳩中央公民館	館長
		斑鳩西公民館	館長
		斑鳩東公民館	館長
		法隆寺国際高等学校	学校長
		消防コミュニティセンター	安全安心課長
		いかるがホール	斑鳩町文化振興財団事務局長
		斑鳩町ふれあい交流センター いきいきの里	福祉課長
		総合保健福祉会館 (生き生きプラザ斑鳩)	健康対策課長
		斑鳩町法隆寺五丁地区地域交流館	総務課長
		龍田西地区地域交流館	総務課長

2 応急対策の実施状況の把握

各実施担当は、応急対策の実施状況を把握し総務部情報財政班に報告する。

把握する内容と実施担当は、次のとおりである。

把握する内容		実施担当
応急対策の実施状況	給食の状況	教育部教育総務班 民生部救護厚生班
	医療救護所の開設状況、医療・救護活動の状況等	民生部医療衛生清掃班 民生部救護厚生班
	防災活動に必要な情報及びその他応急対策に必要な状況	総務部情報財政班

第5 被害状況等の集約・整理等

1 被害状況等の集約・整理

町は、平時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすよう努める。また、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進に努める。

総務部情報財政班・調査班は、各部各班から収集した被害状況等の情報及び資料を集約・整理するとともに、各部や関係機関からの求めに応じて速やかに報告できるよう準備する。

また、必要に応じて次に掲げる資料を作成する。

- (1) 災害関連情報、配備指令等の状況、被害状況等
- (2) 被害分布図等

2 集約・整理の注意事項

被害状況等の集約・整理にあたっては、次の点に留意する。

- (1) 確認された情報と未確認の情報（至急確認すべき情報）を区別すること。
- (2) 確認された情報に基づき災害の全体像を把握すること。
- (3) 応援要請等に係る情報を整理すること。
- (4) 情報の空白地を把握すること。
- (5) 被害が軽微な地区又は被害がない地区を把握すること。

3 被害状況等に基づく判断

町単独では災害応急対策が困難であると判断された場合、総務部長は、県に対して応援要請を行う。

4 住民の迅速な安否確認と支援情報等の提供

(1) 住民の安否確認・情報提供

要救助者の迅速な把握のため、安否不明者、行方不明者、死者について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

また、災害発生後、町外へ避難した者を含め、住民の安否確認情報の収集伝達や住民への支援・サービス情報を確実に伝達する。

(2) 全国避難者情報システム（総務省）の活用

町外へ避難した者については、「全国避難者情報システム（総務省）」により提供される所在地情報等により、所在地を把握する。（避難者自身が避難先市町村に所在地情報を提供する。）

第6 県及び国への報告

被害状況等の報告については、災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法第22条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（平成24年5月31日付消防防第111号）に従い、基本的に県に対して実施する。

行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は都道府県に連絡する。

1 被害状況・避難状況等の調査

被害状況、避難状況等の調査は、次表に掲げる機関が関係機関及び団体の協力・応援を得て行う。

被害状況、避難状況等の調査にあたっては関係機関相互に連絡を密にし、脱漏、重複のないよう充分留意し、被害世帯数、人数については現地調査のほか住民登録と照合するなど、的確を期するよう努める。なお、日常的に介護を必要とする要配慮者の被害状況、避難状況等の調査・把握については特に配慮する。

調査事項	調査機関	主たる応援協力機関
1 人・住家の被害	町	
2 避難に関する状況 (避難指示等の発令状況、避難所の開設状況、避難世帯数・避難者数)	町	
3 福祉関係施設被害	町（県）	
4 医療、環境衛生施設、廃棄物処理施設被害	町（県）	県保健所
5 水道施設被害	町	
6 農業生産用施設	町	県農林振興事務所
7 畜産被害	町	県家畜保健衛生所
8 水産被害	町	
9 農地、農業用施設被害	町	県農林振興事務所
10 林地、造林地、苗畑、林道、作業道被害	町	県農林振興事務所
11 林産物、林産施設被害	町	県農林振興事務所
12 商工関係被害	町（県）	県農林振興事務所
13 公共土木施設被害	町（県）	県土木事務所
14 都市施設被害	各施設	県土木事務所
15 県有財産、県有建築物被害 (文化財、警察関係施設除く。)	県	町
16 文教関係施設被害	町（県）教育委員会	
17 文化財被害	町（県）	
18 警察関係被害	警察本部、警察署	町
19 生活関連施設被害	指定公共機関等	町

2 報告基準

県が規定する報告基準に該当する災害について、被害状況及び応急措置の実施状況等を県防災統括室に報告する。また、災害が発生したときは担当する調査事項（本節「1 被害状況、避難状況等の調査」参照）について被害状況等を取りまとめ、遅滞なく調査事項ごとに県事業担当課に報告する。

- （1）消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を県及び国（消防庁）に通報する。
- （2）次の基準に該当する場合は、速やかに県に報告する。なお、県への報告が、通信の途絶等によって不可能な場合は、直接国（消防庁）に報告する。この場合、事後速やかに県に報告を行う。

ア 即報基準

- （ア）災害救助法の適用基準に合致するもの。
- （イ）町が災害対策本部を設置したもの。
- （ウ）災害が2府県以上にまたがるもので1の府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- （エ）地震が発生し、町の区域内で震度5弱以上を記録したもの。
- （オ）地震が発生し、人的被害又は住家被害を生じたもの。
- （カ）報道機関に大きく取り上げられるなど社会的影響度が高いと認められるもの。

イ 直接報告基準

町の区域内で震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない。）には、県に加え、直接、総務省消防庁に対しても報告する。

3 県への報告要領

総務部総務班は災害が発生した時から、当該災害に対する応急対策が完了するまでの間、「災害概況即報（別紙様式）」又は「被害状況即報（第1号様式）」、「災害確定報告」、「災害年報」により、県防災統括室、郡山土木事務所に対して、次の要領により報告を行う。

4 報告区分及び要領

（1）災害概況即報（早期災害報告様式）

「即報基準」に該当する災害が発生したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で災害に関する第1報を電子メール、県防災情報システム等により県防災統括室に報告する。また、「直接即報基準」に該当する災害が発生したときは、直接、総務省消防庁に電子メール等により報告するとともに、あわせて県防災統括室に電子メール、県防災情報システム等により報告する。

（2）被害状況即報

「即報基準」に該当する災害が発生したときは、区域内の被害状況、避難状況等を取りまとめ、速やかに被害状況即報を電子メール、県防災情報システム等により、県防災統括室に報告する。

ただし、定時の被害状況即報等、知事（災害対策本部長）が必要と認めた場合はその指示に従って報告する。

(3) 災害確定報告

応急対策終了後、14日以内に「被害状況即報（第1号様式）」により報告する。ただし知事が必要と認める場合は、その指示に従って報告する。

(4) 災害年報

毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況を翌年3月10日までに「災害年報（第2号様式）」により報告する。

(5) 被害状況報告

県の所定の様式により、県地域防災計画に定める報告系統に従って町の関係課から遅滞なく報告する。

5 報告を行うことができない場合

通信の不通等により県に報告できない場合には、一時的に報告先を内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に変更する。ただし、この場合にも町は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は速やかに県に対して報告する。

資料3-1-7 被害状況等報告様式、資料3-1-8 被害状況等の報告系統
資料3-1-9 被災世帯の認定基準

第7 通信手段の確保

地震発生時における通信連絡を迅速かつ的確に実施するため、通信混乱の防止に努めるとともに、有線電話が途絶した場合の緊急通信体制を確保する。

1 無線通信機能の点検及び復旧

総務部総務班は、地震発生後、直ちに防災行政無線の通信機能を点検するとともに、支障を発見した場合は、施設設備の復旧を行う。

2 電気通信設備の利用

(1) 電気通信事業者への要請

総務部総務班は、NTT西日本株式会社に対し、応急回線の作成、利用制限等の措置による通信輻輳の緩和及び通信の疎通確保を要請する。

(2) 災害時優先電話の利用

災害時に通信の電話が著しく輻輳してかかりにくい場合、町はNTT西日本株式会社と協議して設置した災害時優先電話を発信専用として活用する。

3 有線電話途絶時の措置

有線電話途絶のため、災害情報の収集・伝達に支障をきたす場合は、次のような措置を講じる。

(1) 県、近隣市町村との連絡

県防災情報システムを利用して行う。また必要に応じ消防無線、警察無線、非常通信、携帯電話を活用するとともに、状況によっては伝令の派遣を行う。

(2) 関係機関との連絡

総務部総務班は、関係機関に対し、職員の総務部への派遣及び所属機関との連絡用無線機等を可能な限り携行するよう要請する。

(3) 消防電話・警察電話等の利用

総務部総務班は、他に通信連絡の手段がなく緊急を要する場合、奈良県広域消防組合又は県警察（西和警察署）に業務用専用回線の利用を要請する。

(4) 非常通信の利用

総務部総務班は、有線電話が途絶し、かつ防災行政無線等による通信が困難な場合、電波法（昭和25年法律第131号）第52条に基づき、次に掲げる機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る。

ア 県警察（西和警察署）、鉄道会社等の関係機関が保有する無線

イ 放送局の有する無線

ウ アマチュア無線等

4 災害現場等出動者との連絡

災害現場等に出動している各部職員との連絡は、携帯電話、防災行政無線、伝令（自転車、バイク、徒歩等）、派遣等の適当な手段によって行う。

第8 被災者の安否情報

1 安否情報の提供

町は、次に掲げる者より被災者の安否に関する情報について照会があったときは、それぞれの場合に応じた情報を提供することができる。その際、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

(1) 被災者の同居の親族の場合

被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

(2) 被災者の同居でない親族又は職場等の関係者の場合

被災者の負傷又は疾病の状況

(3) 被災者の知人等被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者の場合

県、町が保有している安否情報の有無

上記のほか、被災者が提供について同意している安否情報については、その同意の範囲内で、又は公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、当該被災者にかかる安否情報を提供することができる。

なお、町は照会に対する回答を適切に行い、又は回答の適切な実施に備えるために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2 安否情報の照会

安否情報について照会しようとする者は、町に対し、次の事項を明らかにして行わなければならない。

- (1) 氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項
- (2) 照会にかかる被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- (3) 照会をする理由

3 被災者に関する情報の利用

町は、安否情報の回答を適切に行い、又は回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 安否不明者等の氏名等公表

町は、要救助者の迅速な把握による救助・搜索活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、町が定める手順に従い、県等と連携のうえ、安否不明者、行方不明者、死者の氏名等を公表する。

第4節 災害広報・広聴対策

情報不足や流言飛語等による混乱の発生を防止するため、関係機関と協力のうえ、住民に対して正確な情報の広報を実施する。

また、被災者の不安や悩みの解消に努めるため、特別相談窓口を設置し、広聴活動を実施する。

《担当部・機関》

総務部情報財政班・関係機関

第1 災害広報

地震発生直後の速やかな災害情報の広報は、人心の安定やパニック防止等を図るうえで重要であることから、関係機関と協力のうえ、住民向けの広報活動を実施する。

1 斑鳩町

町及び関係機関は相互に連携し、次の事項を中心に広報活動を多様な方法により実施する。なお、広報内容は簡潔で誤解を招かない表現に努める。

特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

(1) 広報の内容

ア 地震発生直後の広報

- (ア) 地震の規模、余震、気象の状況
- (イ) 避難指示等
- (ウ) 出火防止、初期消火の呼びかけ
- (エ) 要配慮者及び人命救助の協力呼びかけ
- (オ) 二次災害（土砂災害等）の危険性
- (カ) パニック防止及びデマ情報への注意呼びかけ
- (キ) 町の活動体制及び応急対策始動状況
- (ク) 気象予報・警報に関する情報

イ その後の広報

- (ア) 地震の規模、余震、気象の状況
- (イ) 被害状況及び応急対策実施状況
 - a 被災状況とその後の見通し
 - b 避難所及び医療救護所の開設状況
 - c 応急給水及び応急給食等の実施状況
 - d 被災者のために講じている施策
 - e その他必要な事項
- (ウ) 生活関連情報

- a 電気、ガス、水道及び下水道などライフラインの復旧状況
- b 食料品及び生活必需品の供給状況
- (エ) 交通機関の運行・復旧状況
- (オ) 医療機関の活動情報
- (カ) 交通規制情報
- (キ) 義援物資等の取扱い
- (ク) 役場業務の再開等に関する情報
- (ケ) その他必要な事項

(2) 広報の方法

- ア 無線放送による地区広報
- イ 広報車、携帯マイク等による現場広報
- ウ 広報紙の掲示、配布等による広報
- エ 避難所への職員の派遣による広報
- オ 自治会等住民組織による広報
- カ 報道機関による広域報道
- キ 防災情報メール等による広報
- ク インターネットによる広報
- ケ SNSによる広報

2 ライフライン事業者

ライフライン関係機関は、主に被災地域の利用者に対する直接的な広報活動を行う。

(1) 広報の内容

- ア 被災により使用できない区域
- イ 復旧状況及び見込み
- ウ 使用可能な場合の使用上の注意

(2) 広報の方法

- ア 広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示
- イ 利用者相談窓口の開設
- ウ 報道機関への報道依頼
- エ テレビ及びラジオ等の電波媒体、新聞紙面及び広報誌等の印刷媒体、インターネット等での情報の伝達

3 公共交通機関

公共交通機関は、主に被災地域内外の利用者に対する直接的な広報活動を行う。

(1) 広報の内容

- ア 被災による不通区間の状況
- イ 臨時運行の状況
- ウ 復旧状況及び見込み

(2) 広報の方法

- ア 乗降場での印刷物の配布・掲示
- イ 場内、車内利用者相談窓口の開設
- ウ 報道機関への報道依頼
- エ テレビ及びラジオ等の電波媒体、新聞紙面及び広報誌等の印刷媒体、インターネット等での情報の伝達

4 要配慮者への広報

災害弱者への広報は、文字放送や手話、ファクシミリ、テレホンサービスやパソコン通信等のメディアを活用するほか、ボランティアなどの協力を得て手話、点字、外国語等による多様な広報活動に努める。

第2 全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達

全国瞬時警報システム（Jアラート）は、弾道ミサイル情報、緊急地震速報、津波情報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を国から地域住民まで瞬時に伝達するシステムのことで、町においても、携帯電話等に配信される緊急速報メール、防災スピーカー（同報系防災行政無線）等により、国民保護情報、緊急地震速報、気象警報等の情報について、広報を実施する。

第3 報道機関への情報提供等

情報不足による混乱の発生を防止するため、報道機関と連携して総合的な災害情報を提供する。

1 災害情報の報道依頼

各部からの災害情報の報道依頼は、情報内容の一元化を図るため総務部情報財政班で取りまとめ、新聞等の報道機関へ報道を依頼する。

テレビ・ラジオ等については、県を通じて「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」に基づき、日本放送協会奈良放送局及び奈良テレビ放送株式会社に対し放送要請する。

2 災害情報の提供

災害情報を総括し提供するためのプレスセンターを設置し、広報担当者が報道機関に対し適宜情報の発表を行う。なお、個人情報については十分にプライバシー保護に配慮する。

3 情報提供の内容

情報提供の主な項目は、次のとおりである。

- (1) 災害発生の場所及び発生日時
- (2) 被害状況
- (3) 応急対策の状況
- (4) 住民に対する避難指示等の状況
- (5) 住民に対する協力及び注意事項
- (6) 支援施策に関すること

4 要配慮者への配慮

ラジオ放送、手話通訳・文字放送・外国語放送の活用等情報伝達の困難な要配慮者に配慮した広報を行う。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した広報を行う。特に外国人に対しては、多言語による災害情報の発信に配慮する。

第4 広聴活動の実施

地震によって家や財産が滅失した被災者の不安や悩みを解消し、生活再建を支援するため、特別相談窓口を開設し、積極的な広聴活動を実施する。

1 特別相談窓口の開設

被災地域の住民の要望事項等を把握するとともに、住民からの各種問い合わせ及び相談に対応するため、関係機関と連携し、必要に応じて町役場等に特別相談窓口を開設する。

2 相談内容

特別相談窓口への相談内容については、被害及び復旧の状況、時間の経過とともに異なるが、主に次のようなものが考えられる。

- (1) 土地、建物の登記に関すること。
- (2) 住宅の応急復旧、解体、融資制度の利用に関すること。
- (3) 町税等の減免、徴収猶予等に関すること。
- (4) 要配慮者の福祉に関すること。
- (5) 災害弔慰金等の支給に関すること。
- (6) 災害援護資金・生活資金等の貸付に関すること。
- (7) り災証明の発行に関すること。
- (8) 悪質震災商法に関すること。
- (9) 上水道・下水道の修理に関すること。
- (10) 中小企業及び農業関係者の支援に関すること。
- (11) その他生活再建に関すること。

3 実施体制

- (1) 各部から広聴担当者として対応職員を派遣するとともに、関係機関の協力を得ながら、電話及び住民応対業務全般について実施する。
- (2) 相談窓口の開設時には、広報紙、報道機関等で住民へ周知する。

4 要望の処理

- (1) 被災した住民からの相談・要望・苦情等の積極的な聞き取りに努める。
- (2) 特別相談窓口で聴取した要望事項は、直ちに関係各部及び関係機関へ連絡し、必要なものについては速やかに対応できるよう努める。

第5節 応援の要請・受入れ及び支援体制の整備

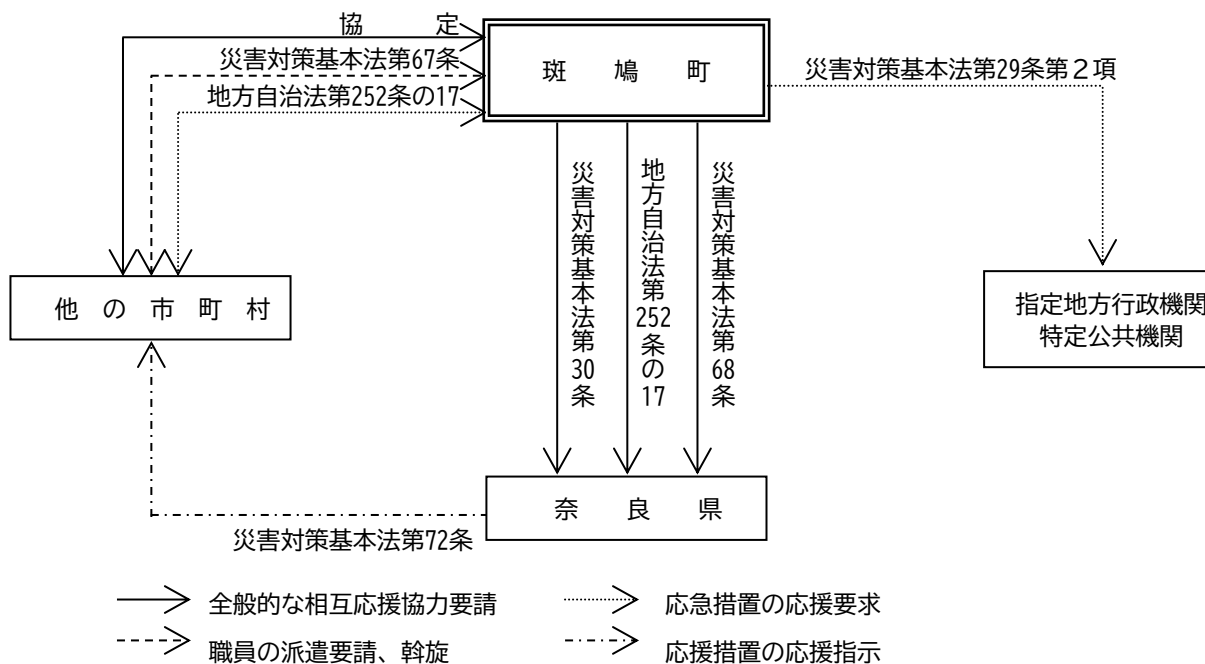
住民の生命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、速やかに関係法令や協定に基づき、県、他の市町村等に応援を要請するとともに、受入体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。また、県外で災害が発生した場合の支援体制も整備する。

《担当部・機関》

総務部総務班・各部・関係機関

各部は、あらかじめ定めた事務分掌にしたがって災害応急対策を実施するとともに、必要に応じて県、他の市町村及び指定地方行政機関等に応援等を要請する。なお、要請については、総務部総務班が窓口となり実施する。

【法律、協定に基づく応援協力の要請系統】



第1 行政機関への応援の要請・受入れ

町長は、町単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合、知事及び他の市町村の長に応援を要請する。

1 知事に対する応援要請

災害対策基本法第68条及び地方自治法第252条の17に基づき、知事に対して応援要請を行う。

2 他の市町村の長に対する応援要請

相互応援協定に基づき、協定締結市町村の長に応援を要請する。なお、当該市町村が被災している場合は、災害対策基本法第67条及び地方自治法第252条の17に基づき、その他の市町村の

長に応援を要請する。

3 要請の方法

応援を要請する場合は、被害状況等を連絡するとともに、以下の事項を記載した文書を提出する。

ただし、そのいとまがない場合には、電話又はファクシミリによって要請を行い、事後速やかに文書を提出する。

- (1) 災害の状況及び応援（又は応急措置の実施）を要請する理由
- (2) 応援を必要とする期間
- (3) 応援を希望する職種別人員並びに物資・資機材等の品目及び数量
- (4) 応援を必要とする場所
- (5) 応援を必要とする活動内容（応急措置内容）
- (6) その他必要事項

4 応援の範囲

次に掲げる応急措置を要請することができる。

- (1) 被災者の食料その他生活必需品の提供
- (2) 被災者の応急救助に係る職員の応援及び施設の利用
- (3) 診療、検病、感染症患者の受入れ、その他治療及び防疫作業のための職員の応援並びに医療品等の提供
- (4) 復旧のための土木及び建築技術職員の応援並びに資料の提供
- (5) 清掃・し尿処理作業のための職員の応援及び資機材の提供
- (6) 水道工事及び給水作業のための職員の応援並びに資機材の提供
- (7) 通信施設及び輸送機関の確保復旧のための職員の応援並びに資機材の提供
- (8) 消防、救急水防作業の応援及び所要の資機材の提供
- (9) その他応急対策活動に必要な措置

5 応援部隊の受入れ

応援部隊の派遣が決定した場合は、次の点に留意して応援部隊の活動が十分に行えるよう努める。

- (1) 応援部隊の宿泊施設を確保する。
- (2) 応援部隊との連絡調整のため連絡担当者を指名する。
- (3) 作業実施期間中は、現場に責任者を置き、応援部隊指揮者と協議し、作業の推進を図る。
- (4) 必要に応じて県警察（西和警察署）に対して、被災地域等への誘導を依頼する。
- (5) ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

第2 消防活動に係る応援の要請・受入れ

1 応援の要請

(1) 奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援要請

震災による災害の拡大が著しく、町単独では十分に消防活動が実施できない場合は、奈良県消防広域相互応援協定に基づき他市町村消防機関の応援を要請する。

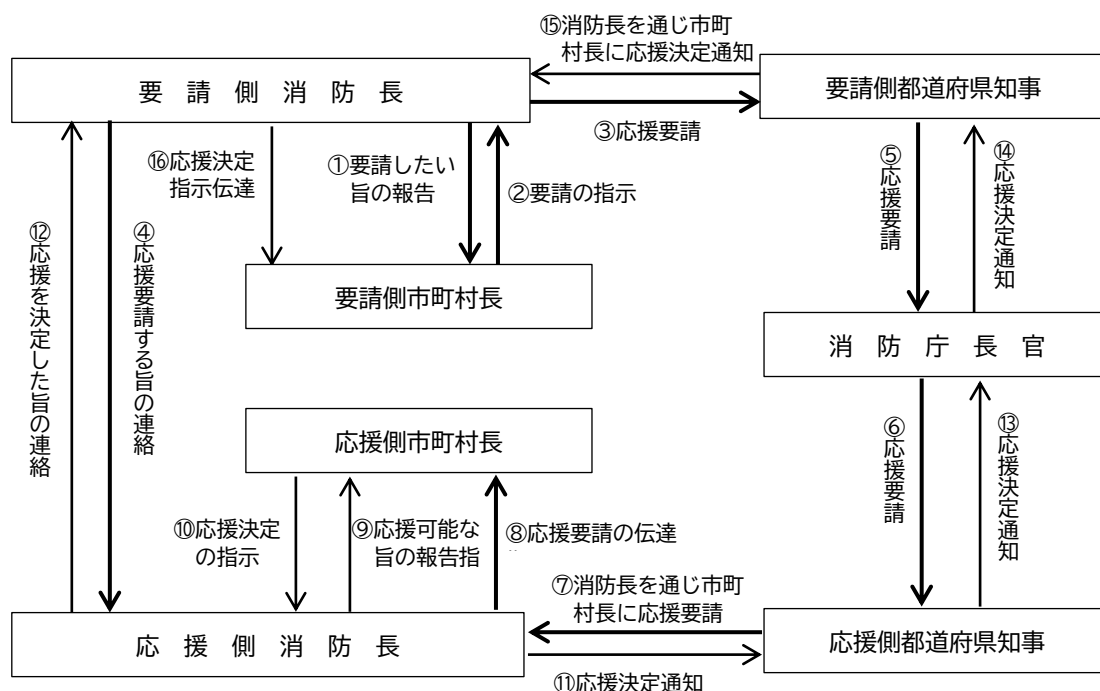
(2) 知事への応援要請

大規模災害発生時に、必要な場合は、奈良県消防広域相互応援協定のほか消防組織法第43条及び災害対策基本法第72条の規定による知事の指示権の発動を要請し、防災活動及び応急業務の人材確保に努める。

(3) 広域航空消防の応援要請

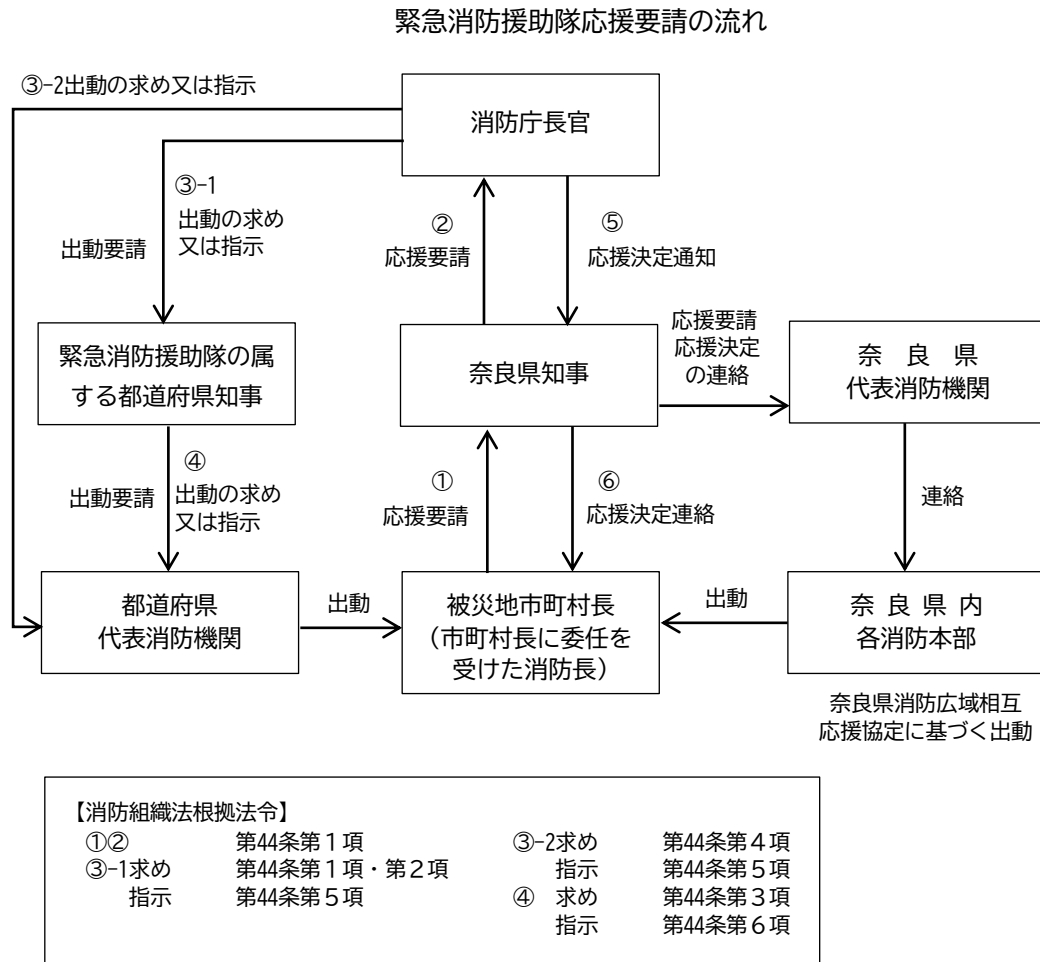
地震等の大規模災害発生時に、緊急消防援助隊に対する出動要請、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援要請等を、知事を通じて行う。

緊急消防援助隊応援要請の流れ



(4) 緊急消防援助隊の応援要請

町長は、被害の状況、町の消防力及び県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して緊急消防援助隊の出動要請を行う。この場合において、知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して要請を行う。



2 応援隊の受入れ

応援隊の派遣が決定した場合は、次の点に留意して応援隊の活動が十分に行えるよう努める。

- (1) 応援隊の宿泊施設及び資機材の保管場所を確保する。
- (2) 応援隊との連絡調整のため連絡担当者を指名する。
- (3) 消防作業実施期間中は、現場に責任者を置き、応援隊指揮者と協議し、作業の推進を図る。
- (4) 必要に応じて県警察（西和警察署）に対して、被災地域等への誘導を依頼する。
- (5) ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

3 経費負担

応援に直接要するヘリの燃料費、隊員の出動手当等は、原則として要請市町村が負担する。

第3 職員の派遣要請・受入れ

町長は、町の職員のみでは十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合、関係機関に必要な職員の派遣を要請する。

1 職員の派遣要請

災害対策基本法第29条第2項の規定に基づき、他の地方公共団体、指定地方行政機関、特定公共機関（指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して、市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとして、それぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定したもの）の長に対して職員の派遣を要請する。

要請にあたっては、以下の事項を記載した文書を提出する。

ただし、そのいとまがない場合には、電話又はファクシミリによって要請を行い、事後速やかに文書を提出する。

- （1）派遣を要請する理由
- （2）派遣を要請する職員の職種別人員数
- （3）派遣を必要とする期間
- （4）派遣される職員の給与その他の勤務条件
- （5）その他必要な事項

2 職員の派遣斡旋要請

災害対策基本法第30条第2項に基づき、知事に対して指定地方行政機関、特定公共機関、他の地方公共団体、特定地方公共機関（指定地方公共機関である地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人）の職員の派遣斡旋を要請する。

要請にあたっては、以下の事項を記載した文書を提出する。

ただし、そのいとまがない場合には、電話又はファクシミリによって要請を行い、事後速やかに文書を提出する。

- （1）派遣斡旋を要請する理由
- （2）派遣斡旋を要請する職員の職種別人員数
- （3）派遣を必要とする期間
- （4）派遣される職員の給与その他の勤務条件
- （5）その他必要な事項

3 経費の負担

派遣職員の待遇及び経費の負担については、災害対策基本法第32条、第92条、同施行令17、18、19条に定めるところによる。

4 従事内容

派遣要請を受けた職種に応じ指示された業務に従事する。

5 派遣職員の受入れ

派遣職員の派遣が決定した場合は、次の点に留意して派遣職員の活動が十分に行えるよう努める。

- (1) 派遣職員の宿泊施設を確保する。
- (2) 作業の実施に必要な資機材は可能な限り準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

第4 民間との協力

応援の要請、職員の派遣要請等で十分な要員を確保できない場合は、公共職業安定所に供給斡旋を依頼するほか、従事命令又は協力命令を執行し、要員の確保に努める。

1 公共職業安定所の労働者供給

災害時における応急対策等に要員が不足する場合は、第一段階として県に対し必要とする理由、作業の種別、必要人員、必要期間及び賃金等を記載した文書をもって斡旋の要請をする。ただし、緊急時においては電話によって要請し、後日文書を提出する。

緊急の場合であって、前述による方法では迅速なる労働者の確保が困難であると予想されるときは、所轄の公共職業安定所に対して必要な労働者の供給斡旋を依頼する。

(1) 依頼する場合の連絡事項

- ア 求人事業所名
- イ 就労の場所
- ウ 従事する作業内容
- エ 賃金の額
- オ 就労時間
- カ 所要人数
- キ その他必要な事項

(2) 従事内容

- ア り災者の安全な場所への避難
- イ 医療及び助産における各種移送業務
- ウ り災者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 救済用物資の輸送
- カ その他災害応急対策実施上の補助業務

(3) 要員の輸送

災害応急対策実施機関は、要員の毎月の作業就労に際し、要員の住所と作業現場との距離、作業能率その他を考え、できるだけ車両等による要員の輸送等について考慮する。

(4) 供給の不足

要員の供給に不足を生じる場合は、所轄の公共職業安定所を通じ、隣接市の公共職業安定所からの供給を依頼し、その確保に努める。

2 要員等の強制従事

災害応急対策を実施するための人員が労働者の雇用等によってもなお不足し、特に必要があると認められる場合は、従事命令又は協力命令を執行し、要員の確保に努める。なお、その種類、執行者及び対象者は、次のとおりである。

(1) 強制命令の種類と執行者

対 策 作 業	種 類	根 拠 法 令	執 行 者
災害応急対策事業 (災害救助法に基づく 救助を除く応急措置)	従事命令 協力命令	災害対策基本法71条	知事、知事より委任を 受けた町長
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令 協力命令	災害救助法24条 " 25条	知事
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法65条1項 " " 2項	町長 警察官
災害応急対策作業 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官職務執行法4条第1項	警察官
消 防 作 業	従事命令	消防法29条5項	消防職員 消防団員
救 急 業 務	協力命令	消防法35条の7	救急隊員
水 防 作 業	従事命令	水防法24条	水防管理者 水防団長 消防長

(2) 命令対象者

命令区分 (作業対象)	対 象 者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令 (災害応急対策並びに救助作業)	1 医師、歯科医師、薬剤師 2 保健師、助産師、看護師 3 土木技術者、建築技術者 4 大工、左官、とび職 5 土木、建築等の業者及びこれらの従事者 6 地方鉄道業者及びその従事者 7 自動車運送業者及びその従事者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令 (災害応急対策並びに救助作業)	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による町長、警察官の従事命令 (災害応急対策全般)	当該区域内の住民又は応急措置を実施すべき 現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令 (災害応急対策全般)	その場に居合わせた者、その物件の管理者
消防法による消防職員、消防団員の従事命令 (消防作業)	火災及び火災を除く災害の現場付近にある者
消防法による救急隊員の協力命令	救急事故の現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、消防長の従事命令 (水防作業)	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

(3) 従事内容

従事命令又は協力命令を受けたその公用令書に記載された業務に従事する。

(4) 公用令書の公布

従事命令又は協力命令を発するとき、あるいは発した命令を変更し、又は取り消すときは
公用令書を公布する。

(5) 実費弁償

町長が災害対策基本法第82条の規定に基づいて発した従事命令により災害応急対策に従事
した者に対しては実費を弁償する。

(6) 損害補償

従事命令又は協力命令により災害応急対策に従事した者で、そのことによって負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者に対しては、法令又は町条例に基づきその損害を補償する。

資料3-1-10 公用令書

3 賃金の額

災害応急対策に従事した者に対し支払う必要のある賃金の額は、原則として同地域における同職種に支払われる額とし、その額は、関係機関と協議して定める。

4 民間団体等の活用

災害応急対策を実施するにあたり民間団体等の協力によって、万全の体制を期する。

(1) 協力要請

総務部総務班は、被災者の応急救助業務を円滑に行うため必要な場合、自治会、自主防災組織、日赤奉仕団、婦人会、防犯協会、民生児童委員協議会などの団体等に対し、救助活動の協力要請を行う。

(2) 協力内容

- ア 地域内の被害状況等の通報
- イ 本部と地域との連絡
- ウ 避難誘導及び避難所業務の補助
- エ 救助物資等の配給の補助
- オ 炊き出し
- カ 医療救護の協力
- キ その他応急救助実施の協力

第5 ヘリコプターの派遣要請及び受入計画

1 県消防防災ヘリコプターの災害時等の出動要請

(1) 出動要請

町は、緊急運航が必要な場合「奈良県消防防災ヘリコプター支援協定」に基づき、県に消防防災ヘリコプターの派遣要請を行う。

(2) 受入体制の整備

緊急運航を要請した場合は、県防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受入体制を整える。

- ア 離着陸場所の確保及び安全対策
- イ 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- ウ 空中消火用資機材、空中消火基地の確保
- エ その他必要な事項

2 ヘリコプター等の受入計画

町はヘリコプター等の派遣等の事実を知り、又はその旨の連絡を受けたときは、緊急に次の措置を講ずる。

- (1) ヘリポートに紅白の吹流し又は国旗等を掲揚して、地上の風向を知らせる。
- (2) 離着陸地点には㊤記号を石灰、墨汁、絵具等を用いて表示する。
- (3) ヘリポート周辺への一般人の立入りを禁止し、事故防止に努める。
- (4) ヘリポートの発着に障害となる物体については、除去又は物件所在地の表示をする。表示方法は、上空から良く判断できるよう白布又は赤布等を縛り付ける。
- (5) 離着陸周辺の木片、小石等は吹き飛ばされるので、できるだけ取り除く。
- (6) 離着陸の際には砂塵が発生するので、その防止対策として消防車等による散水を行う。

また、町及び災害活動用緊急ヘリポートの施設管理者はヘリポートの被災状況を調査し、県災害対策本部に報告する。

3 輸送ルートの確保

道路通行規制時における、ヘリコプターによる救援物資の迅速な搬送を確保するため、町は県と連携し、臨時ヘリポートの再確認を行う。

第6 支援体制の整備

東日本大震災における対応の経験を踏まえて、県外被災地への人的支援、県外からの避難者の受入を実施する場合に、町としての対応、県や関係団体との連携した支援体制の整備について必要な項目を定める。

1 被災地への人的支援

町は、災害時における応援協定、全国知事会、全国市長会及び町村会からの要請等に基づいて、被災地に迅速に職員を派遣する。

2 県内への避難者への受入対応

町は、奈良県への避難者に対して県が行う訪問調査や相談総合窓口(ワンストップサービス)の設置など、被災者のニーズにきめ細かく把握し、住居の確保や学校の手続など生活全般についての「とことん親切に対応」に協力する。

3 応援職員の派遣及び受入対策

町は、応援職員を他団体へ派遣する場合又は他団体から受け入れる場合には、応援職員に対し、派遣期間中の感染症対策及び派遣期間前後における体調確認の実施を徹底させるとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。また、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や宿泊に供する車両を設置できる空き地などの確保に配慮する。

第6節 自衛隊に対する災害派遣の要請依頼・受入れ

住民の人命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、受入体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。

《担当部・機関》

総務部総務班・関係機関

第1 自衛隊に対する災害派遣要請

町長は、自衛隊に対し災害派遣を要請する場合は、知事に派遣要請を要求する。

1 災害派遣要請要求基準

- (1) 人命救助のため応援を必要とするとき
- (2) 地震災害や地震火災が発生し、又は発生が予想され、緊急に応援を必要とするとき
- (3) 町内で大規模な災害が発生し、応急措置のための応援を必要とするとき
- (4) 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき
- (5) 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき
- (6) 応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援等の応援を必要とするとき
- (7) その他、災害に際して住民の生命及び財産を保護するための応急対策活動の実施が、通常の方法では不可能又は困難であると判断するとき

2 派遣要請要求手続

- (1) 自衛隊派遣要請要求手続きは、総務部総務班が行う。
- (2) 知事への要請要求ができない場合は、町長は、自衛隊に対して災害の状況を通知することができる。自衛隊は、災害状況の通知を受け、その事態に照らし、特に緊急を要する場合は自主的判断に基づき部隊を派遣することができる。町長は、通知した旨を速やかに知事に通知しなければならない。
- (3) 災害対策にあたる各部は、災害時の状況や被害状況等を勘案し、自衛隊派遣に関して町長へ上申する。
- (4) 派遣要請依頼は、原則として文書によるものとし、次の事項を記載する。
 - ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
 - イ 派遣を希望する期間
 - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - エ その他参考となるべき事項

ただし、文書をもってしては時期を失するおそれがある場合は、前記各記載事項を口頭又は電話等により申し入れ、事後速やかに文書を提出する。

3 自衛隊の自主派遣基準

自衛隊の災害派遣は、知事からの要請に基づくことが原則であるが、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自らの判断で自衛隊が派遣される場合がある。

この場合、自衛隊の連絡員等により、県経由又は直接町本部へ派遣部隊に関する情報が伝達される。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市町村長、警察署長等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (3) 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合
- (4) その他災害に際し、上記(1)から(3)に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

4 県の災害派遣要請手続

(1) 派遣要請先

県は次の手順により災害派遣要請手続きを行う。

ア. 陸上自衛隊 第4施設団長（主として陸上自衛隊等に関する場合）	
京都府宇治市広野町風呂垣外1-1	
通 信 先	第4施設団本部 第3科 総括班 (N T T 電話 内線235、236、239)
夜 間 連 絡 先	第4施設団本部付隊当直（当直室）(N T T 電話 内線223)
N T T 電 話	(0774) 44-0001
N T T F A X	(0774) 44-0001（交換切替、内線233） （第4施設団の交換台を呼び出し、内線233に切替えを依頼した後、F A X ボタンを押す）
県防災行政無線	3423（昼間は第3科総括班に通話、夜間は当直室に切替え）
県防災行政無線 F A X	3473
イ. 航空自衛隊 奈良基地司令（主として航空自衛隊に関する場合）	
奈良市法華寺町1578 幹部候補生学校	
N T T 電 話	(0742) 33-3951（内線211）
N T T F A X	(0742) 33-3951（交換切替、内線403）

(2) 報告

県は災害派遣要請を行ったときは、次の機関に報告する。

自衛隊奈良地方協力本部

奈良市高畑町552

N T T 電話 (0742) 23-7001

(3) 陸上自衛隊第4施設団に連絡がとれない場合

陸上自衛隊第4施設団に連絡がとれず、派遣要請ができない場合は、次の機関に派遣要請

を行う。

陸上自衛隊 第3師団長（主として陸上自衛隊等に関する場合）

兵庫県伊丹市広畑1-1

通 信 先 第3師団 第3部 防衛班

N T T 電 話 (0727)81-0021（内線333）

N T T F A X (0727)81-0021（交換切替、内線234）

第2 災害派遣部隊の受入れ

自衛隊の派遣が決定した場合、派遣部隊の活動が十分に行えるよう努める。

1 派遣部隊の誘導

必要に応じて県警察（西和警察署）に対して、被災地域等への誘導を依頼する。

2 受入体制

受入れにあたっては、次の点に留意する。

- （1）自衛隊の宿泊施設又は野営場所及び資機材の保管場所を準備する。
- （2）派遣部隊が実施する活動に必要な資機材は、できる限り町で準備し、速やかに活動できるよう努める。
- （3）派遣部隊及び関係機関との連絡調整のため連絡担当者を指名する。
- （4）作業実施期間中は、現場に責任者を置き、自衛隊現地指揮官と協議し、作業の推進を図る。
- （5）ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。
- （6）作業計画の連絡調整
自衛隊に対する作業要請に際しては、次の事項に留意して応急対策活動の重複を避け、資機材の効率的運用が図れるよう調整する。

ア 作業箇所及び作業内容

イ 作業箇所別必要人員及び資機材

ウ 作業箇所別優先順位

エ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

オ 部隊との現場連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

（7）派遣部隊到着時の措置

ア 派遣部隊と作業計画等の協議

イ 知事への報告

3 経費負担

災害派遣部隊の活動に要する次の経費については、原則として町が負担するものとし、町において負担するのが適当でないものについては県が負担する。

- （1）災害派遣部隊の宿泊施設等の借上料、損料、光熱水費、電話料及び付帯設備料
- （2）（1）に規定するもののほか必要経費で協議の整ったもの

第3 派遣部隊の撤収要請

町長は、作業の進捗状況を把握し、派遣要請の目的を達成した時、又は必要がなくなつたと判断した時は、派遣部隊その他の関係機関と協議のうえ、速やかに口頭又は電話により知事に対して撤収要請要求する。なお、事後速やかに依頼文書を提出する。

資料3-1-11 自衛隊災害派遣等様式

第7節 消火・救助・救急活動

被災状況の早期把握に努め、部隊配備を確立するとともに、関係機関と相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確な消火活動、救助・救急活動及び行方不明者の搜索等を実施する。

《担当部・機関》

消防部災害活動班・奈良県広域消防組合・関係機関

第1 奈良県広域消防組合

1 警備内容

消防警備は通常警備と非常警備に区分する。通常警備とは、平時における通常火災警備をいう。また、非常警備とは、大火災及び非常災害時等、通常警備で対処できない場合の警備をいう。

2 通常警備

(1) 火災を認知した時は、火災の種別に応じて、出動計画に基づき出動する。

(2) 出動区分

ア 第1出動

火災の認知と同時にを行う出動

イ 第2出動

火勢拡大を認知し、消防隊等の増強を必要とする場合に行う出動

ウ 第3出動

第2出動以降において、さらに消防隊等の増強を必要とする場合に行う出動

エ 特命出動

火災等の災害において特異な状況により、現場最高指揮者の命によって行う出動

3 非常警備

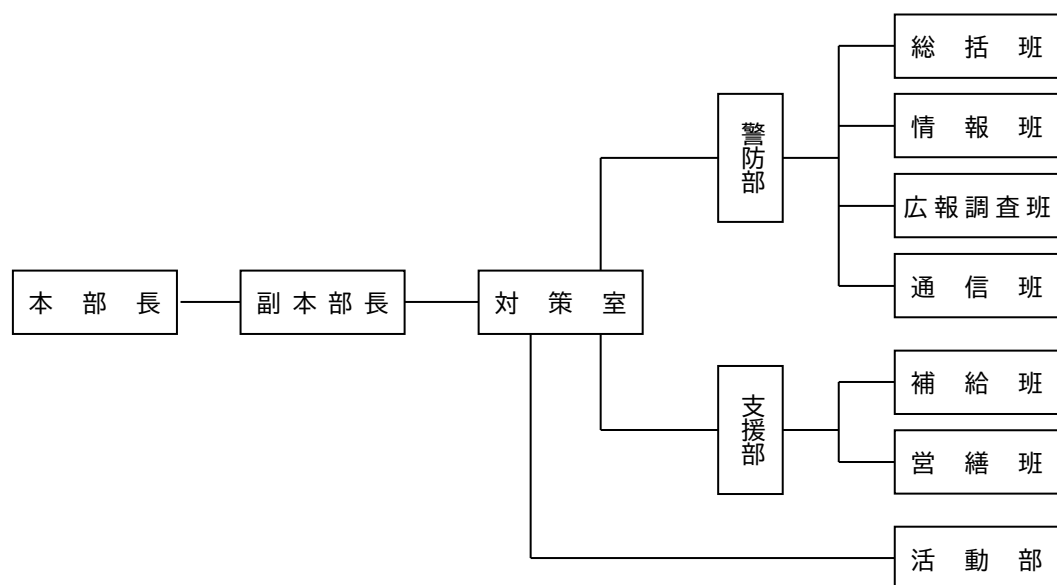
(1) 非常警備体制

消防長は、通常の警備体制では、対処できないと認める大火災、震災及び特殊災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合は、非常配備を発令し、所要の体制をとる。

ア 非常警備対策本部の設置

消防本部内、又は消防長が指定する場所に非常警備対策本部を設置し、消防長が非常警備対策本部長として、総括的指揮にあたり、各関係機関との連絡調整を密にする。

イ 非常警備対策本部



ウ 非常招集

消防長は現に勤務している職員以外を対象として非常招集を発令し、非常警備体制に必要な職員を緊急に参集させ、災害に対処するに必要な体制を確保する。

エ 参集場所

非常招集を受けた職員は、指定場所を除き各所属場所に参加する。ただし、交通機関の途絶及びその他の障害等により所属場所に参加することが困難な場合は、最寄りの参加可能な場所に参加する。

オ 活動組織の編成

消防本部長が部隊長として命じる指揮に従って、活動部を編成する。

- 1号指令 大火災時における編成
- 2号指令 風水害時における編成
- 3号指令 震災時における編成
- 4号指令 特殊災害における編成

カ 非常招集

- 甲号非常招集 毎日勤務者及び非番職員全員
- 乙号非常招集 毎日勤務者及び非番職員の3分の2
- 丙号非常招集 毎日勤務者及び非番職員の3分の1

キ 招集の方法

有線等で招集を行う。

4 活動体制

(1) 大規模火災

木造建築物の面積及び建ぺい率、消防車両の走行状況、あるいは水利状況等が悪い地区においては、延焼の防止を主に防ぎょ体制をとる。また、隊の編成及び水利選定等効率的な運用を図るため警備計画等を樹立する。

(2) 危険物火災等

消防法で定める危険物、火薬類、ガス類及び毒劇物等の防ぎよにあたっては、その特性及び量等から冷却消火、化学消火、窒塞消火及び除去消火等を講じ、周辺への延焼防止等にあたるとともに、消防警戒区域等を設定し、関係者以外の立入禁止及び周辺住民を避難させるなどの処置をとるほか、警備計画等の樹立を図り不測の事態に備える。

(3) 断・減水時の消防計画

消防水利のうち水道消火栓が断・減水した場合は、周辺部の消火栓及び自然水利等を併用して防ぎよにあたるが、地震等により広範囲にわたって断・減水した場合は、防火水槽・プール・河川・ため池等を活用する。

(4) 段階的防ぎよ方針

- ア 火災が比較的少ない場合は、すべての火災に出動し、全火災を鎮圧する。
- イ 火災が多い場合は、重要地域及び重要対象物を優先的に防ぎよする。
- ウ 火災が著しく多発し、最悪の条件下においても避難路等の確保により、人命の安全を最優先とする。

5 情報の収集、伝達及び広報

町及び消防機関は、災害の状況等について情報を収集するとともに、次の事項について住民等に広報活動を行う。

- (1) 被害状況
- (2) 災害状況
- (3) 災害対策本部からの伝達事項
- (4) その他必要と認める事項

6 応援の要請

- (1) 消防組合は、大規模な火災等の自然災害及び高層建築物火災等に対処するため県下各市町村と広域消防相互応援協定を締結しているほか、隣接各市町村と消防に関する相互応援協定を締結し、活動体制の万全を図っている。
- (2) 町は、単独では十分に消火・救助・救急活動が実施できない場合、負傷者搬送用ヘリコプター等が必要な場合、又は資機材が必要な場合は、県、他の市町村等に応援要請する。その際、火災の状況、地理、水利の情報を応援市町村に対して提供する。
- (3) 要請する場合は、応援部隊の集結場所、所要の台数及び人員、誘導員等の派遣等の点について明示するとともに、次の受入体制を整備する。

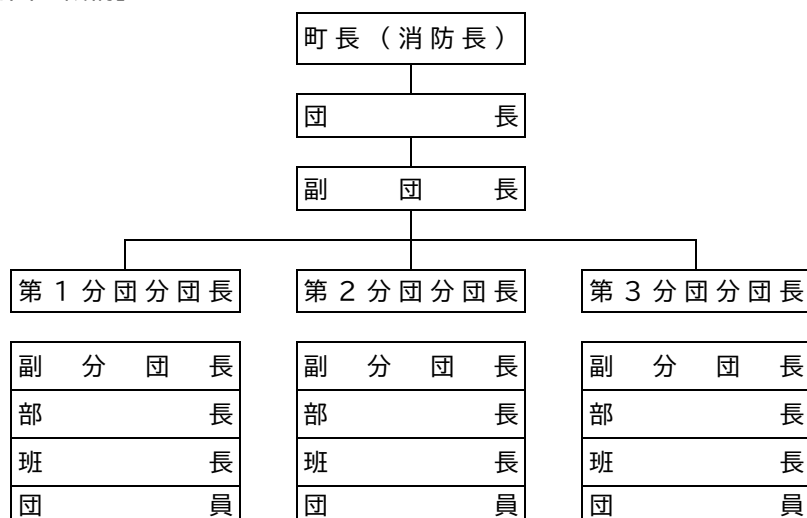
- ア 応援消防隊の結集場所、誘導方法の明確化
- イ 応援消防隊との指揮命令・連絡体制の明確化
- ウ 応援消防隊の種別、隊数、資機材の把握
- エ 資機材の手配
- オ 応援消防隊の野営場所、ヘリポートの確保

7 人命救助活動

災害発生時の人命の救助は、他の諸活動に優先して実施する必要があるため、災害事象及び対象物の特殊性を考慮し、各隊の連携及び資機材等の活用を事前に計画し適正な運用を図る。

第2 斑鳩町消防団

【消防団の機構】



第3 救助・救急活動

奈良県広域消防組合及び消防部災害活動班は、県警察（西和警察署）等との密接な連携のもと、迅速かつ的確に救助・救急活動を実施する。

また、町や自主防災組織、住民も救助・救急活動の実施に努める。

1 奈良県広域消防組合及び消防部災害活動班

（1）活動の方針

ア 奈良県広域消防組合及び消防部災害活動班は、県警察（西和警察署）と相互に緊密な連絡をとり、協力して救出にあたる。

また、必要に応じて奈良県消防広域相互応援協定締結市町村、広域航空消防、緊急消防援助隊及び自衛隊等に総務部総務班を通じ協力を要請する。

イ 特殊機器を必要とする作業は、関係機関と密接な連携のもとに行う。

また、作業用重機は、協定業者等の協力を得て、必要とする現場に配置する。

ウ 県警察（西和警察署）、消防応援隊、自衛隊等と協力して、必要に応じ地区割等を調整し効率的な救助活動を行う。

エ 応急救護所を開設し、救急隊員等によるトリアージ（治療の優先順位の決定）を実施し、効果的な救急活動を実施する。

オ トリアージ（治療の優先順位の決定）の結果、救命処置を必要とする重症患者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。

カ 延焼火災及び救助・救急事案が同時に多発している場合は、人命救護活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

(2) 活動の要領

- ア 重傷・重体者の救出を優先する。
- イ 被害拡大の防止を実施する。
- ウ 傷病者の救出を実施する。
- エ 医療救護所への傷病者の搬送を実施する。
- オ 二次災害の予防措置に徹底を図り実施する。
- カ 遺体を発見した場合は速やかに所定の手続をとる。

(3) 各関係機関の相互協力

奈良県広域消防組合及び消防部災害活動班は、救助活動等を行うにあたって、相互に情報を提供し、効率的に作業を分担するための連絡調整窓口を設け、救急救助活動を相互協力して実施する。

(注) 消防機関及び県警察は消防組織法第42条で相互協力することとなっている。また、消防機関及び自衛隊は「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」で相互協力することとなっている。

2 町及び住民

(1) 救急活動

- ア 住民は、救急関係機関が到着するまでの間、心肺蘇生等の応急手当を行い被害の軽減に努める。
- イ 町は、迅速な医療救護活動を行うため、医療関係機関と連携のうえ、災害現場に医療救護所を設置し、トリアージ、応急手当を実施する。
- ウ 町は、医療機関の受入状況を確認のうえ、トリアージの結果、救命処置を必要とする重傷患者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。
- エ 町は、道路の損壊等による交通の途絶により車両を使用できない場合や遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合などにはヘリコプターによる救急搬送を実施する。

(2) 救助活動

- ア 自主防災組織等は、独力で救助可能な場合には自主的に被災者の救助を行う。
- イ 町は、救助が必要な生存者の情報の収集に努めるとともに、資機材等を使用して迅速、的確かつ計画的に救助活動を行う。
- ウ 町は、自らが保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、民間の業者の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。

第4 県警察

- (1) 町、消防組合等と密接な連携のもと、被災者の救出救助活動や行方不明者の搜索を実施するとともに、救助・救急活動を支援する。
- (2) 被害の早期把握に努め、被災者の救出救助活動に必要な車両や資機材を調達するなど、自署員等による救助部隊を編成し、災害現場へ迅速に派遣する。
- (3) 警察本部は、被害発生状況等に基づき、災害現場を管轄する警察署へ機動隊等を迅速に

派遣する。

- (4) 迅速かつ的確な救助・救急活動が行われるよう、必要な交通規制を実施するとともに、道路管理者に協力して障害物の除去等にあたる。
- (5) 負傷者等を搬送する場合は、災害時用臨時ヘリポートの使用等について、関係機関と緊密な連携を図る。

第5 行方不明者の搜索

奈良県広域消防組合及び消防部災害活動班（消防部を主体とした救出班を編成する）は、関係機関との密接な連携のもと、迅速かつ的確に行方不明者の搜索を実施する。

- (1) 災害の規模等の状況を勘案して、県警察（西和警察署）との密接な連携のもと、地域住民の協力を得て行方不明者の搜索を実施する。

また、関係機関と密接に連絡をとり、行方不明者名簿を作成する。

- (2) 行方不明者搜索中に遺体を発見した場合は、速やかに所定の手続をとる。

第6 自主防災組織

地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、消防団や警察など関係機関との連携しつつ、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に初期消火、救助・救急活動を実施する。

町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携を行い、地域コミュニティにおいて初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努める。

第8節 医療救護活動

医療機関と連携のもと、災害の状況に応じた迅速かつ的確な医療（助産を含む。）活動を実施する。

《担当部・機関》

総務部総務班・民生部医療衛生清掃班・奈良県広域消防組合・関係機関

第1 医療情報の収集・提供活動

民生部医療衛生清掃班は、奈良県広域消防組合と協力して、医療機関と密接な連携のうえ、人的被害・医療機関被害状況、活動状況及び被災地域医療ニーズについて把握し、速やかに県へ報告する。

また、住民にも可能な限り医療機関の情報を提供する。

第2 医療対策

被災住民に対し現地医療活動を実施するため、必要に応じて医療救護所を設置するとともに、医療救護班を組織・派遣するなど医療を確保する。

1 医療の確保

（1）医療救護所の設置・運営

民生部医療衛生清掃班は、必要に応じて医療救護所を設置し、運営する。なお、医療救護所を設置した場合は、その旨の標識を掲示する。

ア 医療救護所の設置

（ア）設置基準

- a 町内医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したために、町内医療機関だけでは対応しきれない場合
- b 傷病者が多数で、町内医療機関だけでは対応できない場合
- c 被災地域と医療機関との位置関係、又は傷病者数と搬送能力との関係から被災地域から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地域での対応が必要な場合

（イ）設置場所

医療救護所の設置場所は、あらかじめ選定した予定場所の中から、衛生状態、安全性を確認のうえ、被害状況に応じて決定する。

イ 医療救護所の運営

次の事項に留意のうえ、医療救護所を運営する。

- （ア）交代要員の確保
- （イ）携帯電話等通信手段の確保
- （ウ）医薬品、医療用資器材の補給
- （エ）医療用水の確保

- (オ) 食料、飲料水の確保
- (カ) その他医療救護活動に必要な事項

(2) 医療救護班の編成・派遣

民生部医療衛生清掃班は、医療救護所が設置された場合、医療救護班を編成し、派遣する。

ア 医療救護班の編成及び構成

医療救護班の編成及び構成は医師1名、看護師2名、事務職員1名の計4名で1班を構成し、適宜薬剤師を加える。また、歯科医療救護班(JDAT)は、歯科医師1名、歯科衛生士2名、事務職員1名の計4名で構成し、災害の規模等の状況に応じて班数を設定する。

イ 派遣要請

医療救護班が不足する場合は、県及び日本赤十字社奈良県支部に保健医療福祉活動チームの派遣を要請する。

保健医療福祉活動チームの中には、災害の急性期に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム(DMAT)を含む。

(3) 医療救護班の受入れ、調整

民生部医療衛生清掃班は、医療救護班の受入れ窓口を設置するとともに、医療救護所への配置調整を行う。

2 現地医療活動

(1) 医療救護班の業務

派遣された医療救護班は、医療救護所において現地医療活動を実施する。なお、医療救護班が実施する業務は、次のとおりである。

- ア トリアージ（治療の優先順位の決定）の実施
- イ 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- ウ 傷病者に対する応急処置
- エ 搬送困難な傷病者及び軽症患者に対する医療
- オ 助産救護
- カ 被災者等の健康管理
- キ 死亡の確認及び遺体の検案（死因その他医学的検査）
- ク その他状況に応じた処置

第3 後方医療対策

医療救護所では対応できない傷病者（医療機関等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者を含む。）は、被災を免れた医療機関に搬送し、治療を行う。

1 傷病者の搬送

町は、医療救護所及び医療機関からの疾病者の救急搬送を奈良県広域消防組合に要請する。

(1) 受入れ病院の選定

民生部医療衛生清掃班との連携のもと、救急医療情報システム等で提供される患者受入れ

情報に基づき、特定の医療機関に患者が集中しないよう振り分け調整する。

(2) 搬送手段の確保

ア 陸上搬送

傷病者を陸上搬送する場合は、奈良県広域消防組合が所有する車両で実施する。なお、救急車が確保できない場合は、総務部総務班が搬送車両を確保する。

イ ヘリコプター搬送

遠距離の医療機関への搬送が必要な場合、又は緊急に特別な治療を要する場合は、ヘリコプターを活用して搬送する。この場合、総務部長は、県に対しヘリコプターの出動を要請する。

2 広域の後方医療活動

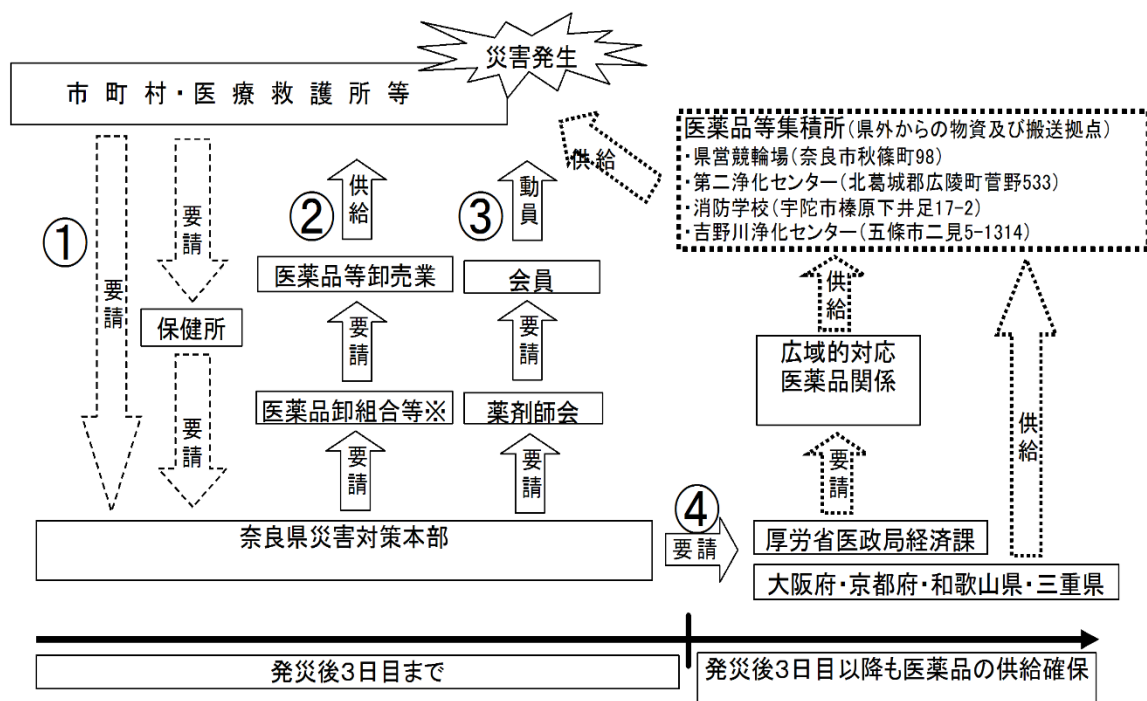
町内医療機関での救急医療活動のほか、医療救護所等での傷病者の受入れと処置対応が困難な場合は、県と調整して被災地域外の医療施設に広域の後方医療活動を要請する。

第4 医薬品等の調達・確保

民生部医療衛生清掃班は、日本赤十字社奈良県支部、斑鳩町安堵町医師会、斑鳩町歯科医師会、奈良県薬剤師会の西和支部及び関連業者の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資機材、輸血用血液等の調達・確保を行う。

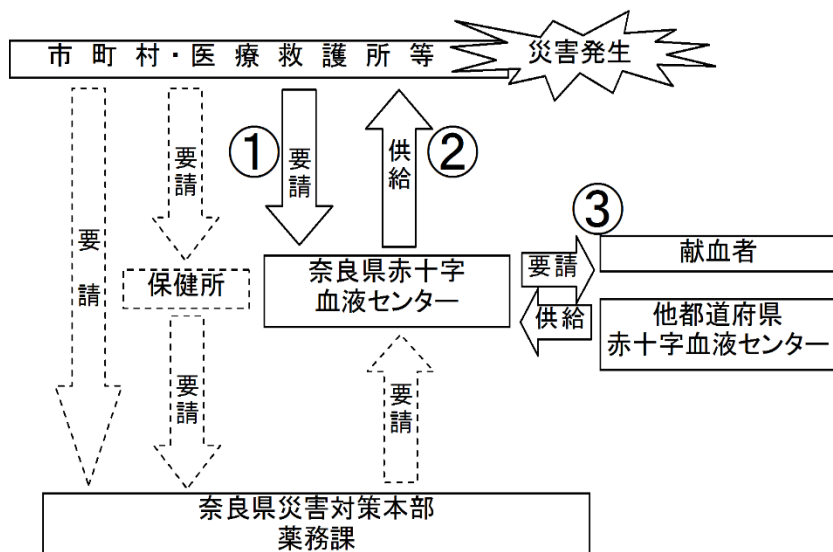
また、不足が生じる場合は、県に対して供給の要請を行う。

1 医薬品等の要請・供給フロー



※医薬品卸組合等：奈良県製薬協同組合、奈良県医薬品卸協同組合、大阪医療機器協会奈良県支部
日本産業・医療ガス協会近畿地域本部奈良県支部

2 血液製剤



第5 精神障害者対策及びメンタルヘルス対策

町及び保健所は、安否及び健康状態が確認された精神障害者について、必要な生活援助の検討、提供を行う。

また、町及び保健所は、サービス事務所等の被害状況を把握し、町は利用可能な施設の活用について検討する。

第6 保健師等による健康管理

町及び保健所は、保健師等により避難所等における健康相談、地域における巡回相談、その他必要な保健活動を行う。

第7 在宅難病患者に関する活動

町は、災害時の在宅難病患者支援対策として、次の活動を行う。

1 避難誘導と安否確認

- (1) 地域住民の協力による難病患者の避難誘導と孤立患者の把握
- (2) 保健所、町、訪問看護ステーション等による安否確認

2 医療に関する情報発信と手段の確保

- (1) 入院や診療可能な医療機関の把握と情報の発信（奈良県広域災害・救急医療情報システム等の活用）
- (2) 医療機関受診にかかる交通手段の把握と情報の発信
- (3) 医薬品、医療用具、経管栄養剤等の不足状況の把握とその確保

3 個別又はチームによる相談支援

- (1) 保健所や医療機器取扱業者等による医療機器使用患者の被災状況の把握と相談
- (2) 保健所による難病患者巡回支援チームや訪問による個別ケア

第9節 応急避難

災害から住民の安全を確保するため、関係機関は相互に連携し、避難指示等必要な措置を講じる。また、避難にあたっては、要配慮者に配慮する。

《担当部・機関》

総務部総務班・事業部土木班・消防部災害活動班・関係機関

第1 避難指示等の実施

町長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難指示等を行う。

その際、避難時間等を考慮した早めの発令を心がけ、躊躇なく発令し、速やかに住民に伝えなければならない。また、台風による大雨発生など事前に予測可能な場合は、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対してわかりやすく適切に状況を伝達するよう努める。さらに、避難指示等の発令にあたり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

なお、知事は、町が災害により全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長が実施すべき事務の全部又は一部を代わりに実施することができる。

1 実施機関

避難指示等を行う者は、次のとおりとする。

(1) 災害対策基本法による場合

実施責任者	要 件	措 置	根拠規定	災害種類
町 長	災害が発生するおそれがあるときや、災害リスクのある区域の高齢者等が危険な場所から避難すべきとき	【警戒レベル3】 高齢者等避難の発令 ・要配慮者に対する、円滑かつ迅速な避難の確保が図られるための必要な情報の提供その他の必要な配慮	災害対策基本法第56条第2項	災害全般
町 長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認められるとき	【警戒レベル4】 避難指示の発令 ・立退きの指示(必要があると認めるときは立退き先の指示)	災害対策基本法第60条第1項、第2項	災害全般
町 長	避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき	【警戒レベル5】 緊急安全確保の発令 ・高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置(緊急安全確保措置)の指示	災害対策基本法第60条第3項	災害全般

実施責任者	要 件	措 置	根拠規定	災害種類
知 事	災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	・上記、災害対策基本法第60条第1項から第3項の規定により実施すべき措置の全部又は一部	災害対策基本法第60条第6項	災害全般
警察官	町長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき	・立退きの指示(必要があると認めるときは立退き先の指示) ・緊急安全確保措置の指示	災害対策基本法第61条第1項	災害全般

(2) その他の法令による場合

実施責任者	要 件	措 置	根拠規定	災害種類
警察官	人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等を危険がある場合で特に急を要するとき	・避難等の措置	警察官職務執行法第4条	災害全般
自衛隊	災害により、特に急を要する場合において、警察官がその場にいないとき	・避難等の措置	自衛隊法第94条	災害全般
知事又はその命を受けた職員	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき	・立退きの指示	地すべり防止法第25条	地すべり
知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水により、著しい危険が切迫していると認められるとき	・立退きの指示	水防法第29条	洪水

2 避難指示、緊急安全確保の実施要領

災害が発生し、又は発生のおそれがある状況に応じて、避難指示、緊急安全確保を発令し、住民への周知を徹底する。

(1) 避難指示

区 分	基 準 及 び 方 法
条 件	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況
伝達内容	避難対象地域、発令者、避難すべき理由、避難先、避難経路、避難時の注意事項、その他必要事項
伝達方法	広報車による伝達、県防災情報システム、防災行政無線、防災情報メール、エリアメール、SNS、災害情報共有システム（L-A-L-E-R-T）、その他必要に応じてテレビ放送、ラジオ放送、口頭等による伝達を併用する。
留意事項	・避難指示実施者は、その内容を住民に対して、直ちに伝達する。 ・要配慮者を考慮して、迅速かつ確実に伝達できるようにする。 ・事前に例文を作成し、迅速かつわかりやすくその意味を伝えるなど、住民等の立場に立った情報提供に努める。

(2) 緊急安全確保

区 分	基 準 及 び 方 法
条 件	・前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ・斜面の直下など地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ・人的被害が発生した状況
伝達内容	避難対象地域、発令者、避難すべき理由、避難先、避難経路、避難時の注意事項、その他必要事項
伝達方法	テレビ放送、ラジオ放送、県防災情報システム、防災行政無線、防災情報メール、エリアメール、ファクシミリ、口頭伝達、サイレン（水防第4号信号）、SNS、災害情報共有システム（L－AＬＥＲＴ）等を併用する。
留意事項	・緊急安全確保実施者は、その内容を住民に対して、直ちに伝達する。 ・要配慮者を考慮して、迅速かつ確実に伝達できるようにする。 ・事前に例文を作成し、迅速かつわかりやすくその意味を伝えるなど、住民等の立場に立った情報提供に努める。

3 屋内での待避等の安全確保

町長は、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下「屋内での待避等の安全確保措置」という。）を指示することができる。

4 避難指示等の連絡

(1) 町長が避難指示等を行った場合

町長は、避難指示等を発令し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示した場合は、速やかに知事へ通知するとともに、関係機関へ通知する。その際、可能な限り次の事項についても報告する。

解除する場合も同様とする。

ア 避難指示等・屋内での待避等の安全確保措置の種類

イ 発令時刻

ウ 対象地域

エ 対象世帯数及び人員

オ その他必要事項

(2) 町長以外が避難指示等を行った場合

町長以外が避難指示等を行った場合は、直ちに総務部総務班に報告し、町長は上記に準じて知事及び関係機関へ通知する。

5 避難路の確保

事業部土木班は、県、県警察（西和警察署）、道路管理者との連携のもと、住民の安全のために避難路の確保に努める。

第2 警戒区域の設定

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。

1 実施機関

警戒区域の設定権者は、次のとおりとする。

なお、知事は、町が災害により全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、法第63条第1項の規程により実施すべき応急措置の全部又は一部を代わりに実施することができる。

設定権者	要件	措置	根拠規定	災害の種類
町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策基本法第63条	災害全般
知事	災害の発生により、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき		災害対策基本法第63条	災害全般
警察官	町長若しくは町長の委任を受けた町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策基本法第63条	災害全般
	消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	消防警戒区域からの退去 消防警戒区域への出入り禁止、制限	消防法第28条、第36条	水害を除く災害全般
	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	水防警戒区域からの退去 水防警戒区域への出入り禁止、制限	水防法第21条	水害
自衛官	町長若しくは町長の委任を受けた町の職員及び警察官が現場にいないとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策基本法第63条	災害全般
消防職員又は消防団員	円滑な消防活動等の確保のため	消防警戒区域からの退去 消防警戒区域への出入り禁止、制限	消防法第28条、第36条	水害を除く災害全般
水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者	円滑な水防活動等の確保のため	水防警戒区域からの退去 水防警戒区域への出入り禁止、制限	水防法第21条	水害

2 規制の実施

- (1) 町長は、警戒区域の設定については、国（近畿地方整備局、気象台等）、県、消防、警察、住民、専門家等関係者の意見を聞くための協議会を設置するなどして、関係機関との意見を十分聞くように努める。
- (2) 警戒区域の設定は、必要な区域を定めて、ロープ等により明示することで行う。
- (3) 町長は、警戒区域を設定した場合、警察署長に協力を要請して警戒区域から退去又は立入禁止の措置をとる。
- (4) 町長は、県警察（西和警察署）、消防団、自主防災組織等の協力を得て、住民の退去を確認するとともに、防犯、防火の警戒を行う。

3 周知

避難指示等と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、警戒区域内に住民が立ち入らないようにする。

4 警戒区域への一時帰宅、一時立入

警戒区域を設定した場合においても、行政機関や、復旧工事等に携わる事業者等やむを得ず立ち入らなければならない者には町長が許可証等を発行し、一時立入を認めることができる。また、住民には、警察、消防、町職員等の監視のもと、日時を設定して一時帰宅を認めることができる。

一時立入、一時帰宅を許可するにあたっては、危険が切迫している度合や天候等を勘案し、先述の協議会等の場で慎重に検討する必要がある。その基準は、住民に対してわかりやすいことや、生活面での影響、経済的な影響、観光面での影響等に十分配慮することが望ましいが、「災害による死者をなくす・人命を守る」ことを念頭に置いて、安全面を第一に考えて基準を策定する。

5 警戒区域の縮小・解除

警戒区域を解除する場合は、専門家の意見も十分に考慮し、協議会等の場において慎重に検討したうえで決定する。

警戒区域を解除した後の監視体制や、避難指示等の継続についても協議会の場で検討することが望ましい。

第3 避難

災害から住民の安全を確保するため、関係機関相互に連携のもと、要配慮者に配慮しつつ、避難誘導等必要な措置を講じる。

1 避難にあたっての留意点

避難にあたっては、次の事項を周知徹底する。

- (1) 避難にあたっては、必ず火気・危険物等の始末を完全にするとともに、家屋の補強、家財の整理をしておくこと。
- (2) 事業所は、浸水その他の被害による油脂類の流失防止及び発火しやすい薬品、電気、ガス

等の保安処置を講じること。

- (3) 避難者は、必要最小限度の身の回り品のほか、必要に応じ防寒雨具、照明具を携行するものとし、過重な携行品及び避難後調達できる物は除外すること。
- (4) 頭をヘルメット等で保護し、できれば氏名票（氏名、住所、本籍、年齢、血液型を記入したもので水に濡れてもよいもの）を肌に携行すること。
- (5) 消防職員、消防団員、町の職員、警察官などによる避難誘導のある場合は、その指示に従うこと。

2 自主避難

一時避難場所への住民の避難は、自主避難を基本とする。

3 避難誘導

町長が避難指示等を行った場合は、住民の避難誘導を実施する。

(1) 広域避難場所及び避難所への住民の避難誘導

消防部災害活動班は、県警察（西和警察署）の協力を得るとともに、自主防災組織、自治会、日赤奉仕団等の住民組織等と連携して、一時避難場所から広域避難場所及び避難所への住民の避難誘導を実施する。

(2) 学校、病院等における誘導

学校、病院、社会福祉施設、その他多数の人が集まる場所においては、原則として施設の防火管理者、管理権限者等が、避難誘導を実施する。

(3) 交通機関等における誘導

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定めた防災業務計画に基づき実施する。

4 その他住民の避難誘導

余震による二次災害等、災害対策本部長が住民の避難誘導を行う必要があると認めた場合は、消防部災害活動班は、県警察（西和警察署）の協力を得るとともに、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の住民組織等と連携して、住民の避難誘導を実施する。

5 避難誘導の方法

避難誘導にあたっては、できるだけ集団避難を実施するとともに、要配慮者の確認と誘導を実施する。

- (1) 避難の順序は、緊急避難の必要のある地域から行うものとし、高齢者、乳幼児、傷病者、障害者、妊産婦など要配慮者及びこれらに必要な介助者を優先して行う。
- (2) 避難の経路については、あらかじめ選定した経路の安全を確認し、危険な箇所には表示、なわ張り等を行うほか、要所に誘導員を配置して事故防止に努める。
- (3) 夜間においては、照明器具を携行した誘導員を配置するとともに、できるだけ、投光機、照明器具を使用し、避難方向を照射する。
- (4) 浸水地等においては、必要に応じ船艇、ロープ等の資機材を配置して、誘導の安全を期

する。

- (5) 避難のための輸送は、避難者が各個に行くことを原則とするが、避難者が自力で立退き不可能な場合や避難先が遠い場合等は、必要に応じ車両、船艇等によって実施する。なお、震災時は、徒歩によって避難することを原則とする。

第4 避難所の開設等

- (1) 町長は、災害から住民の安全を確保するため避難指示等を行った場合又は避難を求める住民がいる場合は、その状況に応じて安全な避難路、避難場所又は避難所を指定し、住民に周知する。
- (2) 避難所を指定した場合、施設管理者は、「斑鳩町避難所運営マニュアル」に基づき速やかに避難所を開設する。ただし、施設管理者が開設困難な場合は所管する職員が開設する。
- (3) 町内の避難所に被災者を受入れできないとき、町長は、県又は県内他市町村に対し被災者の移送及び受入れについて要請する。なお、他地域への移送を要請したとき、町長は、職員の中から移送にあたる引率者を添乗させる。
- (4) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- (5) 町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを適切に県に報告し、県は、その情報を国〔内閣府等〕に共有するよう努める。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 避難所名、避難世帯数及び避難者（及び同行避難動物）数

ウ 指定避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ID

- (6) 町は、特定の指定避難所に避難者が集中し、受入人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知するなど、避難の円滑化に努める。

第10節 二次災害の防止

地震による地盤の緩みや施設の損壊等に起因する地すべり、がけ崩れ、建築物の倒壊などの二次災害に備え、適切な二次災害防止対策を実施する。

《担当部・機関》

総務部総務班・事業部土木班・農林班・庶務班・関係機関

第1 公共土木施設等

二次災害を防止するため、公共土木施設や危険な箇所の被害状況を把握し、必要に応じて応急措置を講じる。

1 道路・橋梁

事業部土木班は、道路・橋梁の被害状況等を把握し、必要に応じて応急措置を実施する。

(1) 被害状況の把握

道路・橋梁の被害状況、障害物等の状況を把握するとともに、危険な箇所の緊急点検を実施する。

(2) 他の道路管理者への通報

町道以外の道路が損壊等によって通行に支障をきたしている場合は、総務部総務班を通じて当該道路管理者（近畿地方整備局奈良国道事務所、郡山土木事務所連絡調整班）に通報し、応急措置の実施を要請する。また、総務班は県防災統括室に報告する。

(3) 避難及び立入制限

著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関及び住民に連絡するとともに、必要に応じて適切な避難対策、被災施設・危険な箇所への立入制限を実施する。

(4) 占用施設

上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者は、道路管理者に通報する。

(5) 交通規制

道路利用者の安全確保を図るため、関係機関と連携を図りつつ、必要に応じて、被害箇所・区間における通行の禁止又は制限を実施する。また、交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講ずる。

(6) 応急措置

被害を受けた町道について優先順位の高いものから障害物の除去、仮復旧措置を講じる。なお、町道以外の道路については、事態が緊急を要し、当該道路管理者による応急措置を待ったとまのないう場合は、必要最小限度の範囲で応急措置を講じるとともに、当該道路管理者

にその旨を報告する。

また、町単独での道路の応急措置が困難な場合は、総務部総務班を通じて国土交通省（近畿地方整備局奈良国道道路事務所）及び県（郡山土木事務所連絡調整班）に対し応援を要請する。

（７）交通安全施設

災害・事故により信号機等交通安全施設の損壊、故障が生じた場合、主要交差点への交通整理員の配置など、警察本部は迅速にこれに対処し、被災地域内での交通の安全と緊急通行車両の通行の円滑化を確保する。

（８）情報発信

町は、地震発生時に住民に対して、適切かつ迅速な被災情報の提供を行い、生活の混乱防止を図る。

（９）林道

県、町及び森林組合は、災害発生後速やかに林道施設の被害状況を調査し、二次的被害を防止するための対策を講じるとともに、住民の生活のため緊急に復旧する必要がある場合は、速やかに応急復旧工事を実施する。

（10）農道

町及び農道管理者は、被害状況を早期に把握し県に報告するとともに、必要に応じ応急措置を行う。また、著しい被害を生じるおそれがある場合には、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、危険な箇所への立入制限を実施する。さらに、住民の生活のため緊急に復旧する必要がある場合は、速やかに応急復旧工事を実施する。

２ 河川、水路、ため池

事業部土木班・農林班は、河川、水路、ため池の被害状況等を把握し、必要に応じて応急措置を実施する。

（１）被害状況の把握

護岸の被害状況、水路の橋脚・工事箇所の仮設物等に掛かる浮遊物などの障害物の状況、ため池の被害状況を把握するとともに、危険な箇所の早期発見に努める。

（２）河川管理者、ため池管理者への通報

所管施設以外の被害や障害物等を発見した場合は、総務部総務班を通じて当該施設管理者（郡山土木事務所、ため池管理者）に通報し、応急措置の実施を要請する。

（３）避難及び立入制限

著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関及び住民に連絡するとともに、必要に応じて適切な避難対策、被災施設・危険な箇所への立入制限を実施する。

（４）応急措置

障害物の除去、応急排水、被害を受けた堤防、護岸、水門等の仮復旧措置を速やかに実施

するとともに、所管施設以外の応急措置に協力する。

また、町単独での応急措置が困難な場合は、総務部総務班を通じて県に対し応援を要請する。

3 土砂災害警戒区域等

事業部土木班は、土砂災害（特別）警戒区域等の被害状況を把握し、必要に応じて応急措置を実施する。

（１）被害状況の把握

土砂災害（特別）警戒区域等の被害状況を把握するとともに、被災施設及び危険な箇所に対する点検を速やかに実施する。

（２）砂防ボランティア（斜面判定士等）の要請

土砂災害警戒区域等において、危険の程度を判定する必要がある場合は、県砂防ボランティア協会に砂防ボランティア（斜面判定士等）の派遣を要請し、危険度の判定を行う。

（３）関係機関への通報

所管施設以外の被害や異常現象を発見した場合は、総務部総務班を通じて国土交通省（大和川河川事務所）、県（郡山土木事務所）、県警察（西和警察署）、隣接行政機関、西日本旅客鉄道株式会社などの当該危険区域等の関係機関に通報し、応急措置の実施を要請する。

（４）避難及び立入制限

著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関及び住民に連絡するとともに、必要に応じて適切な避難対策、被災施設・危険な箇所への立入制限を実施する。

（５）災害発生時の報告

土砂災害が発生した場合、被害状況の報告を県（郡山土木事務所、消防防災課）に対して行う。

（６）応急措置

危険な箇所の被害拡大防止措置及び被災施設の仮復旧措置を速やかに実施するとともに、所管施設以外の応急措置に協力する。

また、町単独での応急措置が困難な場合は、総務部総務班を通じて県に対し応援を要請する。

4 公園、緑地

事業部土木班、庶務班は、公園、緑地の被害状況等を把握し、必要に応じて応急措置を実施する。

（１）被害状況の把握

公園管理者は、公園施設の被災状況を把握するため、公園内及び周辺の巡視を行い、情報の収集に努める。

（２）他の公園管理者への通報

町管理以外の公園、緑地が被災した場合は、総務部総務班を通じて当該公園管理者に通報し、応急措置の実施を要請する。

（３）避難及び立入制限

著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関及び住民に連絡するとともに、必要に応じて、被災施設・危険な箇所への立入制限を実施する。

（４）占用施設

上下水道、電気、ガス、電話等公園占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者は、公園管理者に通報する。

（５）応急措置

公園、緑地は、震災時の避難場所・避難路として使用されることがあるため、広場、建物等の被害箇所の応急措置の実施及び避難場所へ至る避難路（園路等）の確保に努める。

第２ 建築物

二次災害防止のため、事業部土木班は、公共建築物の被害状況を早期に把握するとともに、民間建築物については被害概況等に基づき、県とともに被災建築物の応急危険度判定を実施する。

１ 公共建築物

被害状況を早期に把握し、必要に応じて、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立入禁止措置や適切な避難対策を実施する。

２ 被災建築物危険度判定

被害状況を県に報告するとともに、対象とする建築物、区域等を定めて、応急危険度判定を実施する。実施にあたって必要に応じ県、奈良県建築士会等に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

特に、庁舎・避難施設等の防災上重要な建築物は、町職員である被災建物危険度判定士等により、速やかに危険度判定を行い、その結果、崩壊等の危険度が高い場合は、使用禁止及び立入禁止等の措置を執るよう施設管理者に勧告する。

（１）応急危険度判定作業の準備

判定作業に必要な次のものを準備するとともに、必要に応じ、県、奈良県建築士会等に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

- ア 住宅地図等の準備、割当区域の計画
- イ 応急危険度判定士受入れ名簿の作成
- ウ 判定実施マニュアル、調査票、判定標識、備品等の交付

（２）調査の体制

派遣された被災建築物応急危険度判定士を中心として２人１組の判定チームを編成し、調査を実施する。

（３）判定結果の周知

判定結果については、判定ステッカーの貼付等によって、建築物の所有者等にその応急危

険度を周知し、二次災害の防止に努める。

第3 被災宅地危険度判定

町は、余震による倒壊等危険な被災建物による二次災害の危険を回避するため、地震後の緊急対策として、被害状況を県に報告するとともに、対象とする箇所の危険度判定を実施する。実施にあたっては、必要に応じ県に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

また、町は、危険度判定士の協力を得つつ、判定ステッカーの貼付等により宅地の使用者等にその危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

特に、庁舎・避難施設等の防災上重要な宅地は、被災宅地危険度判定士等により、速やかに危険度判定を行い、その結果、崩壊等の危険度が高い場合は、使用禁止及び立入禁止等の措置を執るよう施設管理者に勧告する。

なお、実施にあたって必要に応じ、県に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

第4 危険物等（危険物施設、高圧ガス、火薬類貯蔵所、毒物劇物施設）

1 危険物施設

消防機関及び施設の管理者は、地震等に伴って屋外タンク等の危険物施設が破損あるいは不等沈下等し、石油類等が流出し、又は火災が発生した場合は、次の応急措置をとる。

（1）施設の管理者が実施する対策

ア 関係防災機関への通報

火災の場合は消防機関に通報するが、石油類流出の場合は「異常水質対応措置要領」に基づき、消防機関のほか町、所轄保健所、県環境政策課に次の事項を速やかに連絡する。

- ① 発生日時及び場所
- ② 通報者及び原因者
- ③ 下流での水道水源の有無
- ④ 現状及びその時点での対応状況

イ 消防活動及び被災者の救出救助

ウ 危険物除去及び流出石油類等の拡散防止

2 高圧ガス貯蔵施設

高圧ガス事業者は、地震等による高圧ガスの災害を最小限に止め、高圧ガスの製造者及び消費者並びに周辺地域住民の安全を確保するため、消防署、警察署、県並びに奈良県高圧ガス地域防災協議会等の県内保安関係団体と密接な連携を図り適切な措置を講ずる。

（1）施設が危険な状態になったときは、直ちに作業を中止し関係者以外は退避させる。

また、発生した高圧ガスにかかる事故等の応援活動に関して、指定された防災事業所への応援活動の要請及び関係先への通報を迅速に行い、事故の拡大を防止する。

（2）高圧ガスの漏えい、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の各種弁類等の緊急遮断措置を行うとともに災害の拡大防止措置を講ずる。

また、毒性ガスについては、空気呼吸器等保護具を装備のうえ実施する。

（3）高圧ガス関係事業者は、被災施設周辺に所在する地域住民に対し、避難誘導を行う。

- (4) 応援活動に必要な資材、器具等の管理を行う。
- (5) 関係行政機関との連携及び他地域の高圧ガス地域防災組織との連携調整を行う。

3 火薬類貯蔵施設

町及び施設等の管理者は、地震等により火薬類貯蔵施設等の付近で火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火、爆発のおそれがある場合は、次の応急措置をとる。

(1) 事業者の応急措置

- ア 事業者は災害が発生した場合は、直ちに警察及び消防機関（町）に連絡する。
- イ 事業者は、貯蔵施設等の周辺に災害が発生した場合、貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれが生じた場合、当該火薬類を近隣の火薬庫等に迅速に搬出する。搬出の余裕がない時は、火薬類等を水中に沈めるなど、安全な措置を講じる。
搬出に際して、警察、消防機関及び県に対し、連絡を取り対処する。
- ウ 火災・爆発等が発生した場合は、主に延焼防止活動を行うとともに、消防機関へ迅速に連絡し、消火活動等に必要な情報を消防職員に提供する。
- エ 製造所においては、作業者の安全確保のため、防災要員以外の作業員を迅速に安全な場所に避難させる。
- オ 状況により、防災要員以外の作業員及び周辺住民に対して避難誘導を行う。
- カ 火薬類の流出があった場合は回収を行う。

(2) 消費者の応急措置

- ア 消費者は災害が発生した場合は、直ちに警察及び消防機関（町）に連絡する。
- イ 災害により火薬類が埋没した場合、火薬類の存在する場所がわかるよう旗等により標示し、見張人を置くとともに関係者以外は立入禁止の措置を講ずる。
- ウ 火災・爆発等が発生した場合は、作業者等を迅速に安全な場所に避難させるとともに、二次災害を防止する措置を講ずる。
- エ 火薬類の流出があった場合は回収を行う。

(3) 消防機関（町）の対策

- ア 消防活動及び被災者の救出救助
- イ 立入禁止区域の設定及び交通規制
- ウ 避難誘導
- エ 周辺住民に対する広報を行う。

4 毒物・劇物保管施設

(1) 事故発生の場合の応急措置

- ア 施設管理者
 - ① 保健所、警察及び消防署への通報
 - ② 中和剤による除毒作業
- イ 町
 - ① 周辺住民に対する災害発生の広報活動

第5 放射性物質（放射性同位元素に係る施設等）

町及び施設の管理者は、地震に伴って放射性物質の放射線障害が発生した場合は、次の応急措置をとる。

- （１）関係防災機関への通報
- （２）放射線量の測定
- （３）危険区域の設定
- （４）立入禁止制限及び交通規制
- （５）危険区域住民の退避措置及び群衆整理
- （６）被ばく者等の救出救助
- （７）周辺住民に対する広報
- （８）その他災害の状況に応じた必要な措置

第11節 緊急輸送活動・交通規制

消火・救助・救急、医療活動、緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の確保に努める。

《担当部・機関》

総務部総務班・総務部情報財政班・民生部救護厚生班・事業部土木班・関係機関

第1 緊急輸送の範囲

緊急度に応じ、輸送の範囲を次のとおりとする。

1 第1段階

- (1) 救助・救急活動、医療救護活動の従事者、医薬品等の人命救助に要する要員及び物資
- (2) 災害の拡大防止のための消防、水防活動等の人員及び物資
- (3) 情報通信、電力、ガス、水道施設等の初動体制に必要な保安要員、及び災害対策要員並びに物資等
- (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者
- (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員及び物資
- (6) 被災者に対して災害対策本部等が供給する食料及び水等生命維持に必要な物資
- (7) 被災者に対して災害対策本部等が供給する生活必需品等の物資

特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも応急対策に必要な物資・資機材等の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。

2 第2段階

- (1) 上記1の続行
- (2) 要配慮者の保護にかかる福祉避難所への移送
- (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な要員及び物資

3 第3段階

- (1) 上記2の続行
- (2) 災害復旧に必要な要員及び物資

第2 被害状況の把握

1 道路施設の点検

事業部土木班及び事業部庶務班は、道路管理者等と連携してあらかじめ選定した緊急輸送道路及び緊急交通路を中心に、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行う。

2 県への点検結果の報告等

総務部総務班は、道路施設の点検結果を県及び県警察（西和警察署）に報告するとともに、

町域に流入するその他の道路の状況について、県から情報を収集する。

第3 陸上輸送

道路啓開等によって緊急輸送道路及び緊急交通路を確保するとともに、輸送手段も確保し、緊急物資等の陸上輸送を行う。

1 緊急輸送道路ネットワークの確保

緊急輸送道路の管理者は、緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、広域的な代替ルートとして機能する高速道路等の整備や、防災拠点への通行を確保する道路の整備、橋梁耐震・段差対策、斜面对策等を進めていく。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通を確保するため、必要に応じて区域を指定して道路の占用の禁止又は制限等を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ無電柱化を促進する。

2 緊急交通路の周知

(1) 関係各部及び関係機関への連絡

総務部総務班は、関係各部及び関係機関に対して、交通規制等の状況を連絡する。

(2) 住民への周知

総務部情報財政班は、緊急輸送路への一般車両の進入を防止し、緊急輸送路の機能を十分に発揮させるため、住民へ周知する。

3 輸送手段の確保

総務部総務班は、避難者、災害応急対策の実施に必要な人材や資機材等を輸送するため、町の所有する車両を活用するほか、運送業者等の車両を調達し、緊急用物資や災害復旧資機材等の緊急輸送体制を確保する。

(1) 輸送車両等の確保

ア 総務部総務班は、町が所有するすべての車両の集中管理を行う（ただし民生部医療衛生清掃班の車両を除く。）。

イ 車両が不足する場合は、町内輸送業者の車両を借り上げる。

ウ 町が運用又は調達する輸送車両等が不足した場合は、次の事項を明示して県又は他市町村等に斡旋を要請する。

- ① 輸送区間及び借上期間
- ② 輸送人員又は輸送量
- ③ 車両等の種類及び台数
- ④ 集結場所及び日時
- ⑤ 車両用燃料の給油場所及び給油予定量
- ⑥ その他必要事項

(2) 輸送種別

道路の遮断等で舟艇、人力等によることが適当なときはその方法による。なお、緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、速やかに県に自衛隊（ヘリコプター等）及び県防災ヘリコプターの派遣を要請し、空中輸送によるなど他機関の応援を得て行う。

町は、ヘリコプターが安全に離着陸できる場所（指定緊急避難場所、指定避難所を除く。）を県へ報告するとともに、離着陸する場合には安全の確保を図る。

(3) 緊急通行車両の確認申出

災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の確認申出制度を活用し、緊急通行車両として使用される車両について県公安委員会に災害発生前に確認申出を行う。

輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図る。

公安委員会は、災害応急対策活動を円滑に推進するため、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両として使用される車両であることの確認申出を受理し、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについて、「緊急通行車両確認証明書」と「標章」を交付する。

ア 確認申出の対象車両

次の①及び②のいずれにも該当する場合に確認申出を受理する。

- ① 災害時において、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両で次の事項を行う車両
 - (ア) 警報の発表及び伝達並びに避難指示等に関する事項
 - (イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - (ウ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - (エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
 - (オ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
 - (カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
 - (キ) 犯罪の予防、交通の規則その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
 - (ク) 緊急輸送の確保に関する事項
 - (ケ) その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関する事項
- ② 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有し、若しくは契約等により使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両

イ 確認申出の申請手続き

① 申請者

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者

② 申請先

県警察（西和警察署）

③ 申請書類等

(ア) 緊急通行車両確認申出書

(イ) 添付書類

a 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し

b 災害応急対策を実施するための車両として使用されることを確かめるに足りる書類

c 指定行政機関等の車両であることを確かめるに足りる書類

(ウ) 指定行政機関等が所有する車両以外の車両にあつては、契約を疎明する書類（貸借契約書、業務委託契約書等）

ウ 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

審査の結果、緊急通行車両と認められるものについて、「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」を申請者に交付する。

エ 災害発生時の措置

① 令和5年9月1日以降

緊急通行車両確認証明書及び標章を車両前面の見えやすい場所に掲示する。

② 令和5年8月31日以前に事前届出済証の交付を受けている車両

奈良県警察本部交通規制課又は最寄りの警察署若しくは交通検問所に「緊急通行車両等事前届出済証」を提示し、「緊急通行車両等確認証明書」及び「標章」の交付を受ける。

オ 町は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両緊急通行車両の周知・普及は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図る。

(4) 車両の運用

ア 総務部総務班は、各部の要請に基づき使用目的に合わせた適正配車に努める。

イ 総務部総務班は、常に配車状況を把握し、各部の要請に対応する。

ウ 緊急通行車両標章は、車両前面の見やすい位置に掲示し、確認証明書は車両に備え付ける。

4 輸送基地の確保

陸上輸送基地に選定された施設の管理者は、施設及びその周辺の被害状況や施設の利用可能状況を把握し、県に報告する。

また、施設管理者は、輸送活動の支障となる障害物の除去に努める。

資料3-1-12 町有車両一覧表、資料3-1-13 緊急通行車両確認申請書
資料3-1-14 緊急通行車両事前届出書、資料3-1-15 緊急通行車両確認証明書
資料3-1-16 緊急通行車両標章

第4 航空輸送

輸送基地及び輸送手段を確保し、緊急物資等の航空輸送を行う。

1 輸送基地の確保

(1) あらかじめ設定した災害時用臨時ヘリポートのほか、緊急にヘリポートが必要な場合には、次の点に留意して選定する。

ア 地盤は、堅固な平坦地のこと（コンクリート、芝生が最適）

イ 地面斜度が6度以内のこと

ウ 二方向以上からの離着陸が可能であること

エ 離着陸時に、支障となる障害物が周辺にないこと

オ 車両等の進入路があること

カ 離着陸（発着）のため必要最小限度の地積が確保できること

【必要最小限度の地積】

- ・大型ヘリコプター：100m四方の地積
- ・中型ヘリコプター：50m四方の地積
- ・小型ヘリコプター：30m四方の地積

(2) 総務部総務班は、選定した災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等、利用可能状況を県へ報告する。

(3) 総務部総務班は、県、県警察（西和警察署）、自衛隊等と協議し、開設する災害時用臨時ヘリポートを指定する。

2 輸送手段の確保

民生部救護厚生班は、県と連携するとともに、県警察（西和警察署）、自衛隊等の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

第5 交通規制等

県公安委員会、県警察（西和警察署）との連携のもと、交通の混乱を最小限度にとどめ、被災者の安全な避難と緊急車両等の通行を確保するため、交通規制を実施する。

1 交通規制の実施責任者

災害によって、交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発見したとき若しくは通報によって認知した場合は、次の区分により、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限を行うが、道路管理者及び県警察（西和警察署）は、密接な連携のもとに適切な措置を講じる。

【交通規制の実施責任者及び範囲】

区 分	実施責任者	範 囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 知 事 町 長	1. 道路の破損、欠壊その他の事由によって、危険であると認められる場合 2. 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合	道路法 第46条第1項
警 察	公 安 委 員 会	災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認められる場合	災害対策基本法 第76条第1項
		道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため	道路交通法 第4条第1項
	警 察 署 長	道路交通法第4条第1項に規定する交通規制のうち、適用期間が短い場合	道路交通法 第5条第1条
	警 察 官	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合 道路の破損、火災の発生、その他の事情によって、道路において交通の危険が生じ、又はそのおそれがある場合	道路交通法 第6条第2項 道路交通法 第6条第4項

2 道路管理者による交通規制

県警察（西和警察署）との密接な連携のもとに、交通規制を実施する。

（1）町の管理道路

道路の破損、破損、決壊等によって交通が危険であると認められる場合、又は被災道路の応急復旧等の措置を講じる必要がある場合には、事業部土木班は総務部総務班を通じて、郡山土木事務所、県警察（西和警察署）に協議・報告を行い、道路法に基づく通行の禁止又は制限を実施する。

（2）県の管理道路

関係機関相互の協議・報告によって、道路の通行の禁止又は、制限を実施する。

（3）国の管理道路

防災業務要領に基づき、関係機関相互の協議、通知等によって交通規制を実施する。

3 県公安委員会、県警察（西和警察署）による交通規制

災害応急対策活動を実施するため必要があると認めるときは、避難所・避難場所の状況、道路の被害程度等を考慮して、緊急交通路における、緊急自動車以外の車両の通行禁止・制限等交通規制を行う。

4 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることによって災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認める場合は、災害対策基本法第76条の3に基づき車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じることができる。

また、措置命令に従わないとき、又は所有者等が現場にいないとき、警察官は自ら当該措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

さらに、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、災害対策基本法第76条の3に基づき警察官がその場にいない場合に限り、自らの緊急通行車両及び緊急車両の通行のため、同様の措置を講じることができる。

【通行禁止区域等における措置命令】

実施責任者	範 囲	根拠法
警 察 官	1. 通行禁止区域等において緊急通行車両の通行妨害車両その他の物件の移動等の措置を命じることができる。 2. 措置命令に従わないとき、又は相手が現場にいないとき、警察官は自ら当該措置をとることができる。この場合やむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。	災害対策基本法第76条の3
自 衛 官 消 防 吏 員	警察官がその場にいない場合に限り自衛隊用緊急通行車両及び消防用緊急通行車両の通行のため、上記措置を行うことができる。	

5 相互連絡

総務部総務班は、郡山土木事務所、県警察（西和警察署）と被災地域の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に道路の通行、制限の対象、区間、理由等を相互に通知する。

また、緊急を要する場合で、あらかじめ通知するいとまがなかったときは、事後において速やかにこれらの事項を通知しなければならない。

その禁止又は制限の必要がなくなった場合、又は変更をする場合も同様とする。

6 迂回路の確保

通行禁止や制限を行ったときには、周辺道路の混乱を避けるために関係機関が協議のうえ適切な迂回路を選定して確保する。

7 交通規制の標識等の設置

事業部土木班は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急的かつ一時的な場合を除き、法令の定めに基づき、禁止又は制限の対象、区間、期間等を表示した道路標識等を設置する。

ただし、緊急を要する場合で、規定の標識を設置することが困難なときは、必要に応じて、警察官又は関係職員が現地において指導する等の措置を講ずる。

8 規制の広報

総務部情報財政班は、道路における車両の通行禁止等の交通規制の措置を講じた場合には、前記措置のほか、県警察（西和警察署）、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、その状況を連絡し、一般通行者に対しても、規制内容、迂回路等について広報することにより、一般交通にできる限り支障のないよう努めるとともに、交通緩和や安全に協力を求める。

9 交通規制時の自動車運転者のとるべき措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域又は道路の区間における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、通行禁止区域等内にある運転者は、次の措置をとる。

（１）速やかに車両を次の場所に移動させること。

ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

（２）速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車すること。

（３）通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

10 放置車両等に対する措置

放置車両等については、以下の措置を実施する。

- (1) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。
運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。
- (2) 道路管理者は、(1)の措置のため、やむを得ない必要があるときは、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物を処分することができる。
- (3) 町は、知事からの指示等があった場合は、速やかに(1)の措置を実施する。

11 積雪に伴う大規模な立ち往生に対する措置

積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、関係機関が相互に連携のうえ、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努める。

第12節 避難所の開設・運営

地震による家屋の損壊、滅失によって避難を必要とする住民を臨時に受入れする避難所を開設する。

《担当部・機関》

総務部総務班・民生部救護厚生班・教育部教育総務班・教育部社会教育班・関係機関

第1 避難所の開設

避難受入れが必要な場合は、速やかに指定避難所を開設し、その旨を住民等に周知する。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。その際、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

また、特定の指定避難所に避難者が集中し、避難所の受入能力を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

受入能力を超える避難者が生じた場合は、屋外避難所の設置、県への要請などにより必要な施設の確保を図る。

さらに、避難所等の運営並びに災害対策本部等との連絡調整を行うため、町の職員を避難所に派遣する。

1 避難所の開設基準

- (1) 震度6弱以上の地震を観測し、多数の避難者が予測される場合は、あらかじめ選定した避難所すべてを開設する。
- (2) 震度5強以下の場合は、避難状況に応じて開設する。

2 避難受入れの対象者

- (1) 住家が被害を受け、居住の場を失った者及び家庭動物（ペット）
- (2) 避難指示等が発令された場合等によって緊急避難の必要がある者及び家庭動物（ペット）
- (3) その他、町長が必要と認める者

3 避難所の開設方法

施設管理者は、各避難所を開設する。ただし、施設管理者が開設困難な場合は、所管する職員が開設する。

(1) 震度6弱以上の地震を観測した場合

施設管理者は、速やかに施設を点検のうえ、安全確認後開設する。

(2) 震度5強以下の地震を観測した場合

施設管理者は、施設を点検のうえ開設の準備を行い、総務部総務班から開設指示があった場合は、避難所を開設する。

4 臨時の避難所

避難所以外に臨時に避難者を受入れする施設が必要な場合は、当該施設管理者の協力を得て臨時の避難所として開設する。なお、臨時の避難所を開設する場合は、教育部社会教育班から職員を派遣して開設し、開設後は、避難所と同等に扱う。

(1) 避難所の受入能力を超える避難者が生じた場合は、その他の公共宿泊施設、民間施設等の管理者に対し、臨時の避難所としての施設の提供を要請する。

また、その他の公共宿泊施設、民間施設等の管理者に対する要請が困難な場合は、知事に要請し、必要な施設の確保を図る。

(2) 避難所以外の施設に避難者が集結した場合は、避難者に対して避難所に避難するよう指示するが、避難所にスペースがない場合は、当該施設管理者の同意を得たうえで、臨時の避難所として開設する。

(3) 上記対応をした場合でも避難所が不足する場合は、テント等の使用も考慮する。

5 避難所の追加開設

町は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

また、被災者が自発的に避難している施設等も避難所として位置づけることができる。追加開設をした避難所についても、誰もが健康を維持することができる環境を確保するよう努める。

6 民間の施設の利用

町及び県は、避難所が不足する場合に備えて被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

また、町は、要配慮者等に対し多様な避難場所を確保するため、「災害時における宿泊施設の提供に関する協定」に基づき、奈良県旅館・ホテル生活衛生同業組合に対する協力可能な施設の情報提供を県に要請し、要配慮者の受入れにつなげる。

7 県への報告

総務部総務班は、直ちに以下の避難所開設の状況を知事に報告する。

(1) 避難所開設の日時及び場所

(2) 避難所名、避難世帯数及び避難者数

第2 避難所の管理・運営

教育部社会教育班は、施設管理者の協力を得て、「斑鳩町避難所運営マニュアル」に基づき避難所を運営・管理するが、自主防災組織等を中心とした避難所内の住民組織の自主的な活動によって、避難所の運営が行われるよう支援する。

1 管理責任者

避難所の管理責任者は、当該施設の管理者又は指名された者とする。

2 避難所の運営

(1) 運営主体

自主防災組織等を中心とした住民組織が自主的な活動で運営する。

また、被災住民を早期に受入れするため、避難所ごとに自治会・町内会の自主防災組織、町職員、施設管理者が参加して運営委員会（仮称）を設置して、対応することも考えられる。さらに、学校などの避難所については、運営委員会に教職員の参加協力を求める必要がある。

避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について、各避難場所の自治組織の協力を得て、避難者主体による自主的な管理運営がなされるよう努める。

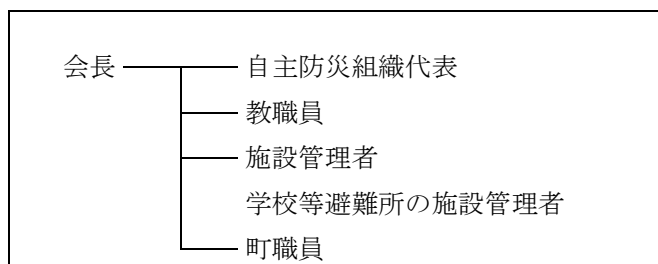
なお、避難者主体の自治組織を設置するにあたっては、固定的な性別役割分担意識を見直し、避難所運営責任者を複数名おきメンバーに男女両方を配置し、責任者や副責任者等の役員のうち女性が少なくとも3割以上参画することを目標とする。

(2) 斑鳩町避難所運営マニュアル

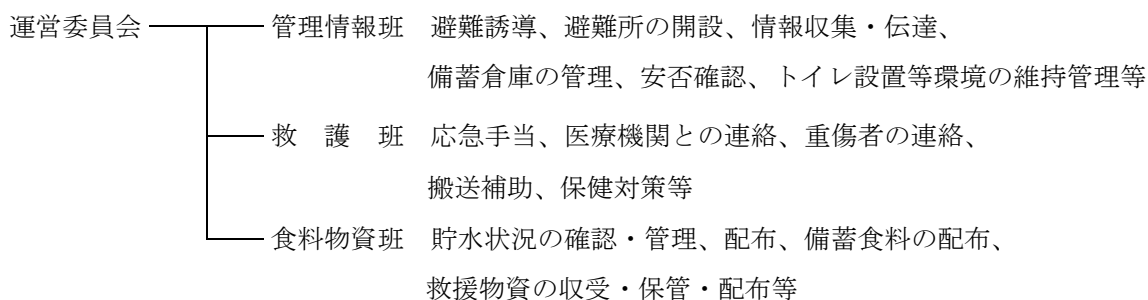
被災者を早期に受入れし円滑な運営を行うため、事前に斑鳩町避難所運営マニュアルを管理・運営の主体となる自主防災組織等に配布するとともに、斑鳩町避難所運営マニュアルに基づいた訓練を日頃から避難所単位で実施するなどの指導を行い、住民主体の管理運営体制の確立を図ることを検討しておく必要がある。

避難所運営委員会編成例

斑鳩町災害対策本部 ——— ○○避難所運営委員会



避難所運営委員会の班構成編成例



3 ボランティアの役割

町は、避難所の避難者数や避難者のニーズ等の情報を提供し、避難所の運営支援のためボランティアの派遣を求めるなど、災害ボランティアセンターと連携して避難所の運営にあたる。

ボランティアは、管理責任者及び避難者の代表と協議しながら、避難所運営を補助する。

4 避難所の管理・運営の留意点

(1) 避難者の把握

管理責任者は、避難者カードを配布・回収し、避難者の実態を把握するとともに、これを基に避難者受入記録簿を作成する。

避難者の人員・安否、必要とする物資・数量等の把握に努めることとし、ICT化により効率的な情報収集を図る。

また、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報についても把握に努める。

(2) 食料、生活必需品等の請求、受取、配布

管理責任者は、避難所全体で集約された、食料、生活必需品、その他物資の必要数を総務部情報財政班を通じて民生部食料班に報告し、調達を要請する。

また、到着した食料や物資を受け取った場合は、民生部救護厚生班が住民組織、ボランテ

ィア等の協力を得て配布する。

(3) 情報等の掲示

避難者の不安感の解消と避難所内の秩序の維持のため、応急対策の実施状況・予定等の情報、避難者心得等を掲示する。

また、避難者に対する生活情報や他の避難所等との情報提供に努める。

その際、口頭での説明のほか、情報伝達に障害を持つ避難者に配慮し、掲示板の設置、チラシの配布等の方法も用いる。

(4) 生活環境への配慮

管理責任者は、避難所生活の長期化に対応して、高齢者や障害者、女性、こども、家庭動物（ペット）など多様な視点への配慮、避難者の心のケアやプライバシー保護、テレビ等の生活機器の確保、入浴支援の実施、相談窓口の設置（女性相談員の配置に努める）など常に良好な生活環境の整備に努める。

また、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッド、同行避難する家庭動物（ペット）のための避難スペースを確保もしくは設置するよう努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等に応じて、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施などに努める。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。

また、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況、家庭動物（ペット）の同行状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。

また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

(5) 要配慮者への配慮

ア 管理責任者は、避難所を開設した場合、住民組織や一般ボランティア等の協力を得て、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を把握し、これらの者に対して健康状態等について聞き取り調査を行う。

イ 管理責任者は、調査の結果に基づき、これらの者が必要とする食料、生活必需品等の調達を総務部情報財政班を通じて民生部食料班に要請するほか、避難所内でも比較的落ち着いた場所を提供するなどの配慮を行う。

ウ スロープが設置されていない施設の管理責任者は、必要に応じて仮設スロープを設置する。

エ 福祉仕様のトイレが設置されていない施設の管理責任者は、必要に応じて仮設トイレの設置・増設などの対応策について民生部医療衛生清掃班と協議する。

オ 必要に応じて老人福祉施設、病院等への入所、被災地域外への避難等が行えるよう民生部救護厚生班と協議する。

(6) 避難所運営の留意事項

避難所の運営にあたっては、以下の事項に留意するものとし、誰もが健康を維持することができる環境であるよう、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッド、同行避難する家庭動物（ペット）のための避難スペースを確保もしくは設置するよう努め、必要な対策を講ずる。また、避難の長期化等に応じて栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施などに努める。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。

また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

なお、人手不足や長期化等により、町職員や避難者による運営が難しい場合は、県防災統括室に連絡を行う。

ア 避難者による自主的な運営

イ 避難所の運営における女性の参画

ウ 性別や個人の特性に応じたニーズの違い等、それぞれの視点に対する配慮

エ 要配慮者等配慮を必要とする方のニーズ

オ 役割分担は性別のみに依らないよう配慮する

カ 感染症対策

キ 住民票の有無等に関わらない、ホームレスの適切な受入れ

ク 家庭動物（ペット）の飼育の有無による被災時のニーズの違いに対する配慮

(7) 感染症対策

ア 避難者1人あたり3～4㎡のスペースを目安として、家族単位で区画を確保し、感染症対策やプライバシー保護の観点から、パーティションや段ボールベッド等の設置に努める。

また、避難所内には通路を設置し、パーティションが設置できない場合には、避難者の区画間をできるだけ2m（最低1m）空けることを意識するよう努める。

イ 避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

ウ 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

(8) 家庭動物（ペット）同行避難者の受入れ

町は、指定避難場所や避難所に家庭動物（ペット）と同行避難した被災者を適切に受け入れるよう、また、同行避難動物の受入状況（数）を把握するよう努める。

(9) 熱中症対策

気温や湿度が高い日には、熱中症にかかる危険性が高まるため、扇風機やエアコン等を設置して、避難所の気温・湿度の調整に努めるとともに、こまめな水分補給の呼びかけを行うなど、十分な熱中症対策を実施する。

(10) 防犯対策

男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性を確保する。特に、トイレ、更衣室、授乳室等の防犯対策に配慮する。

また、女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

(11) 保健衛生管理

ア 仮設トイレ及びマンホールトイレの速やかな設置に努めるとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。

イ 食中毒や風邪などの感染症が流行しないように注意する。

ウ 保健師等による、生活環境の変化による被災者の心身の機能の低下の予防や、心の健康に関する相談を実施する。

エ 同行避難動物の飼養及び管理に関する避難所でのルールづくりに努める。

(12) 入浴施設の設置

入浴施設の設置など、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努める。

※性的マイノリティが利用しやすいように多目的トイレの設置や個人ごとに入浴できる時間帯の設定などを配慮する。

(13) その他

ア 医療関係機関の協力を得て、避難所に医療救護所を設置するよう努める。

イ 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、男女別のトイレ・更衣室・入浴施設・洗濯干し場や授乳室は、昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する。

また、生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布、照明の増設、性暴力・DVについての注意喚起のポスター掲載等による指定避難所における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、子ども・若者のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

ウ 暑さ寒さ対策に努める。

エ 被災者に対する心身の影響を鑑み、安全安心な居場所の確保に努める。

オ 同行避難した家庭動物（ペット）が飼い主以外の避難者の心身に与える影響を考慮した動物の飼養場所の確保に努める。また、避難する動物の福祉にも配慮し、雨風や直射日光、暑熱、冷氣等を避けることができるスペースの確保もしくは設置を検討する。

資料3-1-17 避難者カード、資料3-1-18 避難者名簿

第3 避難所の閉鎖及び縮小

施設の本来機能を回復するため、災害が落ち着き避難者が帰宅できる状態になった場合は、避難所を閉鎖する。なお、家屋の倒壊等によって、帰宅が困難な避難者がいる場合は、避難所の規模を縮小し存続させるなど必要な措置を講じる。

- (1) 総務部総務班は、本部長から閉鎖及び縮小の指示があった場合は、その旨を避難者等に周知する。
- (2) 管理責任者は、避難所を閉鎖した場合、その旨を総務部総務班に報告するとともに、施設管理者にも報告する。
- (3) 避難所を閉鎖した場合、総務部総務班はその都度、知事に報告する。
- (4) 町は、県や事業者と連携し、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や民間賃貸住宅の斡旋、被災住宅の応急修繕を行うなど、避難所の早期解消に努める。

第4 在宅避難者等への支援

(1) 支援拠点の設置検討

町は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで被災者等（同行避難動物を含む。）を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等（飼養する家庭動物（ペット）を含む。）が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

(2) 在宅避難者の早期把握及び支援の提供

町は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の避難者に対しても、避難所において食料や生活必需品を配布し、必要な情報やサービスの提供を行う。

そのために町は、在宅避難者等の避難者名簿への登録など、在宅避難者等の早期把握に努める。

第5 車中泊避難者への対応

(1) 車中泊避難者の支援方策の検討

町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置することなど、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うにあたっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

(2) 車中泊避難者への支援体制の整備

町は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者及び同行避難動物数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行い、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

(3) 車中泊避難者への配慮事項

町は、避難所ではなく車中泊により避難している被災者等に対して、次に掲げる事項について配慮する。

ア 避難所周辺で車中泊をしている避難者に対する健康管理対策（エコノミークラス症候群防止のための体操の奨励、弾性ストッキングの配付など）

イ 車中泊者に対する食事配給時間などの情報提供及び配給食料数の把握等（車中泊者等の避難者名簿への登録）

ウ 車中泊が長期にならないための屋内避難所への入所等の勧奨

第6 広域一時滞在

町は、災害の規模、被災者の避難、受入状況、避難の長期化等にかんがみ、被災地方公共団体の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合には、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。

被災した町は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行う。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供する。

第2章 応急復旧期の活動

第1節 災害救助法の適用

知事は、災害により住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、又は、多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令が定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法を適用して、同法に基づく救助を行う。

《担当部・機関》

民生部救護厚生班・関係機関

第1 災害救助法の適用基準

人口が30,000人未満の本町の場合、災害救助法の適用は、災害による町域の被害が次のいずれかに該当する場合において、知事が指定する。

- (1) 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家が滅失した世帯の数（以下「滅失世帯数」という。）が、50世帯以上の場合
- (2) 県域の滅失世帯数が1,500世帯以上である場合において、町域の滅失世帯数が25世帯以上の場合
- (3) 県域の滅失世帯数が7,000世帯以上の場合において、町域の被害世帯数が多数であること。
又は、災害が隔絶した地域に発生した災害で救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、町域の被害世帯数が多数の場合
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当したとき

【厚生労働省令で定める基準】

- ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- イ 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

第2 滅失世帯の算定基準

滅失世帯数の算定は、住家が全壊（全焼・流失）した世帯を基準とする。なお、そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定に基づき、みなし換算を行う。

【滅失世帯の算定基準】

全壊（全焼・流失）世帯	1世帯	=	滅失世帯	1世帯
半壊（半焼）世帯	2世帯	=	滅失世帯	1世帯
床上浸水、土砂の堆積等によって一時的に居住困難な世帯	3世帯	=	滅失世帯	1世帯

（注）床下浸水、一部損壊は換算しない。

第3 災害救助法の適用申請

災害救助法の適用については、同法の定めるところによるが、必要と認めた場合は速やかに所定の手続を行う。

1 適用申請手続

町長は、災害が発生し住民等に被害が生じている場合は、迅速かつ正確に被害状況を調査把握し速やかに県に報告しなければならない。また、知事は、町長から被害状況等の報告があった場合で救助が必要であると認められる場合、又は被害の状況を客観的に判断し適用すべき状態にあると認められる場合は、内閣府に助言を求めるなど必要な措置を講じ、適用を決定する。

2 報告を必要とする災害

町は、おおむね次に定める程度のものはすべて県に報告する。

- (1) 災害救助法の適用基準に該当するもの
- (2) その後被害が拡大するおそれがあり、同法の適用基準に該当する見込みのあるもの
- (3) 被害が2市町村以上にわたる広域的で大規模なもの
- (4) 災害の状況及び社会的影響等から報告の必要があると認められるもの
- (5) その他特に報告の指示があったもの

第4 救助の実施

災害救助法の適用に基づく救助活動は、知事が実施し、町長はこれを補助する。ただし、災害の事態が急迫し知事による救助活動の実施を待つことができない場合、町長は災害救助法に定める救助活動を実施するとともに、事後速やかに知事に報告し指示を受ける。

また、知事の権限の一部を委任された場合は、委任された救助事項については、町長が実施責任者となって応急救助活動を実施する。

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び出産
- (5) 被災者の救出
- (6) 福祉サービスの提供
- (7) 被災した住宅の応急修理
- (8) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (9) 学用品の給与
- (10) 埋葬
- (11) 遺体の搜索及び処理
- (12) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第5 救助の応援

災害が大規模となり、被災市町村で救助に必要な人員、物資等の確保が困難な場合、町は、被災市町村の要請に基づき応援の実施に努める。

第6 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」（資料編 資料3-2-1参照）に示すとおりである。ただし、やむを得ない特別の事情のあるときは、応急救助に必要な範囲内において、県知事が厚生労働大臣に協議し、その同意を受けたうえで、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

また、救助の実施時期について、「災害救助法」による救助は一般的には、災害発生の日を開始されることとなるが、長雨等で被害が漸増し、一定期間を経た後、初めて法の適用基準に達した場合は、法の適用基準に達し、現に救助を必要とする状態となった日をもって災害発生の日とみなして差し支えない。

第7 救助実施状況の報告

1 発生報告

災害発生直後に報告する。町長（本部長）は、委任された救助に着手したときは、直ちにその状況を知事に報告する。

2 中間報告

当該災害にかかる法適用の指定が完了した後から報告開始。救助の実施を開始してからそれが完了するまでの間、毎日正午までにその状況を電話等で報告する。

3 決定報告

救助の実施を完了した後、速やかに報告する。

4 報告にあたっての留意事項

- (1) 緊急を要するもの又は特に指示した事項については、2にかかわらず速やかに報告する。
- (2) 緊急の報告手段としては電話又はファクシミリとする。ただし、有線電話が途絶した場合は、無線又は口頭による。

資料3-2-1 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」

資料3-2-2 災害救助法様式

第2節 緊急物資の供給

家屋の損壊、滅失等によって、水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対し、必要な物資の供給に努める。

被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

《担当部・機関》

県・総務部情報財政班・民生部救護厚生班・民生部食料班・住民

第1 物資の備蓄に関する県、町、住民の役割分担

- (1) 住民は、1週間分の食料及び生活必需品等（以下「物資」という。）を備蓄するよう努める。また、個人又は地域において、物資の相互融通に努めるなど、被害を最小限度に抑えるための相互扶助を行う。
- (2) 町は、被災住民等に対する食料品等の物資の供給を行うために策定された計画に基づき、地域に即した方法等により供給を行う。また、町は、物資の供給を行うため必要があると認めるときは、民間の施設やノウハウ等を活用して迅速に供給を行う。
- (3) 県は、被災住民に供給する生活必需品等の物資及び町の要請を受けて必要となる物資についての供給を行う。また、県は町へ物資の供給を行うため必要があると認めるときは、倉庫協会等の民間の施設及び物流事業者のノウハウ等活用して迅速に供給を行う。

第2 物資の調達・供給状況の報告等

町は、被災住民への物資の供給を実施するため、県と迅速かつ緊密に正確な情報交換を行う。

- (1) 町は、住民等の状況を調査把握し、状況の変化に伴い逐次、県へ報告する。
- (2) 町は、物資を調達及び供給したときは、その状況を速やかに県に報告する。
- (3) 県は、必要な物資の調達及び供給を迅速・適切に行うため、町の物資調達・供給状況に関する情報を収集・分析する。

第3 給水活動

飲料水の確保が困難な住民に対し、最小限度必要な量の飲料水を供給するよう努める。

1 情報の収集

水道事業者等は、地震発生後、なるべく早期に次の情報を集約・整理して被害の範囲・規模を把握する。

- (1) 配水池等の状況を確認し、貯水量の把握を行う。
- (2) 県と連絡をとり、被害状況と供給量の確認を行う。なお、県は県域に震度5弱以上の地震が発生した場合には市町村と協力して、速やかに奈良県水道震災対策中央本部を設置し、給水活動に必要な情報の収集、照合調整、指示、支援を行う。
- (3) 各給水区域の断水状況の収集・把握を行う。

2 給水の実施

水道事業者等は、把握した情報に基づき応急給水計画を作成し、応急給水を実施する。

資料3-2-3 上水道施設・能力等

第4 食料の供給

避難者、被災者等に対する食料を確保し、炊き出しその他によって応急供給を実施するよう努める。

1 食料供給の対象者

- (1) 避難所に受入れされた者
- (2) 被災によって調理ができない者
- (3) 旅行者、町内通過者等で他に食料を得る手段のない者

2 必要量の把握

民生部食料班は、食料供給の対象者数から必要な数量を把握するとともに、避難所ごとの必要量も算定し、供給計画を作成する。

3 食料の確保

民生部食料班は、供給計画に基づき、備蓄食料や調達によって確保する。

(1) 備蓄食料

町が保有する災害用備蓄物資は、資料3-2-3 防災備蓄品一覧表のとおりである。

(2) 調達食料

協定業者等から調達するとともに流通状況に応じ、その他の業者からも調達する。

また、町において食料の調達が困難な場合は、総務部総務班を通じて県、他の市町村等に応援を要請する。なお、他の市町村、日本赤十字社奈良県支部に応援要請した場合は、県に報告する。

4 供給方法

- (1) 民生部食料班は、自主防災組織、避難所内住民組織、地域各種団体、一般ボランティア等の協力を得て、被災者に不安を抱かせないよう迅速に食料を供給する。
- (2) 供給にあたっては供給品目、数量等を明らかにし、被災者間に不公平が生じることのないよう適切に実施する。
- (3) 在宅避難者は、近隣の避難所へ登録し、在宅避難者自らが避難所で受け取ることを原則とする。なお、自ら受け取りに来られない高齢者や障害者等の在宅避難者へは、近隣住民、

ボランティア等が配布を支援する。

5 炊き出しの実施

民生部食料班は、必要に応じて炊き出しを実施する。

(1) 炊き出しの方法

ア 炊き出しは日赤奉仕団、婦人会等に協力を得て実施する。

イ 炊き出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況及び協力体制の整備状況を勘案して決定する。

ウ 他団体等からの炊き出しの申し出については、調整のうえ受け入れる。

(2) 炊き出しの場所

炊き出しは、既存の給食施設等を利用して実施する。なお調理施設がない、又は利用できない場所においては、応急的な調理施設及び資機材の確保に努める。

【町内の給食施設】

施設名	区域	炊き出し能力	器材等の整備状況
斑鳩町立小・中学校 保育所	町内全般	4,000人	常時生徒、園児に給食を行っているため整備が常に行われている。

第5 生活必需品の供給

被災者に対し寝具、被服等の生活必需品を迅速かつ的確に供給するよう努める。

1 生活必需品供給の対象者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）等により生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

2 供給する生活必需品の内容

被災者の実情に応じて次に掲げる品目の範囲内において現物供給する。

- (1) 被服、寝具及び身のまわり品
- (2) タオル、石鹸等の日用品
- (3) ほ乳瓶
- (4) 衛生用品
- (5) 炊事道具、食器類
- (6) 光熱用品
- (7) 医薬品等
- (8) 要配慮高齢者・障害者等用介護機器、補装具、日常生活用具等

3 必要量の把握

民生部食料班は、生活必需品供給の対象者数から必要な数量を把握するとともに、避難所ごとの必要量も算定し、供給計画を作成する。

4 生活必需品の確保

民生部食料班は、供給計画に基づき、備蓄品や調達によって確保する。

(1) 備蓄品

町が保有する災害用備蓄物資は、資料3-2-3 防災備蓄品一覧表のとおりである。

(2) 調達品

協定業者等から調達するとともに流通状況に応じ、その他の卸売業者、小売販売業者からも調達する。

また、町において生活必需品の調達が困難な場合は、総務部総務班を通じて県、他の市町村等に応援を要請する。なお、他の市町村、日本赤十字社奈良県支部に応援要請した場合は、県に報告する。

5 供給方法

(1) 民生部食料班は、避難所内住民組織、地域各種団体、一般ボランティア等の協力を得て、迅速に生活必需品を供給する。

(2) 供給にあたっては供給品目、数量等を明らかにし、被災者間に不公平が生じることのないよう適切に実施する。

(3) り災地までの物資の輸送は民生部救護厚生班が行う。

(4) 在宅避難者は、近隣の避難所へ登録し、在宅避難者自らが避難所で受け取ることを原則とする。なお、自ら受け取りに来られない高齢者や障害者等の在宅避難者へは、近隣住民、ボランティア等が配布を支援する。

資料3-2-3 防災備蓄品一覧表

6 物資集積場所

緊急物資の集積場所は斑鳩中央体育館とする。

第3節 保健衛生活動

感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講じる。

《担当部・機関》

民生部医療衛生清掃班・関係機関

第1 防疫活動

民生部医療衛生清掃班は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法・予防接種法）並びに災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、県と緊密な連携をとりながら、防疫活動を実施する。

1 消毒（感染症法第27条）

感染症法第27条に基づき、被害の状況によって、家屋、トイレ、その他必要な場所を消毒する。

2 ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）

感染症法第28条に基づき速やかにねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

3 感染症の予防（予防接種法第6条）

民生部医療衛生清掃班は、予防接種法第6条に基づき、感染症等を予防するため必要がある場合は、臨時に予防接種を実施する。

民生部医療衛生清掃班は、被災地域において感染症患者又は病原体保有者が発生した場合、直ちに県（郡山保健所）と連携を図り、予防措置を行う。

4 避難所等の防疫指導

避難所等における防疫活動を実施し、手洗い等の徹底を期す。

なお、避難所に消毒薬等を常備するよう努める。

5 器具、器材、薬品等の調達、確保

噴霧器、運搬器材、薬品その他については、在庫量を確認のうえ不足分を補充する。器具、器材の調達が困難な場合には、県に斡旋を依頼する。

6 応援要請

町単独で防疫活動を実施することが困難な場合は、総務部総務班を通じ管轄保健所に応援を要請し、当該保健所又は保健所管内の他の市町村からの応援を得て実施する。

7 報告

郡山保健所を経由して県に被害状況、防疫活動状況、災害防疫所要見込額を報告する。

8 災害防疫完了後の措置

災害防疫活動を終了した場合は、速やかに災害防疫完了報告書を作成し、総務部総務班及び郡山保健所を経て県に提出する。

資料3-2-4 薬剤散布基準

第2 食品衛生管理

民生部医療衛生清掃班は、食中毒の防止及び食中毒発生時における被害の拡大防止のため、衛生上の徹底を推進するなど、郡山保健所が実施する活動に協力する。

1 食中毒の防止

郡山保健所は、食中毒の防止に万全を期する。

- (1) 炊き出し等救護食品の保管及び供給に係る衛生監視指導
- (2) 食品取扱者の衛生監視指導
- (3) 飲料水の衛生確保のための監視指導
- (4) 食品取扱施設設備・調理器具の衛生監視指導
- (5) 被災者への食品衛生意識の向上に向けた啓発
- (6) 食品営業施設の営業再開時の監視指導

2 食中毒発生時の対応方法

民生部医療衛生清掃班は、食中毒患者が発生した場合、県が行う食品衛生監視員による所要の検査等（炊出し等救護食品の検査、食品取扱者の検便、飲料水の検査、食品取扱施設設備・調理器具の検査など）に協力し、原因究明及び被害の拡大防止に努める。

被害の拡大が懸念される場合、速やかに県へ連絡するとともに、状況により、県に支援を要請する。

第3 保健維持活動

町は、県と連携し、被災者の健康状態や栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療など、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

特に、高齢者、障害者、子ども等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車いす等の手配を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

1 巡回相談等の実施

- (1) 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。その際、多様な相談に配慮して、女性相談員の配置にも努める。
- (2) 被災者の栄養状況を把握し、食料の供給機関等との連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体等の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。
- (3) 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。

- (4) 避難所等における車中泊者に対して、エコノミークラス症候群を防止するための適切な指導を行う。

2 心の健康相談等の実施

- (1) 災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、多様な相談に配慮して、女性相談員の配置にも努める。
- (2) 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科医や精神保健福祉士等による精神科救護所の設置を検討する。

第4 環境保全対策

医療衛生清掃班は、災害発生後、環境省や県等と連携し、災害に伴う有害物資の流出や被災建物等の撤去作業中に発生する粉じんやアスベスト等による環境汚染等、被災地の環境保全に関する対策を定める。

1 対象とする環境汚染の種類等

- (1) 対象とする環境汚染は、大気汚染、悪臭、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動とする。
- (2) 対象とする汚染物質は、環境基準項目、環境関連法令の規制対象物質及びその他工場等において製造、使用又は排出される有害物質とする。

2 環境汚染対策

(1) 初期情報収集及び現地確認

関係部局、関係機関等から、災害の規模、範囲及び工場の被害等に関する情報等を入手するとともに、現地確認を行う。

(2) 災害時の環境汚染モニタリング体制の整備

環境省及び県等と災害時における環境測定の協力体制を構築する。

3 環境保全措置

(1) 工場等に対する一般的措置

各工場等に対し、必要な保全措置の実施及びその報告並びに法令に基づく届出等を指導する。

(2) 保全対策の基本方針

発生源及び環境汚染状況調査結果に基づき、各調査の段階において、汚染状況の評価を行い、環境汚染の原因と汚染の継続性から分類した環境汚染の状況の区分ごとに、環境保全措置を講じる。

(3) 災害復旧に伴う環境保全

ア 家屋解体・撤去に伴う環境保全対策

- (ア) 事業者に対し、家屋解体・撤去に伴う粉じん、アスベスト、騒音、振動等の公害を防止

するに必要な措置の実施及び関係する法令の遵守について、必要に応じて文書により要請する。なお、アスベスト対策については、環境省が策定した「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき、県が指導する。

(イ) 適宜現場パトロールを行い、(ア)の遵守状況の確認を行うとともに、現地指導を行う。

イ 災害廃棄物処分に伴う環境保全対策

(ア) 処分計画の立案にあたり、環境保全の観点から適切な処分が実施されるよう環境保全対策を計画する。

(イ) 処理施設等(焼却施設、破砕施設、最終処分等)の設置にあたっては、必要な公害防止施設を設置する。

(ウ) 施設の稼働にあたっては、法令に基づき排ガス測定等を実施する。

(エ) 必要に応じ、周辺環境調査を行い、環境影響の程度を確認する。

ウ 交通量の増加に伴う自動車公害対策

交通量の増加が著しい路線がある場合、騒音等の測定を行い、著しい被害が長期継続すると予想される場合は、道路管理者等と環境保全のための措置について協議を行う。

第5 家庭動物(ペット)の受入対策

被災地域の衛生状態の保持及び安全の確保のため、放浪動物の保護受入等を実施する。

1 飼育者の責務

家庭動物(ペット)の飼育者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。また、飼育困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

2 放浪動物の対策

被災によって、飼育されていた犬等が放浪することによる住民への危害発生を防止するため、これら放浪動物の保護受入れ、危険動物の逸走等の対策については、県、県獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等と連携・協力して行う。具体的な対策については、その都度関係機関と協議して決めるが、おおむね次を目安として行う。

(1) 放浪している家庭動物(ペット)の受入対策

(2) 避難所で飼育されている動物に対する餌の配布

(3) 負傷している動物の受入れ・治療

(4) 飼育困難な動物の一時保管及び新たな飼い主探し

(5) その他動物に関する相談の受付

第4節 要配慮者等の支援対策

町は、社会福祉協議会や福祉施設事業者と連携して、被災した要配慮者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した支援活動に努める。

《担当部・機関》

総務部情報財政班・民生部救護厚生班

第1 要配慮者の被災状況の把握等

民生部救護厚生班は、要配慮者の安否確認並びに被災状況及び被災した要配慮者の福祉ニーズの把握に努める。

1 要配慮者の安否確認及び被災状況の把握

- (1) 町は、災害発生直後には、避難支援等関係者、地域住民、ボランティア等の協力を得て、速やかに在宅要配慮高齢者、障害者、その他の要配慮者の安否確認を行うとともに、単独での避難行動に支障があると認められる者の避難誘導の実施に努める。

その際、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を活用するとともに、避難行動要支援者避難支援計画（全体計画及び個別避難計画）に基づき、避難誘導を行う。なお、名簿の取扱い及び関係機関との情報共有にあたっては、個人情報への配慮に十分留意する。

また、保護者を失うなどの要保護園児・児童の早期発見、保護に努める。

- (2) 町は、斑鳩町社会福祉協議会と連携し、社会福祉施設の施設設備、入所者、職員及び福祉関係職員等の被災状況の迅速な把握に努める。

2 安否情報の提供

町は、町域に係る災害が発生した場合において、災害の被災者の安否に関する情報（以下「安否情報」という。）について照合があった時は、回答することができる。なお、安否情報を回答する場合は、安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

3 安否情報の内部利用

町は、上記2の規定による回答を適切に行い、又は回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有にあたっては特定された利用の目的以外のために内部で利用することができる。

4 被災者情報の入手

町は、上記2の規定による回答を適切に行い、又は回答の適切な実施に備えるために必要があると認められる場合は、関係地方公共団体の長、消防機関、県警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

5 福祉ニーズの把握

被災した要配慮者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

6 県への報告

町は、要配慮者の被災状況を調査したときは、以下の事項について速やかに県に報告する。なお、すべての事項が確認できない場合、確認できた範囲の報告を行い、その他の事項についても、後刻速やかに報告する。

- (1) 避難所等に避難している者
- (2) その他親戚、知人宅等に避難している者（医療施設に受入れされた者を除く。）
- (3) 被災地域の在宅者
- (4) 被災地域の施設入所者及び施設等

第2 被災した要配慮者への支援活動

民生部救護厚生班は、被災した要配慮者に対し、在宅福祉サービスの継続的提供、情報提供等の支援活動に努める。その際、男女のニーズの違いなど、多様な視点に十分配慮するよう努める。

1 避難誘導等

- (1) 避難行動要支援者名簿や個別避難計画等に基づき避難支援者等の協力を求め、所在確認、情報伝達及び避難誘導の支援を行う。
- (2) 避難経路は、できる限り危険な橋、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。
- (3) 要配慮者に対しては、その状態や特性に応じた多様な情報伝達手段を利用し、避難誘導を行うとともに、避難確認を行う。

2 避難所到着後の対応

- (1) 要配慮者の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難所を確保するとともに、健康状態や多様なニーズを把握し、要配慮者に配慮した運営に努める。
- (2) 避難所における要配慮者用相談窓口の設置や要配慮者支援への理解促進に留意する。あわせて、個々の事情により、その地域において在宅にて避難生活を送っている者も支援の対象とする。
- (3) 必要に応じて要配慮者等一般的な避難所では生活に支障をきたす方を対象に、特別な配慮がなされた福祉避難所を開設する。ただし、緊急入所等在宅での生活の継続が困難な要配慮者や避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行う。
- (4) 災害に関する情報や食料・トイレ等避難生活に関する基本的な情報について、多言語や「やさしい日本語」に対応した例文やピクトグラムによる案内板等の掲示を行う。

3 福祉機器等の確保

要配慮者が避難所等で生活するうえで必要な福祉機器の確保に努める。

4 在宅福祉サービスの継続的提供

(1) 町は、斑鳩町社会福祉協議会と連携し、被災した要配慮者に対し、居宅、避難所、応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、要配慮者本人の意思を尊重して対応する。

(2) 被災した園児・児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。

5 要配慮者の施設への緊急入所等

町は、斑鳩町社会福祉協議会と連携し、社会福祉施設入所者が安心して生活を送れるよう、必要な支援を行うとともに、居宅、避難所等では生活ができない要配慮者については、本人の意思を尊重したうえで、社会福祉施設への緊急一時入所の措置を迅速かつ的確に実施する。

6 食料及び生活必需品の供給

(1) 乳児・幼児・高齢者等で咀嚼・えん下が不自由なため、特別食を必要とする者には、固形食から流動食等への代替食料の確保に努める。

(2) 代替食料の確保が難しいときは、加水・加熱処理に必要な器具及び原材料の確保に努める。

(3) 乳児のミルクやおむつ（大人用・男女別を含む。）などの生活必需品を現物備蓄するなど、供給できるように配慮する。

(4) 高齢者等の誤嚥性肺炎の予防のため、歯ブラシや歯磨剤等の口腔ケア用品を流通備蓄等により供給するように努める。

(5) 県から配送された生活必需品を速やかに各避難所に配布するものとし、その際、要配慮者に優先的に配布するなどの配慮を行う。

(6) 生活必需品の配置に際し、要配慮者の利用を十分考慮する。

7 情報提供

関係団体やボランティア等の協力を得て、要配慮者に対する居宅及び避難所、応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。

8 広域支援体制の確立

民生部救護厚生班は総務部総務班を通じて、要配慮者に対する被災状況等の情報を県に連絡する。

県は、必要に応じて、国や近隣府県、関係団体等からの広域的な人的・物的支援を得ながら、町に介護職員等の福祉関係職員の派遣や要配慮者の他の地域の社会福祉施設への入所が迅速に行えるよう、広域調整を行うとともに、支援体制を確立する。

9 応急仮設住宅

町は、応急仮設住宅の入居者の決定等の際には、次の事項を留意する。

- (1) 高齢者や障害者等の優先入居
- (2) 高齢者や障害者等が過度に集中した応急仮設住宅群を回避する。
- (3) 入居後の高齢者や障害者等に対し、巡回相談、安否確認などを行う。

10 留意事項

地震の場合は、平時に想定していない者が被災による負傷や長期間の避難生活等により要配慮者になる可能性があるため、避難行動要支援者名簿登載者だけでなく、これらの者の情報も可能な限り収集し、行政機関へ伝達する。なお、避難場所については個別計画に定めた避難先に避難支援するが、災害の規模や現地の状況によってはこれにこだわらず、「命を守る」という視点に立って柔軟に対応する。

避難後の要配慮者への支援については、水害・土砂災害等の場合と同様に対応していくこととなるが、災害の規模によっては長期の避難生活を余儀なくされる場合もあるため、要配慮者一人ひとりの特性に応じた避難生活の支援を行えるよう、医師、保健師、管理栄養士等の専門家の協力も得て、特に健康面や心のケアにも留意する。

第3 外国人・観光客・帰宅困難者支援

情報財政班は、災害時に、地理に不案内な外国人や観光客、交通機関等が途絶したため町域に滞留を余儀なくされた帰宅困難者に対し、情報や応急物資の提供を行うとともに迅速に安否確認を行う。

また、企業や集客施設や公共交通機関等の事業者は、早期に「むやみに移動を開始しない」という基本原則を呼びかけるとともに、帰宅困難者への速やかな情報提供や状況が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。

1 町の対応

(1) 情報提供

帰宅困難者に対して、西日本旅客鉄道株式会社と協力して駅前に被害や交通の状況を掲示するなど、帰宅支援情報を提供する。

また、言葉に不自由な外国人に対しては、ボランティアや地域住民等の協力を得て、チラシやラジオ等を利用して、必要な情報を提供するとともに、観光客に対して、観光アプリを活用して町の指定避難所に誘導する。

また、観光・宿泊施設の運営者等は、防災に関する外国語会話集やコミュニケーションカード、多言語のアナウンス、災害時多言語情報作成ツールの活用、さらに、通信が可能な場合はスマートフォン用アプリ「Safety tips」の活用を図る。

※(一財)自治体国際化協会が作成・提供しているツールで、多言語対応した掲示、携帯メール・サイト、音声メディアの作成を支援する。

(2) 観光客の安否確認及び避難誘導

- ア 警察・消防局と情報を交換し、ボランティア団体、マスコミ、宿泊施設の責任者、観光地の従業員等と協力して、観光客の安否を把握する。
- イ 主な駅（JR奈良駅、近鉄奈良駅等）や観光地（社寺等）等に避難している人員等を駅事務室、社務所、寺務所、消防局、警察と情報交換し把握する。
- ウ 宿泊施設及び観光地において被害が拡大する場合、宿泊施設の責任者や観光地の従業員が、放送施設や拡声器等により、速やかに最寄りの避難場所、避難所に誘導する。その際、観光客に対しては、団体行動をとるよう指示し、パニックを避けるよう努める。
- エ 旅行会社等と外国人旅行者の被災情報を交換し、宿泊施設や避難所等に滞在する外国人旅行者の安否確認を行う。

(3) 応急食料・飲料水・生活必需品の供給

観光客や帰宅困難者の状況を把握して町の担当部及び班を通じ、必要量の応急食料、飲料水、毛布等を提供する。

(4) 徒歩帰宅者への支援

帰宅困難者（徒歩で帰宅する被災者）に対し、協定に基づき帰宅困難者支援「協力店舗」のステッカーを表示した災害時帰宅支援ステーション（コンビニエンスストア等）において、次のような支援を行うこととなっている。

- ア 水道水、トイレ等の提供
- イ 地図による道路の情報、ラジオで知り得た通行可能な道路に関する情報の提供

2 企業等の対応

- (1) 企業等は、発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、施設の安全を確認した上で、従業員等を施設内又は安全な場所に待機させる。
- (2) 企業等は、出勤時間帯に発災した場合は自宅待機等を指示し、帰宅時間帯に発災した場合には事業所での待機を指示するなど、発災時間帯に応じて、従業員等が身の安全を確保できるよう指示を行う。
- (3) 集客施設や公共交通機関等の事業者は、施設の安全を確認後、利用者を施設内の安全な場所で保護する。

第5節 ライフラインの確保

ライフライン・放送に関わる事業者は、地震によって途絶したライフライン施設、放送施設について速やかに応急復旧を進めるとともに、応急供給、サービス提供を実施する。

《担当部・機関》

総務部情報財政班・事業部庶務班・事業部下水道班・関係機関

第1 被害状況の報告

ライフラインに関わる事業者等は、地震観測後、速やかに施設設備の被害状況を調査し、町及び県に報告する。

第2 上水道施設（奈良県広域水道企業団）

上水道施設に被害が生じた場合は、応急給水に努めるとともに、ライフライン施設としての機能の維持・回復を図るため、速やかに応急復旧を実施する。

第3 下水道施設（町、県）

下水道施設に被害が生じた場合は、ライフライン施設としての機能の維持・回復を図るため、速やかに応急復旧を実施する。

1 応急措置

（1）緊急調査

事業部下水道班は、地震災害の発生時に管渠については地表より目視により、ポンプ場、処理場の各施設については施設内を巡視により被災状況を早急に調査し、迅速に関係機関に伝達する。なお、調査の際、薬品等の危険物の漏洩を発見した時には緊急停止の処置を行う。

また、下水道に関わる各施設の被災状況及び復旧見込みについて、応急復旧工事が完了するまで、生活水の節水に努めるよう周知する。

（2）応急調査

施設内を直接目視することにより、施設の機能、構造の被害を把握する。必要に応じ、「下水道事業における災害時応援に関するルール」に基づき、県をはじめ、国、他の地方公共団体及び民間団体に支援を要請する。

2 応急復旧

事業部下水道班は、応急復旧を実施する。

- （1）下水管渠の被害に対しては、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂浚渫、臨時の管路施設の設置等、汚水、雨水の疎通に支障のないように応急処置を講じ、排水の万全を期する。
- （2）ポンプ場及び処理場の被害に対しては、電源施設、処理機能等の回復を図るべく応急処

置を講じて下水処理の復旧に努める。被害の状況によっては最低限の処理をして放流する。

また、燃料、消火ガスの漏洩の有無を点検し、速やかに応急処置を講じる。

(3) 応急復旧に必要な人材、資機材等を確保する。

(4) 被災状況、復旧の難易度を勘案して必要度の高いものから復旧を行う。

(5) 被災状況等によっては、協定や要請に基づき、他の市町村に応援を要請する。

3 広報

事業部下水道班は、総務部総務班を通じて、被害状況、復旧状況及び今後の見通しを関係機関、報道機関等に伝達し、広報する。

第4 電力供給施設

電力供給事業者は、電力供給施設に被害が生じた場合は、応急供給に努めるとともに、ライフライン施設としての機能の維持・回復を図るため、速やかに応急復旧を実施する。

第5 ガス供給施設

ガス供給事業者は、ガス施設に被害が発生した場合、ガス漏洩による二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガス供給を確保する。また、災害発生時には「防災業務計画」に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連携協力のもとに応急対策を実施する。

第6 電信電話施設

電信電話事業者は、災害時における電気通信サービスの基本的な考え方として、災害が発生した場合又は通信の著しく輻輳が発生した場合等において、通信不能地域をなくすため及び重要通信の確保を図るため、災害措置計画を作成し、実施する。

第7 鉄道施設

鉄道事業者は、災害が発生した場合には速やかに被害状況の確認に努め、被害の拡大防止及び迅速な被害復旧にあたり安全確保を図るとともに輸送力の確保に努める。

第6節 建築物・住宅応急対策

被災者の住宅を確保するため、県と協力して速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設など必要な措置を講じるとともに、公営住宅等の空き家への一時入居措置などに努める。なお、応急住宅の仕様については、高齢者、障害者など要配慮者に配慮する。

《担当部・機関》

総務部総務班・事業部土木班

第1 住居障害物の除去

がけ崩れ等によって、居室、炊事場等に侵入した障害物を除去し、居住者の生活に支障をきたさないようにする。

1 除去の対象者

- (1) がけ崩れ、浸水等によって、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている者
- (2) 自らの資力をもってしては除去できない者

2 除去作業

消防機関及び事業部土木班は、協定業者等の協力のもと除去作業を実施する。

3 除去の範囲

除去作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最低限度にとどめ、事後の復旧活動に支障をきたさない範囲とする。

4 応援要請

協定業者等の資機材及び人材が調達・斡旋できない場合は、総務部総務班を通じ県へ応援を要請する。

第2 被災住宅の応急修理

災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が半壊、半焼又は床上浸水し、当面の日常生活が営めない者の住宅の居室、炊事場、トイレ等、必要最小限度の部分について応急修理を行う。

修理戸数並びに費用の限度額は、災害救助法の定めるところによる。

なお、災害救助法が適用されない場合は、町が必要に応じて応急修理を実施する。

1 実施責任者

災害救助法が適用された場合における被災住宅の応急修理は、知事が実施し、町長はこれに協力する。ただし、知事から委任された場合は、町長がこれを実施する。

2 応急修理の対象者

- (1) 住家が半壊、半焼又は床上浸水し、そのままでは当面の日常生活ができない者
- (2) 自らの資力をもってしては応急修理ができない者

3 修理作業

事業部土木班は、県の斡旋する建設業者が実施する修理作業に協力する。

4 修理の範囲

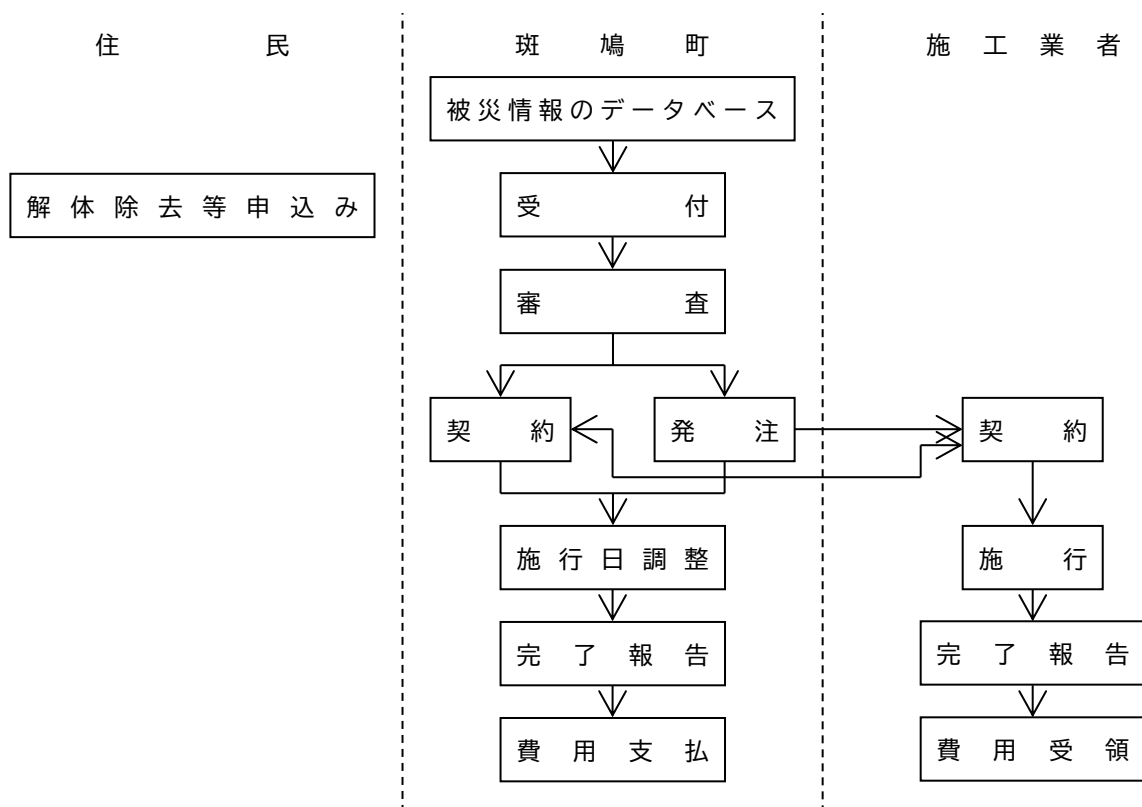
居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分のみを対象とする。

5 修理期間

災害救助法適用による被災住宅の応急修理期間は、原則として災害発生の日から1か月以内とする。

第3 被災家屋の解体

国が被災家屋の解体に関して特別の措置を講じた場合で、町に解体・除去等を委任された場合は、事業部土木班は、次のように実施する。



第4 応急仮設住宅の建設

災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼又は流失し、住宅を確保することができない者に対し、応急仮設住宅を建設し、供与する。

なお、災害救助法が適用されない場合は、町が必要に応じて応急仮設住宅を設置する。

1 実施責任者

災害救助法が適用された場合における応急仮設住宅の供与は、知事が実施し、町長はこれに協力する。ただし、知事から委任された場合は、町長がこれを実施する。

2 入居対象者

応急仮設住宅の入居者の選定については、原則として、町が県から委任を受け、以下の基準に沿って選定する。ただし、広域避難に対応する場合には、県が被災市町村の協力を得ながら実施する。

- (1) 住家が全壊（全焼・流失）した者
- (2) 居住する家がない者
- (3) 自らの資力をもってしては住宅を確保することができない者

3 応急仮設住宅建設用地

事業部土木班は、総務部総務班と調整のうえ、あらかじめ定めた応急仮設住宅建設予定地の中から、建設用地を選定する。

4 高齢者や障害者等への配慮

- (1) 高齢者や障害者等の入居を優先的に行う。
- (2) 高齢者や障害者等に配慮した福祉仮設住宅の供給に配慮する。
- (3) 高齢者や障害者等が過度に集中した応急仮設住宅群を回避する。

5 着工時期

災害発生より20日以内とする。

6 供与期間

災害救助法適用による応急仮設住宅の供与期間は、原則として完成の日から2年以内とする。

7 応急仮設住宅の管理

事業部土木班は、県から要請があった場合、応急仮設住宅の管理を実施する。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び支援に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性や子ども・若者をはじめとする多様な生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物（ペット）の受入に配慮する。

第5 公営住宅等への一時入居

事業部土木班は、応急仮設住宅への移転までの一時的な受入施設として、公営住宅・公的住宅等の一時使用の措置を講じる。

第6 民間賃貸住宅の借上げ

事業部土木班は、応急仮設住宅戸数が不足する場合には、必要に応じて民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の設置も検討する。

第7 住宅に関する相談窓口の設置等

事業部土木班は、応急仮設住宅、空き家、融資など住宅に関する相談及び情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。

また、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、県と協同で貸主団体及び不動産関係団体への協力要請等適切な措置を講じる。

第8 家屋の被害認定調査

町は、被災者支援策と関連する「り災証明書」の早期発効のため、発災後迅速に、住家の被害認定調査の実施体制及びり災証明書の発行体制を確立し、実施する。

1 情報の収集

建物等の被害状況を調査、情報収集し、建物等被害の予測を行う。

2 調査体制の構築

県、他市町村及び建築士会等関係団体の協力を得て、調査員及び調査備品等を確保し、調査体制を構築する。

3 調査方法

第1次調査として外観目視による調査を実施し、被災者から申請があった場合は第2次調査として外観目視及び内部立入による調査を実施する。

ただし、状況に応じ第1次調査を省略し、第2次調査を実施することができる。

4 再調査

(1) 再調査の実施

り災証明の判定結果に不服のあった家屋及び被害認定調査ができなかった家屋について、被災者の申出に基づいて再調査を実施する。

(2) 再調査の申出期間

再調査の申出期間は、災害の発生からおおむね3か月の期間とする。

第7節 農林関係応急対策

地震が発生した場合、農林関係の被害拡大を防止するため、農林業に関する応急対策を実施する。

《担当部・機関》

事業部農林班・関係機関

第1 農業用施設

事業部農林班、土地改良区等は、農業用施設の被害の状況を早期に調査し、応急復旧を図る。

- (1) 事業部農林班は、農業用施設の被害状況の早期把握に努めるとともに、被災施設や危険な箇所に対する調査を速やかに実施し、必要に応じ、応急措置を講じる。
- (2) 土地改良区等は、管理施設（ため池、農道、水路等）が被災した場合、関係機関に連絡し、その協力を得て、応急措置を講じる。

第2 農作物

事業部農林班は、県及び奈良県農業協同組合との協力のもと、被害を最小限に食い止めるため、農家に対し、災害対策技術の指導を行う。

第3 畜産

事業部農林班は、災害発生時に急速にまん延するおそれがある家畜伝染病に対処するために、畜産関係団体、家畜保健衛生所の協力を得て伝染病の発生予防に万全を期すよう努める。さらに国の防疫方針に基づき、県の指示に従って家畜伝染病のまん延を予防する。

第4 林産物

事業部農林班は、県との協力のもと、倒木に対する措置等の技術指導を行うなど林産物の被害の軽減に努める。

第8節 応急教育等

学校教育等を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとる。

《担当部・機関》

教育部教育総務班

第1 児童、生徒等の安全確保

幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の学校教育施設（以下「学校等」という。）の責任者（以下「校長等」という。）は、次の事項に留意し、災害発生時における幼児、児童、生徒（以下「児童・生徒等」という。）の安全確保を図るため、町の地域防災計画を踏まえて防災計画を策定する。

【学校等における防災計画策定の留意事項】

1 防災体制に関する内容

- （1）校内の防災組織（平時と災害時の役割の明確化、被災時における学校防災本部の設置）
- （2）教職員の参集体制（災害の種類や規模、発生時の状況に応じた教職員の参集体制）
- （3）家庭や地域との連携（児童・生徒等の引渡し訓練や地域防災計画に基づいた訓練の実施等による日常的な連携強化）

2 安全点検に関する内容

- （1）安全点検の実施（点検場所、内容、責任者等を明確にした定期的な点検体制の確立）
- （2）防災設備の点検（防火シャッター、消火器、消火栓、救助袋等の定期的な点検）
- （3）避難経路の点検（災害発生時の避難経路の点検、通学路の安全点検）

3 防災教育の推進に関する内容

- （1）防災教育の推進及び指導計画の作成
- （2）教職員の指導力、実践力の向上（校内外の研修による防災リテラシー、応急処置能力の向上や「心のケア」対策の充実）

4 防災（避難）訓練の実施に関する内容

- （1）避難経路、避難場所の設定（地震、火災、風水害等の災害の種類に応じた複数の避難経路、避難場所の設定）
- （2）防災（避難）訓練指導（実践的で多様な訓練の実施）
- （3）児童・生徒等の安否確認
- （4）児童・生徒等の保護者への引き渡し訓練

5 緊急時の連絡体制及び情報収集

- (1) 教職員及び保護者への連絡体制（複数の連絡方法の整備）
- (2) 関係機関（消防、警察、医療機関等）への連絡体制
- (3) ラジオやテレビ、インターネット等による災害の情報収集（災害の内容や規模、地域の被害状況等）

6 学校等が避難所になった場合の対応

- (1) 学校等が所在する市町村防災部局及び地域との連携体制（施設開放の手順の確認等）
- (2) 施設開放区域の明示
- (3) 避難所支援体制（避難者誘導、避難所運営組織づくり支援、名簿作成 等）

第2 緊急措置

1 校内で地震を観測した場合

- (1) 校園長は、幼児、児童、生徒等の安全を確認し、校園施設の被害状況、周辺の状況等を迅速に把握し、教育委員会へ報告する。
- (2) 施設に火災や倒壊等のおそれがあり、幼児、児童、生徒、教職員等に危険が及ぶと判断したときは、速やかに安全な避難場所へ避難誘導する。
- (3) 非常持ち出し品の搬出を指示する。
- (4) 避難場所において、避難場所の安全を再確認しながら、状況の把握に努め、二次避難の必要性を検討すると共に、児童・生徒等の安否確認を行い、必要性に応じて二次避難を指示する。

2 登下校時に地震を観測した場合

- (1) 通学路、及び学校周辺の情報収集、安全確認を行い、児童・生徒等の安否確認を指示する。
- (2) 避難場所の安全を確認、確保すると共に、登校してきた児童・生徒等を誘導し、安全確保、安否確認を行う。
下校時においては、学校等に戻ってきた児童・生徒等を避難場所に誘導し、安全確認、安否確認を行う。
- (3) 保護者に対して、正確な情報を速やかに提供すると共に、窓口対応を一本化する。

3 学校行事（校外）で地震を観測した場合

- (1) 現場の責任者との連絡を確保し、情報の把握に努め、児童・生徒等、教職員の生命を最優先し、安全確保と安否確認を指示する。
同時に、定期的な連絡、報告を指示する。
- (2) 全体的な状況判断をもとに、可能ならば現場に応援の職員を派遣し、情報の収集と連絡経路を確保する。
- (3) 保護者に対して、正確な情報を速やかに提供すると共に、窓口対応を一本化する。

4 勤務時間外に地震を観測した場合

- (1) 校園長並びに非常招集した教職員は、直ちに校園施設の被害状況及び周辺状況を把握し、

教育委員会へ報告する。

- (2) 非常招集した教職員は、幼児、児童、生徒等や教職員の安全確認を電話やファクシミリ等の方法によって確認する。
- (3) 各校園の動員計画に基づいて、所定の教職員を招集し、応急措置を実施する。

5 報告

- (1) 公立の幼稚園、小学校、中学校では、被害状況等を町教育委員会に報告し、報告を受けた町教育委員会は、県教育委員会企画管理室長へ報告する。
- (2) 公立の高等学校は、被害状況等を県教育委員会企画管理室長へ報告する。
- (3) 私立学校は、被害状況等を県私学担当課長へ報告する。

第3 校園の応急対策

教育部教育総務班は、速やかに平時の教育活動が実施できるよう、施設管理者の協力のもと教育施設の施設設備について、必要限度の応急復旧を実施するとともに、代替校園舎を確保するなど必要な措置を講じる。

- (1) 応急修理で利用できる場合は、速やかに修理のうえ使用する。
- (2) 被害が甚大で応急修理では使用できない場合は、隣接の校園又は公民館、寺院その他適当な公共施設を利用する。
- (3) 校園舎の一部が使用できない場合は、特別教室、体育館等を利用する。なお授業又は施設利用に支障がある場合は、仮間仕切り、仮設トイレ等を設置する。
- (4) 破損等により使用不能の机及びいすの補充は、近隣の学校園と調整し、保育・事業に支障のないよう調整に努める。
- (5) 校園が避難所等に利用され、校園舎の全部又は大部分が長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の避難所への転用も含め関係機関と調整する。

第4 応急教育の実施

教育部教育総務班は、通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況等に応じて応急教育を実施する。

1 応急教育の区分

災害によって施設が損傷、若しくは避難所として使用され、通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、教員・園児・児童・生徒及びその家族の、り災程度、避難者の受入状況、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案して、次の区分にしたがって応急教育を実施する。

- (1) 臨時休校
- (2) 短縮授業
- (3) 二部授業
- (4) 分散授業
- (5) 複式授業
- (6) 上記の併用授業

2 応急教育への対応

- (1) 教育委員会と連絡をとり、被害及び応急教育実施に必要な施設・設備、人員について報告する。

災害規模や被害の程度によっては、教育委員会へ専門家（震災建築物応急危険度判定士等）による判定を要請し、校舎や施設設備等の使用再開の決定は、専門家の調査結果を待って行う。

- (2) 校長等は、学校施設、教職員、児童・生徒等、通学路等の状況を総合的に判断し、教育委員会と相談のうえ、応急教育実施の時期を決定する。
- (3) 学校等への避難が長期化することが見込まれる場合は、授業実施のための教室等の確保が必要となるため、近隣の代替施設及び学校敷地、近隣公園など仮設校舎等の建築可能場所をあらかじめ選定しておく。

3 児童・生徒等及び保護者への対応

- (1) できるだけ速やかに、教職員による家庭訪問、避難所訪問等を行い、児童・生徒等の正確な被災状況の把握に努める。
- (2) 休講や避難所等での応急教育の実施も視野に入れ、児童・生徒等の心のケアを優先的に考えた対応を行う。
- (3) 児童・生徒等及び保護者への周知は、掲示、家庭訪問、メール、Webページ、電話、自治会等の放送などの中から利用可能な方法で実施する。

4 授業時数の確保

休校、二部授業その他のために授業時数の不足が考えられるので、夏期休業日を利用する振替授業やできるだけ速やかに平常授業を再開するなど授業時数の確保に努める。

5 教員の確保

教員の被災等によって教員が不足し、通常の授業が実施できない場合は、次の方法をもって教員の確保の応急措置を講じる。

- (1) 不足教員が少ない場合は、当該学校内で操作する。
- (2) 当該学校内で操作できない場合は、教育部教育総務班において操作する。
- (3) 教育部教育総務班で操作できない場合は、県教育委員会に応援を要請する。

6 危険防止

被害状況に応じ危険場所が予測される場合は、危険防止に関する指導の徹底を図る。

7 転校措置

児童・生徒の転校園手続き等の弾力的運用を図る。

8 健康管理

教育委員会及び校園長は、被災園児・児童・生徒や教職員の体と心の健康管理を図るため、保健所等と連携を図りながら、臨時健康診断、カウンセリング、電話相談等を実施する。

第5 就学援助等

被災によって就学が困難となり、又は学資の支弁が困難となった児童・生徒に対し援助するとともに、就学上支障のある児童・生徒に対しては、学用品を支給する。

1 就学援助等に関する措置

教育部教育総務班は、被災によって就学が困難となり、又は学資の支弁が困難となった町立学校の児童・生徒に対し、就学援助費の支給について、必要な措置を講じる。

2 学用品の支給

教育部教育総務班は、災害救助法に基づき、就学上支障のある児童・生徒に対して教科書、教材、文房具及び通学用品を支給する。

第6 給食の応急措置

学校長は速やかに被災状況を教育委員会に報告するとともに、教育委員会と協議のうえ、給食実施の可否について決定する。

- (1) 学校給食に必要な要員の確保、施設整備の稼働に必要な措置及び給食物資の調達に努める。
- (2) 避難所として使用されている学校については、学校給食と被災者用炊き出しとの調整に努める。
- (3) 給食施設が被害のため実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施するように努める。

第9節 文化財の応急対策

文化財保護法等で指定されている文化財（以下「文化財」という。）への応急措置及び復旧対策は、被害の拡大防止を第一の目的とする。応急措置の方法は文化財の種別や災害の種類により異なるが、早急かつ適切に対応し、文化財的価値を損なわないようにしなければならない。また、復旧対策については、今後予想される新たな災害への対策等も視野に入れた対応が求められ、専門家と十分に協議する必要がある。

都市建設部庶務班は、文化財保護法等で指定されている文化財の所有者又は管理責任者との協力のもと、被災状況を調査し、その結果を県文化財保存課に報告する。また、県文化財保存課からの指示に基づき、被災文化財の被害拡大を防止するため、所有者又は管理責任者に対し、応急措置を講ずるよう指導・助言を行う。

《担当部・機関》

都市建設部庶務班・関係機関

第1 災害発生のお知らせ

- (1) 指定・登録・選定された文化財の所有者又は管理者は、災害が発生したときには、文化財の被害状況を直ちに県文化財保存課へ報告する。
- (2) 町都市建設部地域振興課より報告を受けた県文化財保存課は、国指定文化財等については直ちにその旨を文化庁に報告する。

第2 被害状況の調査

- (1) 町より報告を受けた県文化財保存課は、被害の通報受理後、係員を現地に派遣し被害の状況の把握に努め、国指定文化財等については、その結果を文化庁に報告し、係官の派遣等必要な措置を求める。地方指定・未指定文化財については、文化財防災センターへ適宜協力を求める。
- (2) 現地調査を行い、必要に応じて所有者及び管理者に応急措置を講じるよう指導する。
なお、国指定文化財等の応急措置については、文化庁へ実施した内容を報告し、地方指定・未指定文化財については、文化財防災センターへ適宜協力を求める。

第3 被害の拡大防止と応急措置

所有者又は管理者は、火災、建物の倒壊、盗難、風雨、廃棄、散逸等による二次的な被害を防止するため、必要な応急措置を講じる。搬出可能な文化財は、安全な場所に移して保管する。

都市建設部庶務班は、所有者又は管理者に指導・助言するとともに、必要があると認めるときは、所有者又は管理者の要請に応じて援助・協力する。

また、被害の拡大防止と応急措置に関する広報を情報財政班に依頼する。

1 火災対策

出火・延焼危険箇所の発見、飛火の監視、防災設備の損壊状況の確認、消火用具・消火用水の確保等により、初期消火・延焼防止活動に備える。

火災発見時は、消防機関に迅速に通報するとともに、身体の安全を確保したうえで、初期消火・延焼防止活動を行う。

都市建設部庶務班は、消防と連絡を取り合い、状況の把握と適切な対策にあたる。

2 倒壊対策

半壊状態で倒壊の危険がある文化財建造物、文化財保管施設、史跡等の重要な構成要素となっている建造物等について、支柱の設置など応急補強対策を講じる。

3 盗難対策

盗難防止のため、監視体制の強化、保管場所の施錠、防犯装置の設置等の対策を講じる。

4 風雨対策

風雨による二次災害防止のため、ビニールシート等による応急対策を講じる。

このため、ビニールシート、ロープ、テープ等の調達に留意する。

5 廃棄・散逸対策

廃棄・散逸を防止するため、他の災害廃棄物と混合しないよう区分する。

破損した文化財の部材・破片等はもれなく集める。

甚大な被害が生じている場合は緊急輸送道路に面するものに特に留意する。

第4 文化財の復旧

都市建設部庶務班は、県と連携して、所有者等による復旧計画について指導・助言を行う。

- (1) 被害状況の結果をもとに、県文化財保存課は所有者及び管理者とともに今後の復旧計画の策定を行う。ただし、国指定文化財については、文化庁の指導を受ける。
- (2) 復旧の計画にあたっては、文化財の価値を損なうことのないよう細心の注意を払い、文化財の破損状況や材質、形状等に応じた最善の方法を選択する。
- (3) 建造物については、必要に応じて構造強度向上の処置を含む工事を実施し、美術工芸品については、特に精密な調査を行って本格的な修復を実施するとともに、保存対策を講じるなど、それぞれの文化財の性状に応じた復旧計画を立てる。

第10節 廃棄物の処理

し尿、ごみ及びがれきについて、被災地域の衛生状態の保持及び迅速かつ的確な災害復旧活動を促進するため、適切な処理を実施する。

《担当部・機関》

総務部総務班・民生部医療衛生清掃班・事業部土木班・事業部庶務班・事業部下水道班
関係機関

第1 し尿処理

民生部医療衛生清掃班は、被災地域の衛生状態の保持のため、仮設トイレ（簡易トイレ、トイレカー、トイレトラック等を含む。）を設置するとともに、し尿処理業者と協力し、し尿の適切な収集・処理を実施する。

1 初期対応

仮設トイレの必要数を把握し、速やかに仮設トイレを設置する。

- (1) 上・下水道、電気等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域における、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握し、県へ報告する。
- (2) し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- (3) 被災者の生活に支障が生じることのないよう、高齢者及び障害者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。

2 仮設トイレの設置

必要に応じ関係業者と協力し仮設トイレの設置を行う。

(1) 仮設トイレ設置の基準

仮設トイレを次の基準を目安として設置する。

【仮設トイレの設置基準】

仮設トイレ設置箇所数：5か所／1,000世帯

仮設トイレ設置台数：1台／100人（後続対応）

1台／250人（災害発生直後の初動期対応）

(2) 仮設トイレの調達

仮設トイレの必要数を確保するために、業界団体と早急に連絡をとるとともに、総務部総務班を通じ県に協力を要請する。

また、同時に次の手配も行う。

- ア トイレトペーパー
- イ 清掃用品
- ウ 屋外設置時の照明施設

(3) 仮設トイレの設置

- ア 仮設トイレは、避難所等公共施設に優先的に設置する。
- イ 公園等屋外で照明施設が必要な場合は、関係機関と協議のうえ、照明施設を設置する。

(4) 設置期間

上・下水道施設の機能が復旧し、その必要がないと認められるまでの間とする。

3 仮設トイレの管理

関係業者等と協力し、仮設トイレの管理を行う。

- (1) 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生状態の保持に努める。
- (2) し尿収集業者、浄化槽清掃業者及び防疫対策業者に委託し、くみ取り消毒を行う。
- (3) 設置場所の管理者及び自主防災組織等の住民に対して、日常の清掃等を要請する。

4 収集・処理

- (1) 処理場の被害状況に応じてし尿の収集・処理の体制を確定する。
- (2) し尿収集については、被災地域、避難所、避難者受入施設を優先に行う。

5 応援要請

町単独でし尿の収集及び処理が困難な場合は、必要に応じ関係団体に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、総務部総務班を通じて県、他の市町村に応援を要請するとともに、次に掲げる事項をできる限り速やかに県に報告する。

- (1) 災害の発生日時、場所、がれき等の発生状況
- (2) 支援を必要とする場所、性状、処理量、処理期間等
- (3) 支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等
- (4) その他必要な事項
- (5) 連絡責任者

第2 ごみ処理

民生部医療衛生清掃班は、斑鳩町災害廃棄物処理計画に基づき、被災地域の衛生状態の保持のため、ごみの適切な収集・処理を実施する。

1 初期対応

ごみ処理に必要となる情報を把握し、県へ報告する。

- (1) 避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。
- (2) ごみ処理施設の被害状況及び復旧見込みを把握する。

2 ごみ処理対策

地震に伴い発生したごみを、なるべく早く収集・処分するよう努める。

(1) 一般廃棄物の収集及び処理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条（一般廃棄物の収集、運搬、処分の基準）に基づき、地震発生の日からなるべく早く収集・運搬し、処理する。

(2) 塵芥、汚泥等の収集及び処理

塵芥、汚泥等については、埋め立て、若しくは焼却処理する。

3 ごみ収集方法

- (1) 防疫上、早期の収集が必要な腐敗性の高いごみは最優先で収集し、処理施設等へ運搬する。
- (2) ごみの分別は可燃ごみ、剪定枝葉・草類、不燃ごみ、有害・危険なごみ、粗大ごみ、その他プラスチック類、ビン類・缶類、ペットボトルの9種類8分別とする。

4 処理

消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、臨時集積地、収集場所等の衛生状態を保持する。

5 応援要請

町単独でごみの収集及び処理が困難な場合は、必要に応じ関係団体に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、総務部総務班を通じて県、他の市町村に応援を要請するとともに、次に掲げる事項をできる限り速やかに県に報告する。

- (1) 災害の発生日時、場所、ごみ等の発生状況
- (2) 支援を必要とする場所、性状、処理量、処理期間等
- (3) 支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等
- (4) その他必要な事項
- (5) 連絡責任者

第3 がれき処理

迅速かつ的確な災害復旧活動を促進するため、斑鳩町災害廃棄物処理計画に基づき、がれきの適切な処理を実施する。

1 初期対応

関係各部及び関係機関はがれき処理に必要となる情報を把握し、県に報告するとともに、応急対策を実施する。

- (1) がれきの発生量を把握する。
- (2) がれきの選別・保管・処理等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、がれきの最終処分までの処理ルートの確保を図る。

2 住宅関連のがれき処理

民生部医療衛生清掃班は、住宅障害物の除去、被災住宅の応急修理及び被災家屋の解体に伴い発生したがれきを、速やかに処理する。

3 公共施設上のがれき処理

(1) 主要道路上のがれき処理

事業部土木班は、町所管の道路の巡視を行い、通行に支障をきたしているがれきを除去・処理する。

(2) 河川関係のがれき処理

事業部庶務班は、災害時における町所管の河川、公共下水道・排水路等の巡視を行うとともに、橋脚、暗渠流入口等につかえるがれきを除去・処理する。

(3) 鉄軌道上のがれきの処理

各鉄道施設管理者は、鉄軌道上のがれきを除去・処理する。

4 がれき処理上の留意事項

民生部医療衛生清掃班及び関係機関は、がれきの処理を実施するにあたっては、次の点について十分留意する。

- (1) 他の所有者の敷地内で作業が必要な場合は、可能な限り管理者、所有者の同意を得て行う。
- (2) 危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- (3) がれきの適正な選別・保管・処理等を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。
- (4) アスベスト等有害ながれきについては、専門業者に処理を委託し、住民の健康管理に十分配慮する。

5 除去したがれきの処理

- (1) 多量のがれきが発生した場合は、総務部総務班と調整のうえ、公共地等を臨時集積地として選定する。
- (2) 倒壊家屋等からの廃棄物、焼失家屋の焼け残り等については、不燃、可燃等に分別して、臨時集積地へ直接搬送する。なお、アスベスト等有害ごみについては、専門業者によって処理する。
- (3) 搬送したがれきについては、民間業者に処理を委託する。

6 応援要請

民生部医療衛生清掃班は、町単独でがれきの除去・処理が困難な場合、必要に応じ関係団体に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、総務部総務班を通じて県、他の市町村に応援を要請するとともに、次に掲げる事項をできる限り速やかに県に報告する。

- (1) 災害の発生日時、場所、がれき等の発生状況
- (2) 支援を必要とするがれき等の場所、性状、処理量、処理期間等
- (3) 支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等
- (4) その他必要な事項
- (5) 連絡責任者

7 支援

被災市町村を支援する場合は、その処理能力に応じて、可能な限り次に掲げる支援を行う。

- (1) がれき等の処理（収集、運搬等）
- (2) がれき等の処理に必要な資機材等の提供
- (3) がれき等の処理に必要な職員等の派遣

第4 死亡動物対策

民生部医療衛生清掃班は、被災地域の衛生状態の保持及び安全の確保のため、死亡動物の適切な収集・処理を実施する。

1 初期対応

死亡動物の発生状況を把握する。

2 死亡動物の処理

- (1) 死亡動物発見の連絡を受けた場合は、直ちに収集するとともに、消毒その他の衛生処理を行う。
- (2) 死亡動物を収集・処理する。

第5 廃棄物処理施設の復旧

民生部医療衛生清掃班は、廃棄物処理施設の被害が生じた場合には県に報告するとともに、迅速に復旧を図る。なお、復旧にあたっては事故防止等安全対策に十分注意をしながら施設の稼働を図る。

第11節 遺体の搜索・処理及び埋火葬

県警察（西和警察署）と連携のうえ、遺体の搜索・処理及び埋火葬について、必要な措置を講じる。

《担当部・機関》

民生部救護厚生班・民生部医療衛生清掃班・関係機関・住民・自主防災組織

第1 初期活動

地震観測後、直ちに災害対策本部の情報等により、全体の状況の把握に努めるとともに、地域別の死者の実数はもちろんのこと、予測数についても把握する。

また、火葬場の被害状況及び火葬場までの道路状況を把握する。

第2 遺体の搜索

遺体を発見した場合は、所定の措置を講じたうえ、遺体安置所へ搬送する。

1 遺体を発見した場合の措置

- (1) 遺体を発見した場合、発見者は速やかに県警察（西和警察署）に連絡する。
- (2) 県警察（西和警察署）は、遺体検視その他所要の処理を行った後、医師が検案、死体検案書を発行し、関係者（遺族又は民生部救護厚生班）に引き渡す。
- (3) 住民及び自主防災組織は、行方不明者についての情報を町に提供するように努める。

2 遺体の収容

民生部救護厚生班は、関係機関等の協力を得て、遺体安置所へ遺体を搬送する。

(1) 遺体安置所の開設

遺体安置所は、学校等の敷地、町内寺院等の中から災害状況に応じて選定し、適宜施設管理者と協議して開設する。

(2) 遺体の搬送

警察官の検視及び医師の検案を終えた遺体は、民生部救護厚生班及び県警察（西和警察署）その他関係機関の協力を得て、速やかに遺体安置所に搬送する。ただし、現場の状況等によって現場での検視、検案が困難な場合は、遺体安置所において行う。

第3 遺体の処理

民生部救護厚生班は、遺族において対応が困難、若しくは不可能な場合は、関係機関等の協力を得て、遺体の処理を実施する。

1 遺体の処理方法

(1) 遺体処理の内容

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

引渡しを受けた遺体を、直ちに遺体安置所において、必要に応じ洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

イ 遺体の一時保存

遺体安置所において、遺体の一時保存を行う。

保存にあたっては、棺、ドライアイス等を葬祭業者や広域応援から調達し、遺体の腐乱を避ける。

特に、夏季等気温が高い季節には、遺体腐乱防止に十分注意を払う。

(2) 資機材等や車両の調達

ア ドライアイス、柩等の遺体の処理に係る資機材を、事前計画にしたがって速やかに調達する。

イ 資機材等や車両の調達が困難な場合は、総務部総務班を通じて県に応援を要請するほか、葬儀業者等に協力を要請する。

(3) 遺体の身元確認

ア 遺体身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成したうえ納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。

イ 身元不明の遺体については、県警察（西和警察署）、その他関係機関に連絡のうえ、性別、推定年齢、着衣、所持品、特徴等の掲示又は手配を行い身元の確認に努める。ただし、一定期間経過後も身元不明の場合は、行旅死亡人として取り扱う。

(4) 遺体の引取り

ア 身元が判明し、遺族、親戚等引取人がある場合は、速やかに引き渡す。

イ 遺体の引取りがあった場合は、遺体処理台帳に必要事項を記載する。

2 遺体処理の期間

遺体処理の期間は、原則として地震発生の日から10日以内とする。ただし、現に遺体を処理する必要がある場合は、期間の延長手続（知事への申請手続）をとる。

3 遺体処理のための書類

遺体処理にあたっては次の書類を整理する。

(1) 遺体処理台帳

(2) 遺体処理支出関係書類

4 応援要請

遺体の搜索・処理について、町のみで対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。

(1) 搜索・処理の区別及びそれぞれの対象人員

(2) 搜索地域

第4 遺体の埋火葬

民生部医療衛生清掃班は、遺族において対応が困難、若しくは不可能な場合は、遺体の埋火葬を行う。

1 遺体の埋火葬方法

- (1) 対象者は、原則として災害によって死亡した者とするが、災害発生の日以前に死亡した者であっても対象になる。
- (2) 町内の火葬場で対応できない場合は、総務部総務班を通じて県及び他の市町村に協力を要請し火葬場を確保する。
- (3) 遺体の搬送に必要な車両は、場合によっては霊柩車以外の車両を使用できることとし、総務部総務班が確保する。
- (4) 身元が判明しない遺体は、町長の判断に基づき民生部救護厚生班によって埋火葬許可証の交付を受け、火葬を行う。なお、火葬後の遺骨は一時保管し、縁故者が判明次第引き渡す。

2 埋火葬の期間

遺体の埋火葬の期間は、原則として地震発生の日から10日以内とする。ただし、現に遺体を埋火葬する必要がある場合は、期間の延長手続（知事への申請手続）をとる。

3 埋火葬に関する書類

埋火葬を実施するために必要な次の書類を作成する。

- (1) 埋葬・火葬台帳
- (2) 埋葬・火葬支出関係書類

4 応援要請

遺体の火葬について、町のみで対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。

- (1) 火葬等施設の使用可否
- (2) 必要な搬送車両の数
- (3) 遺体処理に必要な機材・資材の品目別数量

第5 大規模災害発生時の県及び市町村等の連携

町は、遺体の搬送等について、県の調整結果に基づき具体的に他市町村の各火葬場と打合せを行い、遺体を搬送する。

町は、遺体の搜索・処理・火葬等について、町のみで対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。

- (1) 搜索・処理・火葬等の区別及びそれぞれの対象人員
- (2) 搜索地域
- (3) 火葬等施設の使用可否
- (4) 必要な搬送車両の数
- (5) 遺体処理に必要な機材・資材の品目別数量

第12節 自発的支援の受入れ

各地から寄せられる支援申し入れに対して、関係機関との連携を密にし、適切に対処するよう努める。

《担当部・機関》

総務部総務班・民生部救護厚生班・関係機関

第1 ボランティアの受入れ

奈良県、日本赤十字社奈良県支部、奈良県社会福祉協議会、斑鳩町社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関と相互に協力・連携し、地元や外部から被災地入りしているボランティア及びNPO等との連携を図るとともに、必要に応じて全国域で活動する災害中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）との連携を図りながら、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に把握・調整するため、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置し、連携のとれた支援活動の展開を図る。

1 ボランティアの受入れ

（1）災害ボランティアセンターの設置

町は、斑鳩町社会福祉協議会と連携し、必要に応じボランティア団体、NPO等の関係機関・関係団体の参画を得ながら、災害ボランティアセンターを設置し、奈良県災害ボランティア本部と連携・協働して被災者（地）支援を行う。

（2）活動内容

関係各部は、次のような活動内容のボランティアの協力を得る。

- ア 被災者に対する炊き出し
- イ 救助物資の仕分け・配付
- ウ 高齢者・障害者など要配慮者の介助
- エ 避難所内における給食・清掃などの運営補助
- オ 要配慮者などのニーズ把握や安否確認
- カ その他被災者に対する支援活動

（3）人材の確保

総務部総務班は、各部が必要とするボランティアの活動場所、活動内容、人数等を把握し、斑鳩町社会福祉協議会に連絡する。

（4）受入れ窓口の開設

民生部救護厚生班は斑鳩町社会福祉協議会と連携のうえ、ボランティアの受入れ、活動の調整を行う窓口を開設する。

(5) ボランティア保険への加入

斑鳩町社会福祉協議会は、ボランティア活動中の事故に備え、活動参加者を必ずボランティア保険に加入させる。

2 活動支援体制

(1) 必要資機材、活動拠点の提供

総務部総務班は、ボランティア活動に必要な資機材及び活動拠点の提供を行う。

(2) 災害情報の提供

民生部救護厚生班は、総務部総務班との連絡・調整にあたりとともに、ボランティア関係団体に対して災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供するとともに、ボランティアからもたらされる情報についても積極的に受入れる。

3 専門的なボランティアの取扱い

(1) 人材の確保

医療救護や障害物の除去、建築物の応急危険度判定等の災害応急対策において、町単独では人材が不足する場合、総務部総務班は各部が必要とする災害応急対策活動の内容、人数等を把握し、県へ要請を行う。

専門的なボランティアは次のとおりである。

ア ボランティアコーディネーター

イ アマチュア無線技師

ウ 土砂災害の危険度判定技術者、一級建築士

エ 航空機、船舶、特殊車両の操縦、運転の資格者

(2) 受入れ及び配置

受入れ及び配置については、総務部総務班が行う。

第2 義援金・救援物資の受入れ及び配分

寄託された義援金・救援物資の受入れ及び配分を行う。

1 義援金の受入れ及び配分

民生部救護厚生班は、義援金の受入れ及び配分を行う。

(1) 受入れ

ア 義援金の受入れ窓口を開設し、受入れ業務を行う。

イ 義援金の受入れに際しては、受入れ記録を作成し、寄託者に受領書を発行する。

(2) 配分

ア 義援金の配分については、義援金配分委員会を設置し、配分方法、伝達方法等を協議のうえ決定する。

なお、委員会の構成は各部長とする。

- イ 定められた方針、所定の手続を経て被災者に情報を提供し、配分する。
- ウ 県から配分される義援金は、県の配分委員会の方針に準じて、速やかに被災者に配分する。

2 救援物資の受入れ及び配分

民生部救護厚生班は、救援物資の受入れ及び配分を行う。

(1) 受入れ

- ア 町役場等に救援物資の受入れ窓口を開設し運営を行う。
- イ 仕分け作業がスムーズに行えるよう受入れ品目を限定し、荷物には物資の内容、数量等の必要事項を記入する。
- ウ 救援物資の受入れに際しては、受入れ記録を作成し、寄託者に受領書を発行する。
- エ 救援物資の申し出があった場合は次のことを要請する。
 - (ア) 受入品目の限定（必要物資、不要物資、当面必要でない物資）
 - (イ) 救援物資は荷物を開閉することなく物資名、数量がわかるように表示すること
 - (ウ) 複数の品目を梱包しないこと
 - (エ) 腐敗する食料は避けること
 - (オ) 近隣で協力者がある場合は、その方々と連携を図り、小口の救援物資を避けること

(2) 救援物資の配分

救援物資の配分については要配慮者を優先し、民生部食料班と連携のうえ実施する。

(3) 救援物資の搬送

- ア 県及びその他の市町村等からの物資は、あらかじめ定めた一時集積所に受入れ、仕分けのうえ各避難所へ搬送する。
- イ 搬送は、ボランティアの協力を得て実施する。

第3 海外からの支援の受入れ

総務部総務班は、海外からの支援について、国が作成する受入れ計画に基づき、必要な措置を講じる。

1 連絡調整

- (1) 海外からの支援については基本的に国において推進されることから、県と連携して十分な連絡調整を図りながら対応する。
- (2) 海外からの支援が予想される場合、県と連携して、あらかじめ国に、被災状況の概要、想定されるニーズを連絡し、また、国からの照会に迅速に対応する。

2 支援の受入れ

- (1) 次のことを確認のうえ、受入れ準備を行う。
 - ア 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等
 - イ 被災地域のニーズと受入体制
- (2) 海外からの支援の受入れにあたっては、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。

ア 案内者、通訳等の確保

イ 活動拠点、宿泊場所等の確保

第13節 社会秩序の維持

町及び防災関係機関は、流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずる。

《担当部・機関》

総務部情報財政班・関係機関

第1 警備活動

町は、公共の安全と秩序を維持するため、自主防災（防犯）組織及び関係機関との密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点として警備活動を実施する。

また、県警察は、必要な特科隊を編成し、各種犯罪の予防、検挙及び取り締まり並びに危険物による事故防止活動を実施する。

第2 住民への呼びかけ

町及び県は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第3 物価の安定及び物資の安定供給

町、県及び関係機関は、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。

1 消費者情報の提供

町は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、心理的パニックの防止に努めるとともに、消費者の利益を守る。

2 生活必需品等の確保

町は、生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、国、他府県、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

3 物価の監視

町は、他市町村と協力して、物価の動きを調査、監視するとともに、買占め・売惜しみをする業者に対しては、売渡しを勧告し、従わない場合は公表するなど、適切な措置を講ずる。

4 金融機関における預貯金払戻等

- (1) 町は県を通じて近畿財務局に、日本銀行は被災者の預金の払戻等が円滑に行われるように被災地の民間金融機関に対して、それぞれ次のような指導、要請を行う。

- ア 住民が預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した場合に、り災証明書の提示その他簡易な確認方法をもって、預金払戻の利便を図ること。
 - イ 事情によっては定期預金、定期積金等の期限前払戻や、これを担保とする貸付にも応じること。
 - ウ 損傷日本銀行券・貨幣の引換えに応じること。
- (2) 近畿財務局は、証券会社に対して、被災者が預り証、印鑑を紛失した場合の拇印による預り金払出しや有価証券の売却代金の即日払い等の措置を講ずるよう要請を行う。

第4編 地震災害復旧・復興対策

第1章 生活の安定

第1節 公共施設等の復旧・復興

各部は、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧・復興事業計画を速やかに作成し、復旧に努める。

《担当部・機関》

各 部

第1 災害復旧・復興事業計画の作成

町及び防災関係機関は、被災の原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう、県と十分協議し、復旧・復興事業計画の樹立に努めるとともに、国又は県が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

第2 災害復旧・復興事業計画の種類

災害復旧・復興事業の種類はおおむね次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧・復興事業計画
 - ア 河川災害復旧・復興事業計画
 - イ 砂防施設災害復旧・復興事業計画
 - ウ 林地荒廃防止施設災害復旧・復興事業計画
 - エ 地すべり防止施設災害復旧・復興事業計画
 - オ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧・復興事業計画
 - カ 道路災害復旧・復興事業計画
 - キ 下水道災害復旧・復興事業計画
 - ク 公園災害復旧・復興事業計画
- (2) 農林水産業施設災害復旧・復興事業計画
- (3) 都市災害復旧・復興事業計画
- (4) 水道災害復旧・復興事業計画
- (5) 社会福祉施設災害復旧・復興事業計画
- (6) 公立学校教育施設災害復旧・復興事業計画
- (7) 公営住宅災害復旧・復興事業計画
- (8) 公共医療施設災害復旧・復興事業計画
- (9) その他の災害復旧・復興事業計画

第3 事業実施に伴う国の財政援助等

災害復旧・復興事業の実施にあたり、法律等に基づき国が負担又は補助する主な事業は次のとおりである。

法 律 等	補助を受ける事業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、砂防、地すべり、急傾斜、道路の復旧
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧
公営住宅法	公営住宅及び共同施設（児童遊園、共同浴場、集会所等）の復旧
土地区画整理法	災害によって特別に施行される土地区画整理事業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症予防事業、感染症指定医療機関等復旧事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害によって必要となった廃棄物処理に要する費用
予防接種法	臨時の予防接種
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、共同利用施設の復旧
水道法	上水道施設の復旧
下水道法	下水道施設の復旧
道路法	道路の復旧
河川法	河川の復旧
生活保護法	生活保護施設復旧
児童福祉法	児童福祉施設復旧
身体障害者福祉法	身体障害者厚生援護施設復旧
老人福祉法	老人福祉施設復旧
知的障害者福祉法	知的障害者援護施設復旧
売春防止法	婦人保護施設復旧
砂防法等	土砂災害防止対策

第4 留意事項

災害復旧・復興事業の実施にあたっては以下の事項に留意する。

- (1) 町は被災施設の復旧にあたっては、原状復旧・復興を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧・復興を行う。
- (2) 被災施設の被災状況、重要度を勘案し、計画的な復旧・復興を行う。
- (3) 事業の実施にあたりライフライン機関とも連携を図る。
- (4) 奈良県警察は暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努め、関係行政機関、被災市町村、業界団体等に必要な働きかけを行うとともに、町は復旧・復興事業に関連する各種規定等に暴力団排除条項を整備するなど、相互に連携のうえ、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第2節 り災証明の発行

各種の被災者に対し早期に支援措置を講じるため、り災証明の交付体制を早期に確立し、り災証明書を交付する。

《担当部・機関》

総務部調査班

第1 被災者台帳の作成

町長は、法第90条の3に基づき、当該地域に係る災害が発生した場合、公平な支援を効率的に実施するために必要があると認めるときは、遅滞なく住家の被害及びその他町の定める種類の被災状況を調査のうえ、被災者の援護を実施するための基礎とする被災者台帳を整備し、必要事項を登録する。

- (1) 総務部調査班は、家屋課税台帳及び住民基本台帳等から全世帯について、被災者台帳を作成する。
- (2) 総務部調査班は、建築物の被災認定調査の結果に基づき、必要事項を登録する。

第2 り災証明書の発行

町長は、法第90条の2に基づき、町域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者からり災証明書の申請がなされ、被災者に対し必要があると認めた場合は、り災証明書を発行する。

- (1) り災証明書の発行について被災状況が確認できない場合は、とりあえず本人の申告に基づき、り災届出証明書（被災者自身が被災内容を町へ届け出たことを証明する。）を発行する。この場合、その後の調査によって確認した場合は、り災証明書に切替え発行する。
- (2) り災証明書の発行は、建物1棟につき1枚限りとする。やむを得ない理由のある場合は、写しに証印のうえ再交付する。

資料4-1-1 り災証明書

第3節 激甚災害の指定

甚大な被害が発生した場合は、迅速に「激甚災害に対処するための特別の財源援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）による援助、助成等を受けて適切な復旧・復興計画を実施する。

《担当部・機関》

総務部総務班

第1 激甚災害に関する調査

町は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力する。

また、県は、激甚と認められる災害が発生した場合、激甚法に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を速やかに受けるため、被害の状況を調査し、早期に指定が受けられるよう、また、復旧・復興が円滑に行われるよう努める。

第2 激甚法に定める事業

激甚災害に関わる財政援助措置の対象は次のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧・復興等に関する特別の財政援助

- (1) 公共土木施設災害復旧・復興事業
- (2) 公共土木施設災害関連事業
- (3) 公立学校施設災害復旧・復興事業
- (4) 公営住宅災害復旧・復興事業
- (5) 生活保護施設災害復旧・復興事業
- (6) 児童福祉施設災害復旧・復興事業
- (7) 老人福祉施設等災害復旧・復興事業
- (8) 身体障害者更生援護施設等災害復旧・復興事業
- (9) 障害者支援施設等災害復旧・復興事業
- (10) 婦人保護施設等災害復旧・復興事業
- (11) 感染症指定医療機関災害復旧・復興事業
- (12) 感染症予防事業
- (13) 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内・公共的施設区域外）
- (14) 湛水排除事業

2 農林水産業に関する特別の助成

- (1) 農地等の災害復旧・復興事業等に係る補助の特別措置
- (2) 林地荒廃防止施設復旧・復興事業費の補助の特例
- (3) 林道復旧・復興事業費の補助の特例
- (4) 漁業用施設災害復旧・復興事業費の補助の特例
- (5) 農林水産業共同利用施設災害復旧・復興事業費の補助の特例
- (6) 開拓者等の施設の災害復旧・復興事業に対する補助
- (7) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- (8) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (9) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- (10) 森林災害復旧・復興事業に対する補助

3 中小企業に関する特別の助成

- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
- (3) 事業協同組合等の施設の災害復旧・復興事業に対する補助

4 その他の特別の財政援助及び助成

- (1) 公立社会教育施設災害復旧・復興事業に対する補助
- (2) 私立学校施設災害復旧・復興事業に関する補助
- (3) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- (4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付の特例
- (5) 水防資材費の補助の特例
- (6) り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- (7) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- (8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第4節 被災者の生活確保

被災者の被害の程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給するとともに、生活の安定を図るため、資金の貸付、職業の斡旋等を行う。

町は、平時から、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援のしくみの整備等に努める。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

さらに、町は近畿管区行政評価局（奈良行政監視行政相談センター）が行う被災者への生活情報の提供、専用電話を備えた相談窓口の開設、特別相談所の開設といった特別行政相談活動に協力し、相互に連携して被災者支援を進める。

《担当部・機関》

関係各部

第1 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例の定めるところによって、災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給する。

（１）地震、暴風、豪雨その他異常な自然現象による次のような災害に適用する。

ア 町域において5世帯以上の住家が滅失した災害

イ 県域において災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある災害

ウ 上記と同等と認められる特別の事情があると厚生労働大臣が認めた災害

（２）次の場合、支給を制限する。

ア 死亡又は障害が、故意又は重大な過失による場合

イ 別に厚生労働大臣が定める給付金が支給される場合

（３）災害弔慰金は、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれかの者に対し、条例に定める順位で支給する。なお、死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者。）に対して、災害弔慰金を支給する。

（４）災害障害見舞金は、災害弔慰金の支給等に関する法律第8条に規定される障害を受けた者に対して支給する。

資料4-1-2 災害弔慰金及び災害障害見舞金

第2 災害援護資金・生活資金等の貸付

災害によって被害を受けた者に対し、災害援護資金等の貸付融資を行い、被災者の早期立ち直りと生活の安定化を促進する。

1 災害援護資金の貸付

自然災害によって町域に災害救助法が適用された場合、「災害弔慰金の支給に関する法律」に基づき、条例の定めるところによって、被災世帯に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金を貸し付ける。

2 生活福祉資金の災害援護資金貸付

県の「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、奈良県社会福祉協議会が県内居住の低所得者世帯に対して行っている、生活福祉資金の災害援護資金貸付が迅速かつ的確に行われるよう必要な措置を講じる。

資料4-1-3 災害援護資金、資料4-1-4 生活福祉資金

第3 町税等の減免・徴収猶予等

1 町税の減免措置等

地方税法、町税条例等に基づき期限の延長、徴収の猶予及び減免措置を講じる。

(1) 期限の延長

納税義務者等が災害によって、期限までに申告等又は町税を納付若しくは納入することができないと認められる場合は、当該期限を延長する。

(2) 徴収猶予

災害によって財産に損害を受けた納付義務者が町税を一時に納付することができないと認められる場合は、その者の申請に基づき徴収を猶予する。

(3) 減免

災害によって被災した者に対して、個人の住民税・固定資産税等の町税を軽減又は免除する減免措置を講じる。

2 国民健康保険税の減免等

(1) 徴収猶予

災害によって財産に損害を受けた納付義務者が保険税を一時に納付することができないと認められる場合は、その者の申請に基づき、その納付することができないと認められる金額を限度として、1年以内において徴収を猶予する。

(2) 減免

災害によって生活が著しく困難になった者に対し、被災の状況に応じて保険税を減免する。

3 その他徴収金の減免等

災害によって損失を受けた場合は、その損失の程度に応じて条例に基づき減免する。

第4 住宅の確保

県及び関係機関と連携のうえ、応急住宅対策に引き続いて、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、必要に応じて災害公営住宅の建設、公営住宅等への特別入居等を行う。

また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空き家を活用、仮設住宅等の提供等によって支援する。

1 住宅復興計画の作成

県及び町は、被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定し、被災地の実状にあった施策を推進する。

2 災害復興住宅融資

県と協力・連携し、独立行政法人住宅金融支援機構が独立行政法人住宅金融支援機構法に基づき行う被災者向け低利融資の制度適用が、該当する住民に対し迅速かつ的確に行われるよう必要な措置を講じる。

資料4-1-5 住宅復興資金

3 災害都市借地借家臨時処理法の適用の検討

建物の復興に伴い借地・借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害されるおそれのある場合は、県を通じて国に法の適用検討を要請する。

4 公営住宅法による既設公営住宅の復旧

災害（火災にあつては、地震による火災に限る。）によって公営住宅が減少し、又は著しく損傷した場合は、既設公営住宅を復旧する。

また、既存の空き家について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるよう配慮する。

5 公営住宅の建設

災害により住宅を滅失、又は焼失した低額所得者の被災者に対する住宅対策として、町は、必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図る。

この場合において、滅失又は焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときには、町は災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し災害査定の早期実施が得られるよう努める。

6 相談窓口の設置

住宅に関する相談窓口を設置し、住民からの相談に応じるとともに、情報の提供を行う。

7 支援のための環境整備

被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

8 町外避難者の帰町への支援

町外への避難者に対し、ホームページ等により被災後の現状や復旧・復興状況などの情報を提供するとともに、関係団体と連携するなど帰町に向けた取組を検討する。

第5節 中小企業の復興支援

被災した中小企業の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定を図るために行われる支援が迅速かつ的確に行われるよう県に要請するとともに、関係団体等の協力を得て、支援制度についての必要な広報活動を積極的に行う。

《担当部・機関》

総務部情報財政班

第1 資金需要の調査

再建資金の需要を把握するために県が実施する中小企業の被害状況調査に協力する。

第2 中小企業者に対する支援制度の周知

株式会社日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等の融資、奈良県災害復旧資金緊急融資、奈良県中小企業経営安定資金の融資などの支援制度について、商工会議所やその他中小企業関係団体との協力のもと、中小企業者に周知徹底を図る。

第6節 農林業関係者の復興支援

被災した農林業関係者の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定を図るために行われる支援が迅速かつ的確に行われるよう県に要請するとともに、関係団体等の協力を得て、支援制度についての必要な広報活動を積極的に行う。

《担当部・機関》

事業部農林班

第1 資金需要の調査

再建資金の需要を把握するために県が実施する農林業関係者の被害状況調査に協力する。

第2 農林業関係者に対する支援制度の周知

天災融資資金、株式会社日本政策金融公庫などの支援制度について、奈良県農業協同組合等の農林業関係団体との協力のもと、農林業関係者に周知徹底を図る。

第2章 復旧・復興の基本方針

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりをめざす。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

なお、「復旧」とは「旧に復すこと」であり、原形復帰を基本とする活動であるのに対し、「復興」とは、災害以前の状態に戻すことにとらわれるのではなく、地域が被災前の状態に比してよりよいものとなるよう、暮らしと環境を再建する活動のことである。

町・県は、住民、事業者等と一体となって、各種の復興対策を実施する。その際、復旧・復興のあらゆる場に女性をはじめとする多様な視点を幅広く取り入れる。

《担当部・機関》

各部、関係機関

第1 災害復旧・復興方針の策定

町長は、学識経験者、有識者、町議会議員、住民代表、行政関係職員によって構成される災害復旧・復興検討委員会を設置し、国・県等関係機関と協議を行いながら、災害復旧・復興方針を策定する。災害復旧・復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

第2 災害復旧・復興計画の策定

1 災害復旧・復興計画の策定

町は、災害復旧・復興方針に基づき、国・県等関係機関と協議を行いながら、具体的な災害復旧・復興計画の策定を行う。この計画では、市街地復旧・復興に関する計画、住宅復旧・復興に関する計画、産業復旧・復興に関する計画、生活復旧・復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

また、生活の安全確保と環境保全に配慮した防災まちづくりを実施するものとし、計画作成段階で住民の参加と理解を求め、将来に悔いのないまちづくりをめざす。

2 事前の復旧・復興計画対策

復旧・復興にあたっては、限られた時間内に意志決定、都市計画決定や人材の確保等の膨大な業務を実施する必要がある。そこで、町は復旧・復興対策の手順の明確化や必要となる基礎データの整備等、事前に確認・対応が可能なものについて検討・把握しておく。

その際、計画的な復旧・復興を進めるため、必要に応じて国（国土地理院）から提供される計画的復興の基盤となる地理空間情報を活用する。

また、地籍調査の未実施による権利調査の遅れから復興計画の策定や事業に支障が生じることがあるため、平時から地籍調査を実施し、特に被害が想定される地区や応急仮設住宅の候補地がある場合は、その地区を先行的に実施する。

3 住民の合意形成

地域の復旧・復興の主体は、その地域の住民であることから、早期にまちづくりに関する協議会等を設置するなど、地域住民の意見等を反映させながら、復旧・復興計画の在り方から事業・施策の展開に至る復旧・復興のあらゆる段階において、地域住民の参加と協力を得て行う。

また、決定事項については速やかに公表し、周知徹底を図る。

第3 復旧・復興対策体制の整備

発災直後の救命・救急、応急復旧中心の体制（災害対策本部体制）から各種の復旧・復興対策を実施する体制へと円滑に移行（又は併設）できるよう、町は、国・県等と連携しつつ、災害の規模等に応じて、復旧・復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るための体制を確立し、以下の業務を適宜実施する。

- （１）復旧・復興方針の決定
- （２）復旧・復興計画の策定
- （３）復旧・復興対策に必要な情報及び復旧・復興状況の収集及び伝達
- （４）県その他の防災関係機関に対する復旧・復興対策の実施又は支援の要請
- （５）県の設立する復興基金への協力
- （６）復旧・復興計画の実行及び進捗管理
- （７）被災者の生活再建の支援
- （８）相談窓口等の運営
- （９）民心安定上必要な広報
- （１０）その他の復旧・復興対策

第4 特定大規模災害からの復興

町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

第5編 南海トラフ地震に関する防災対策推進計画

第1章 総 則

第1節 推進計画の目的

本編に定める計画は、南海トラフ巨大地震等の広域災害に備えるため、国が公表した「南海トラフ巨大地震の被害想定」（令和7年3月公表）及び「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ報告書」（令和7年3月公表）に基づき、本県における南海トラフ巨大地震等の広域災害対策の推進を図ることを目的とする。

なお、本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項その他南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定め、斑鳩町における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

第2節 計画の基本方針

- 1 南海トラフ沿いで発生する大規模な地震について、国では、これまで、その地震発生の切迫性の違いから、東海地震と東南海・南海地震のそれぞれについて、個別に対策が進められて来た。本町においては、平成15年12月17日に内閣府告示第288号で推進地域に指定されたことを受け、その対策を推進してきた。
- 2 こうした状況の下、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震では、従来の想定をはるかに超える巨大な地震・津波が発生し、戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害がもたらされた。このため、国では、平成23年8月に内閣府に「南海トラフの巨大地震モデル検討会」を設置し、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波」の検討を行い、関東から四国・九州にかけての極めて広い範囲で強い揺れと巨大な津波が想定されることとなった。また、令和5年2月に内閣府に設置された「南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会」及び同年3月に中央防災会議防災対策実行会議の下に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」において、近年の社会変化や自然災害等の特徴を踏まえた被害想定の見直しや新たな防災対策が検討された。
- 3 国の想定によると、南海トラフ沿いで発生する最大クラスの巨大地震は、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いが、一度発生すれば、西日本を中心に、東日本大震災を越える甚大な人的・物的被害をもたらすとともに、我が国全体の国民生活・経済活動に極めて深刻な影響が生じる、まさに国難とも言える巨大災害になるとされている。
- 4 この計画は、南海トラフ巨大地震等の広域災害に伴う被害の発生に対して、「人命を守る」「人命をつなぐ」ことを最大の目標に、住民一人ひとりができる限り被害を減少させるよう「減災」の考え方に基づいて「自助」の取組を推進するとともに、地域や事業所等における「共助」の取組を

促進し、町による「公助」との連携・協働を図るため、住民、地域及び防災関係機関のとるべき基本的事項を定める。

- 5 南海トラフ巨大地震による被害は超広域にわたり甚大であることから、被災地域外からの支援が限定的にならざるを得ず、まずは自立した災害対応を行うことが必要であり、次の点に留意しながら、本計画の推進を図る。

(1) 近隣府県において津波等による大規模な被害が想定されることから、国や他府県からの支援が期待できない場合も考え、まずは自立した災害対応を行うことが必要である。なお、本町の被害が比較的軽微な場合は、沿岸部など被害の甚大な近隣府県への支援を行う。

(2) 第2次奈良県地震被害想定調査において最大の被害が想定されている直下型地震（奈良盆地東縁断層帯）の被害想定は、国の南海トラフ巨大地震の被害想定を上回っており、町域で想定される被害に対しては、住宅の耐震化や県有建築物の耐震化促進など、これまでの地震防災対策を着実に進める。

(3) 突発的な地震に備えた対策を日頃から進めていくことが重要であり、住民一人ひとりが「自助」に基づき、災害リスクに対する理解を深め、住民主体でより安全な防災行動を選択することができるよう、町や県がその支援を行う。

- (4) 計画的かつ早急な事前防災対策の推進

国の地震調査研究推進本部が平成25年5月に公表した「南海トラフの地震活動の長期評価（第二版）」によると、南海トラフで次に発生する地震は、多様な震源パターンがあり得るが、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は60～90％程度以上又は20～50％と評価されており（令和7年9月26日現在）、計画的かつ早急な事前防災対策が必要である。

- (5) 地震の時間差発生による災害の拡大防止

過去に南海トラフ沿いで発生した大規模地震を見ると、数時間から数日、あるいは約2年間の間隔をおいて発生している場合も見受けられる。また、東日本大震災においても本震の約1ヶ月後にマグニチュード7.2の余震が発生し、復旧を遅らせたという事実もある。このように複数の地震が時間差で発生する可能性があることを考慮し、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討が必要である。

- (6) 複数の災害等への同時対応（複合災害対策）

複合災害は、想定され得る条件が多様であり、災害ごとの特性に応じた対応をできる限り円滑に行うことが基本であることから、対応の検討にあたっては、災害ごとの対策等の充実を図るとともに、より厳しい想定についても可能な範囲で考慮する。

- (7) 災害関連死防止のための避難者の生活環境整備等の被災者支援

避難者の良好な生活環境を整備することは、被災者の命と尊厳を守るとともに、災害関連死防止の観点から極めて重要である。

- 6 本章に記載のない南海トラフ巨大地震等に係る地震防災対策については、前編までの規定に基づき実施する。

第3節 防災関係機関の業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりである。

第1 地方公共団体の業務

第1編 総則 第5章 防災関係機関の業務の大綱 第1節 地方公共団体の業務に準じる。

第2 指定地方行政機関、指定公共機関等の業務

第1編 総則 第5章 防災関係機関の業務の大綱 第2節 指定地方行政機関、指定公共機関等の業務に準じる。

第2章 南海トラフ地震臨時情報

町は、気象庁が、①南海トラフ地震臨時情報（調査中）、②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表した場合においては、住民及び関係機関が円滑かつ確実に適切な防災対応をとることができるよう、平時から、南海トラフ地震臨時情報の内容、南海トラフ地震臨時情報発表時に実施する措置及び住民がとるべき行動等についての周知・広報を行うとともに、時間差を置いた複数の地震発生に備えて、災害応急対策を実施する。

第1 地震の時間差発生による災害の拡大防止

- (1) 過去に南海トラフ沿いで発生した大規模地震を見ると、数時間から数日、あるいは約2年間の間隔をおいて発生している場合も見受けられる。また、東日本大震災においても本震の約1か月後にマグニチュード7.2の余震が発生し、復旧を遅らせたという事実もある。このように複数の地震が時間差で発生する可能性があることを考慮し、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討が必要である。
- (2) 気象庁が、①南海トラフ地震臨時情報（調査中）、②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の情報を発表した場合においては、時間差を置いた複数の地震発生等に備えて、災害応急対策を実施する。

第2 南海トラフ地震臨時情報の発表

1 臨時情報について

南海トラフ巨大地震の想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたマグニチュード6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表される。

これらの地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震を、以下「後発地震」と称する。なお、後発地震発生の可能性は最初の地震発生直後ほど高く、時間とともに減少する。

2 後発地震について

世界の事例では、マグニチュード8.0以上の地震発生後に隣接領域で1週間以内に同クラス以上の地震が発生する頻度は十数回に1回とされている。また、マグニチュード7.0以上の地震発生後に同じ領域で1週間以内にマグニチュード8.0クラス以上の地震が発生する頻度は数百回に1回程度とされている。

3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表後の情報

南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表後、気象庁に設置された「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報が発表される。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の可能性が平時と比べて相対的に高まっている旨を示す。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

①南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲で、マグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く。）が発生若しくは、②南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価が出された場合、後発地震の可能性が平時と比べて相対的に高まっている旨を示す。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

上記2つの臨時情報のいずれの発表条件も満たさなかった場合、その旨を示す。

4 臨時情報の発表に対する警戒等措置**(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）**

対象とする後発地震に対して、後発地震発生の可能性と社会的な受忍の限度を踏まえ、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震の発生から1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間。以下同じ。）、警戒する措置をとる。

また、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震の発生から1週間を経過した後は、後発地震に対して警戒する措置は原則終了し、さらに1週間（対象地震発生から336時間経過した以降の正時までの期間。以下同じ。）注意する措置をとる。なお、それを経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則終了する。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

対象とする後発地震に対して、後発地震発生の可能性を踏まえ、①南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲で、マグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く。）の発生から1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間。以下同じ。）若しくは、②南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの間、注意する措置をとる。なお、それを経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則終了する。

(3) 後発地震に対して警戒・注意する措置等の例

町は、明らかに被災するリスクが高い事項について回避する防災対応をとり、後発地震に備えつつ通常の社会活動をできるだけ維持することに留意する。

ア 日頃からの地震の備えの再確認

(ア) 家具等の固定

ただし、地震の規模によっては家具等の固定をしていても転倒するおそれがあり、固定が必

ずしも万能でないことに留意する。

(イ) 避難場所・避難経路の確認

(ウ) 家族等との安否確認手段の取り決め

(エ) 家庭等における備蓄の確認

イ 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

(4) 必要な体制の確保

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、その程度に応じて災害対策本部等を設置するなど、必要な体制を確保し、災害応急対策要領により定める。

(5) 実施状況の報告

避難状況等の災害応急対策に係る措置の実施状況の報告等については、災害応急対策要領により定める。

5 必要な情報の伝達・周知等

(1) 町及び県等は、次の内容等を正確かつ迅速に防災関係機関等及び住民に伝達する。

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容

イ 国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容

(2) 町及び県等は、人命救助・被災地への物資支援等に取り組むため、交通、物流等をはじめとする企業に対して、あらかじめ定めた計画に基づいて企業活動にあたるよう周知する。

(3) 町及び県等は、後発地震に対する警戒及び注意する措置の実施にあたり、相互に情報共有を図るとともに、密接な連携をとりながら、実態に即応した効果的な措置を講ずることに努める。

(4) 町及び県等は、住民全体に対し、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒／巨大地震注意）」の内容や「南海トラフ地震臨時情報」発表時の防災対応等を的確に伝達するため、平時からの「南海トラフ地震臨時情報」に関する理解促進に向けた周知・広報を継続的に行うとともに、「南海トラフ地震臨時情報」発表時の応急対策に係る要員・物資の確保等の計画、地域住民や観光客等への情報提供方法、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時の事前避難対象地域等をあらかじめ定めておき、報道機関等との連携を強化することにより呼びかけの充実を図る。その際、とるべき防災対応について、平時との違いを意識した図等を用いて、直感的でわかりやすく説明することに加え、南海トラフ地震臨時情報発表時の偽・誤情報や買いだめ・買い急ぎに対する注意喚起もあわせて実施する。

第3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

町は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する通知、その他必要な措置を行う。

なお、その情報伝達の経路、体制及び方法については、第3編第1章第3節「情報の収集・伝達」により定める。

第4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達

- (1) 町及び県、関係機関及び住民等における情報伝達の経路、体制及び方法については、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じて確実に情報が伝達されるよう留意する。伝達的手段は可能な限り多重化・多様化に努め、短い時間内において正確かつ広範に伝達を行うよう留意する。また、必要に応じて地域の自主防災組織や公共的団体等の協力を得る。
- (2) 住民に対して情報伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮する。なお、外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、多言語・やさしい日本語等を用いた様々な周知手段を活用するよう努める。
- (3) 町は、状況の変化等に応じて必要な情報を逐次伝達するために必要な措置を講ずるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努める。
- (4) 周知については、冷静な対応を行うよう呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、生活関連情報等の住民等に密接に関係のある事項について町及び県等のホームページへの掲載等により住民等へ周知する。また、住民からの問合せに対応できるよう、窓口等の体制を整備する。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

町は、災害応急対策の実施状況や諸般の状況を具体的に把握するため、各種情報の収集体制を整備する。また、これらの情報が正確かつ迅速に災害対策本部等に集約するために必要な措置をとる。

第5 関係機関がとるべき措置

- (1) 町及び県は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供する。
- (2) 町及び県等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において必要となる道路管理上の措置を講ずる。この場合において、町及び県等は、橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意する。
- (3) 町及び県等は、河川管理施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、それらの情報に応じた水門の閉鎖手順の確認等を講ずる。この場合において、町及び県等は、内水排除施設等については、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の措置を講じる。
- (4) 町及び県等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、庁舎等公共施設のうち、後発地震の発生後における災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについて、その機能を果たすため、必要な措置を講ずる。この場合において、町及び県は、非常用発電装置の準備、非常用通信手段の確保、水や食料等の備蓄、コンピュータ

一・システム等重要資機材の点検その他所要の措置を実施する。

- (5) 町及び県は、各施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、従業員の安全確保に配慮し、緊急点検及び巡視を実施する。
- (6) 町及び県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設の安全確保上実施すべき措置について、工事受注者に対し、国土交通省の「建設工事公衆災害防止対策要綱」に基づき実施するよう注意喚起する。

第3章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

町、県は、「奈良県地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等について事業を推進する。

第1 奈良県地震防災緊急事業五箇年計画

町、県は、南海トラフ巨大地震等による広域災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき県が策定する「奈良県地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき事業を推進する。

第2 その他

上記第1以外の事業についても、別に年次計画を定めてその施設等の整備促進に努める。

第4章 防災訓練計画等

南海トラフ巨大地震等、広域に被害が及ぶ災害が発生した場合において、住民（自主防災組織等）、町、県及び防災関係機関等が防災活動を的確に実施できるよう、防災訓練を実施する。

第1 防災訓練計画

安全安心課及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び自主防災組織等との協調体制の強化を目的として、推進地域に係わる大規模な地震を想定した防災訓練を実施する。

この防災訓練は、第2編第2章第1節第2「防災訓練の実施」を準用するほか、以下の事項に留意する。

- （1）町は、南海トラフ巨大地震等に関する応急対策活動を迅速・的確に行うため、職員非常参集訓練、情報伝達訓練などの災害対策本部運営訓練、患者搬送訓練、物資輸送訓練、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行われるよう具体的要請内容を想定した訓練などの現場対応訓練を実施し、職員の防災業務に対する習熟を図る。
- （2）防災訓練は、ロールプレイング方式など災害対応能力を高める効果の高い訓練手法を導入する。
- （3）防災訓練の実施にあたっては、可能な限り住民や自主防災組織の参加を求め、地域防災力の向上を図る。
- （4）町は、防災訓練を通じて各種マニュアル、応援協定、防災関係施設の有効性の検証を行い、発災時の対応能力の向上を図る。
- （5）町は、中長期的視点に立った各種訓練の体系化、訓練実施結果の分析と次期訓練への反映など、適切な訓練の管理及び訓練成果の着実な蓄積により防災力の向上を図る。

第2 公共施設における防災対策の充実

町所管の学校、社会福祉施設等の公共施設は、多数の者が出入りする場合が多く、地震発生時の応急対策活動を行ううえで重要な役割を果たさなければならない。

このため、施設管理者は、南海トラフ巨大地震等による混乱を最小限とし、公共施設の機能を迅速に回復するため、避難対策、職員への連絡体制、被害状況の報告方法、その他の対策について計画を定めておき、計画に基づいた訓練を定期的に行うよう努める。

第5章 地震防災上必要な防災知識の普及計画

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織等と協力して、「第2編第3章第1節 防災意識の高揚」に基づく取組のほか、以下の南海トラフ巨大地震等の防災上必要な防災知識の普及を推進する。

第1 町職員に対する防災知識の普及

地震災害時には、特に初期段階での対応が、その後の防災対策を円滑に進めるうえで極めて重要である。

町職員に対する防災知識の普及は、第2編第3章第1節第2「町職員に対する防災教育」を準用するほか、南海トラフ防災対策の円滑な実施を図るため、特に以下の事項を含む研修受講等を促進し、必要な防災知識の普及に努める。

- (1) 南海トラフ地震及びその被害の歴史に関する知識
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生するおそれのある活断層地震に関する知識
- (3) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に次の点に留意したもの
 - ア 広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害
 - イ 膨大な数の避難者の発生
 - ウ 被災地内外にわたる全国的な生産・サービス活動への多大な影響
 - エ 被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足
 - オ 電力・燃料等のエネルギー不足
 - カ 帰宅困難者や多数の孤立集落の発生
 - キ 復旧・復興の長期化
- (5) 地震に関する一般的な知識
- (6) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (7) 職員等が果たすべき役割
- (8) 地震防災対策との現在講じられている対策に関する知識
- (9) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

第2 住民に対する防災知識の普及

住民の一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。自分たちの地域は、地域の自分たちで守る。」という自助・共助の意識を普及させるため、町は、県と協力して、インターネット（消防庁、県、町のホームページなど）、県政出前トークの活用等により、住民等に対する防災知識の普及を図る。

防災知識の普及は、地域の実態に応じて地域単位や事業所・職場単位等で行い、その内容は、南海トラフ地震に備えて、次の事項を含む。

- (1) 地震発生時における地域の災害危険箇所
- (2) 過去の地震災害の事例及びその教訓
- (3) 地域の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難指示の発令基準など避難に関する知識
- (4) 家庭における災害予防や安全対策（食料や生活必需品等の備蓄、非常持ち出し品の準備等）

- (5) 災害発生時の行動（家族の安否確認、出火防止等）
- (6) 緊急地震速報の活用など正確な情報入手の方法
- (7) 住宅の耐震診断・耐震改修の必要性（家具の固定、ブロック塀の倒壊防止対策等を含む。）
- (8) 南海トラフ巨大地震等に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に、次の点に留意したもの
 - ア 広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害
 - イ 被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足
 - ウ 電力・燃料等のエネルギー不足
 - エ 帰宅困難者や多数の孤立集落の発生 等

第3 学校教育における地震防災上必要な防災知識の普及計画

町及び学校等においては、阪神・淡路大震災及び東日本大震災を踏まえ、次の事項について、関係職員及び児童生徒等に対して地震防災教育を実施するとともに、保護者に対しても連絡の徹底を図る。

1 教育・指導（防災訓練の実施を含む）の内容

- (1) 南海トラフ巨大地震等に関する知識
- (2) 地震・津波及びそれに伴う原子力災害に関する一般的知識
- (3) 地震発生時の緊急行動
- (4) 応急処置の方法
- (5) 教職員の業務分担
- (6) 児童生徒等の登下校（園）時等の安全確保方法
- (7) 学校（園）に残留する児童・生徒等の保護方法
- (8) ボランティア活動
- (9) その他

2 教育・指導の方法

- (1) 教育活動全体を通じた児童・生徒等への地震防災教育
- (2) 研修等を通じた教職員への地震防災教育
- (3) P T A活動等を通じた保護者への地震防災に係る知識の周知徹底

3 その他

防災教育に係る資料、教材等の情報の共有化

第4 防災上重要な施設管理者に対する防災知識の普及

本章第1に準じる。

第6章 地域防災力の向上に関する計画

南海トラフ巨大地震は、広域的かつ甚大な被害が予想され、被災地域外から町への早期支援が期待できない場合も考えられ、まずは自立した災害対応を行うことが必要であることから、住民一人ひとりによる防災対策の実践に加え、住民、企業、自主防災組織、NPO等の主体的な参加・連携による地域の総合的な防災力の向上が重要である。

町及び県は、国と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努める。

第1 自主防災組織の災害対応能力の向上

南海トラフ巨大地震のような大規模地震が発生した場合、奈良県においても活断層による内陸型地震と同じく非常に多数の死者・負傷者の発生も想定される。さらに、内陸型地震とは異なり被害が広域におよび、他地域からの援助が相当の期間困難となることが想定される。

このような南海トラフ巨大地震の特性を踏まえ、特に次の行動を重点的に実施し自主防災組織の災害対応能力の向上を図る。

- (1) 南海トラフ巨大地震の特性およびその対策についての知識の普及
(他地域から奈良県への援助が相当の期間困難になることの周知など)
- (2) 自主防災組織が主体となり実施する訓練に対する支援
(特に避難所運営訓練、避難所生活体験への支援)
- (3) 長期の孤立や物資不足時に活用可能な地域の人的・物的資源の事前確認
(ワークショップ形式による地域防災マップの作成による各種防災関係資機材の保有者・医療従事経験者・井戸の位置の確認等)
- (4) 自主防災組織同士の連携の促進
(交流会の開催、自主防災組織連絡協議会の設立促進等) 等

第2 事業所等の災害対応能力の向上

南海トラフ巨大地震による事業所等の被害を最小限にするため、事業継続計画（BCP）の作成、各種防災関係資材や備蓄食料の確保、従業員の帰宅対策等、災害対応能力の向上が重要である。

また、地域防災力向上のためには、被災時における地域コミュニティとの連携等、防災活動への企業としての協力体制の確立も重要である。町は、これらの活動を推進するため、平時から事業所等との情報交換や連携体制の強化に努める。

第7章 広域かつ甚大な被害への備え

国の公表した被害想定によると、最大クラスの南海トラフ巨大地震が発生すれば、西日本を中心に、広域かつ甚大な人的・物的被害をもたらすとともに、我が国全体の国民生活・経済活動に極めて深刻な影響が生じるとされている。

このような被害の発生に対して、「人命を守る」ことを最大の目標に、できる限り被害を減少させるよう「減災」の考え方にに基づき、建築物の耐震化、帰宅困難者対策、文化財保護対策等、事前の防災対策に取り組む。

第1 建築物の耐震性の確保

町は、南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される長周期地震動の構造物等に及ぼす影響についての今後の国等の研究結果に基づき、新たな対策の必要性を検討する。

政府地震調査研究推進本部地震調査委員会における長期評価によると、南海トラフで次に発生する地震は多様な震源パターンがあり得るとされ、その中で、最大クラスの地震（マグニチュード9クラス）の発生は、千年に一度かそれよりも低い確率であるとされている。一方、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は60～90%程度以上又は20～50%と評価されており（令和7年9月26日現在）、計画的かつ早急な事前防災対策が必要である。

南海トラフ巨大地震の被害想定では、本町では津波被害は想定されないため、想定死者のおよそ90%が建築物の倒壊等によるものとされている。さらに建築物の倒壊等は、出火・火災延焼、避難者の発生、救助活動の妨げ、災害廃棄物の発生等の被害拡大の要因になり得ることから、これらの被害をできる限り減少させるため、奈良県耐震改修促進計画に基づき建築物の耐震化に重点的に取り組む。

1 住宅の耐震化促進

（1）住民の耐震化に関する意識啓発

住宅の住宅の耐震化は、地震による被害から住民が自らの身の安全を守るための最も重要な課題である。町は、住民による耐震診断・改修の積極的な実施を促すため、町が実施する耐震セミナーの開催を働きかける等により、地震に強い住宅に関する関心を高めるよう啓発を行うとともに、耐震診断・改修への補助、相談窓口の開設、技術者の養成等の対策により、住民の自発的な取組を支援する。

（2）住宅補強や建て替えの促進

耐震診断・改修への補助、相談窓口の開設等、住宅補強や建て替えを促進する対策の実施に努める。

（3）家具固定等の推進

屋内において、固定していない家具等の転倒、その他の落下物による被害を防止するため、自助による事前の防災対策として、住民に対して家具固定等の推進を図るための啓発を実施する。

2 多数の者が利用する建築物等の耐震化促進等

建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正（平成25年5月29日公布）により、すべての建築物の耐震化に向けた努力義務が課せられたとともに、多数の者が利用する建築物等については、耐震診断が義務化された。町は、既存建築物の耐震性向上のため、地震知識の普及・啓発を図る。

3 非構造部材の耐震対策

既存建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策の促進に努める。

第3 長周期地震動対策

南海トラフ巨大地震は、震源域が非常に広範囲に及び、地盤の軟弱な地域では、地盤の固有周期に応じて地震波の長周期成分が増幅され、継続時間が長くなることが確認されている。また、地震波の伝播の仕方によってこのような長周期地震動が増幅されることがあり、高層建築物や長大橋等の構造物が、長周期地震動により共振し、被害を受けるおそれがある。

このため、産業建設課は、国、県及び事業者等が連携して実施する長周期地震動の構造物に及ぼす影響についての調査研究等に可能な限り協力する。

第4 斜面崩壊、液状化対策

斜面崩壊対策は、第2編第1章第5節「地盤災害予防対策の推進」を準用し、迅速な実施に努める。

また、液状化の可能性のある地域や工法の啓発に努める。

第5 時間差発生による災害の拡大防止

1 地震の時間差発生による災害の拡大防止

過去に南海トラフ沿いで発生した大規模な地震を見ると、1854年の安政東海地震・安政南海地震では32時間の間隔で発生し、1944年の東南海地震と1946年の南海地震は約2年間の間隔において発生している。また、東日本大震災においても本震の約1ヶ月後にマグニチュード7.2の余震が発生し、復旧を遅らせたという事実もある。このように複数の大規模な地震が、数時間から数年の時間差で発生する可能性があることを考慮し、総務課は、県と協力して応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等を行うとともに、地震が連続して発生した場合の危険性について広報するなど、住民意識の啓発に努める。

2 応急危険度判定の迅速な実施

連続発生を考慮して、応急危険度判定は、迅速に実施する。

- ・第2編第1章第5節「地盤災害予防対策の推進」
- ・第3編第1章第10節「二次災害の防止」

第6 相談窓口の設置

町は、南海トラフ地震の発生に備えて、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

第7 帰宅困難者対策

南海トラフ巨大地震等が発生すると広域かつ甚大な被害が予想され、交通機関が長期かつ広範囲にわたり不通になる可能性があり、災害応急対策の妨げとなる事態を防止するとともに帰宅困難者自身の安全を確保するため、県と連携して、帰宅困難者対策を推進する。

- (1) 県外就業率・就学率が高いという本県の特性を踏まえ、県外就業者・就学者に対して、「まずは津波の心配のない場所まで逃げる」こと及び「むやみに移動を開始しない」こと等の啓発や、他府県等との広域連携による災害時帰宅支援ステーション等の帰宅困難者支援を推進する。
- (2) 年間約3,300万人の観光客が奈良県を訪れることから、県は、観光客等を対象とする帰宅困難者対策について、観光施設・交通機関・市町村・県等で協議を行う場を設定し、協力して、観光客向けの指定緊急避難場所・物資の確保、正確な情報提供による適切な行動の誘導など帰宅困難者支援を検討する。

第8 文化財保護対策

本町には多数の文化財建造物が存在するので、被害軽減対策の強化、及び県等の関係諸機関との連携が必要である。被害軽減には「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」（平成8年、文化庁）及び「重要文化財（建造物）耐震診断指針」（平成11年、24年改正、文化庁）に則るとともに、「災害から文化遺産と地域を護る検討委員会」（内閣府等）や「重要文化財建造物の総合防災対策検討会」（内閣府・文化庁等）の検討結果を参考に対策を促進する。

第6編 風水害応急対策

第1章 災害警戒期の活動

第1節 気象予警報等の収集・伝達

奈良地方気象台から発表される気象予警報等の情報を収集し、あらかじめ定めた経路によって、関係機関及び住民に迅速に伝達する。

《担当部・機関》

各部・関係機関

第1 情報の収集

1 気象予警報等の種類

(1) 気象、地象、水象

奈良地方気象台は、気象業務法に基づき注意報、警報、特別警報等を発表し、注意を喚起し警戒を促す。

ア 注意報

気象現象等によって県域に災害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために発表されるもの。

イ 警報

気象現象等によって県域に重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を喚起するために発表されるもの。

ウ 特別警報

気象現象等によって県域に警報の発表基準をはるかに超える重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関に最大級の警戒を喚起するために発表されるもの。

(2) 気象警報等の発表基準

奈良地方気象台から一般及び水防活動の利用に供するために県下に発表される気象、地象、水象の注意報、警報、特別警報の種類及びその基準は次のとおりである。

なお、気象警報等は、気象要素(雨量、風速、波の高さなど)が基準に達すると予想した区域に対して発表するが、大地震で地盤がゆるんだりして災害発生にかかわる条件が変化した場合、通常とは異なる基準(暫定基準)で発表することがある。また、災害の発生状況によっては、この基準にとらわれず運用することもある。

ア 警報・注意報の種類及び発表基準（令和7年5月29日現在）

警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	15
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	105
	洪水		流域雨量指数基準	竜田川流域=19.4, 富雄川流域=19.6
			複合基準	—
			指定河川洪水予報による基準	大和川上流〔板東〕
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
注 意 報	大雨		表面雨量指数基準	7
			土壌雨量指数基準	78
	洪水		流域雨量指数基準	竜田川流域=15.5, 富雄川流域=15.6
			複合基準	—
			指定河川洪水予報による基準	大和川上流〔板東〕
	強風		平均風速	12m/s
	風雪		平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm
	雷			落雷等により被害が予想される場合
	濃霧	視程		100m
	乾燥			最小湿度40%で実効湿度65%
	なだれ			積雪の深さが50cm以上あり最高気温10℃以上又はかなりの降雨
	低温			最低気温-5℃以下
	霜			4月以降の晩霜期 最低気温1℃以下
	着雪			24時間降雪の深さ：平地20cm以上 気温：-2℃～2℃
記録的短時間大雨情報			1時間雨量	100mm

表面雨量指数：降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを見積もり、浸水の危険度を示した指標

土壌雨量指数：降った雨が土壌中にどれだけ貯まっているかを見積もり、土砂災害の危険性を示した指標

流域雨量指数：流域で降った雨の量や流下する時間などを考慮し、対象区域の洪水の危険度を示した指標

イ 特別警報の種類及び発表基準

種 類	発 表 の 基 準	概 要
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。

ウ 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

種 類	概 要
土砂キキクル (大雨警報（土砂災害） の危険度分布)	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大雨警報（浸水害） の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水外発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1 kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水

種 類	概 要
	警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

（３）大和川洪水予報

大和川洪水予報は、気象業務法第14条の2第2項及び水防法第10条第2項に基づき、近畿地方整備局、大阪管区气象台及び奈良地方气象台が共同して発表する。

種 類	発 表 の 基 準
はん濫警戒情報 （洪水警報）	基準地点の水位が一定時間後にはん濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき
はん濫危険情報 （洪水警報）	基準地点の水位がはん濫危険水位（危険水位）に到達したとき
はん濫発生情報 （洪水警報）	はん濫が発生したとき
はん濫注意情報 （洪水注意報）	基準地点の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき

（４）水防警報及び水位到達情報

「水防警報」とは、水防法の規定に基づき国土交通大臣、又は知事が指定する河川について、洪水により重大な損害を生じるおそれがあると認められるとき警告を発するもので、これの措置については奈良県水防計画で定める。

また、「水位到達情報」とは、水防法の規定に基づき国土交通大臣又は知事が指定する河川について、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を通知するものである。（氾濫危険水位は、洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがあり、町長の避難指示の発令判断の目安となる水位。）

ア 知事の発する水防警報

(ア) 対象河川（ウ（イ）「奈良県知事の指定する河川」参照）

(イ) 水防警報の発表基準

階 級	警報の種類	内 容 及 び 時 期
第1段階	待 機	水防機関の出動のため待機を目的とするもので、気象予報の内容、又は上流の降雨状況により行う。
第2段階	準 備	水防資機材の点検、水樋門等の開閉準備、巡視の強化、及び水防機関の出動準備等に対するもので、水防団待機水位（通報水位）を超えたとき、又は重大な水防事態の発生が予測されるときに出す。
第3段階	出 動	水防機関の出動の必要を警告して行うもので、はん濫注意水位（警戒水位）を超えたとき、又は事態が切迫したときに出す。
第4段階	解 除	水防活動終了の通知を行う。
適 宜	水防情報	上流の雨量、水位、流量より水位の昇降、滞水時間、最高水位及び時刻等、水防活動上必要な水位状況を通知する。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合は上記に準じて水防警報を発表する。		

(ただし、待機、準備の2段階は省略することができる。)

(ウ) 措置[監理課]

郡山土木事務所長より水防警報の通知を受けた水防管理者は、住民、消防本部（団）並びにダム、井堰及び水（樋）門扉等管理者（河川占有者）、ため池管理者に通知しなければならない。

また、状況に応じて、水防活動上必要と思われる情報を管内に周知させること。

イ 国土交通大臣の発する水防警報

(ア) 対象河川

国土交通大臣の指定する河川

(イ) 水防警報の発表基準

階 級	警報の種類	内 容
第1段階	待 機	水防（消防）団員の足止めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行う。
第2段階	準 備	水防資材の点検、水門等開閉準備、水防要員招集準備、巡視及び幹部の出動に対するもので、主として上流の雨量に基づいて行う。
第3段階	出 動	水防機関の出動の必要を警告して行うもので、主として上流の雨量に基づいて行う。
第4段階	解 除	水防活動終了の通知を行う。
適 宜	水防情報	上流の雨量、水位、流量より水位の昇降、滞水時間、最高水位及び時刻等、水防活動上必要な水文状況を通知する。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合は上記に準じて水防警報を発表する。		

(注) 観測施設の故障、損壊等によって水防警報を発表できないときは、理由を付して関係機関に通知する。

(ウ) 水防警報の発表時期

警報及び情報の種類		河川名	大 和 川 板東 (対象量水標名)
水 防 警 報	待 機		はん濫注意水位 (警戒水位) に達する約 3 時間前
	準 備		はん濫注意水位 (警戒水位) に達する約 2 時間前
	出 動		はん濫注意水位 (警戒水位) に達する約 1 時間前
	解 除		水位がはん濫注意水位 (警戒水位) を下回り水防活動を必要としなくなったとき。
	水 位		適宜

(エ) 措 置 [監理課]

郡山土木事務所長より水防警報の通知を受けた水防管理者は、住民、消防本部 (団) 並びにダム、井堰及び水 (樋) 門扉等管理者 (河川占有者)、ため池管理者に通知しなければならない。

ウ 河川の指定

水防法第10条の4第1項、第4項に基づき、洪水により相当な損害を生じるおそれがあると認められる河川は次のとおりである。

(ア) 国土交通大臣の指定する河川

河 川 名	区 域	対 象 量水標	水 位
大和川右岸	生駒郡斑鳩町目安、安堵町境界から斑鳩町神南、三郷町境界まで	板 東	水防団待機水位 2.00m はん濫注意水位 3.00m 避難判断水位 3.50m はん濫危険水位 4.10m

(イ) 奈良県知事の指定する河川

河 川 名	区 域	対 象 量水標	水 位
富 雄 川	左岸 斑鳩町高安、大和郡山市境界から同所安堵町境界まで 右岸 斑鳩町幸前、大和郡山市境界から安堵町領域を除く大和川合流点まで	高 安	水防団待機水位 1.40m はん濫注意水位 2.10m 避難判断水位 2.10m はん濫危険水位 2.60m
竜 田 川	左岸・右岸 斑鳩町龍田、平群町境界から大和川合流点まで	平 群	水防団待機水位 1.10m はん濫注意水位 2.20m 避難判断水位 3.50m はん濫危険水位 3.90m

(5) 火災気象通報及び火災警報

ア 火災気象通報

火災気象通報は、消防法第22条第1項の定めに基づいて奈良地方気象台長が気象の状況が火災予防上危険であると認めるとき、その状況を知事に通報するもので、奈良県広域消防組合管理者が知事からこの通報を受けたときは、必要により町、関係団体及び住民等に火災警報を発表する。

火災気象通報の通報基準は次のとおりとする。

- ・実効湿度が65%以下で、最小湿度が40%以下となり、最大風速7m/s以上の風が吹く見込みのとき。ただし、降雨、降雪中は、通報しないこともある。

イ 火災警報

奈良県広域消防組合は、県から「火災気象通報」を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、消防法第22条第3項の定めにより「火災警報」を発することができる。

「火災警報」が発せられたときは、町域にある者は奈良県広域消防組合の条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

奈良県広域消防組合は、「火災警報」を発し又は解除したときは、住民及び区域内の事業所等に通知するとともに、県に通報する。

ウ 林野火災注意報・警報

令和8年1月1日から奈良県広域消防組合火災予防条例の一部改正が施行され、林野火災の予防上、注意又は危険を要する気象状況になれば「林野火災注意報」・「林野火災警報」が発令される。発令中は、火の使用制限の努力義務又は義務が課される。

(ア) 発令指標

林野火災注意報（発令対象期間：1月1日～5月31日）

以下の①又は②のいずれかの条件に該当する場合

- ① 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下
- ② 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表

※ただし、当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合には発令しない。

林野火災警報（発令対象期間：1月1日～5月31日）

林野火災注意報の発令指標に加え、強風注意報が発表

(イ) 火の使用制限

林野火災注意報発令

火の使用制限…努力義務（罰則を伴わない）

林野火災警報発令

火の使用制限…義務（罰則30万円以下の罰金又は拘留）

(ウ) 「たき火」の届出の義務化

火災予防条例第47条の火災とまぎらわしい煙等の届出制度に、たき火が明確化された。

たき火とは、「火の持つ本来の効果を利用するが、火を使用する設備器具を用いなくて、又は、これらの設備器具による場合でもその本来の使用方法によらないで、火をたく形態一般」のことをいう。届け出に該当するかは、林野火災注意報・警報発令時の火の使用制限と同様。

- ① 届出対象区域 奈良県広域消防組合管内全域
- ② 届出対象期間 1月1日～5月31日

(6) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報とは、土砂災害による被害の防止、軽減のため、大雨によって命に危険を及ぼす土砂災害発生のおそれが高まったときに、奈良県と奈良地方気象台が連携して発表する

防災情報である。

土砂災害の前兆現象、土砂移動現象が発見された場合に危険区域内の住民全員が避難をすべき時期とされる（危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当）。

発表対象とする土砂災害は、土石流及び集中的に発生する急傾斜地の崩壊であり、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、地すべりなどについては発表対象としていない。そのため、防災活動にあたっては、周辺の溪流・斜面の状況などもあわせて、総合的に判断する必要がある。

2 異常現象の発見及び通報

- (1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに町又は警察署に通報する。
- (2) 町長は、異常現象の通報を受けた場合、県防災統括室及び奈良地方気象台その他の関係機関に通報し、住民に対して周知徹底を図るとともに、状況に応じて警戒区域等の設定、又は関係機関に警戒区域等の設定を要請する。

【異常現象の種類と内容】

異常現象の種類	内 容
気 象	竜巻、ひょう、突風等で激しく異常なもの
水 象	河川、ため池等の異常水位、堤防等の水もれ
地 象	がけ崩れ、地割れ等
そ の 他	ガス・石油等の流出

3 気象予警報等に関する情報の収集

奈良県土砂災害・防災情報システム、県防災情報システム、奈良県防災危機管理情報システム、国土交通省川の防災情報、電話等、関係機関との連携によって収集する。

4 警戒レベルと住民がとるべき行動

(1) 警戒レベルの目的等

住民がとるべき行動を5段階に分け、情報と行動の対応が明確化された。

「警戒レベル3」高齢者等避難、「警戒レベル4」全員避難とし、避難のタイミングを明確化するとともに、命を守る行動のために極めて困難な災害が実際に発生しているとの情報を、「警戒レベル5」緊急安全確保と位置付けられた。

(2) 避難のタイミングの明確化

警戒 レベル	住民が とるべき行動	住民に行動を 促す情報	住民が自ら行動を取る際の判断の参考となる情報 (警戒レベル相当情報)		
		避難指示等	洪水に関する情報		土砂災害に 関する情報
			水位情報が ある場合	水位情報が ない場合	
5 (黒)	・すでに災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	・緊急安全確保 ※必ず発令される ものではない	・氾濫発生情報	・大雨特別警報 (浸水害)	・大雨特別警報 (土砂災害)
4 (紫)	・指定緊急避難場所等への避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	・避難指示	・氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布 (非常に危険)	・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報 (非常に危険) ・土砂災害に関するメッシュ情報 (極めて危険)
3 (赤)	・要配慮者等は避難する。 ・要配慮者以外の者は、避難の準備をし、自発的に避難する。	・高齢者等避難	・氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布 (警戒)	・大雨警報 (土砂災害) ・土砂災害に関するメッシュ情報 (警戒)
2 (黄)	・避難に備え自らの避難行動を確認する。		・氾濫注意情報	・洪水警報の危険度分布 (注意)	・土砂災害に関するメッシュ情報 (注意)
1	・災害への心構えを高める。				

5 防災気象情報の見直し

令和7年12月5日、参議院本会議にて防災気象情報の変更を盛り込んだ、気象業務法及び水防法の改正法が可決・成立した。今回の改正により、情報名・リスクの度合いが統一され、「紫(レベル4)なら全員避難」と直感的に判断可能となる。

【主な変更点】

- ・防災気象情報の名称を警戒レベルに合わせて再編
- ・警戒レベル4として特別警報と警報の間に「危険警報」を新設

国は、令和8年6月頃(大雨時期)から運用を始める方針となっている。

【新しい防災気象情報と必要な行動】

現行 (～令和8年5月頃まで)			改正後 (令和8年6月頃～)		町の対応	住民が とるべき行動
警戒レベル5 (黒)	大雨による浸水	大雨特別警報	警戒レベル5 (黒)	大雨特別警報	緊急安全確保	命の危険 ただちに安全確保
	大雨による土砂災害	大雨特別警報（土砂災害）		土砂災害特別警報		
	川の氾濫	氾濫発生情報		氾濫特別警報		
	高潮	—		高潮特別警報		
警戒レベル4 (紫)	大雨による浸水	—	警戒レベル4 (紫)	大雨危険警報	避難指示	危険な場所から 全員避難 (すべての人が避難)
	大雨による土砂災害	土砂災害警戒情報		土砂災害危険警報		
	川の氾濫	氾濫危険情報		氾濫危険警報		
	高潮	高潮警報 /高潮特別警報		高潮危険警報		
警戒レベル3 (赤)	大雨による浸水	大雨警報	警戒レベル3 (赤)	大雨警報	高齢者等避難	危険な場所から 高齢者等は避難 (時間がかかる人は避難)
	大雨による土砂災害	大雨警報		土砂災害警報		
	川の氾濫	洪水警報		氾濫警報		
	高潮	警報に切り替わる 可能性の高い 高潮注意報		高潮警報		
警戒レベル2 (黄)	大雨による浸水	大雨注意報	警戒レベル2 (黄)	大雨注意報	避難行動確認	自らの避難行動を確認 (ハザードマップなどを確認)
	大雨による土砂災害	大雨注意報		土砂災害注意報		
	川の氾濫	洪水注意報		氾濫注意報		
	高潮	高潮注意報		高潮注意報		

※太字の防災気象情報が変更箇所

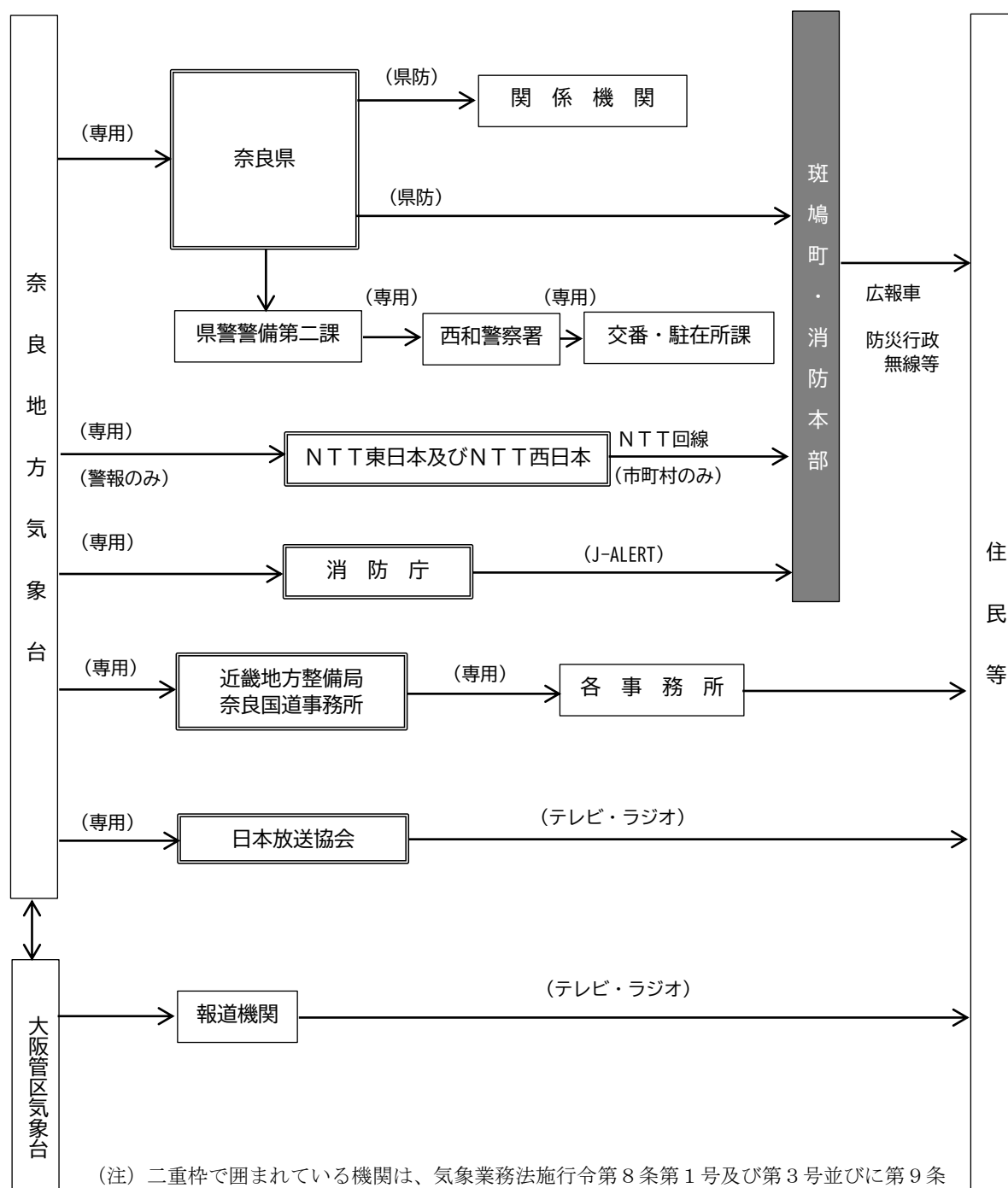
第2 情報の伝達系統

1 気象予警報等の伝達経路

被害を及ぼす可能性のある気象状況等が予想される場合、各関係機関からの伝達は、次のとおりである。

【気象予警報等の関係機関への伝達系統】

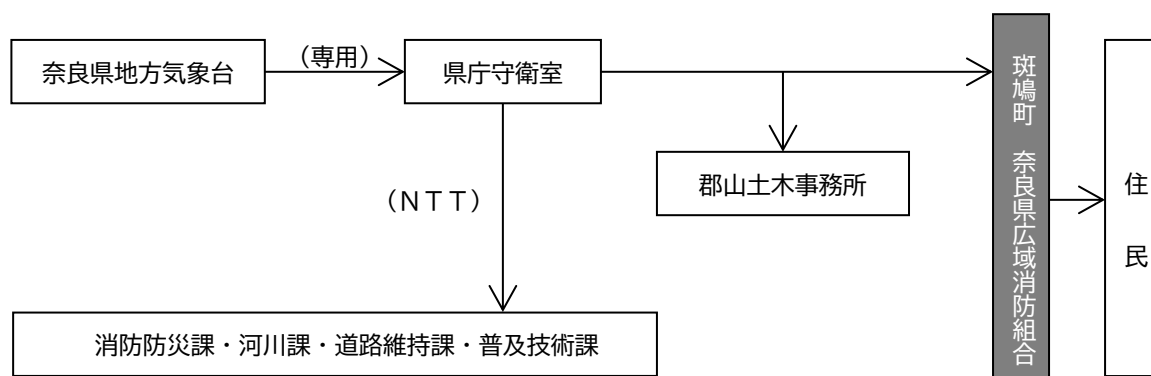
(1) 気象予報等の伝達系統（勤務時間内）



(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

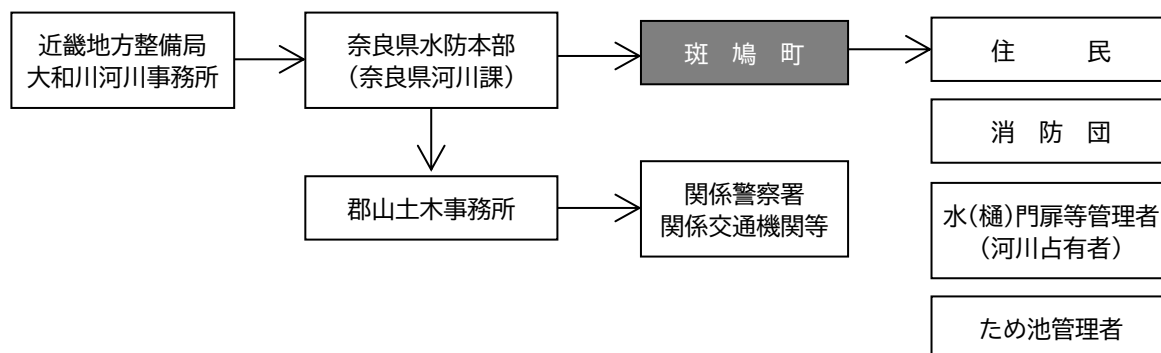
(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

(2) 気象予報等の伝達系統（勤務時間外）

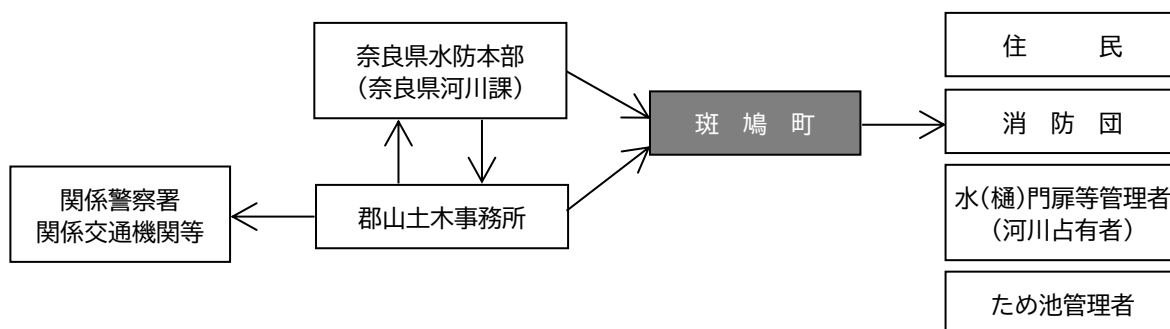


【大和川洪水予報等の連絡系統】

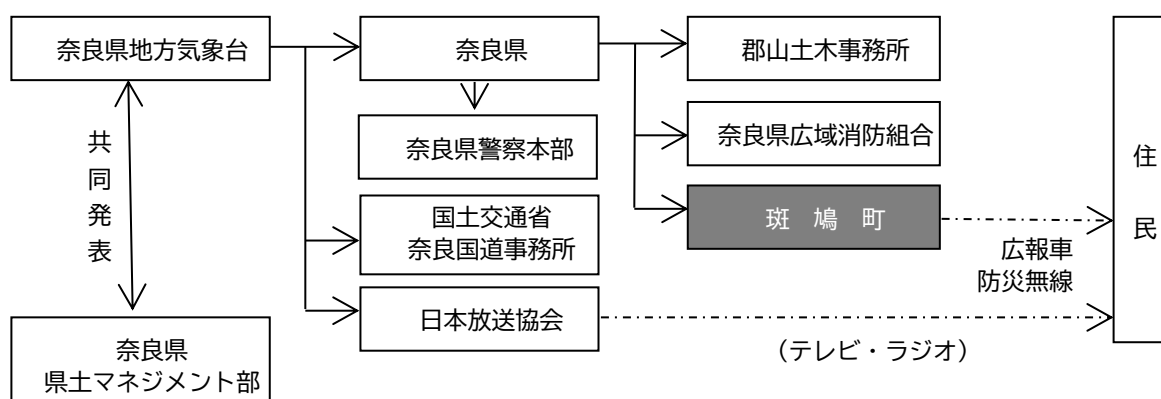
【国土交通大臣が発表する大和川水防警報の情報連絡系統】



【知事が発表する水防警報伝達系統】

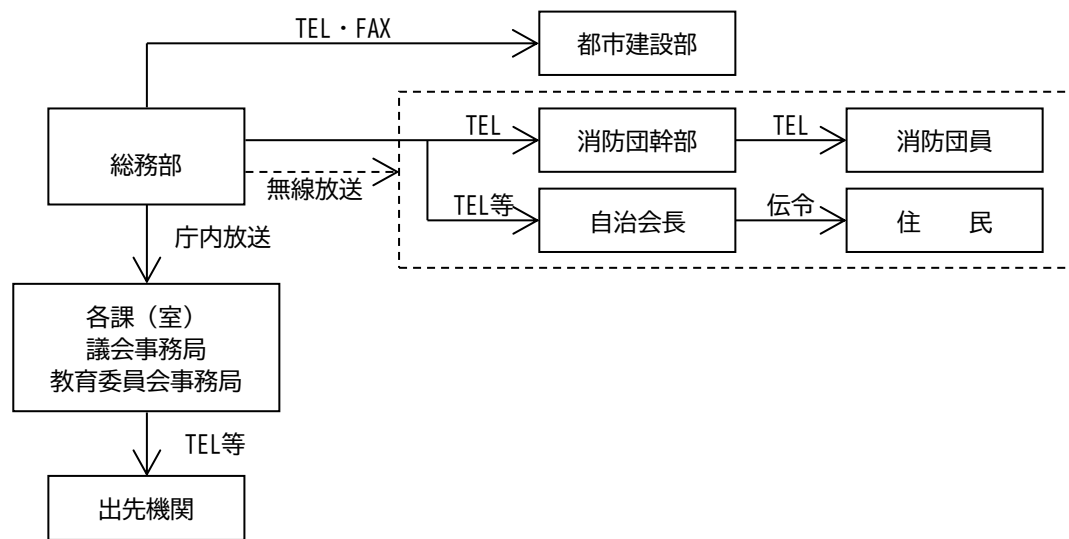


(3) 土砂災害警戒情報の伝達系統



2 庁内の伝達系統

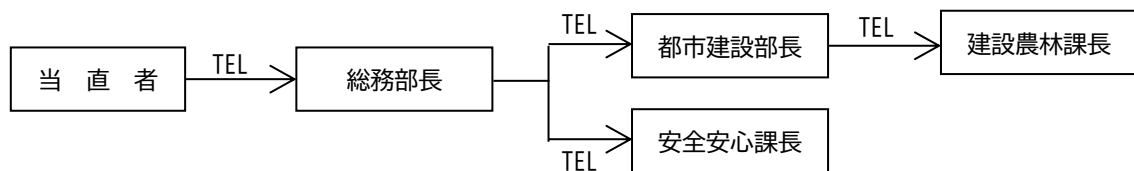
(1) 勤務時間内における伝達系統



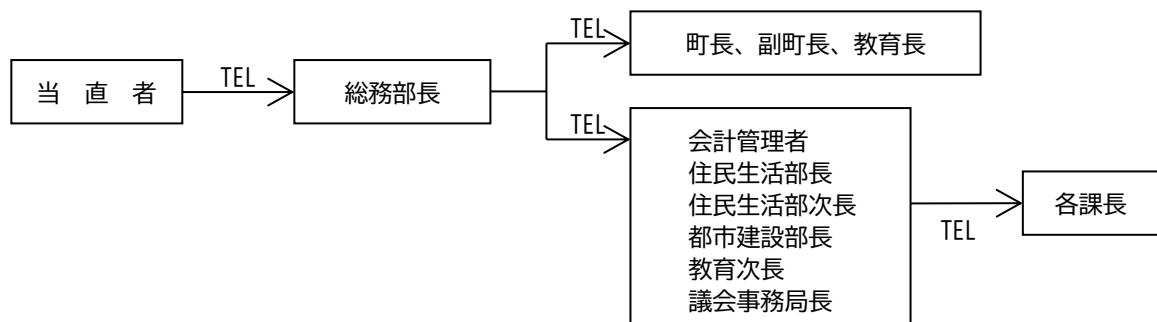
(2) 勤務時間外における伝達系統

勤務時間外において県から予警報の連絡があった場合、又は災害発見者からの通報があったときは、当直者は次のところへ連絡する。

ア 予報の場合



イ 警報の場合



(3) 伝達方法

- ア 住民は、ラジオ、テレビを利用して気象予警報等を知るよういつも留意する。
- イ 自治会長への連絡は、総務課が無線放送、電話等で連絡し、各自治会長は適切な方法をもって住民に周知させる。
- ウ 警報を住民に周知するにあたっては、予想される災害の応急対策に関する指示もあわせて行うように努めるとともに、要配慮者に配慮する。
- エ 勤務時間外にあっては、当直者は直ちに総務部長（部長不在のときは安全安心課長）に通知し、意見を聞いて各部長並びに議会事務局長への伝達について指示を受けなければならない。

(4) 伝達情報

- ア 気象警報等（暴風、大雨、洪水の警報。ただし警報等の解除、切替を含む。）
- イ 火災警報
- ウ 水防警報
- エ 火災情報、突発性事故等
- オ その他重要なもの

3 関係機関への周知徹底と講ずる対策

気象予警報等及び火災気象通報の伝達を受けたとき、あるいは異常現象を覚知したときは、次の方法により管内の関係機関に対し、その周知徹底と対策等を講ずる。

また、特別警報の伝達を受けたとき、あるいは異常現象を覚知したときは、町地域防災計画等に基づく伝達手段により管内の住民及び関係機関に対し、直ちに周知するとともに対策等を講ずる。

- (1) NTT西日本株式会社からの伝達は、警報の種別のみであるから県防災行政無線、ラジオ、テレビ放送によりあるいは最寄の警察機関、水防機関等と連絡を密にし、的確な気象情報の把握に努める。
- (2) 異常現象を発見し、又は通報を受けたときは県及び奈良地方気象台に通知するとともに、現象によって予想される災害と関係のある県事務所あるいは隣接市町村に連絡する。
- (3) 県から火災気象通報の伝達を受けたときは、その地域の条件を勘案して火災警報を発する。

第2節 組織体制

町は、町域内に災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、迅速かつ的確に災害予防対策及び災害応急対策を実施するため、災害の規模に応じた組織動員体制をとる。

《担当部・機関》

各部・関係機関

第1 斑鳩町防災会議

防災会議は、斑鳩町防災会議条例（昭和37年9月27日条例第11号、改正平成26年12月17日条例17号）に基づき設置される組織で、町長を会長とし、地域防災計画の作成と実施、災害時における情報の収集及び関係機関の実施する災害応急対策の連絡調整等を行う。

資料3-1-1 斑鳩町防災会議条例、資料3-1-2 斑鳩町防災会議委員

第2 活動体制の確立

職員の活動体制は次のとおりとする。

体制	動員区分	設 置 基 準	配 備 内 容
風水害等警戒体制	1号警戒配備	大雨又は洪水注意報が発令され、被害の発生するおそれがあり警戒を必要とするとき	事業部と総務班で情報連絡及び災害に対処すべく企画を行い、状況に応じて速やかに2号警戒に切りかえ得る体制とする。
	2号警戒配備	1. 大雨又は洪水警報が発令され、被害の発生するおそれが強くなったとき 2. 水防警報第2段階が発令されたとき	各部の所要人員をもって災害の警戒にあたり、1号動員発令に対処でき得る体制を整える。
災害対策本部	1号動員	1. 大雨又は洪水警報が発令され、局部的に災害が発生したとき又は、発生することが予測される場合 2. 台風が本土に接近し、近畿地方を通過するおそれがある場合 3. 町長が必要と認めたとき	各班の必要最小限の所要人員をもって災害に対する警戒態勢をとり、あわせて小災害が発生した場合に対処し得る体制とする。
	2号動員	1. 相当規模の災害が発生したとき又は、発生することが予測される場合 2. 町長が必要と認めたとき	各班の全員をもって相当規模以上の災害が発生した場合、直ちに完全な活動を行うことができる体制とする。

■参考：奈良県

動員区分	A動員	B動員	C動員
動員基準	水害・土砂災害等の場合、災害の規模に応じて動員規模を決定 (地震の場合は震度階級に応じて決定)		
動員規模	全職員の約1/5 約1,300人体制 ＋警察部約2,800人 総計約4,100人体制	全職員の約1/3 約2,100人体制 ＋警察部約2,800人 総計約4,900人体制	全職員 約6,500人体制 ＋警察部約2,800人 総計約9,300人体制

第3 風水害等警戒体制

気象状況等により災害の発生が予想され警戒を必要とされるときは、災害対策本部設置以前の体制として、おおむね次の基準により災害の警戒にあたり、気象、水防等の情報収集等、災害対策に関する連絡調整に万全を期する。ただし、水防関係の体制については、斑鳩町水防計画の定めるところによる。

1 設置基準

(1) 1号警戒配備

大雨又は洪水注意報が発令され、被害の発生するおそれがあり警戒を必要とするとき。

(2) 2号警戒配備

ア 大雨又は洪水警報が発令され、被害の発生するおそれが強くなったとき。

イ 水防警報第2段階が発令されたとき。

2 廃止基準

(1) 町域において、災害発生のおそれが解消した場合

(2) 町長が、災害応急対策の必要がないと認めた場合、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めた場合

(3) 調査の結果、災害対策本部を設置して災害応急対策を実施する方が望ましいと町長が認めた場合

3 組織及び運営

災害警戒体制の組織、運営については、災害対策本部組織及び事務分掌に準じる。

4 設置及び廃止の通知

町長は、風水害等警戒体制を設置した場合又は廃止した場合は、各部に通知するとともに必要に応じて知事、関係機関等にその旨を通知する。

第4 災害対策本部の設置

町長は次の設置基準に該当する場合に災害対策本部を設置し、災害予防対策及び災害応急対策を実施する。

1 設置基準

- (1) 県下に気象業務法に基づく暴風雨、大雨、又は洪水その他警報が発令され、町長がその必要を認めたとき。
- (2) 町において大規模な地震、火災、爆発等が発生し、本部を設置してその対策を必要とするとき。

2 廃止基準

- (1) 災害対策を一応終了したとき。
- (2) 災害発生のおそれなくなり、本部の閉鎖を適当と認めたとき。

3 組織及び運営

(1) 組織

災害対策本部の組織、運営については、別に定める災害対策本部組織及び事務分掌に基づく。

(2) 本部会議

災害対策本部会議は災害応急対策に関する重要事項について検討し、実施の指令を行うため、本部長が必要に応じて招集する。ただし、本部長は、極めて緊急を要し災害対策本部会議を招集するいとまがない場合は、副本部長又は一部の本部員との協議をもってこれに代える。

ア 構成員

災害対策本部会議の構成員は、次のとおりである。

職 名	構 成 員
本 部 長	町長
副 本 部 長	副町長、教育長
本 部 員	総務部長、住民生活部長、住民生活部次長、都市建設部長、会計管理者、教育次長、消防団長

イ 協議事項

- (ア) 災害予防、災害応急対策に関すること。
- (イ) 情報の収集分析、伝達に関すること。
- (ウ) 動員・配備体制に関すること。
- (エ) 災害対策本部の閉鎖に関すること。
- (オ) 各対策部間調整事項に関すること。
- (カ) 住民への避難指示等及び警戒区域の設定に関すること。
- (キ) 県及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (ク) 自衛隊災害派遣要請に関すること。
- (ケ) 他の市町村への応援要請に関すること。
- (コ) 災害救助法の適用要請に関すること。
- (サ) 激甚災害の指定の要請に関すること。
- (シ) 災害復旧に関すること。
- (ス) その他災害応急対策の実施及び調整に関すること。

ウ 災害対策本部の庶務

本部の庶務は総務部総務班が行う。

エ 決定事項の通知

本部会議等の決定事項のうち必要と認める事項は、その都度、各関係機関に通知する。

また、職員に周知を要するものについては、庁内放送等により速やかに周知徹底を図るとともに、総務部長は各部相互間の連絡調整を迅速に行う。

4 設置及び廃止の通知

町長が災害対策本部を設置又は廃止した場合、総務部総務班は各部、知事、関係機関、防災会議構成員、報道機関に連絡するとともに、情報財政班は住民等にその旨を通知する。

5 災害対策本部の設置場所

本部は、町役場会議室に設置する。ただし、当該施設が使用不可能と判断される場合、又は災害の規模その他の状況により応急対策の推進を図るため必要がある場合は、町長の判断によりその他の町施設に設置する。この場合、各部、知事、関係機関、防災会議委員、報道機関等に電話等によって周知徹底を図る。

災害対策本部を設置する場合、総務部総務班は、直ちに設置される場所の安全を点検し、必要な機器等を配置する。

6 標識等

- (1) 災害対策本部が設置された場合、町役所正面玄関及び本部の入口等に「斑鳩町災害対策本部」の標識を掲示する。
- (2) 本部長、副本部長、部長、班長、その他本部の職員は、災害時において非常活動に従事するときは、別段の定めがある場合のほか、別図（資料編 資料3-1-4参照）の規格による腕章を着用する。
- (3) 災害時において災害活動に使用する本部の自動車には別図（資料編 資料3-1-4参照）の規格による標旗をつける。

7 職務・権限の代行

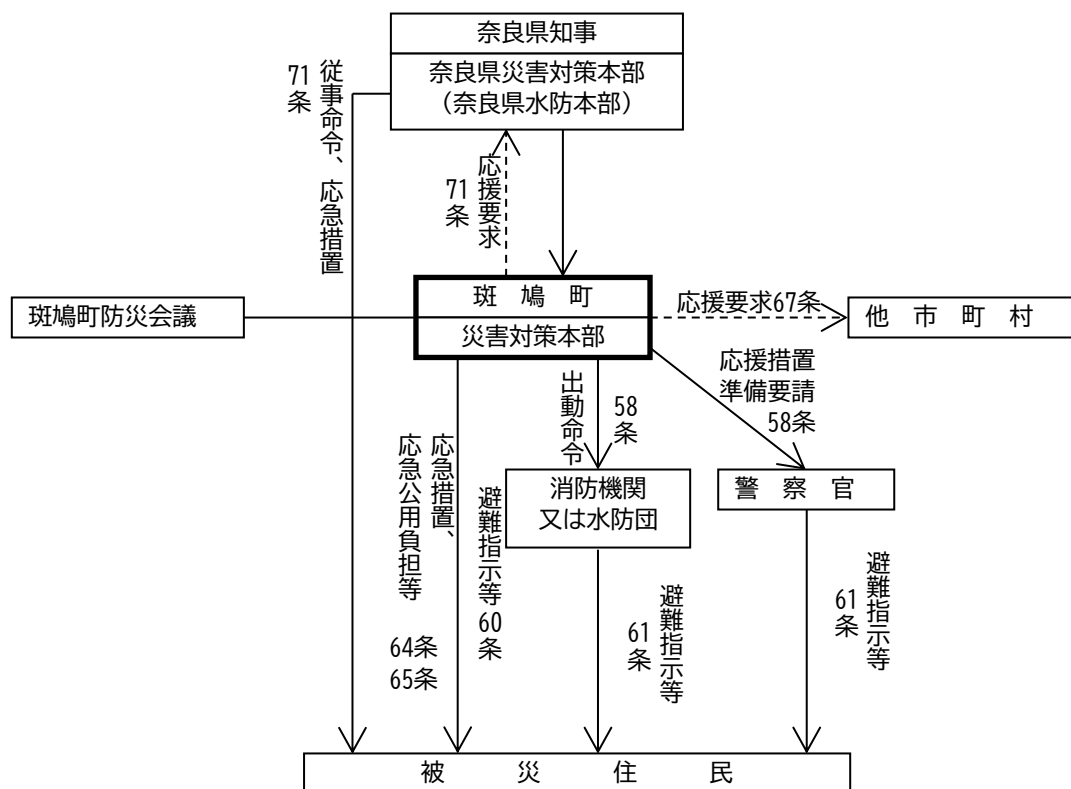
- (1) 災害対策本部の本部長は町長があたり、町長が何らかの事情により不在の場合には、副町長の順位で代行する。
- (2) 本部員（各部長）及び班長の代行は、各部においてあらかじめ指名した副部長、副班長が行う。

8 対策の実施

各部は、それぞれの組織を整備し、本部の決定に基づき災害応急対策活動を実施する。

9 県との連携

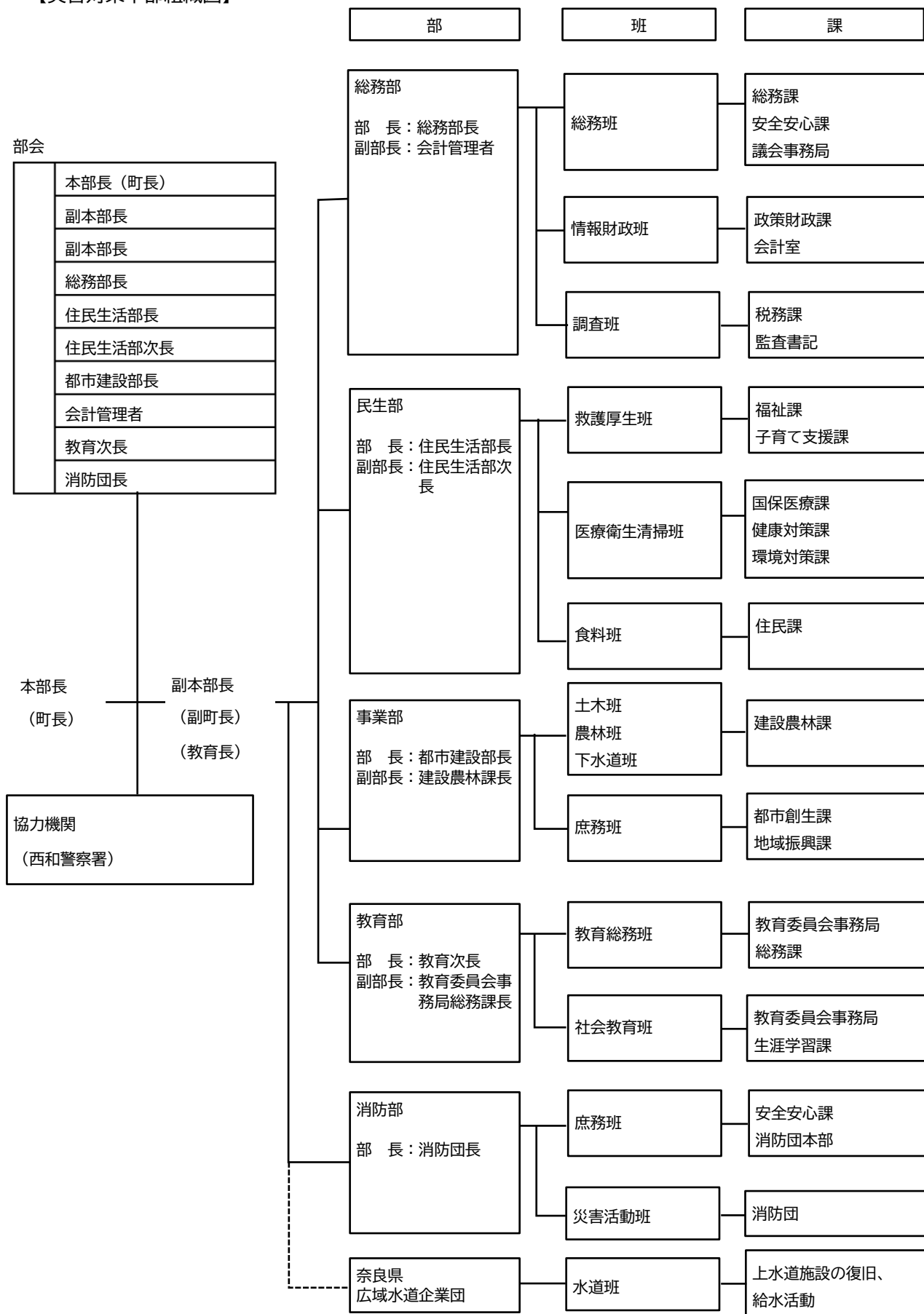
県が現地災害対策本部を設置した場合は、この組織と連携を図ることとし、職員を連絡要員として派遣する。



※条番号はすべて災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の条文を表す。

資料3-1-3 斑鳩町災害対策本部条例、資料3-1-4 標識等

【災害対策本部組織図】



【各部の事務分掌】

部	班	所 掌 事 務
総 務 部 部 長：総務部長 副部長：会計管理者	総 務 班 班 長：安全安心課長 副班長：総務課長 副班長：議会事務局長	1. 所管に関すること。 2. 災害対策本部の庶務に関すること。 3. 各部班及び関係機関との連絡並びに統制に関すること。 4. 本部職員の非常招集に関すること。 5. 自衛隊の派遣要請に関すること。 6. 無線の管理運営に関すること。 7. 議会との連絡調整に関すること。 8. 緊急輸送車両の確保に関すること。
	情報財政班 班 長：政策財政課長 副班長：政策財政課長補佐	1. 所管に関すること。 2. 災害状況の集計及び報告に関すること。 3. 災害写真その他広報活動に必要な資料収集に関すること。 4. 災害状況の伝達、報知に関すること。 5. その他広報、情報に必要な活動に関すること。 6. 災害予算及び災害時の資金運用に関すること。 7. 災害に伴う財政計画に関すること。 8. 中小企業者等の被災状況の把握と融資に関すること。
	調 査 班 班 長：税務課長 副班長：税務課長補佐	1. 所管に関すること。 2. 被災証明書の発行に関すること。 3. 陳情、要望事項の取りまとめに関すること。 4. 人的被害、住家等の被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。
民 生 部 部 長：住民生活部長 副部長：住民生活部次長	救護厚生班 班 長：福祉課長 副班長：子育て支援課長	1. 所管に関すること。 2. 災害救助の企画、実施に関すること。 3. 災害救助法の手続き及び救助に関すること。 4. 救援物資の受入れ及び配分輸送に関すること。 5. 保育所園児の避難及び救護に関すること。 6. 協力救護関係機関、救援隊との連絡調整に関すること。 7. 被災者受入施設の応急建築に関すること。
	医療衛生清掃班 班 長：国保医療課長 副班長：環境対策課長 副班長：健康対策課長	1. 所管に関すること。 2. 衛生清掃及び医療計画の立案、実施に関すること。 3. 悪疫流行防止のための予防接種、浸水家屋の消毒、感染症患者保菌者の検査に関すること。 4. 廃棄物の処理に関すること。
	食 料 班 班 長：住民課長 副班長：住民課長補佐	1. 所管に関すること。 2. 救助用主食及び副食の供給に関すること。 3. 本部職員及び派遣職員の給食に関すること。

部	班	所 掌 事 務
		4. 生活必需品、日用品等の斡旋に関すること。 5. 本部及び部内各班との連絡調整に関すること。
事業部 部長：都市建設部長 副部長：建設農林課長	土木班、農林班 下水道班 班 長：建設農林課長 副班長：建設農林課長補佐	1. 所管に関すること。 2. 土木施設災害状況取りまとめ及び報告に関すること。 3. 道路、橋梁、河川等の被害応急復旧に関すること。 4. 応急復旧資材の調達に関すること。 5. 農林産業物、施設の被害調査及び対策に関すること。 6. 下水道施設の被害調査及び報告に関すること。 7. 下水道施設の災害復旧及び資器材調達に関すること。
	庶務班 班 長：都市創生課長 副班長：地域振興課長	1. 所管に関すること。 2. 災害状況の把握及び判定並びに、立退き指示の立案及び発信、その他本部長が特に認める事項の伝達に関すること。 3. 都市施設の災害対策及び被害調査に関すること。 4. 文化財の被害状況調査及び報告に関すること。 5. 本部及び部内各班との連絡調整に関すること。
教育部 部長：教育次長 副部長：教育委員会事務局 総務課長	教育総務班 班 長：教育委員会事務局 総務課長 副班長：教育委員会事務局 総務課長補佐	1. 所管に関すること。 2. 教育施設の被害状況調査及び報告に関すること。 3. 教育全般にわたる災害対策の企画調整に関すること。 4. 応急教育の実施に関すること。 5. 園児、児童及び生徒の避難並びに救護に関すること。 6. 教材、学用品の調達に関すること。 7. 学校給食と食料班の調整に関すること。 8. 本部及び部内の連絡調整に関すること。
	社会教育班 班 長：教育委員会事務局 生涯学習課長 副班長：教育委員会事務局 生涯学習課長補佐	1. 所管に関すること。 2. 社会教育施設の被害状況調査及び報告に関すること。 3. 災害活動に協力する婦人会等の連絡調整に関すること。 4. 社会教育施設に関する対策本部の指示による避難所指定の調整対応に関すること。 5. 社会教育、体育施設の応急修理に関すること。
消防部 部長：消防団長	庶務班	1. 所管に関すること。 2. 消防団員の非常招集に関すること。 3. 現場における人員配置及び指揮に関すること。

部	班	所 掌 事 務
		4. 本部及び部内各班との連絡調整に関すること。
	災害活動班	1. 所管に関すること。 2. 災害現場における消火、水防、救助活動に関すること。 3. 避難者の誘導その他人命救助に関すること。 4. その他災害防止、鎮圧及び警備に関すること。

第5 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害応急対策を局地的又は特定地域を重点的に実施する必要がある場合、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、本部長が指示する業務内容に応じて必要な人材を確保し、弾力的に構成する。

第6 初動体制による活動（災害対策本部設置までの対応）

勤務時間外の災害発生直後から災害対策本部が設置できるまでの間、町は災害対策本部に準じた体制で初期活動を開始する。

1 参集職員

（1）参集時

- ア 参集職員による参集途上での被害状況の収集
「参集途上における被害状況報告書」に記入
- イ 人命救助

（2）参集後

- ア 参集人員の確認・調整
- イ 災害対策本部設置の準備
- ウ 通信手段の確保
 - （ア）防災無線の管理
 - （イ）災害時優先電話の管理
- エ 職員からの被害状況等の収集・集約
- オ 住民・団体からの情報収集・集約
- カ 車両の確保
- キ 県・自衛隊・その他防災関係機関との連絡
- ク 重傷者搬送先病院の確保、その他医療救護活動のための準備
- ケ 緊急輸送ルートの確保、その他交通規制のための準備
- コ 活動の記録
- サ その他、副本部長及び総務部長の指示事項

2 各施設（小学校等）

- （1）施設の被害状況の把握・報告
- （2）避難所開設の準備（状況把握・報告）

3 奈良県広域消防組合・斑鳩町消防団

人命救助・火災処理（消防水利確保）

4 奈良県広域水道企業団

飲料水確保のための施設応急措置

資料3-1-5 参集途上における被害状況報告書

第3節 動員体制

迅速かつ的確に災害応急対策が実施できるよう、災害が発生した状況又は発生すると予測される状況に応じて職員を動員配備する。

《担当部・機関》

各部・関係機関

第1 動員人員

職員の動員は次のとおりとする。

部	動員区分 班 名	風水害等災害警戒体制		災害対策本部	
		1号警戒配備	2号警戒配備	1号動員	2号動員
本部	警戒体制本部		8	9	9
総務部	総務班	必要に応じた体制を整える	必要に応じた体制を整える	全 員	全 員
	情報財政班		係長以上	全 員	〃
	調査班		係長以上	全 員	〃
民生部	救護厚生班		係長以上	全 員 (保育園除く。)	〃
	医療衛生清掃班		係長以上	全 員 (衛生処理場除く。)	〃
	食料班		係長以上	全 員	〃
事業部	土木班	必要に応じた体制を整える	必要に応じた体制を整える	全 員	〃
	農林班	必要に応じた体制を整える	必要に応じた体制を整える	全 員	〃
	庶務班	必要に応じた体制を整える	係長以上（ただし、女性の係長は除く。）	全 員	〃
	下水道班		必要に応じた体制を整える	全 員	〃
教育部	教育総務班		係長以上	本庁職員全員	〃
	社会教育班		係長以上	係長以上・男子職員	〃
消防部	庶務班	1	8	7	〃
	災害活動班			必要に応じた体制を整える	〃

※風水害等災害警戒体制の2号警戒配備において、各部の所管する施設管理は必要に応じた体制を整える。

1 出動指令の決定

(1) 警戒配備

警戒配備についての事務は次のとおりとして総務班において行う。

ア 警戒配備動員発令のための準備は、情報の収集、関係班との協議などである。

イ 警戒配備動員の発令

1号警戒配備において総務部長は、配備動員を発令すると共に副本部長にこれを報告し、2号警戒配備にあつては、副本部長は、配備の動員を発令すると共に、本部長にこれを報告し、総務班は配備動員の発令を各班に伝達する。

ウ 被害報告の取りまとめ

エ 1号動員ないし2号動員の必要がある場合は、そのための準備として資料を作成し、町防災会議を招集する。

(2) 1号動員及び2号動員

ア 1号動員又は2号動員は、本部長（本部長が不在のときは副本部長）が発令する。

イ 県下に暴風、大雨等の警報が発令された場合、町長は1号動員又は2号動員の必要を確認するため、各班長及び係員にあらかじめ地域内の各河川を巡視させ、情報収集にあたらせる。

ウ 総務班は、動員が決定された場合は、直ちに各班に連絡しなければならない。

連絡を受けた各班は、所定の動員を行うとともに動員した人員、その他必要な事項を情報財政班に連絡しなければならない。

第2 動員方法

1 勤務時間内の動員方法

(1) 連絡体制

各対策部への連絡は、総務部総務班が庁内放送によって行う。

(2) 活動体制への移行

連絡を受けた場合、平時の勤務体制から各班を編成して直ちに災害応急活動体制に切り替える。

2 勤務時間外の動員方法

(1) 勤務時間外に職員の非常招集を行う必要が生じた場合にあつては、当直者は直ちに安全安心課長及び建設農林課長を通じて町長に状況を報告し（警戒配備動員にあつては総務部長又は副町長）その指揮を受けて招集する。

(2) 町長が職員に非常招集を命じたときは、当直者は直ちに総務部長に連絡しなければならない。

教育長、各部長、議会事務局長は、あらかじめ定めた連絡網により所属の職員を招集する。

(3) 非常招集の方法

担当部課長による非常招集の方法は、電話等によることとする。

3 動員状況の報告及び連絡

- (1) すべての職員は参集後、所属班長に参集を報告する。
- (2) 各班長は、参集職員の氏名、参集時刻、参集免除者等の班員参集状況を対策部長に報告する。
- (3) 各対策部長は、各班ごとの参集状況を総務部総務班へ報告する。
- (4) 総務部総務班は、防災活動を実施するため職員を動員した場合は、その状況を速やかに県に報告する。

4 連絡責任者

連絡責任者（各班長）は、所属班と斑鳩町災害対策本部との連絡にあたる。

5 過渡的措置

各対策部長は、勤務時間外の過渡的措置として非常時の配備体制に移行した場合、職員の参集状況に応じて順次応急的な班編成を行い、正規の班編成と異なる体制をもって緊急の応急対策活動を実施する。

6 人員の確保

(1) 警戒配備の場合

各部長は、各部の災害警戒活動の遂行において、現状の人員で対応しがたいと判断される場合には、総務部長に対し、人員の多い配備区分の指令を要請する。

(2) 1号動員の場合

各対策部長は、各対策部の応急対策活動の遂行において、現状の人員で対応しがたいと判断される場合には、部内で配備人員を増員し、その旨を総務部総務班へ報告する。

(3) 2号動員の場合

各対策部長は、各部の防災活動遂行において、部内の人員で対応しがたいと判断される場合には、応援を総務部長に要請する。この場合、総務部長は速やかに可能な範囲内において、応援要員の派遣を行う。

7 平常業務の機能確保

2号動員体制下では、災害の発生からの時間経過とともに、平常業務の機能を確保していく必要があるため、これらの業務機能確保については、総務部長と協議のうえ、住民サービス部門等から平常業務を確保していく。

8 災害時における職員の服務

- (1) 職員は、この計画の定めるところにより、上司の指揮に従って防災活動に従事しなければならない。
- (2) 職員は、出動指令が出されたときはもちろん、災害が発生し、又は発生するおそれのあることを知った場合は、配備区分に従い速やかに所定の勤務場所に参集しなければならない。

9 動員対象から除外する職員

次に掲げるいずれかに該当する職員は、非常招集を免除する。これに該当する職員は、速やかに所属班長に連絡し、以後の指示を受ける。ただし、参集を妨げる事態が収束でき次第、直ちに参集しなければならない。

- (1) 公務のため管外出張中の場合
- (2) 職員自身が災害発生時に療養中又は災害の発生によって傷病の程度が重傷である場合
- (3) 親族に死亡者又は重傷の傷病者が発生し、当該職員が付き添う必要がある場合
- (4) 自宅から火災が発生し、又は周辺で火災が発生し、延焼するおそれがある場合
- (5) 同居する家族に高齢者、障害者、乳幼児等があり、当該職員の介護や保護がなければ、その者の最低限の生活が維持できない場合
- (6) 当該職員が居住する自宅が全壊、全焼、流失、床上浸水等の被害を受けた場合
- (7) その他事情により特に所属班長がやむを得ないと認めた場合

第3 福利厚生

総務部長は、災害対策の第一線で勤務する職員の体力・知力・判断力持続のため、健康管理、勤務条件等を考慮し、活動の長期化に対処するとともに、他の市町村の職員等の受入れに際し、福利厚生の充実を図る。

1 宿泊及び仮眠施設等の確保

災害対策活動従事者の宿泊及び一時的な仮眠施設を公共施設、公営住宅の利用、民間宿泊施設等の随時借り上げによって確保・調整に努める。

2 食料等の調達

民生部食料班は災害対策活動従事者への食料等を協定業者等から調達する。なお、配送については、被災者への救護物資及び給食等の配送とあわせ、輸送の合理化を図る。

3 勤務状況の把握・管理

災害対策活動従事者の勤務時間の把握・管理に努め、各対策部の実情に即し適宜要員の交替等を行う。

第4節 警戒活動

《担当部・機関》

事業部庶務班・事業部土木班・事業部下水道班・事業部庶務班
奈良県広域消防組合・関係機関

第1 水防活動

水防管理者は、町域において水害が予想される場合には、町水防計画に基づき、迅速に次の水防活動を実施する。

なお、水防活動の具体は、別途「町水防計画」に準ずる。

- 1 各区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報
- 2 水防に必要な資機材の点検整備
- 3 水こう門、せき堤等の遅延ない操作及び水（樋）門等の管理者に対する閉鎖の応援

水防管理者は、出動命令を出した水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所、重要箇所を中心に巡回し、次のような異常を発見したときは直ちに水防作業を開始するとともに、所轄の現地本部に報告する。

- （1）堤防の亀裂、がけ崩れ、沈下等
- （2）堤防からの溢水状況
- （3）水こう門等の水漏れ
- （4）橋梁等構造物の異常
- （5）ため池の流入水・放出水の状況、付近の山崩れなど

第2 土砂災害警戒活動

町及び県は、豪雨、強風等によって生じる土砂災害に備える。

1 警戒活動の種類

土砂災害の警戒活動については、災害対策本部の判断により、次の警戒活動を行う。

（1）第1次警戒体制

- ア 各危険地域において防災パトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。
- イ 地元自主防災組織等の活動を要請する。
- ウ 必要に応じて、警戒区域の設定を行う。

（2）第2次警戒体制

- ア 住民等に避難の準備を行うよう広報を行う。
- イ 必要に応じて、災害対策基本法に基づく避難指示等を行う。

2 情報交換の徹底

関係機関は、風力雨量等の情報交換に努める。

第3 ライフライン・交通等警戒活動

ライフライン、放送、交通に関わる事業者は、豪雨、強風等によって発生する災害に備える。

1 ライフライン事業者

防災業務計画等に基づき警戒活動を行う。

(1) 上下水道

ア 応急対策要員の確保を行う。（待機及び非常呼集体制の確立）

イ 応急対策・復旧に必要な資機材の点検、整備、確保を行う。

(2) ガス事業者

ア 応急対策要員の確保を行う。（待機及び非常呼集体制の確立）

イ 応急対策・復旧に必要な資機材の点検、整備、確保を行う。

ウ ガス製造設備、主要供給路線、橋梁架管、浸水のおそれのある施設等を巡回・点検する。

(3) 電力事業者

ア 応急対策要員の確保を行う。（待機及び非常呼集体制の確立）

イ 応急対策・復旧に必要な資機材の点検、整備、確保を行う。

(4) 電信電話事業者

ア 情報連絡用回線の作成及び情報連絡員の配置を行う。

イ 異常事態の発生に備えた監視要員又は防災上必要な要員の措置を行う。

ウ 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等の実施を行う。

エ 災害対策用機器の点検、出動準備又は非常配置及び電源設備に対する必要な措置を実施する。

オ 防災のために必要な工事用車両、資機材の点検、整備、確保を行う。

(5) 放送事業者

ア 気象情報等の収集に努める。

イ 電源設備、給排水設備の整備、点検を行う。

ウ 中継・連絡回線の確保を行う。

エ 放送設備・空中線の点検を行う。

オ 緊急放送の準備を行う。

2 交通施設管理者

気象情報の収集に努め、必要に応じて警備警戒をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講じる。

(1) 鉄軌道施設

ア 定められた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ、若しくは速度制限を行う。

イ 適切な車内放送、駅構内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。

(2) 道路・橋梁施設

- ア 定められた基準により、通行の禁止、制限若しくは速度規制を行う。
- イ 交通の混乱を防止するため、迂回、誘導灯等の適切な措置を講じる。

第5節 応急避難

災害から住民の安全を確保するため、関係機関は相互に連携し、避難指示等、誘導等必要な措置を講じる。また、避難にあたっては、要配慮者に配慮した。

《担当部・機関》

総務部総務班・事業部土木班・消防部災害活動班・関係機関

第1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

災害から住民の安全を確保するため、「斑鳩町避難指示等の判断・伝達マニュアル」に基づき、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令する。

なお、知事は、町が災害により全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長が実施すべき事務の全部又は一部を代わりに実施することができる。

1 実施機関

避難指示等を行う者は、次のとおりとする。

(1) 災害対策基本法による場合

実施責任者	要 件	措 置	根拠規定	災害種類
町 長	災害が発生するおそれがあるときや、災害リスクのある区域の高齢者等が危険な場所から避難すべきとき	【警戒レベル3】 高齢者等避難の発令 ・要配慮者に対する、円滑かつ迅速な避難の確保が図られるための必要な情報の提供その他の必要な配慮	災害対策基本法第56条第2項	災害全般
町 長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認められるとき	【警戒レベル4】 避難指示の発令 ・立退きの指示(必要があると認めるときは立退き先の指示)	災害対策基本法第60条第1項、第2項	災害全般
町 長	避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき	【警戒レベル5】 緊急安全確保の発令 ・高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置（緊急安全確保措置）の指示	災害対策基本法第60条第3項	災害全般
知 事	災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	・上記、災害対策基本法第60条第1項から第3項の規定により実施すべき措置の全部又は一部	災害対策基本法第60条第6項	災害全般
警察官	町長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき	・立退きの指示(必要があると認めるときは立退き先の指示) ・緊急安全確保措置の指示	災害対策基本法第61条第1項	災害全般

(2) その他の法令による場合

実施責任者	要 件	措 置	根拠規定	災害種類
警察官	人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等を危険がある場合で特に急を要するとき	・避難等の措置	警察官職務執行法第4条	災害全般
自衛隊	災害により、特に急を要する場合において、警察官がその場にいないとき	・避難等の措置	自衛隊法第94条	災害全般
知事又はその命を受けた職員	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき	・立退きの指示	地すべり防止法第25条	地すべり
知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水により、著しい危険が切迫していると認められるとき	・立退きの指示	水防法第29条	洪水

2 住民に求める行動

	住民に求める行動
高齢者等避難	・家族との連絡、非常持ち出し品の用意等、避難準備を開始 ・要配慮者等、避難行動要支援者は、計画された避難場所へ避難行動を開始（避難支援者は、支援行動を開始）
避難指示	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動を開始
緊急安全確保	・避難中の住民は、周囲の状況を確認しながら、避難行動を速やかに完了 ・未だ避難していない対象住民は、避難行動に速やかに移るとともに、そのいとまがない場合は、生命を守る最低限の行動を開始

第2 高齢者等避難の指示

気象予警報等に基づき、浸水やがけ崩れなどによる被害を受けるおそれがあり、事態の推移によっては当該地域等に避難指示等を実施することが予想される場合は、当該地域の住民に対し、高齢者等避難を周知する。

1 実施者

- (1) 知事若しくはその命を受けた職員又は水防管理者(町長)は、河川及びため池で警戒水位に達するなど洪水によって被害が発生するおそれがある場合は、その危険地域の住民に対し、広報車等によって高齢者等避難を周知する。
- (2) 町長は、土砂災害(特別)警戒区域等、山地災害危険地区において、災害発生のおそれがある場合は、その危険地域の住民に対し、広報車等によって高齢者等避難を周知する。

2 高齢者等避難の周知の実施要領

避難の準備を周知する場合の実施要領は、次のとおりである。

区 分	基 準 及 び 方 法
条 件	・災害発生の可能性が予想される状況 ・要配慮者等、特に避難行動要支援者が避難行動を開始する段階
伝達内容	避難対象地域、発令者、危険予想地域、避難すべき理由、避難に際しての携帯品、避難方法、避難先、避難経路、避難時の注意事項、その他必要事項
伝達方法	広報車による伝達、県防災情報システム、防災行政無線、防災情報メール、エリアメール、SNS、災害情報共有システム（L－A L E R T）、その他必要に応じてテレビ放送、ラジオ放送、口頭等による伝達を併用する。

3 高齢者等避難の連絡

町長は、高齢者等避難を行った場合は、速やかに知事へ通知するとともに、関係機関へ通知する。解除する場合も同様とする。その際、可能な限り次の事項についても報告する。

- (1) 発令時刻
- (2) 対象地域
- (3) 対象世帯数及び人員
- (4) その他必要事項

第3 避難指示等

町長は、積極的な災害情報の収集に努め、気象情報や河川水位情報、土砂災害警戒情報等を基に、あらかじめ作成した発令基準に則って、避難指示等を発令する。その際、避難時間等を考慮した早めの発令を心がけ、夜間等避難に危険を伴うような時間の発令を避けるようにする。

また、必要に応じて、県等に避難指示等に関する助言を求めることができる。

1 避難指示等の実施要領

災害が発生し、又は発生のおそれがある状況に応じて、避難指示等を発令し、住民への周知を徹底する。

(1) 避難指示

区 分	基 準 及 び 方 法
条 件	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況
伝達内容	避難対象地域、発令者、避難すべき理由、避難先、避難経路、避難時の注意事項、その他必要事項
伝達方法	広報車による伝達、県防災情報システム、防災行政無線、防災情報メール、エリアメール、SNS、災害情報共有システム（L－A L E R T）、その他必要に応じてテレビ放送、ラジオ放送、口頭等による伝達を併用する。

(2) 緊急安全確保

区 分	基 準 及 び 方 法
条 件	・前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ・堤防の隣接地、斜面の直下など地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ・人的被害が発生した状況
伝達内容	避難対象地域、発令者、避難すべき理由、避難先、避難経路、避難時の注意事項、その他必要事項
伝達方法	テレビ放送、ラジオ放送、県防災情報システム、防災行政無線、防災情報メール、エリアメール、ファクシミリ、口頭伝達、サイレン（水防第4号信号）、SNS、災害情報共有システム（L-A-L-E-R-T）等を併用する。

(3) 屋内での待避等の安全確保措置

避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下「屋内での待避等の安全確保措置」という。）を指示することができる。

2 避難指示等の連絡

(1) 町長が避難指示等を行った場合

町長は、避難指示等を行った場合、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行った場合は、速やかに知事へ通知するとともに、関係機関へ通知する。解除する場合も同様とする。その際、可能な限り次の事項についても報告する。

- ア 避難指示等、屋内での待避等の安全確保措置の種類
- イ 発令時刻
- ウ 対象地域
- エ 対象世帯数及び人員
- オ その他必要事項

(2) 町長以外が避難指示等を行った場合

町長以外が避難指示等を行った場合、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行った場合は、直ちに総務部総務班に報告し、町長は上記に準じて知事及び関係機関へ通知する。

3 避難路の確保

事業部土木班は、県、県警察（西和警察署）、道路管理者との連携のもと、住民の安全のために避難路の確保に努める。

4 住民に望まれる避難行動

(1) 土砂災害

- ア 防災気象情報等積極的な情報収集に努め、自らの意思で行動するようにする。
- イ 避難場所への移動時間も考慮して早めのタイミングで避難する。
- ウ 豪雨等が予想される場合は、遠方であっても安全な避難場所に早めに避難する。
- エ 夜間や豪雨により外部へ避難することが却って危険な場合は、建物の高いところなどに

垂直避難する。

オ 雨が収まってもすぐに帰宅しないようにする。

カ 避難の際は、隣近所に声を掛け合い共に避難するようにする。特に新しい地区住民や観光客等には努めて声を掛けるようにする。

キ 土砂災害（特別）警戒区域外でも災害が発生するおそれがあることを忘れず、十分注意するようにする。

（2）水害

ア 防災気象情報等積極的な情報収集に努め、自らの意思で行動するようにする。

イ 避難場所への移動時間も考慮して早めのタイミングで避難する。

ウ 豪雨等が予想される場合は、遠方であっても安全な避難場所に早めに避難する。

エ 夜間や豪雨により外部へ避難することが却って危険な場合は、建物の高いところなどに垂直避難する。

オ 避難の際は、隣近所に声を掛け合い共に避難するようにする。特に新しい地区住民や観光客等には努めて声を掛けるようにする。

カ 浸水想定区域外でも災害が発生するおそれがあることを忘れず、十分注意するようにする。

避難指示等発令基準表

(斑鳩町)

対象危険河川	大和川 29.2k～32.8k 付近	
対象地域	・大字目安・目安1～4丁目・目安北1～3丁目、 服部1、2丁目、小吉田1・2丁目、 興留1丁目の一部、興留4～10丁目、 稲葉車瀬1・2丁目、稲葉西1丁目の一部、 大字阿波、阿波2・3丁目、五百井1丁目の一部、 神南1・2丁目、神南3丁目の一部、神南5丁目	
観測所	大和川 板東水位観測所	
高齢者等避難	次のいずれかに該当する場合 ①板東観測所で3.5m（避難判断水位相当）に達した場合 ②漏水等が発見された場合	
避難指示	次のいずれかに該当する場合 ①板東観測所で4.1m（はん濫危険水位相当）に達した場合 ②異常な漏水等が発見された場合 ③水防団若しくは消防団等や住民等から避難の必要性に関する通報があった場合	
緊急安全確保	次のいずれかに該当する場合 ①板東観測所で5.64m（堤防満杯水位相当）に達するおそれがある場合 ②異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ③決壊や越水・溢水が発生した場合	

※時間帯や周囲の状況・今後さらに水位の上昇が見込まれる場合等により判断する。

避難指示等発令基準表

(斑鳩町)

対象危険河川	富雄川	
対象地域	・大字高安、高安1丁目、高安西1丁目 法隆寺南2・3丁目 東福寺1丁目 幸前1・2丁目 法隆寺東2丁目、法隆寺南2丁目	
観測所	富雄川 高安観測所	
高齢者等避難	次のいずれかに該当する場合 ①高安観測所で2.1m（避難判断水位）に達した場合 ②漏水等が発見された場合	
避難指示	次のいずれかに該当する場合 ①高安観測所で2.6m（はん濫危険水位）に達した場合 ②異常な漏水等が発見された場合 ③水防団若しくは消防団等や住民等から避難の必要性に関する通報があった場合	
緊急安全確保	次のいずれかに該当する場合 ①異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ②決壊や越水・溢水が発生した場合	

※時間帯や周囲の状況・今後さらに水位の上昇が見込まれる場合等により判断する。

避難指示等発令基準表

(斑鳩町)

対象危険河川	竜田川	
対象地域	・ 龍田南6丁目の一部	
観測所	竜田川 平群観測所	
高齢者等避難	次のいずれかに該当する場合 ①平群観測所で3.5m（避難判断水位）に達した場合 ②漏水等が発見された場合	
避難指示	次のいずれかに該当する場合 ①平群観測所で3.9m（はん濫危険水位）に達した場合 ②異常な漏水等が発見された場合 ③水防団若しくは消防団等や住民等から避難の必要性に関する通報があった場合	
緊急安全確保	次のいずれかに該当する場合 ①異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ②決壊や越水・溢水が発生した場合	

※時間帯や周囲の状況・今後さらに水位の上昇が見込まれる場合等により判断する。

第4 警戒区域の設定

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。

1 設定権者

警戒区域の設定権者は、次のとおりとする。

なお、知事は、市町村が災害により全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、法第63条第1項の規程により実施すべき応急措置の全部又は一部を代わりに実施することができる。

設定権者	要 件	措 置	根拠規定	災害の種類
町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策基本法第63条	災害全般
知 事	災害の発生により、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき		災害対策基本法第63条	災害全般
警 察 官	町長若しくは町長の委任を受けた町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策基本法第63条	災害全般
	消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	消防警戒区域からの退去 消防警戒区域への出入り禁止、制限	消防法第28条、第36条	水害を除く災害全般
	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	水防警戒区域からの退去 水防警戒区域への出入り禁止、制限	水防法第21条	水害
自 衛 官	町長若しくは町長の委任を受けた町の職員及び警察官が現場にいないとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策基本法第63条	災害全般
消防職員又は消防団員	円滑な消防活動等の確保のため	消防警戒区域からの退去 消防警戒区域への出入り禁止、制限	消防法第28条、第36条	水害を除く災害全般
水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者	円滑な水防活動等の確保のため	水防警戒区域からの退去 水防警戒区域への出入り禁止、制限	水防法第21条	水害

2 規制の実施

- (1) 町長は、警戒区域の設定について警察署長等関係者との連絡調整を行う。
- (2) 町長は、警戒区域を設定した場合、警察署長に協力を要請して警戒区域から退去又は立入禁止の措置をとる。
- (3) 町長は、県警察（西和警察署）、消防団、自主防災組織等の協力を得て、住民の退去を確認するとともに、防犯、防火の警戒を行う。

3 周知

避難指示等と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、警戒区域内に住民が立ち入らないようにする。

4 警戒区域への一時帰宅、一時立入

警戒区域を設定した場合においても、行政機関や、復旧工事等に携わる事業者等やむを得ず立ち入らなければならない者には町長が許可証等を発行し、一時立入を認めることができる。また、住民には、警察、消防、町職員等の監視のもと、日時を設定して一時帰宅を認めることができる。

一時立入、一時帰宅を許可するにあたっては、危険が切迫している度合や天候等を勘案し、先述の協議会等の場で慎重に検討する必要がある。その基準は、住民に対してわかりやすいことや、生活面での影響、経済的な影響、観光面での影響等に十分配慮することが望ましいが、「災害による死者をなくす・人命を守る」ことを念頭に置いて、安全面を第一に考えて基準を策定する。

5 警戒区域の縮小・解除

警戒区域を解除する場合は、専門家の意見も十分に考慮し、協議会等の場において慎重に検討したうえで決定する。

警戒区域を解除した後の監視体制や、避難指示等の継続についても協議会の場で検討することが望ましい。

第5 避難

災害から住民の安全を確保するため、関係機関相互に連携のもと、要配慮者に配慮しつつ、避難誘導等必要な措置を講じる。

1 避難にあたっての留意点

避難にあたっては、次の事項を周知徹底する。

- (1) 避難にあたっては、必ず火気・危険物等の始末を完全にするとともに、家屋の補強、家財の整理をしておくこと。
- (2) 事業所は、浸水その他の被害による油脂類の流失防止及び発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安処置を講じること。
- (3) 避難者は、必要最小限度の身の回り品のほか、必要に応じ防寒雨具、照明具を携行するものとし、過重な携行品及び避難後調達できる物は除外すること。
- (4) 頭をヘルメット等で保護し、できれば氏名票（氏名、住所、本籍、年齢、血液型を記入し

たもので水に濡れてもよいもの)を肌に携行すること。

- (5) 消防職員、消防団員、町の職員、警察官などによる避難誘導のある場合は、その指示に従うこと。

2 避難誘導

町長が避難指示等を行った場合は、住民の避難誘導を実施する。

(1) 避難所への住民の避難誘導

消防部災害活動班は、県警察（西和警察署）の協力を得るとともに、自主防災組織、自治会、日赤奉仕団等の住民組織等と連携して、避難所への住民の避難誘導を実施する。

(2) 学校、病院等における誘導

学校、病院、社会福祉施設、その他多数の人が集まる場所においては、原則として施設の防火管理者、管理権限者等が、避難誘導を実施する。

3 避難誘導の方法

避難誘導にあたっては、できるだけ集団避難を実施するとともに、要配慮者の確認と誘導を実施する。

- (1) 避難の順序は、緊急避難の必要性の高い地域から行うものとし、高齢者、乳幼児、傷病者、障害者、妊産婦など要配慮者及びこれらに必要な介助者を優先して行う。
- (2) 避難の経路については、あらかじめ選定した経路の安全を確認し、危険な箇所には表示、なわ張り等を行うほか、要所に誘導員を配置して事故防止に努める。
- (3) 夜間においては、照明器具を携行した誘導員を配置するとともに、できるだけ、投光機、照明器具を使用し、避難方向を照射する。
- (4) 浸水地等においては、必要に応じ船艇、ロープ等の資機材を配置して、誘導の安全を期する。
- (5) 避難のための輸送は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者が自力で立退き不可能な場合や避難先が遠い場合等は、必要に応じ車両、船艇等によって実施する。

第6 避難所の開設等

- (1) 町長は、災害から住民の安全を確保するため避難指示等を行った場合又は避難を求める住民がいる場合は、その状況に応じて安全な避難路、避難場所又は避難所を指定し、住民に周知する。
- (2) 避難所を指定した場合、施設管理者は、「斑鳩町避難所運営マニュアル」に基づき速やかに避難所を開設する。ただし、施設管理者が開設困難な場合は所管する職員が開設する。
- (3) 町内の避難所に被災者を受入れできないとき、町長は、県又は県内他市町村に対し被災者の移送及び受入れについて要請する。なお、他地域への移送を要請したとき、町長は、職員の中から移送にあたる引率者を添乗させる。
- (4) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- (5) 町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所

の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを適切に県に報告し、県は、その情報を国〔内閣府等〕に共有するよう努める。

- (6) 町は、特定の指定避難所に避難者が集中し、受入人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知するなど、避難の円滑化に努める。

第2章 災害発生後の活動

第1節 情報の収集・伝達

災害発生後、県及び関係機関との連携協力のもと、直ちに防災行政無線や県土砂災害・防災情報シスム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集並びに伝達活動を行う。

《担当部・機関》

総務部財政情報班・総務部調査班・各部・関係機関

第1 気象予警報等の収集・伝達

気象予警報等が発表された場合は、災害発生以前から継続して気象情報等の収集・伝達を行う。

第2 情報の収集・伝達系統

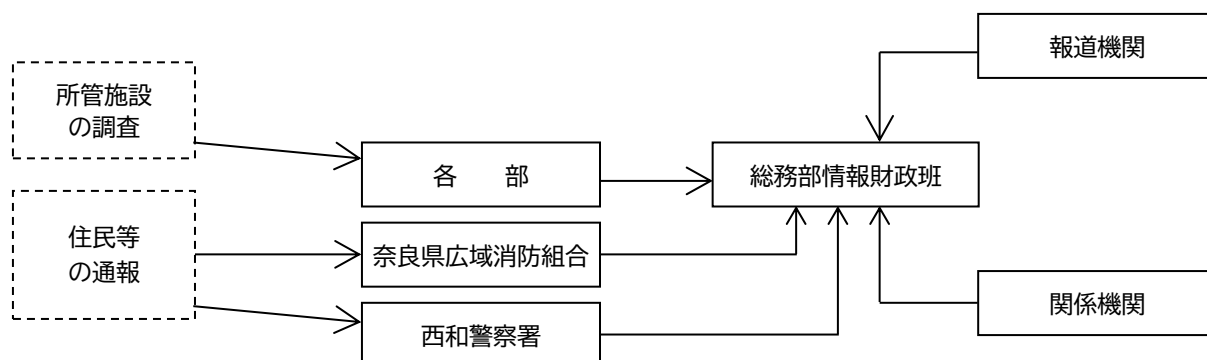
災害発生時の情報連絡体制を最優先で確立させるため、町及び防災関係機関は、通信連絡体制を統括するとともに、収集した情報を、有効かつ適切に利用できるよう、各部及び関係機関相互の迅速かつ的確な伝達系統を確保する。

1 情報の収集・伝達手段

- (1) 防災行政無線
- (2) 無線放送、電話、携帯電話、ファクシミリ、緊急速報メール、防災情報メール、インターネット、SNS等の通信手段
- (3) バイク、自転車を用いた伝令

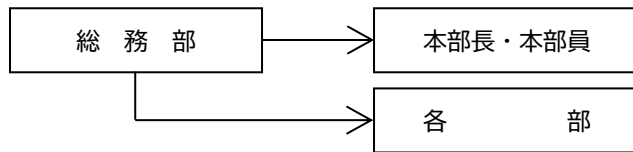
2 情報収集・伝達系統

(1) 情報収集系統

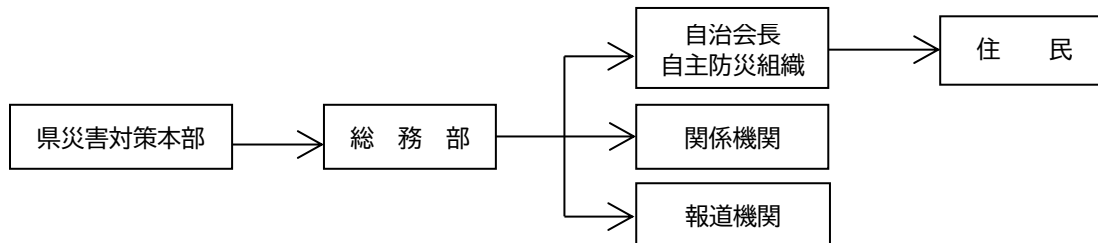


(2) 情報伝達系統

ア 庁内伝達系統



イ 住民及び関係機関との伝達系統



第3 被害状況の把握

迅速かつ的確な応急対策活動の実施に必要な被害概況について、災害発生後、なるべく早期に把握するとともに、関係機関、住民等の協力を得て、詳細な被害状況を把握する。なお、要配慮者の被害状況については特に配慮する。

1 被害概況の把握

(1) 実施担当

各部各班は、事務分掌に基づき、関係機関及び団体等の協力・応援を得つつ、被害概況を把握し総務部調査班に報告する。また、勤務時間外の場合は、参集途上の情報も把握する。

なお、自己の班に属さない被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、速やかに総務部調査班に報告する。

(2) 被害概況の把握

次の情報により、被害のある地域、被害の規模等の把握に努める。

- ア 消防機関への通報状況
- イ 警察署からの情報（通報状況等）
- ウ 防災関係機関からの情報
- エ 自主防災組織、住民等からの情報
- オ 各出先機関及び災害現地に派遣した職員からの情報
- カ 庁舎周辺の状況
- キ その他

(3) 把握する内容

- ア 人的被害の発生状況
- イ 床上浸水・床下浸水、流失家屋等の状況
- ウ 土砂災害等の二次災害の発生状況、危険性

- エ 避難の状況、住民の動向
- オ 冠水等道路交通の状況
- カ ライフラインの被害状況、供給等の停止状況
- キ その他災害の拡大防止措置上必要な状況

(4) 把握の手段

- ア 防災行政無線を用いる。
- イ 電話、携帯電話等を用いる。
- ウ 町が所有する車両の乗り合い利用、職員のバイク・自転車の借り上げ、徒歩等によって行う。

(5) 被害状況把握の注意事項

- ア 被害状況等の把握にあたっては、関係機関相互の連絡を密にし、脱漏、重複のないよう十分留意し、正確を期すること。
- イ 被害世帯数については、現地調査のほか、住民登録と照合するなど、的確を期すること。
- ウ 要配慮者の被害状況の把握には特に配慮すること。

2 被害概況の集約

総務部調査班は、各部各班からの報告に基づき、被害概況を随時取りまとめる。
取りまとめる被害概況は、次のとおりである。

(1) 人的被害

死者、行方不明者、負傷者の状況

(2) 建物被害

床上浸水・床下浸水、全壊（全焼・全流失）、半壊（半焼）、一部損壊、非住家、ブロック塀の状況

(3) 公共土木施設等の被害

- ア 道路、橋梁の状況
- イ 河川、水路、ため池の状況
- ウ 土石流、地すべり、急傾斜地等の状況
- エ 道路交通、公共交通機関の状況
- オ ライフラインの状況
- カ 文教施設、清掃施設の状況

(4) その他

- ア 消火・人命救助活動の状況
- イ 医療活動の状況
- ウ 避難指示等、警戒区域の設定の状況
- エ その他必要な情報

3 詳細被害状況の把握

各部各班は、自己の班に属する被害状況を把握する。なお、自己の班に属さない被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、速やかに総務部調査班へ報告する。

また、被害状況を専門的に把握するために必要と認められる場合は、部内で調整のうえ、他班の協力によって調査を行う。

把握する内容及び実施担当は、次のとおりである。

把握する内容		実施担当
人的被害	死者、行方不明者の状況	総務部調査班
	負傷者の状況	総務部調査班
住家被害	床上浸水・床下浸水・全壊（全焼・全流失）、半壊（半焼）、一部損壊、土砂流入等の状況	総務部調査班
	応急危険度判定	事業部庶務班
非住家被害	公共建物（官公署庁舎、公民館等）	各所管部
	その他（倉庫、土蔵、車庫、納屋）	各所管部
その他被害	田畑の被害状況	事業部農林班
	文教施設の被害状況	教育部教育総務班
	医療機関の被害状況	民生部医療衛生清掃班
	道路・橋梁関連被害状況	事業部土木班
	河川、水路、ため池の被害状況	事業部土木班
	土石流、地すべり、急傾斜地等の被害状況	事業部土木班
	下水道施設の被害状況	事業部下水道班
	ごみ処理施設等の被害状況	民生部医療衛生清掃班
	ブロック塀の被害状況	—
	電気、ガス、電話、鉄道の被害状況	事業部庶務班

4 り災状況、被害金額の把握

詳細被害状況に基づき、り災状況と被害金額を把握する。

把握する内容と実施担当は、次のとおりである。

把握する内容		実施担当
り災状況	り災世帯数、り災者数	総務部調査班
被害金額	公共文教施設の被害金額	教育部教育総務班・社会教育班
	農業施設の被害金額	事業部農林班
	その他公共施設の被害金額	各所管部
	農林の被害金額	事業部農林班

【被害状況等報告基準】

被害項目		報 告 基 準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体は確認できないが死亡したことが確実なもの。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。
	負傷者 (重傷者) (軽傷者)	災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みのもの。 なお、重軽傷者の別が把握できない場合は、とりあえず負傷者として報告する。あわせて、負傷した高齢者や障害者等は再掲する。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	主屋のほかに小さい附属建物(物置、便所、風呂場等)が棟を異にして建てられている場合はそれぞれ一棟とみなす。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
	全壊 (全焼) (全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満に達した程度のもの。
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもの。
	半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。
	一部損壊	準半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごくちいさなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木などの堆積により一時的に居住することができないもの。
非住家被害	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
	非住家	住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないもので、全壊、半壊程度の被害をうけたもの。 ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。なお、官公署、病院、公民館、神社、仏閣は非住家とする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

被害項目			報 告 基 準
その他	被田畑害の	流失	耕地が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能となったもの。
		冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	文教施設		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。
	道路		道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。 なお、「道路決壊」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。
	橋梁		道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。 なお、「橋梁流失」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道の橋梁が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害とする。
	河川		河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 なお、「堤防決壊」とは、河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいはため池の堤防が決裂し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	砂防		砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設		ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通		電車等の通行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶		ろ、かいのみをもって運転する船以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
被害	電話		災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気		災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道		上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス		一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀		倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
被災者	り災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者		り災世帯の構成員とする。
火災被害金額	被災発生		地震の場合のみ報告する。
	公立文教施設		公立の文教施設とする。
	農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道及び公園とする。
	その他の公共施設		公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	農産被害		農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害		農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害		農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害		農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害		建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具とする。

第4 避難及び応急対策の実施状況の把握

その後の応急対策の方針を決めるため、時間の経過とともに変化する避難及び応急対策の実施状況をなるべく詳細に把握する。

1 避難状況の把握

各実施担当は、避難状況を把握し総務部情報財政班に報告する。

把握する内容と管理責任者は、次のとおりである。

把握する内容			管理責任者
避難状況	避難場所、避難所の状況	斑鳩小学校	学校長
		斑鳩西小学校	学校長
		斑鳩東小学校	学校長
		斑鳩中学校	学校長
		斑鳩南中学校	学校長
		斑鳩幼稚園	園長
		斑鳩東幼稚園	園長
		たつた保育園	所長
		あわ保育園	所長
		斑鳩中央体育館	生涯学習課長
		斑鳩中央公民館	館長
		斑鳩西公民館	館長
		斑鳩東公民館	館長
		法隆寺国際高等学校	学校長
		消防コミュニティセンター	安全安心課長
		いかるがホール	斑鳩町文化振興財団事務局長
		斑鳩町ふれあい交流センター いきいきの里	福祉課長
		生き生きプラザ斑鳩	健康対策課長
		斑鳩町法隆寺五丁地区 地域交流館	総務課長
		斑鳩町龍田西地区地域交流館	総務課長

2 応急対策の実施状況の把握

各実施担当は、応急対策の実施状況を把握し総務部情報財政班に報告する。

把握する内容と実施担当は、次のとおりである。

把握する内容		実施担当
応急対策の実施状況	食料の状況	教育部教育総務班 民生部食料班
	医療救護所の開設状況、医療・救護活動の状況等	民生部医療衛生清掃班 民生部救護厚生班
	防災活動に必要な情報及びその他応急対策に必要な状況	総務部情報財政班

第5 被害状況等の集約・整理等

1 被害状況等の集約・整理

町は、平時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすよう努める。また、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進に努める。

総務部情報財政班・調査班は、各部各班から収集した被害状況等の情報及び資料を集約・整理するとともに、各部や関係機関からの求めに応じて速やかに報告できるよう準備する。

また、必要に応じて次に掲げる資料を作成する。

- (1) 災害関連情報、配備指令等の状況、被害状況等
- (2) 被害分布図等

2 集約・整理の注意事項

被害状況等の集約・整理にあたっては、次の点に留意する。

- (1) 確認された情報と未確認の情報（至急確認すべき情報）を区別すること。
- (2) 確認された情報に基づき災害の全体像を把握すること。
- (3) 応援要請等に係る情報を整理すること。
- (4) 情報の空白地を把握すること。
- (5) 被害が軽微な地区又は被害がない地区を把握すること。

3 被害状況等に基づく判断

町単独では災害応急対策が困難であると判断された場合、総務部長は、県に対して応援要請を行う。

第6 県及び国への報告

被害状況等の報告については、災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法第22条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（平成24年5月31日付消防応第111号）に従い、基本的に県に対して実施する。

行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に

住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は都道府県に連絡する。

1 被害状況・避難状況等の調査

被害状況、避難状況等の調査は、次表に掲げる機関が関係機関及び団体の協力・応援を得て行う。

被害状況、避難状況等の調査にあたっては関係機関相互に連絡を密にし、脱漏、重複のないよう充分留意し、被害世帯数、人数については現地調査のほか住民登録と照合するなど、的確を期するよう努める。なお、日常的に介護を必要とする要配慮者の被害状況、避難状況等の調査・把握については特に配慮する。

調査事項	調査機関	主たる応援協力機関
1 人・住家の被害	町	県保健所
2 避難に関する状況 (避難指示等の発令状況、避難所の開設状況、避難世帯数・避難者数)	町	
3 福祉関係施設被害	町（県）	
4 医療、環境衛生施設、廃棄物処理施設被害	町（県）	
5 水道施設被害	町	
6 農業生産用施設	町	
7 畜産被害	町	
8 水産被害	町	
9 農地、農業用施設被害	町	
10 林地、造林地、苗畑、林道、作業道被害	町	
11 林産物、林産施設被害	町	
12 商工関係被害	町（県）	
13 公共土木施設被害	町（県）	
14 都市施設被害	各施設	
15 県有財産、県有建築物被害 (文化財、警察関係施設除く)	県	
16 文教関係施設被害	町（県）教育委員会	
17 文化財被害	町（県） 警察本部、警察署 指定公共機関等	町 町
18 警察関係被害		
19 生活関連施設被害		

2 報告基準

県が規定する報告基準に該当する災害について、被害状況及び応急措置の実施状況等を県防災統括室に報告する。また、災害が発生したときは担当する調査事項（本節「1 被害状況、避難状況等の調査」参照）について被害状況等を取りまとめ、遅滞なく調査事項ごとに県事業担当課に報告する。

- (1) 消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を県及び国（消防庁）に通報する。
- (2) 次の基準に該当する場合は、速やかに県に報告する。なお、県への報告が、通信の途絶等によって不可能な場合は、直接国（消防庁）に報告する。この場合、事後速やかに県に報告を行う。

ア 即報基準

(一般基準)

- (ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (イ) 町が災害対策本部を設置したもの
- (ウ) 災害が2府県以上にまたがるもので1の府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (エ) 気象業務法第13条の2に規定する大雨等に係る特別警報が発表されたもの
- (オ) がけ崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (カ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (キ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ク) 積雪、なだれ等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ケ) 積雪、道路の凍結、なだれ等により、孤立集落を生じたもの
- (コ) 報道機関に大きく取り上げられるなど社会的影響度が高いと認められるもの
- (例示) 水害・土砂災害等

- ・ がけ崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ・ 河川の溢水、破堤等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

雪害

- ・ なだれ等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ・ 道路が土砂災害、凍結又はなだれ等により途絶され、孤立集落を生じたもの

イ 直接即報基準

町は、前記アの(オ)、(カ)及び(キ)のうち、死者又は行方不明者が生じたもの(該当するおそれがある場合を含む。)について、県に加え、直接消防庁に報告をする。

ウ 火災等

(一般基準)

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故(該当するおそれがある場合を含む。)について報告する。

- (ア) 死者が3人以上生じたもの
- (イ) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- (ウ) 自衛隊に災害派遣を要するもの

(個別基準)

次の火災及び事故については一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をする。

① 火災

A 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反対象物の火災

- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案しておおむね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

B 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるなど社会的に影響度が高いもの

C 交通機関の火災

航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- a 航空機火災
- b トンネル内車両火災
- c 列車火災

D その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例) 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

② 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇薬、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの

- A 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- B 負傷者が5人以上発生したもの
- C 周辺地域の住民が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- D 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- E 河川への危険物等流出事故
- F 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

③ 原子力災害等

- A 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- B 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

④ その他の特定の事故 第2号様式

可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

⑤ 消防職員及び消防団の消火活動等に伴う重大事故

エ 社会的影響基準

一般基準、個別基準に該当しない災害であっても、報道機関大きくに取り上げられるな

ど社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること

(3) 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- ア 死者5人以上の救急事故
- イ 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- ウ 要救助者が5人以上の救助事故
- エ 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- オ 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- カ 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- キ 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- ク 上記ア～キに該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられるなど社会的影響度が高い救急・救助事故

(例)

- ・列車、航空機に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

(4) 武力攻撃災害即報

武力攻撃災害等については、次の災害に属する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても報告をすること。

- ア 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射能物質の放出その他の人的又は物的災害
- イ 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

3 県への報告要領

総務部総務班は災害が発生した時から、当該災害に対する応急対策が完了するまでの間、「災害概況即報（別紙様式）」又は「被害状況即報（第1号様式）」により、県防災統括室、郡山土木事務所に対して、次の要領により報告を行う。

4 報告区分及び要領

(1) 災害概況即報（早期災害報告様式）

「即報基準」に該当する災害が発生したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で災害に関する第1報を電子メール、県防災情報システム等により県防災統括室に報告する。

また、「直接即報基準」に該当する災害が発生したときは、直接、総務省消防庁に電子メール等により報告するとともに、あわせて県防災統括室に電子メール、県防災情報システム等により報告する。

(県地域防災計画「直接報告基準」)

ア 火災等即報

① 建物火災

ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

② 交通機関の火災

第6の2の(2)のイの①のCのabcに同じ

③ 危険物等に係る事故

A 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500㎡以上の区域に影響を与えたもの

B 危険物を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

a 河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

b 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

C 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

D 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

④ 原子力災害等

第6の2の(2)のイの③のABに同じ

イ 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

① 列車、航空機の衝突、転覆等による救急・救助事故

② バスの転落等による救急・救助事故

③ ハイジャックによる救急・救助事故

④ 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

⑤ その他報道機関に大きく取り上げられるなど社会的影響度が高いもの

(2) 被害状況即報

「即報基準」に該当する災害が発生したときは、区域内の被害状況、避難状況等を取りまとめ、速やかに被害状況即報を電子メール、県防災情報システム等により、県防災統括室に報告する。

ただし、定時の被害状況即報等、知事（災害対策本部長）が必要と認めた場合はその指示に従って報告する。

(3) 災害確定報告

応急対策終了後、14日以内に「被害状況即報（第1号様式）」により報告する。ただし知事が必要と認める場合は、その指示に従って報告する。

(4) 災害年報

毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況を翌年3月10日までに「災害年報（第2号様式）」により報告する。

(5) 被害状況報告

県の所定の様式により、県地域防災計画に定める報告系統に従って町の関係課から遅滞なく報告する。

5 報告を行うことができない場合

町は、通信の不通等により県に報告できない場合には、一時的に報告先を内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に変更する。ただし、この場合にも町は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は速やかに県に対して報告する。

資料3-1-7 被害状況等報告様式、資料3-1-8 被害状況等の報告系統
資料3-1-9 被災世帯の認定基準

第7 通信手段の確保

災害発生時における通信連絡を迅速かつ的確に実施するため、通信混乱の防止に努めるとともに、有線電話が途絶した場合の緊急通信体制を確保する。

1 無線通信機能の点検及び復旧

総務部総務班は、災害発生後、直ちに防災行政無線の通信機能を点検するとともに、支障を発見した場合は、施設設備の復旧を行う。

2 電気通信設備の利用

(1) 電気通信事業者への要請

総務部総務班は、N T T西日本株式会社に対し、応急回線の作成、利用制限等の措置による通信輻輳の緩和及び通信の疎通確保を要請する。

(2) 非常時優先電話の利用

災害時に通信の電話が著しく輻輳してかかりにくい場合、町はN T T西日本株式会社と協議して設置した災害時優先電話を発信専用として活用する。

3 有線電話途絶時の措置

有線電話途絶のため、災害情報の収集・伝達に支障をきたす場合は、次のような措置を講じる。

(1) 県、近隣市町村との連絡

県防災情報システムを利用して行う。また必要に応じ消防無線、警察無線、非常通信、携帯電話を活用するとともに、状況によっては伝令の派遣を行う。

(2) 関係機関との連絡

総務部総務班は、関係機関に対し、職員の総務部への派遣及び所属機関との連絡用無線機等を可能な限り携行するよう要請する。

(3) 消防電話・警察電話等の利用

総務部総務班は、他に通信連絡の手段がなく緊急を要する場合、奈良県広域消防組合又は西和警察署に業務用専用回線の利用を要請する。

(4) 非常通信の利用

総務部総務班は、有線電話が途絶し、かつ防災行政無線等による通信が困難な場合、電波法（昭和25年法律第131号）第52条に基づき、次に掲げる機関の無線局を利用し、災害に関する非常通信の円滑な運用に努める。

また、町及び防災関係機関は、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。

ア 県警察（西和警察署）、鉄道会社等の関係機関が保有する無線

イ 放送局の有する無線

ウ アマチュア無線等

※非常通信（電波法第52条）

地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

4 災害現場等出動者との連絡

災害現場等に出動している各部職員との連絡は、携帯電話、防災行政無線、伝令（自転車、バイク、徒歩等）、派遣等の適当な手段によって行う。

第8 被災者の安否情報

1 安否情報の提供

町は、次に掲げる者より被災者の安否に関する情報について照会があったときは、それぞれの場合に応じた情報を提供することができる。その際、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

(1) 被災者の同居の親族の場合

被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

(2) 被災者の同居でない親族又は職場等の関係者の場合

被災者の負傷又は疾病の状況

(3) 被災者の知人等被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者の場合

町が保有している安否情報の有無

上記のほか、被災者が提供について同意している安否情報については、その同意の範囲内で、又は公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、当該被災者にかかる安否情報を提供することができる。

なお、照会に対する回答を適切に行い、又は回答の適切な実施に備えるために必要があると

認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2 安否情報の照会

安否情報について照会しようとする者は、町に対し、次の事項を明らかにして行わなければならない。

- (1) 氏名、住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項
- (2) 照会にかかる被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- (3) 照会をする理由

3 被災者に関する情報の利用

町は、安否情報の回答を適切に行い、又は回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 安否不明者等の氏名等公表

町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

町は、要救助者の迅速な把握による救助・搜索活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、町が定める手順に従い、県等と連携のうえ、安否不明者、行方不明者、死者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

第2節 災害広報・広聴対策

第3編 地震災害応急対策 第1章 初動期の応急活動 第4節 災害広報・広聴対策に準じる。

第3節 応援の要請・受入れ及び支援体制の整備

第3編 地震災害応急対策 第1章 初動期の応急活動 第5節 応援の要請・受入れ及び支援体制の整備に準じる。

第4節 自衛隊に対する災害派遣の要請依頼・受入れ

第3編 地震災害応急対策 第1章 初動期の応急活動 第6節 自衛隊に対する災害派遣の要請依頼・受入れに準じる。

第5節 消火・救助・救急活動

第3編 地震災害応急対策 第1章 初動期の応急活動 第7節 消火・救助・救急活動に準じる。

第6節 医療救護活動

第3編 地震災害応急対策 第1章 初動期の応急活動 第8節 医療救護活動に準じる。

第7節 二次災害の防止対策

第3編 地震災害応急対策 第1章 初動期の応急活動 第10節 二次災害の防止に準じる。

第8節 緊急輸送活動・交通規制

第3編 地震災害応急対策 第1章 初動期の応急活動 第11節 緊急輸送活動・交通規制に準じる。

第9節 避難所の開設・運営

第3編 地震災害応急対策 第1章 初動期の応急活動 第12節 避難所の開設・運営に準じる。

第3章 災害復旧期の活動

第1節 災害救助法の適用

第3編 地震災害応急対策 第2章 応急復旧期の活動 第1節 災害救助法の適用に準じる。

第2節 緊急物資の供給

第3編 地震災害応急対策 第2章 応急復旧期の活動 第2節 緊急物資の供給に準じる。

第3節 保健衛生活動

第3編 地震災害応急対策 第2章 応急復旧期の活動 第3節 保健衛生活動に準じる。

第4節 要配慮者等の支援対策

第3編 地震災害応急対策 第2章 応急復旧期の活動 第4節 要配慮者等の支援対策に準じる。

第5節 ライフラインの確保

第3編 地震災害応急対策 第2章 応急復旧期の活動 第5節 ライフラインの確保に準じる。

第6節 建築物・住宅応急対策

第3編 地震災害応急対策 第2章 応急復旧期の活動 第6節 建築物・住宅応急対策に準じる。

第7節 農林関係応急対策

第3編 地震災害応急対策 第2章 応急復旧期の活動 第7節 農林関係応急対策に準じる。

第8節 応急教育等

第3編 地震災害応急対策 第2章 応急復旧期の活動 第8節 応急教育等に準じる。

第9節 文化財の応急対策

第3編 地震災害応急対策 第2章 応急復旧期の活動 第9節 文化財の応急対策に準じる。

第10節 廃棄物の処理

第3編 地震災害応急対策 第2章 応急復旧期の活動 第10節 廃棄物の処理に準じる。

第11節 遺体の収容・処理及び埋火葬

第3編 地震災害応急対策 第2章 応急復旧期の活動 第11節 遺体の収容・処理及び埋火葬に準じる。

第12節 自発的支援の受入れ

第3編 地震災害応急対策 第2章 応急復旧期の活動 第12節 自発的支援の受入れに準じる。

第13節 社会秩序の維持

第3編 地震災害応急対策 第2章 応急復旧期の活動 第13節 社会秩序の維持に準じる。

第7編 その他災害応急対策

第1章 大規模火災

第1節 警戒活動

《担当部・機関》

消防部災害活動班・奈良県広域消防組合

第1 火災警報

火災気象通報は、消防法に基づいて奈良地方気象台長が気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、その状況を知事に通報するもので、知事は、町長に伝達する。

火災気象通報の基準は、次のとおりである。

- (1) 実効湿度が65%以下で、最小湿度が40%以下となり、最大風速7m/s以上の風が吹く見込みのとき。ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

奈良県広域消防組合管理者は、知事から火災気象通報を伝達された場合、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認める場合は必要に応じて、消防法第22条第3項の定めによる火災警報を発表する。

第2 火災発生状況の把握

奈良県広域消防組合は、より多くの人命の安全確保と被害の拡大防止を図るため、高所見張り、通報、有線、無線通信施設を効果的に活用して火災発生状況の早期把握に努めるとともに、関係機関への情報伝達を行う。また、町は消防水利としてため池を使用する場合、水利組合との連絡調整を行う。

第3 住民への周知

奈良県広域消防組合は、防災行政無線、広報車等を利用し、消防団、自主防災組織などの住民組織と連携して、住民に警報を周知する。周知にあたっては、要配慮者に配慮する。

第2節 応急対策

《担当部・機関》

消防部災害活動班・奈良県広域消防組合・関係機関

第1 林野火災応急対策

林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合があること、気象状況の変化により延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への応援職員・放水活動に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意して備えを行う必要がある。このため、消防機関を始めとする地方公共団体は、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行う。

奈良県広域消防組合は、林野における大規模な火災が発生した場合、林野火災の特異性を考慮し、関係機関と密に連携を図り、迅速かつ組織的に対処し人家被害、森林資源の焼失等の軽減を図る。

1 火災通報等

(1) 通報基準

火災の規模等が県の定める通報基準に達したとき、又は特に必要と認めるときは、県に即報を行う。その後1時間ごとに状況を通報する。なお、県の定める通報基準は、次のとおりである。

- ア 焼損面積が5ha以上と推定される場合
- イ 覚知後3時間を経過しても、鎮火できない場合
- ウ 空中消火を要請する場合
- エ 住家等へ延焼するおそれがあるなど社会的に影響度が高い場合

(2) 火災発見者の義務

森林・原野等で火災の発見をしたものは、直ちに最寄りの消防機関に通報しなければならない。また、発生した火災が微少な場合に限り、消防隊が到着するまでの間、地域住民等の協力を得て、自身に危険が及ばない範囲内で初期消火活動にあたる。

2 災害情報の収集

消防機関は、無人航空機等を活用し、夜間も含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握する。

3 活動体制

林野火災の規模に応じた本部体制をとり、地元消防団、森林管理者及び消防防災ヘリコプター等と協力して人命を第一に効果的な消火活動及び延焼阻止活動を行う。

(1) 現場指揮本部の設置

- ア 林野火災発生の通報があった場合は、県警察（西和警察署）等関係機関と連携して、火災防ぎょ活動を行う。
- イ 火災の規模等が通報基準に達したときは、県に即報を行う。

(2) 現地対策本部の設置

火災の規模が大きく総員出動が必要な場合、若しくは隣接市町村等に応援要請を行った場合は、町内に現地対策本部を設置する。なお、現地対策本部の活動は、次のとおりである。

- ア 応援隊、飛火警戒隊、補給隊などの編成
- イ 警戒区域、交通規制区域の指定
- ウ 空中消火の要請又は知事への依頼
- エ 消防庁に対する広域航空消防の応援要請及び自衛隊に対する派遣要請についての検討

4 消防活動及び延焼阻止活動の実施

(1) 情報収集

消防隊は、消防団とともに自ら火災の発生・延焼状況・滑落・落石、火煙に囲まれる危険性等についての情報を収集するほか、現地の林業関係者や地域住民からも情報を求めて早期の状況把握に努める。

現地に出動した消防防災ヘリコプターは、火災の延焼状況を空中から偵察し、地上の消防隊に的確に情報を提供するとともに飛び火の警戒に当たる。また、無人航空機等を活用し、夜間も含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握する。

(2) 消防水利

林野火災では、消防水利の確保が難しい場合が多いので、あらかじめ作成した消防水利マップにより最寄りの水源からの送水ルートの早期確保に努める。

また、自然水利が得られない場合は、コンクリートミキサー車等、水を運搬できる車両を保有する事業者に消火用水の運搬について協力を依頼する。

(3) 消火活動の実施

消防隊は、消防ポンプ、背負いポンプ等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。必要があれば消防防災ヘリコプターによる空中消火を行う。また、通常の消火活動による延焼阻止が困難と判断される場合には、森林所有（管理）者と調整の上、林業関係者と協力して森林の伐採により臨時的防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。

5 孤立者等の救出

現地に出動した消防防災ヘリコプターは、火災現場を空中から偵察し、孤立した負傷者及び退路を断たれたものを発見したときは、直ちに他の業務に優先して救出活動を行う。

6 現地指揮本部の設置

火災の規模が大きく総員出動が必要な場合は、当該消防本部の消防長を本部長とする現地指揮本部を現場近くに開設し、消火活動の指揮にあたる。

7 避難・誘導

(1) 森林内の滞在者の退去

町、県警察及び消防団等は、森林火災発生の通報をうけたときは直ちに広報車等により火災発生区域周辺に広報を行い、登山者、林内作業者など森林内の滞在者に速やかに退去するよう呼びかける。道に迷ったものに遭遇したときは、安全な避難路を指示し、必要に応じて安全な場所まで誘導する。

消防防災ヘリコプターは、空中より避難の呼びかけを行う。

(2) 地元住民の避難

町長は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断した場合には、住民に対し避難指示等を行い、警察等と協力して住民を安全に避難させる。

8 鎮火後の措置

消防機関は、活動終期にあつては、空中からの熱源探査並びに地上での警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行う。また、林野火災鎮火後も再発に備えてなおしばらくは警戒にあたる。

森林所有（管理）者は、消失した林地が放置されて崩壊を起こすことがないよう、速やかに植林や治山工事等の二次災害防止のための措置を行うものとし、町長はそのための指導を行う。

第2 密集市街地等その他火災応急対策

火災の状況に応じた部隊配備を行うとともに、道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動を実施する。

また、延焼動態から、火災の危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定など、効率的な部隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

1 災害対応の優先度

延焼火災及び救出・救助事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

2 火災防ぎょ活動の原則

(1) 避難場所、避難路確保優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難路の確保等防ぎょを行う。

(2) 消火活動重点地域・消火可能地域優先

同時に多数の延焼火災が発生した場合は、消火活動重点地域及び消火可能地域を優先に防ぎょする。

(3) 市街地火災防ぎょ優先

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防小隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地火災防ぎょを優先し、それを鎮圧した後に部隊を集中して防ぎょにあたる。

(4) 特殊建物等の重要対象物優先

特殊建物等の重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に火災が発生した場合は、特殊建物等の重要対象物の防護上必要な防ぎよを優先する。

3 火災防ぎよ活動の区分

(1) 分散防ぎよ活動

同時多発火災に対処するため消防隊を分散出場させ、火災を少数小隊で防ぎよする。

(2) 重点防ぎよ活動

延焼火災のうち広域避難場所及び避難路に影響を与えるおそれのある火災に対して消防隊を集結させる。

(3) 拠点防ぎよ活動

広域避難場所の安全確保のみを目的とする。

4 密集市街地火災の防ぎよ対策

(1) 初動体制の確立

(2) 火災態様に応じた部隊配備

(3) 道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動

(4) 延焼阻止線の設定

(5) 自主防災組織及び事業所等の自衛消防組織による自発的な初期消火活動

5 高層建築物等火災の防ぎよ対策

(1) 活動期における出動小隊の任務分担

(2) 排煙、進入時等における資機材の活用

(3) 高層建築物等の消防用設備の活用

(4) 高層建築物における屋上緊急離着陸場の活用

(5) 水損防止

6 広域断水時火災の防ぎよ対策

(1) 防火水槽及び自然水利の適切な活用による水利の確保

(2) タンク車の優先出動及び活動

(3) 有効かつ的確な水利統制

(4) 機械性能の保持及び積載ホースの増加

7 同時多発火災の防ぎよ対策

(1) 出動部隊数の調整及び活動部隊数の合理化並びに無線統制

(2) 消防団との連携

(3) 非常招集による緊急増強隊の編成

(4) 他市町村消防応援隊の要請及び活用

(5) 出動体制の迅速化

(6) ホースの確保

(7) 防火水槽及び自然水利の活用

第3 人命救助活動

奈良県広域消防組合は、県警察（西和警察署）等との密接な連携のもと、迅速かつ的確に人命救助・救出活動を実施する。

1 活動の方針

(1) 奈良県広域消防組合及び消防部災害活動班は、県警察（西和警察署）と相互に緊密な連絡を取り、協力して救出にあたる。

また、必要に応じて奈良県消防広域相互応援協定締結市町村、広域航空消防、緊急消防援助隊及び自衛隊等に総務部総務班を通じ協力を要請する。

(2) 特殊機器を必要とする作業は、関係機関と密接な連携のもとに行う。

また、作業用重機は、協定業者等の協力を得て、必要とする現場に配置する。

(3) 県警察（西和警察署）、消防応援隊、自衛隊等と協力して、必要に応じ地区割等を調整し効率的な救助活動を行う。

(4) 医療救護所を開設し、救急隊員等によるトリアージ（治療の優先順位の決定）を実施し、効果的な救急活動を実施する。

(5) トリアージ（治療の優先順位の決定）の結果、救命処置を必要とする重症患者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。

(6) 延焼火災及び救助・救急事案が同時に多発している場合は、人命救護活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

2 活動の要領

(1) 重傷・重体者の救出を優先する。

(2) 被害拡大の防止を実施する。

(3) 傷病者の救出を実施する。

(4) 医療救護所への傷病者の搬送を実施する。

(5) 二次災害の予防措置に徹底を図り実施する。

(6) 遺体を発見した場合は速やかに所定の手続をとる。

第4 消防活動に係る応援の要請・受入れ

1 応援の要請

(1) 奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援要請

災害による災害の拡大が著しく、町単独では十分に消防活動が実施できない場合は、奈良県消防広域相互応援協定に基づき他市町村消防機関の応援を要請する。

(2) 知事への応援要請

大規模災害発生時に、必要な場合は、奈良県消防広域相互応援協定のほか消防組織法第43条及び災害対策基本法第72条の規定による知事の指示権の発動を要請し、防災活動及び応急業務の人材確保に努める。

消防機関は、急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、林野火災の発生を他の消防機関や消防防災航空隊、自衛隊に情報共有するとともに、早期に応援を要請する。

(3) 広域航空消防の応援要請

大規模災害発生時に、緊急消防援助隊に対する出動要請、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援要請等を知事を通じて行う。

(4) 緊急消防援助隊の応援要請

町長は、被害の状況、町の消防力及び県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して緊急消防援助隊の出動要請を行う。この場合において、知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して要請を行う。

2 応援隊の受入れ

応援隊の派遣が決定した場合は、次の点に留意して応援隊の活動が十分に行えるよう努める。

- (1) 応援隊の宿泊施設及び資機材の保管場所を確保する。
- (2) 応援隊は、水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等を活用する。
- (3) 応援隊は、人員・資機材の搬送にあたって、山間地の悪路・隘路でも走行可能な車両を適切に活用する。
- (4) 応援隊は、地域の実情に精通した消防団を含む消防機関と情報共有を密にして連携の強化を図る。
- (5) 応援隊との連絡調整のため連絡担当者を指名する。
- (6) 消防作業実施期間中は、現場に責任者を置き、応援隊指揮者と協議し、作業の推進を図る。
- (7) 必要に応じて県警察（西和警察署）に対して、被災地域等への誘導を依頼する。
- (8) ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

3 要配慮者への配慮

町は、林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮する。

第2章 突発重大事故等

関係機関と協力のうえ、被害の状況に応じ適切な応急対策を講じる。

《担当部・機関》

消防部災害活動班・奈良県広域消防組合・関係機関

第1節 突発重大事故等の種類

突発重大事故等として取り上げる災害の例は次のとおりである。

第1 航空機墜落事故

第2 旅客列車の衝突転覆事故

第3 大規模な自動車事故

第2節 応急対策

大規模交通災害が発生した場合、関係機関と協力のうえ、応急対策を実施する。

第1 連絡体制

1 施設管理者からの通報

施設管理者は、119番通報等によって奈良県広域消防組合へ大規模交通災害の発生を連絡する。

2 関係機関への連絡

町域において大規模交通災害の発生の通報を受けた場合は、災害状況の把握に努めるとともに、事故の概要を直ちに県に報告のうえ、県警察（西和警察署）及び関係機関に連絡する。

第2 応急対策の実施

1 災害応急活動体制

災害の状況に応じた災害応急活動体制をとるとともに、県及び関係機関の職員並びに関係者の派遣を要請する。

町の災害応急活動体制は、原則として町長の判断によって決定する。

2 現地災害対策本部の設置

必要に応じて現地災害対策本部を現地又は適当な場所に設置する。現地災害対策本部では、情報の一元化、効果的な災害応急対策を実施するため総合的な連絡調整を行う。

3 応急対策活動

必要に応じて警戒区域を設定し、避難の指示等の応急対策を実施し、住民の身体・生命の安全確保、災害の拡大防止に努める。

また、県をはじめ関係機関への連絡を強化し、各関係機関の行う災害応急対策に積極的に協力する。

4 広域協力体制

災害が広域に及ぶ場合は、隣接市町村と協力体制をとる。

第3節 原子力災害応急対策

本町は、国の原子力災害対策指針が示す、原子力発電所からおおむね30km圏内の「原子力災害が発生した場合にその影響が及ぶ可能性がある区域（原子力災害対策重点区域）」には位置しないが、今後、国等から示される検討結果や被害想定などをもとに、原子力災害の応急対策について検討を行っていく。また、福井県など、原子力発電所立地県からの避難者の受入れについて、積極的に協力していく。

第1 広報・相談活動の実施

町は、県から入手した正確な情報を、防災行政無線、広報車、緊急速報メール等を活用し、住民に伝達する。

第2 県外からの避難者の受入れ

町は、県又は原発立地市町村等から直接、避難者の受入れについて要請があれば、県と連携し、可能な限り要請に応じる。

また、町は、受け入れた避難者のニーズの的確な把握に努め、対応する。

第8編 風水害等災害復旧・復興対策

第1章 生活の安定

第1節 公共施設等の復旧

第4編 地震災害復旧・復興対策 第1章 生活の安定 第1節 公共施設等の復旧・復興に準じる。

第2節 り災証明の発行

第4編 地震災害復旧・復興対策 第1章 生活の安定 第2節 り災証明の発行に準じる。

第3節 激甚災害の指定

第4編 地震災害復旧・復興対策 第1章 生活の安定 第3節 激甚災害の指定に準じる。

第4節 被災者の生活確保

第4編 地震災害復旧・復興対策 第1章 生活の安定 第4節 被災者の生活確保に準じる。

第5節 中小企業の復興支援

第4編 地震災害復旧・復興対策 第1章 生活の安定 第5節 中小企業の復興支援に準じる。

第6節 農林業関係者の復興支援

第4編 地震災害復旧・復興対策 第1章 生活の安定 第6節 農林業関係者の復興支援に準じる。

第2章 復旧・復興の基本方針

第1節 災害復旧・復興方針の策定

第4編 地震災害復旧・復興対策 第2章 復旧・復興の基本方針 第1節 災害復旧・復興方針の策定に準じる。

第2節 災害復旧・復興計画の策定

第4編 地震災害復旧・復興対策 第2章 復旧・復興の基本方針 第2節 災害復旧・復興計画の策定に準じる。

第3節 体制の整備

第4編 地震災害復旧・復興対策 第2章 復旧・復興の基本方針 第3節 体制の整備に準じる。

斑鳩町地域防災計画

令和8年3月改訂

発行 斑鳩町防災会議
編集 斑鳩町 総務部 安全安心課

〒636-0198
奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西3丁目7番12号
電 話 0745-74-1001
FAX 0745-74-1011
E-mail anzen@town.ikaruga.nara.jp